

確認申請審査、建築許可、認定等

事務取扱要領

〔2025年版〕

第1編 確認申請審査・検査等

I 確認申請書並びに添付図書の作成

- 1 図書の種類及び明示事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 確認申請書、計画概要書、建築工事届、OCR票の記入上の注意・・・・・・・・ 3
- 3 確認申請書に添付する書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

II 確認申請書の下見審査等

- 1 確認申請書（計画通知を含む）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 許可申請書等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 仮使用認定申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

III 確認申請書等の事務処理

- 1 確認の事務処理（建築物・工作物）・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 確認の事務処理（昇降機・遊戯施設）・・・・・・・・・・・・・・ 17

IV 確認済証交付後における諸手続

- 1 計画変更確認の事務処理（建築物・工作物）・・・・・・・・ 19
- 2 申請書記載事項変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 3 工事取止（取下）の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 4 工事施工、中間検査・完了検査申請に係る各種報告・・・・・・・・ 27
- 5 中間検査申請に伴う手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 6 完了検査申請に伴う手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 7 用途変更の工事完了手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 8 仮使用認定申請に伴う手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 9 建築計画概要書・処分等の概要書の閲覧・・・・・・・・・・・・ 37
- 10 確認済証・検査済証交付済みの証明・・・・・・・・・・・・・・ 37
 - （資料）閲覧に関する規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
 - （資料）検査済証等処理経過の証明願・・・・・・・・・・・・ 39
- 11 建築確認台帳記載事項証明書の交付・・・・・・・・・・・・・・ 40

第2編 許可・認定・届出等

I 建築基準法・関係法令・条例による許可、認定等

（1）建築基準法による許可

- 1 〔法第43条第2項第2号〕接道要件緩和の許可・・・・・・・・ 43
 - （資料）建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可に係る
建築審査会一括同意基準・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 2 〔法第44条第1項〕道路内建築制限緩和の許可・・・・・・・・ 49
 - （資料）バス停留所の待合所に係る建築審査会一括同意基準・・・・・・・・ 51
 - （資料）高速道路の料金所等に係る建築審査会一括同意基準・・・・・・・・ 52
- 3 〔法第48条〕用途制限緩和の許可・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- 4 〔法第51条〕卸売市場等の特殊建築物の許可・・・・・・・・ 55
- 5 〔法第52条第14項〕機械室等の容積率制限緩和の許可・・・・・・・・ 57
- 6 〔法第55条第4項〕第1種・第2種低層住居専用地域内の
高さ制限緩和の許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

(資料) 建築基準法第 55 条第 4 項第 2 号に基づく許可に係る 建築審査会一括同意基準	61
7 [法第 56 条の 2 第 1 項] 日影による高さ制限緩和の許可	62
(資料) 建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書許可の取扱い基準	64
(資料) 建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書許可における 建築審査会一括同意基準	67
8 [法第 59 条の 2 第 1 項] 総合設計許可	69
9 [法第 85 条第 6 項] 仮設建築物許可	71
(資料) 防火地域及び準防火地域内の仮設建築物の構造について	73
10 [法第 86 条第 3 項、第 4 項] 一団地・連担建築物の許可	74
11 建築許可の設計変更に関する取扱い	76
(2) 関係法令による許可	
1 [宅地造成等規制法] 宅地造成に関する工事の許可・完了	77
2 [宅地造成及び特定盛土等規制法] 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可・完了	81
3 [宅地造成及び特定盛土等規制法] 土砂の堆積に関する工事の許可・完了	86
4 [都市計画法第 29 条、第 41 条、第 42 条、第 43 条] 開発行為に伴う許可、市街化調整区域における建築許可	89
5 [都市計画法第 53 条] 都市計画施設等における建築許可	98
6 [都市計画法第 65 条] 都市計画事業地内における建築許可	99
(3) 建築基準法による認可	
1 [法第 73 条第 1 項] 建築協定の認可	100
(4) 建築基準法等による認定	
1 [法第 7 条の 6 第 1 項] 仮使用認定	103
2 [法第 43 条第 2 項第 1 号] 接道要件緩和の認定	106
3 [法第 55 条第 2 項] 第 1 種・第 2 種低層住居専用地域内の 高さ制限緩和の認定	108
4 [令第 131 条の 2 第 2 項] 計画道路・予定道路の前面道路認定 (資料) 計画道路・予定道路を前面道路とみなす基準	111
5 [法第 68 条の 3] 地区計画等の区域内における制限緩和の認定	112
6 [法第 86 条] 一団地認定・連担建築物の認定	114
7 [法第 86 条の 8、法第 87 条の 2] 全体計画認定	116
8 [県条例第 25 条] 敷地の自動車の出入口に関する認定	118
9 [県条例第 26 条] 大規模な自動車車庫の構造に関する認定	121
10 [バリアフリー法第 17 条] バリアフリー法の認定	123
11 [長期優良住宅の普及の促進に関する法律] 長期優良住宅建築等計画等の認定	126
12 [都市の低炭素化の促進に関する法律 (エコまち法) 第 54 条] 低炭素建築物新築等計画の認定	131
13 [都市再生特別措置法第 19 条の 19 第 1 項] 備蓄倉庫等の容積率制限緩和の認定	136
14 [建築物省エネ法第 29 条] 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	138
15 [租税特別措置法] 優良住宅の認定	141

(5) 建築基準法による指定

- 1 [法第 42 条第 1 項第 5 号] 道路位置指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 143

(6) 関係法令による判定

- 1 [建築物省エネ法第 11 条第 1 項]
建築物エネルギー消費性能適合性判定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 145
- 2 [建築物省エネ法施行規則第 5 条]
建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更・・・・・・・・・・・・ 148

II 建築基準法等に基づく届出等

(1) 建築基準法に基づく届出等

- 1 [法第 12 条第 1 項、第 3 項] 定期報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 151
- 2 [法第 12 条第 8 項] 建築物等に係る台帳の整備・保存・・・・・・・・・・ 154
- 3 [法第 90 条の 3] 工事中の安全上の措置等に関する計画の届出・・・・ 155

(2) 関係法令等に基づく届出等

- 1 [宅地造成及び特定盛土等規制法第 21 条] 宅地造成等に関する工事等の届出・・・・ 157
- 2 [細則第 3 条] 附置義務駐車場・大規模な自動車車庫・・・・・・・・・・ 160
- 3 [中高層紛争予防条例] 中高層建築物に関する届出・・・・・・・・・・・・ 162
(資料) 近隣関係者・周辺関係者の範囲について
(中高層紛争予防条例第 2 条第 2 項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 164
- 4 [中高層紛争予防条例] 共同住宅型集合建築物に関する届出・・・・・・・・ 165
(資料) 隔地駐車場事前協議書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 167
- 5 [人にやさしい街づくりの推進に関する条例 (人街条例)]・・・・・・・・ 168
- 6 [建設リサイクル法] 解体工事等の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 172
- 7 [環境保全条例] 建築物環境計画書 (CASBEE) の届出・・・・・・・・・・・・ 173

第 3 編 資料編

I 確認手続・事務処理関係

- 1 手数料の納付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 176
- 2 確認申請書の面積、建蔽率等の記入方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 178
- 3 OCR 票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 180
- 4 確認申請書及び OCR 票の用途コード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 182
- 5 念書・委任状等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 184
○念書 (私道に関する)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 185
○委任状 (建築確認済証・検査済証の受領等に関する)・・・・・・・・ 186
- 6 不適合建築物に関する報告書の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 187
- 7 がけに関する調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 190
- 8 計画変更確認申請等の取扱い判定フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 191
- 9 中間検査の特定工程等の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 192
○中間検査を指定する件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 192
- 10 完了検査等の手引き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 195

11	確認・検査関係事務処理表	198
12	構造審査に関する各種届出・報告	200
	○構造耐力規定に関する既存不適格調書	201
	構造耐力規定に関する既存不適格調書<記入例>	205
	○耐震診断等報告書	209
	○用途変更における構造耐力関係報告書	211
	○工事監理状況報告書 (S・RC・SRC 造)	213
	工事監理状況報告書 (軸組工法)	215
	工事監理状況報告書 (枠組壁工法)	217
	○鉄骨工事施工状況報告書	219
	○検査時構造提出書類一覧	221
	○[耐震改修促進法第 17 条]耐震改修の計画の認定について	222
13	建築物エネルギー消費性能適合性判定の完了検査に関する各種添付書類	225

はじめに

この事務取扱要領は、本市の建築指導行政の事務処理の手引きとして、昭和53年に初版を発行して以来、改訂を重ねてきました。この2025年版は、昨年改訂以後の変更に加え、本年度の新たな改訂につき加筆修正を加えたものです。

建築基準法の改正などにより、新たな制度の創設や各種手続き・取扱いの変更がなされ、建築指導行政を取り巻く状況は日々変化してきております。

事務取扱要領は、令和7年9月時点における建築指導課・開発指導課・建築審査課・建築安全推進課での建築確認・許可・認定・検査等の事務を系統立てて整理し、事務処理の流れに沿って、その内容を説明しています。

全体は3つの編で構成されています。

第1編には、主として建築審査課の事務である確認申請・検査等に関する事務を、第2編には建築指導課・開発指導課等の事務である許可・認定等の事務を、第3編には関連する資料をそれぞれ掲載しています。

第1編、第2編に掲載した各事務については、それぞれの内容の全体像を理解しやすいよう、できるだけ事務処理のフローチャートを掲載するとともに、一括してまとめうる事項は一覧表にまとめて説明しています。また、事務処理の段階ごとに必要に応じて関係法令、指導基準、留意事項等について記述し、より適切に事務が遂行できるよう配慮しています。さらに、事務処理上参照すべき事項については、説明文中に関係資料の掲載位置を明示して、各資料と対照できるようにしました。

この事務取扱要領は、直接的には事務担当職員の統一的で円滑な事務処理を担保するための手引きとして作成したのですが、それぞれの取扱いについて広く市民（とりわけ建築業等の関係者）の皆様にご覧いただき、これらの事務手続き等が円滑に行われることを期待するものです。

なお、この事務取扱要領は、今後も必要に応じて掲載内容の増補、改訂等を行ってまいりますので、関係各位の率直なご意見をお寄せくださいますようお願いいたします。

令和7年9月

住宅都市局 建築指導部 建築指導課
開発指導課
建築審査課
建築安全推進課

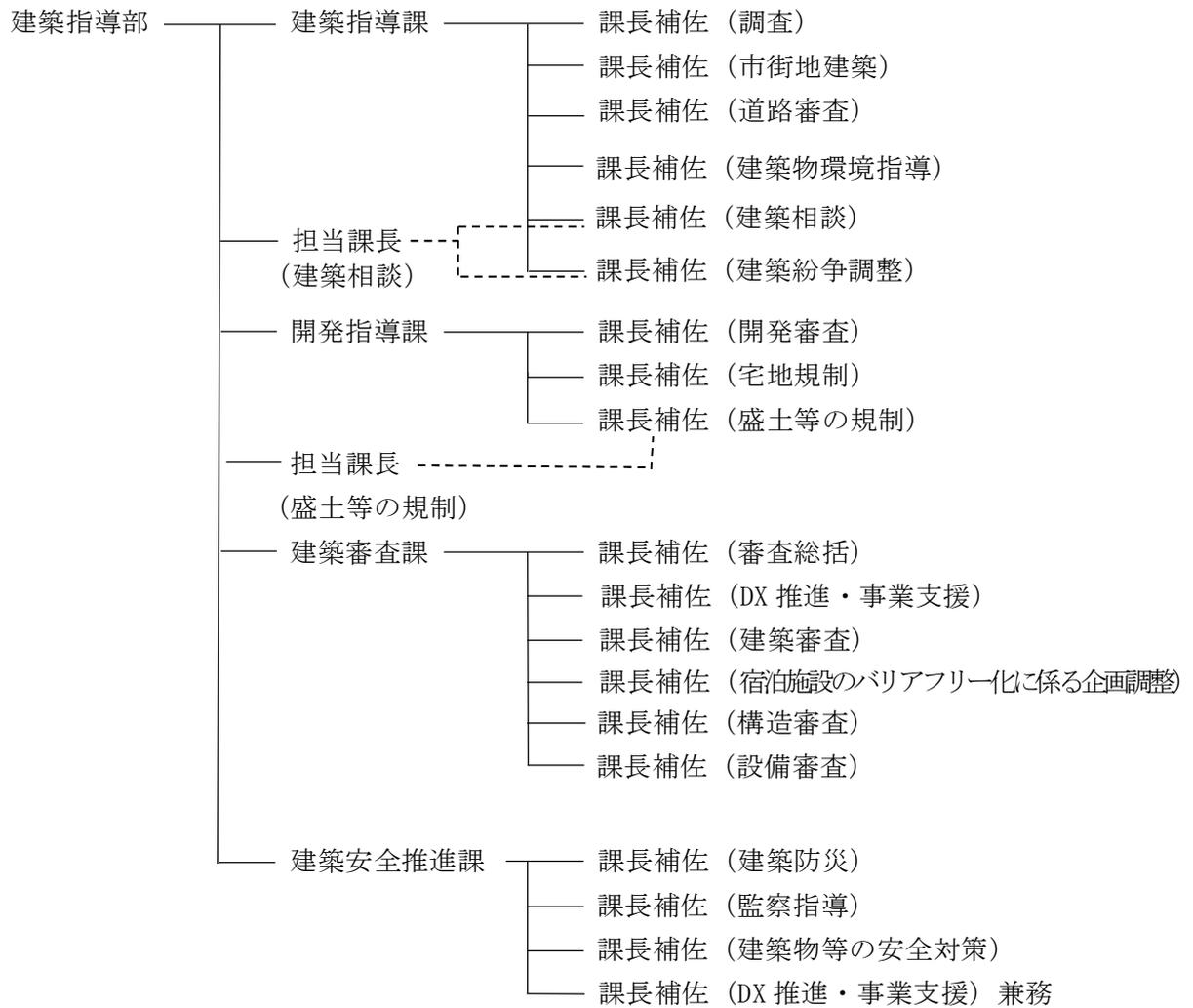
(注) 本書の記述の中で、法令等の名称を次のように略記している場合があります。

- ・ 建築基準法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・法
- ・ 建築基準法施行令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令
- ・ 建築基準法施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・規則
- ・ 名古屋市建築基準法施行条例・・・・・・・・・・・・条例
- ・ 名古屋市建築基準法等施行細則・・・・・・・・・・・・細則
- ・ 愛知県建築基準条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・県条例
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律・・・・バリアフリー法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律・・・・建設リサイクル法
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律・・・・建築物省エネ法
- ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律・・・・・・・・エコまち法
- ・ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律・・・・長期優良住宅法
- ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律・・・・耐震改修促進法
- ・ 名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例・・中高層紛争予防条例
- ・ 人にやさしい街づくりの推進に関する条例・・・・・・・・人街条例
- ・ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例・・・・環境保全条例

また、このほか、名古屋市を「市」と略記している場合があります。

なお、上記のほか都市計画法、宅地造成等規制法等関係法令に関する項目の中で「法」、「令」等と略記している場合は、それぞれの関係法令を示す場合がありますので、ご注意ください。

《建築指導部 組織図》



1 図書の種類及び明示事項

(1) 確認申請に必要な書類は次のとおり。

- ・確認申請書 正・副 各1通
(委任状、付近見取図・配置図及び各階平面図、認定書の写し等)
- ・建築計画概要書 1通
- ・建築工事届 1通
- ・防火対象物工事計画届 1通 (戸建住宅等を除く)
(付近見取図・配置図及び各階平面図等)
- ・確認申請OCR票 1通
- ・適合判定通知書の写し (1通、添付図書・書類一式を含む。)

※構造計算適合性判定が必要な建築物の場合は、愛知県知事が委任する適合性判定機関から交付される適合判定通知書の写し等を、法第6条第4項に規定される期限の日の3日前までに提出する。

(2) 確認申請書(正・副)に添付する図書の種類及び明示事項は、建築基準法施行規則及び名古屋市建築基準法等施行細則によるほか、表1「図書の種類及び明示事項」に掲げるものとし、不必要な図書は添付しないこと。ただし、審査上特に必要と認める場合には、上記図書のほか、建築主事が必要と認める図書の添付を求める場合がある。

(3) 添付図面はA4サイズに折り、綴じること。ただし、建築計画概要書、建築工事届は正本とは別にする。また、建築確認申請OCR票は汚したり折り曲げたりしないこと。

(4) 消防法に基づく図書は、防火対象物工事計画届(確認申請書の写し、その他必要な図面及び消防用設備等の関係図を添付)1通を確認申請書に別添として提出すること。

表1 図書の種類及び明示事項

1. 一般関係図書

図書の種類	明 示 事 項	備 考
配 置 図	1. 道路種別 (・法第42条第1項第○号等を明示のこと・同項第5号による道路位置指定を受けた道の場合、指定年月日、番号を明記)・幅員、幅員4m未満の道路(2項道路)の場合は道路後退線 2. 敷地の境界線寸法 3. 申請外建築物の経歴(確認済証・検査済証年月日、番号等)、用途、構造(木造、鉄骨造、準耐火建築物等)、面積、階数、今回防火改修部分・改修方法の明記 増築する場合は、同一棟既存建築物の平面図 4. 地域、地区等が2以上にわたる場合には、その地域、地区等の境界線を記入し、それぞれの地域、地区内にある敷地面積及び加重平均建蔽率、容積率の計算 5. 高度地区、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域内にあつては、申請建築物から制限に関する部分の敷地境界線までの距離、敷地境界線・前面道路等と真北との角度 6. 計画道路、高速度鉄道用地等が敷地を横切る場合は、その計画予定線 7. 擁壁・門・塀の位置、構造種別、寸法、高さ	1. 公道の幅員が明らかでない場合は、道路管理者等と協議の上、幅員の確定をすること ベランダ、ポーチ等の記入漏れのないようにすること 〔軒出、基礎等の位置(境界に近接した場合のみ)〕

図書の種類		明 示 事 項	備 考
配 置 図		8. 浄化槽の位置、放流経路、道路、側溝及び排水路（既存の浄化槽については、設置年月日、型式及び容量（〇人槽）を記入） 9. 車庫等の場合にあつては、敷地の出入口（愛知県建築基準条例第 25 条に該当する場合）に関する事項	8. 浄化槽を有するもの又は特殊な排水を出すもの （浄化槽が既に設置されている場合は各担当の保健センターから交付される浄化槽設置状況票を添付すること）
平 面 図	一 般 構 造	1. 申請部分と他の部分との区別、工事種別 2. シックハウス換気設備及び台所等の火気使用室の換気設備 3. 筋かい、通し柱の位置、壁量計算表 4. 平家建てにおける脱出口（臨海部防災区域内に限る。）の位置 5. 面積計算に使用する寸法	3. 壁量計算表は、必要に応じ添付すること
	防 火 ・ 避 難	1. 防火設備の種類、寸法、自動閉鎖機構及び解錠装置等（シャッターについては、特定防火設備・防火設備の区別、くぐり戸の位置、遮煙性能等） 2. 台所等火気使用室の垂れ壁の位置 3. 住宅用火災警報器（住宅用防災警報器）の位置	1. 煙感知器連動による防火設備及び防煙壁の構造等は設備図面に別途明記すること 2. 火源から天井までの距離の 1/2 以上火源から離れた位置とすること
断 面 図		1. バルコニー等の天井高さ、手すり高さ及びその上部の開放寸法 2. 敷地の断面図	2. 地盤面、隣地、道路において 1 m 以上の高低差がある場合
室 内 仕 上 表 (下地材も含む)		1. 内装制限を受ける部分（排煙設備規定関連の告示による内装制限を含む。）の下地材及び仕上げ材の種類、材料の厚さ及び認定番号 2. ホルムアルデヒドの程度を示す等級の表示	1. 内装制限を受ける建築物の部分に限る
床 面 積 求 積 図		1. 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	

(注) 工作物、昇降機は別途、確認申請書を提出する（小荷物専用昇降機（テーブルタイプに限る）及び 3 号建築物に設ける昇降機等を除く）

(1) 確認申請書

作成に際しては、次に掲げる事項に注意し、記入については、確認申請書（規則第2号様式）に記載される注意事項をよく読み、楷書で正しく記入する。高さ、面積、建蔽率等の数字の記入方法については<第3編I—2p.178>を参照すること。

(第一面)

申請書は正・副各1通の提出が必要であるが、副本は正本のコピーとする。申請者が法人の場合にあつては、社名のほか代表者氏名を忘れずに記入する。

(第二面) 建築主等の概要

【2. 代理者】

建築主の委任を受けた者を記入すること。

【3. 設計者】

事務所登録のない設計者が親戚、知人等の建築設計をする場合は、その関係の念書を提出すること。

【5. 工事監理者】

原則として申請時には工事監理者が定められていること。未定の場合は「未定」と記載し、後日、工事着手前に工事監理者を選定した後、申請書記載事項変更届（細則第27号様式）をすみやかに提出すること。

【6. 工事施工者】

5欄と同じ要領とし、建設業の許可番号も記入すること。

【7. 構造計算適合性判定の申請】

構造計算適合性判定の要否を記入し、必要な場合は申請先（未申請の場合は予定）を記入すること。

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

7欄と同じ要領とする。

(第三面) 建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】

敷地の地名地番（住居表示の番号でなく、土地登記簿の地番）まで詳細に記入すること。

正 名古屋市〇〇区〇〇（町）×丁目×番×

誤 名古屋市〇〇区〇〇（町）×丁目〇番〇号

【2. 住居表示】

住居表示が定まってない場合は記入しないこと。

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】

(例) 臨港地区、宅地造成工事規制区域、都市計画公園、都市計画緑地、緑化地域、臨海部防災区域第〇種、〇〇地区計画、中高層階住居専用地区、研究開発地区、第〇種特別工業地区、文教地区、大規模集客施設制限地区、外壁後退〇m、〇m高度地区、都市機能誘導区域内・外、居住誘導区域内・外、〇〇土地区画整理事業、第〇種風致地区、建築協定、特定都市河川流域

【6. 道 路】

敷地が幅員 4 m 未満の建築基準法第 42 条第 2 項道路に接している場合は、4m と記入し、カッコ書きで幅員等について現地調査、土木事務所等への照会等により十分調査した上で正しい現況の幅員を記入すること。

【7. 敷地面積】

敷地の水平投影面積を記入すること。

敷地が幅員 4 m 未満の建築基準法第 42 条第 2 項道路に接している場合は、その道路の中心線から 2 m 後退した線を道路境界線とみなして算定した敷地面積を記入すること。

【9. 工事種別】

新築、増築、改築、移転、用途変更等の工事種別は、申請敷地全体からみた種別のチェックボックスに「レ」マークを入れること。（複数の工事を行う場合は該当種別すべてに入れること）

（例）敷地内に既存建築物がある場合に、別棟の建築物を新築する場合は「増築」となる。

【11. 延べ面積】

床面積の算定方法は、昭和 61 年 4 月 30 日建設省住指発第 115 号による。

【12. 建築物の数】

延べ面積が 10 m²以内のものについても、棟数として算入すること。

【13. 建築物の高さ等】

【ハ. 構造】は敷地内の主要棟の構造を記入すること。

【15. 工事着手予定年月日】

予定の範囲で年月日を記入すること。

【16. 工事完了予定年月日】

予定の範囲で年月日を記入すること。

【17. 特定工程工事終了予定年月日】

政令で定める工程のほか、名古屋市で別途指定している工程を予定の範囲で年月日を記入すること。

（注）政令で定める工程においては、工区を複数に分ける場合はその回数分記入すること。

【19. その他必要な事項】

参考事項又は他に書き表せない事項を記入すること。（既存不適格条項等）

（第四面）建築物別概要〔申請建築物の棟ごとに記入すること。〕

床面積が 10 m²以内の別棟の建築物であっても、構造、高さ、屋根材等の確認が必要なため、原則として第四面を添付すること。

【1. 番 号】

建築物が 2 以上の場合は、申請建築物ごとに通し番号を付し、配置図の当該建築物にも、その番号を記入すること。

【5. 主要構造部】

「耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）」、「耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合）」、「建築基準法施行令第 108 条の 4 第 1 項第 1 号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー 1）」（建築基準法施行令第 109 条の 3 第 1 号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。）又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー 2）」（同条第 2 号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。）のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れること。いずれにも該当しない場合は「その他」に「レ」マークを入れること。

【6. 建築基準法第 21 条及び第 27 条の規定の適用】

「建築基準法施行令第 109 条の 5 第 1 号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第 21 条第 1 項ただし書に該当する建築物」、「建築基準法施行令第 109 条の 7 第 1 号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法施行令第 110 条第 1 号に掲げる基準に適合する構造」又は「その他」（上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第 21 条又は第 27 条の規定の適用を受けるもの）のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れること。また、「建築基準法施行令第 109 条の 5 第 1 号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第 110 条第 1 号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合においては、5 欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れること。建築基準法第 21 条又は第 27 条の規定を受けない場合は「建築基準法第 21 条又は第 27 条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れること。

【7. 建築基準法第 61 条の規定の適用】

「耐火建築物」、「延焼防止建築物」（建築基準法施行令第 136 条の 2 第 1 号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。）、「準耐火建築物」、「準延焼防止建築物」（同条第 2 号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。）又は「その他」（上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第 61 条の規定の適用を受けるもの）のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れること。建築基準法第 61 条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第 61 条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れること。

【8. 階 数】

建築物の部分によって階数を異にする場合には、最大の階数を記入すること。

【9. 高 さ】

増築部分の高さが、既設部分より低い場合でもその棟の最も高い部分までの高さを記入すること。（軒の高さも同様）

「ロ」欄の最高の軒の高さは、地盤面から建築物の小屋組又は横架材（はり、臥梁、けた）を支える壁、敷桁、柱上端で最も高いところまでの垂直距離を記入すること。

【10. 建築設備の種類】

建築物に設ける建築設備を列記し、その概要を記載した書面又は図面を添付すること。

【12. 床 面 積】

申請建築物の塔屋階の最上階から下階へと各階の床面積を記入すること。（欄が足りないときは、別紙を追加して記入）

既存建築物がない場合は、「申請以外の部分」は、空白又は横線を引くこと。

【13. 屋 根】

日本瓦葺、鉄板葺、ALCシート防水、コンクリート金コテシート防水等のように記入し、告示・認定番号を記入すること。

【14. 外 壁】

外壁の主な仕上げを記入し、告示・認定番号を記入すること。

（例）ラス下地モルタル塗厚 2cm（平成 12 年建設省告示第 1359 号）

窯業系サイディング（PC030BE-○○○○）

【15. 軒 裏】

14 欄と同じ要領とすること。

【16. 居室の床の高さ】

最下層の居室の床が木造の場合、主な居室の直下の地面から床上端までの垂直距離を記入すること。

【17. 便所の種類】

水洗、浄化槽、くみ取り等の該当する種別を記入すること。

【18. その他必要な事項】

参考事項又は他に書き表せない事項を記入すること。

(第五面) 建築物の階別概要〔申請建築物の階ごとに記入すること。〕

【1. 番号】

申請建築物ごとに第四面の1欄に記入した同じ番号を記入すること。

【2. 階】

塔屋階はP○階、地上階はF○階、地下階はB○階と記入すること。

【3. 柱の小径】

木造の場合のみ記入すること。

【4. 横架材間の垂直距離】

木造の場合のみ記入し、その階の主な土台又は胴差上端から軒桁(敷桁)又は胴差下端までの垂直距離を記入すること。

【5. 階の高さ】

2階以上の階を有する建築物の場合に記入すること(最上階は記入不要)。

その階の主な床上端から直上階の床上端までの垂直距離を記入すること。

(例) 3階建の場合、1階と2階の階にそれぞれ階の高さを記入

【6. 天井】

「イ」は主な居室の床上端から天井面までの垂直距離を記入すること。

「ロ」は該当するチェックボックスに「レ」マークを入れること。

【7. 用途別床面積】

申請建築物に既存部分がある場合には、その床面積も合算して記入し、複合用途の建築物で共用部分(廊下、階段等)がある場合には、用途の区分をその他とし、その床面積を記入すること。

【8. その他必要な事項】

参考事項又は他に書き表わせない事項を記入すること。

(第六面) 建築物独立部分別概要

構造上独立した部分ごとに作成すること。

2、3欄は建築物(独立部分)の数が1のときは記入する必要はない。

4、5、6欄は構造計算を行っている場合のみ記入すること。

【1. 番号】

建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、申請建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入すること(第四面の1欄に記入した番号と同じ番号を記入すること)。

エキスパンションジョイント等で構造上分離している場合は枝番を付して記入すること。

(例) 「1-1」、「1-2」

配置図の当該建築物(独立部分)にもその番号を記入すること。

【2. 延べ面積】

構造上独立した部分ごとに記入すること。

【3. 建築物の高さ等】

構造上独立した部分ごとに記入すること。それぞれ地盤面を設定し高さを算定すること。

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

該当するチェックボックスに「レ」マークを入れること。

【5. 構造計算の区分】

該当するチェックボックスに「レ」マークを入れること。

施行規則第1条の3による図書省略の認定は「建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算」に「レ」マークを入れること。

【6. 構造計算に用いたプログラム】

「イ」は構造計算に用いたプログラムが特定できるようにすること。

「ロ」は該当するチェックボックスに「レ」マークを入れること。

【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】

構造耐力規定に関する既存不適格建築物の増築等の場合は該当する基準の号の数字及び「イ」又は「ロ」の別を記入すること。

【8. 備考】

計画の変更申請の際は、第六面に係る部分の変更の概要について記入すること。

(2) 建築計画概要書

建築計画概要書の第三面下部にある注意事項をよく読み、確認申請の場合と同様に記入すること。

付近見取図と配置図はいずれも確認申請書の添付図面に準じて、そのまま転記若しくは各図の枠の大きさに合わせて切り貼りすることも可とする。また、所定事項さえ満たせば、さらに簡略に記載することもやむを得ないとする。

① 付近見取図の記入上の注意事項

- ・ 申請する敷地を他の地物と区別して明示し、申請敷地の位置を明らかにすること。

② 配置図の記入上の注意事項

- ・ 方位を正確に記入すること。
- ・ 敷地の境界線、敷地内における建築物の位置を示し、敷地境界線より建築物までの寸法及び建築物寸法の記入をすること。
- ・ 申請建築物と申請外建築物を区別して明示し、敷地に接する道路の位置と幅員並びに道路の種類を記入すること。
- ・ 道路位置の指定を受けた道路の場合は、指定年月日、番号を記入すること。

(注) 1階平面図を併記した配置図の貼付(コピー貼付)は、個人情報の観点から不可とする。
ただし、平面が見えないようマスキング加工等しているものについては利用可能とする。

(3) 建築工事届

建築工事届の別紙に注意事項をよく読み、各欄とも記入漏れのないよう注意すること。

(4) 建築確認申請OCR票

「OCR票記入の手引き」、「区BCコード一覧表」を参照すること。

<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000010022.html>

(1) 名古屋市建築基準法等施行細則による調書等

①OCR票

- ・OCR票は、建築物、工作物、昇降機用の3種類あるので、各々の確認申請に応じて申請と同時に提出すること。
- ・OCR票の記入は、HBの鉛筆で枠内に正確に記入し、記入欄以外は記入しないこと。又、汚したり、折り曲げたりしないこと。(名古屋市ウェブサイトからエクセルデータをダウンロードし、A4サイズで印刷したものでよい。)
- ・各項目の記入方法等については、別途「OCR票記入の手引き」、「区BCコード一覧表」を参照すること。

②工場調書(細則第4号様式)

- ・この調書は、工場の用途制限による業態等を審査・確認するためのもので、工場事業調書として確認申請書(正・副)に各1通とじ込む。

<記入上の注意事項>

欄	事項	注 意 事 項
3欄	業 種	・具体的かつ詳細に記入すること。 例) 魚粉を原料とする飼料の製造
5欄	作業の概要	・具体的に作業の流れに従って記入すること。
6欄	設備の概要	・機械名、台数、出力の記入漏れのないよう注意すること。 ・ハンディタイプのものも忘れず記入すること。 例) 電気ドリル1台○kW、グラインダー2台○kW×2
8欄	建築面積	・「本申請による増減」欄の記入については、除却する部分がある場合、除却の場合は「(-) ○㎡」、増築の場合は「(+) ○㎡」と記入すること。
9欄	延べ面積	

③危険物の貯蔵場又は処理場にあつては、その種類及び数量を記載した調書

- ・工場調書の提出が必要な場合で、危険物の名称、数量欄に記載したときは不要。又、調書の様式は指定していないので、適宜、作成すること。小規模な場合には、配置図又は平面図に記入することも可とする。

④浄化槽調書(細則第5号様式)

- ・この調書は、5枚複写で1組になっており、浄化槽法第7条検査依頼証明書類2部を添えて、確認申請と同時に提出すること。
- ・大臣認定を受けたものは、添付図書を省略してもよいが、認定を受けていないものは、確認申請書に構造図等を添付すること。また、別に保健センター用に構造図等を1通添えること。

⑤小荷物専用昇降機調書(細則第6号様式)

- ・調書は、正・副各1通添付すること。

⑥駐車場調書(細則第7号様式)

- ・名古屋市駐車場条例により駐車施設を設ける場合(附置義務)又は自動車車庫で駐車部分の床面積が500㎡以上のものを設ける場合(大規模自動車車庫)にあつては、正・副各1通を添付すること。

⑦不適合建築物に関する報告書(細則第8号様式等)

- ・既存建築物の制限緩和の適用により増築、改築、用途変更する場合にあつては、正2通、副1通並びに基準時における不適格の根拠を示す資料等を添えること。

- ・報告書の記入方法については、記入例<第3編I-6 p.187>を参照すること。
- (※構造耐力規定に関する既存不適格調書については<第3編I-12 p.200>を参照すること。)

<根拠を示すものの例>

- ・以前の確認済証又は検査済証の写し
 - ・評価額等証明（家屋の種類、構造、床面積、建築年代の記載のもの）・・・区役所税務窓口・各市税事務所
 - ・登記簿謄本・・・法務局所轄登記所
- ⑧臨海部防災区域内に建築する場合にあっては、建築物の床の高さ（NP+〇m）及び建築物の構造を明示した図面
- ⑨地区計画条例により敷地面積の最低限の規定の適用がない（既存不適格）とされる土地に建築する場合にあっては、現に存する所有権等に基づいて土地を敷地として使用することができる旨を証する書面
- ⑩建築物移動等円滑化基準調書（細則第8号様式の2）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律により政令で定める規模以上の建築（用途変更を含む。）をしようとする場合にあっては、正・副各1通を添付すること。

（2）建築確認申請受付前に承認、許可等を要する事項

建築審査課に備付の「合議先一覧」により、それぞれ所管部局にて所定の手続きをすること。
なお、合議事項以外の事項（「合議先一覧」参照）については、各法令等により届出等が必要になる場合があるので、所管部局と協議すること。

（3）法第12条第5項による建築主事の指定する報告

- ①道路に関する念書（所定様式、正・副各1通）
- ・前面道路が、法第42条第1項第3号に規定する道路（幅員4m以上の私有道路）に該当する場合に添付すること。 <第3編I-5 p.185>
- ②がけに関する調書（所定様式、正・副各1通）
- ・高さが2mを超えるがけ付近に建築物がある場合、愛知県建築基準条例第8条の規定の適合内容を確認するもので、別にながけの位置、断面を明示した図面のほか必要に応じて関係図面資料等を添付すること。 <第3編I-7 p.190>

確認申請書の下見審査は建築審査課の下記各担当で行う。

※確認審査等に関する指針（平 19 国交告第 835 号）を参考にして行う。

- (1) 建築物、工作物
 - 建築審査担当
 - 設備審査担当
 - 構造審査担当
- (2) 昇降機、遊戯施設、浄化槽（合併処理、特殊型等）
 - 設備審査担当

(注) 事前合議等を必要とするものは、建築審査課に備付の「合議先一覧」を参照の上、所定の手続きをした後、確認申請書を提出すること。

建築基準法上の許可・認定等を必要とするものについては、確認申請前に許可申請書等を建築指導課等に提出し、許可・認定等を受けること。

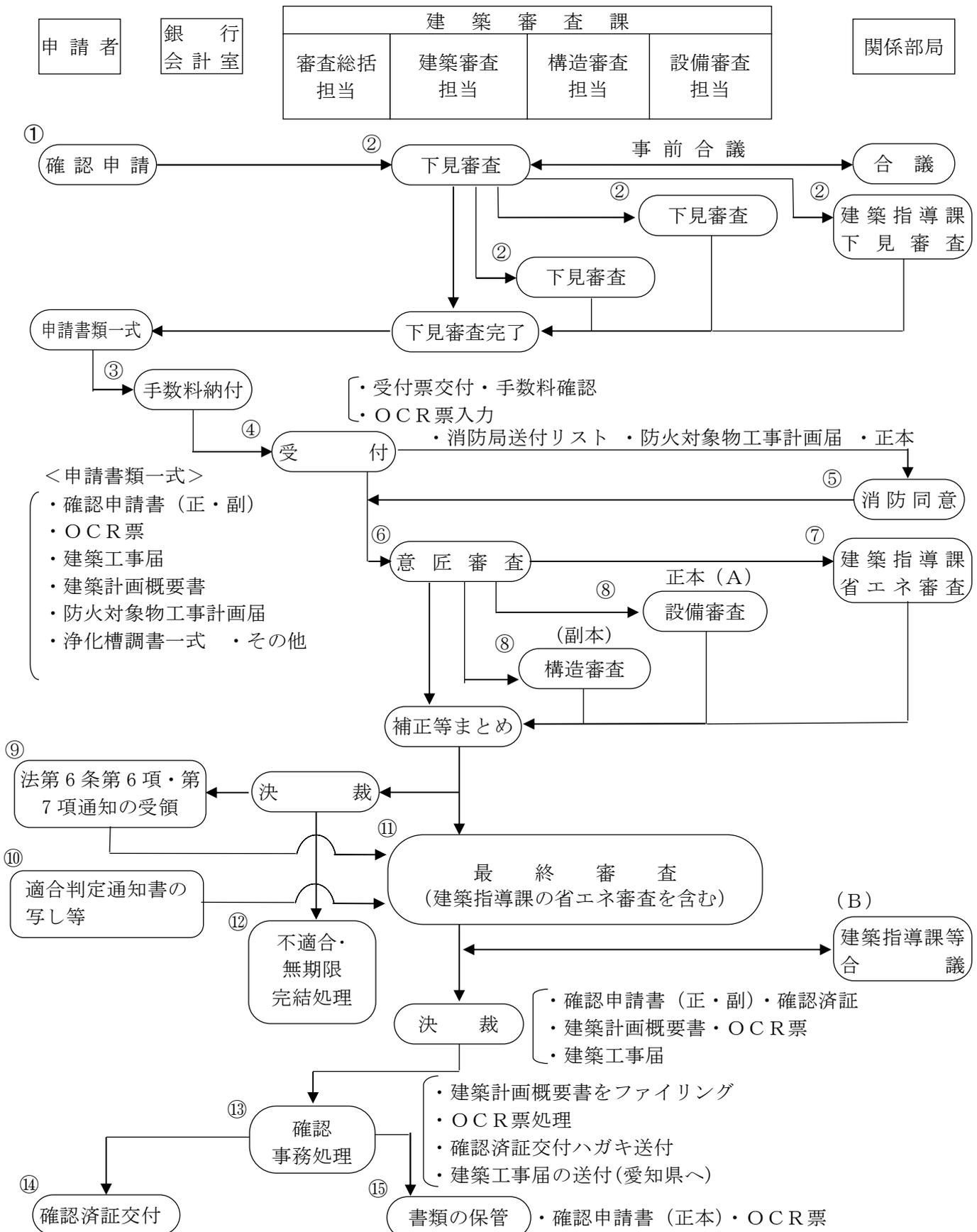
都市計画法上又は宅地造成等規制法上の許可を必要とするものについては、確認申請前に許可申請書を開発指導課に提出し許可を受けること。

(なお、許可・認定等の詳細については、「第2編 許可・認定・届出等」を参照すること)

次に掲げる場合においては、確認申請書と同時に仮使用認定申請書を建築審査課に提出すること。

法第6条第1項第一号及び第二号に該当する建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事で、避難施設等に関する工事（令第13条の2各号に掲げる簡易な工事を除く。）を含む工事を行う場合で、検査済証の交付を受ける前に、当該既設建築物を使用するとき。

（＜第2編Ⅰ－（4）－1 p. 103＞を参照すること。）



〔説 明〕

① 確認申請

申請は、確認申請書正本（以下「正本」という。）、確認申請書副本（以下「副本」という。）、建築工事届（工事部分の床面積が 10 ㎡を超える新築、増築、改築又は移転する場合に限る。）、防火対象物工事計画届（専用住宅等の場合は除く。）、建築計画概要書及びOCR票を提出する。

浄化槽を設置する場合にあつては、浄化槽調書を添付する。

工作物にあつては、正本、副本とOCR票でよい。

（注）法第 88 条第 2 項の工作物にあつては、築造計画概要書が必要である。

建築審査課建築審査担当（以下「建築審査担当」という。）の各区担当者に一括して提出する。

② 下見審査

建築審査担当は、正副の申請書の記載事項が相互に整合していることを確かめた上、事前合議の有無を確認し、合議が必要な場合は合議先を案内し承認印又は承認書等をもたらせてもらう。

確認申請書の記載、法で要求される図面の有無、用途地域関係、道路関係等主要法令事項及びOCR票の概略審査を行う。

OCR票に該当区、法第 6 条区分、計画通知区分、消防通知、中間検査対象を記入（工作物の場合は、該当区、計画通知区分欄のみ）する。

※法第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号、工作物等は構造計算適合性判定の有無、構造設計一級建築士の関与等について構造審査担当において下見審査を行う。また、設備設計一級建築士の関与等については設備審査担当において下見審査を行う。

※確認申請書（第二面）【8 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】の「提出不要」にチェックがある場合は建築指導課建築物環境指導担当において下見審査を行い、省エネ審査の要否を記入する。なお、適判が必要なことが発覚した場合はその旨を申請者に伝える。

③ 手数料納付

各担当の担当者は、手数料納付書<第 3 編 I - 1 p.176>に所定の記載をする。その後、申請者は納付書において手数料を納入（本市指定金融機関（午後 3 時以降は、会計室出納課窓口）し、「納付済証明書」を正本第一面裏面に貼付する。

④ 受 付

申請者は「確認済証交付のお知らせ」ハガキ又は用紙に通知先（通常、建築主を通知先とするが、委任状がある場合は委任を受けた者を通知先とする。）の住所・氏名を記入した後、申請書類一式を添えて建築審査課審査総括担当（以下「審査総括担当」という。）に提出する。

※「確認済証交付のお知らせ」については、郵送での通知を希望する場合はハガキを使用し、電話での連絡を希望する場合は用紙を使用する。

審査総括担当は、申請手数料チェック票（必要事項記入済）の有無、申請書類一式の有無、納付手数料額、「確認済証交付のお知らせ」ハガキ又は用紙の有無、OCR票等を確認した上で受け付ける。

正本、建築計画概要書及びOCR票に受付年月日、確認番号を付す（バーコードシールを貼付）。

副本、建築工事届には確認番号を付す（バーコードシール貼付）。

確認申請受付票に受理印を押印し、申請者に交付する。

浄化槽調書がある場合は、調書に確認番号を記入する。

受付後、システムに建築主情報等を入力する。

受付処理した申請書類一式及び入力済みのOCR票は、⑤で送付する書類を除き、建築審査担当に送付する。

※ 受付翌日（翌日が閉庁日の場合は直後の開庁日）に確認申請管理簿を出力し、ファイルする。

⑤ 消防同意（消防局予防部規制課に送付）

消防局予防部規制課へは申請を受理した日の翌日（翌日が閉庁日の場合は直後の開庁日）に「消

防同意・通知送付リスト」と正本と防火対象物工事計画届（専用住宅等の場合は防火対象物工事計画届不要）を送付する。

⑥意匠審査

建築審査担当は、審査総括担当より送付された正本、副本、OCR票等を一時ファイルする。

建築審査担当は、構造審査担当の審査を要するもの（建築主事が特に審査を要請した建築物等）の副本を構造審査担当に、設備審査担当で審査を要するもの（A）の正本を設備審査担当に各々送付する。なお、省エネ審査が必要な場合（適判を除く。）は建築指導課建築物環境指導担当に正本を送付する。

- (A) ・階数 5 以上のもの又は延べ面積の合計が 1,500 m²以上のもの
- ・地上階数 3 以上かつ延べ面積 500 m²を超えるもの
 - ・給水装置（受水槽、加圧ポンプ）を有する場合はその部分
 - ・営業用の厨房（喫茶店、飲食店等）を有する場合はその部分
 - ・避雷設備（高さ 20 m を超えるもの）を有する場合はその部分
 - ・浄化槽（既設浄化槽を含む）を有する場合はその部分
 - ・昇降機（小荷物昇降機を含む）を有する場合はその部分
 - ・工作物で地上からの高さが 20 m を超えるもの
 - ・その他設備審査担当が必要と認めたもの

⑦省エネ審査

建築指導課建築物環境指導担当は上記により送付された正本を審査し、建築指導課の決裁を受けた後、建築審査担当に返送する。建築審査担当は省エネ審査終了年月日をシステムに入力する。

⑧設備審査、構造審査

設備審査担当、及び構造審査担当は上記により送付された正本又は副本を審査し、審査終了後に審査終了年月日をシステムに入力し、建築審査担当が保管するOCR票と併せて担当課長補佐の決裁を受けた後、建築審査担当に返送する。

⑨法第 6 条第 6 項・第 7 項通知受領（延長通知、期限通知）

審査期間を延長する場合は、法第 6 条第 6 項の規定による期間を延長する旨の通知書を期限内に決裁をとって申請者に送付する。

軽微な不備などにより対象部分に適合するかどうかを決定できない場合にあっては、決裁をとって法第 6 条第 7 項による「適合するかどうかを決定できない旨の通知書」を期限を定めて申請者に送付する。

⑩適合判定通知書の写し等

構造計算適合性判定や建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要な建築物にあっては、各規定の判定機関から交付される適合判定通知書の写し等（1 通、添付図書・書類一式を含む。）を、設計住宅性能評価を受ける場合等は以下のいずれかを、法第 6 条第 4 項に規定される期限の日の 3 日前までに建築主事に提出する。

- ・設計住宅性能評価書の写し（1 通、添付図書・書類一式を含む。）
- ・長期優良住宅の認定書又は長期使用構造等である旨の確認書の写し（1 通、添付図書・書類一式を含む。）
- ・性能向上計画認定通知書の写し（1 通、添付図書・書類一式を含む。）
- ・低炭素建築物新築等計画認定通知書の写し（1 通、添付図書・書類一式を含む。）

⑪最終審査

建築物環境指導担当は審査後、建築指導課の決裁に付す。

建築審査担当は、構造審査担当、設備審査担当の審査が終了した後、建築指導課等の合議を要す

るもの（B）の正本を各々送付する。

- （B）・許可申請建築物を建築する場合（建築指導課）
 - ・認定申請建築物を建築する場合（建築指導課）
 - ・駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域内で駐車施設の附置が必要な場合（交通企画課）
 - ・床面積が500㎡以上の駐車場を整備する場合（交通企画課）
- など

確認申請に係る全ての書類が整った時点で総合の審査を行う。

確認申請書の申請内容のうち、期限内に訂正、確認ができる程度の軽微な訂正事項については、その旨を建築主又は設計者に連絡し、訂正させる。（自書する訂正の場合は、押印を必要とする。）

情報上の訂正があればシステムで訂正し、審査終了及び確認起案時「確認済証」を出力する。

（注）確認済証の記載内容をチェックする。

以上の事務処理を終えた後に、書類一式とともに建築主事の決裁に付す。

⑫不適合・無期限完結処理

対象部分に適合しない部分が多い場合は、期限を定めない「適合するかどうかを決定できない旨の通知書」または「適合しない旨の通知書」を決裁をとって申請者に交付し、不適合完結処理とする。

⑬確認事務処理

審査総括担当は建築主事の決裁終了後、確認日をシステムに入力し、正本、副本、確認済証、建築工事届、OCR票、「確認済証交付のお知らせ」ハガキ又は用紙、浄化槽調書に確認年月日を記入する。

建築工事届に受理印を押印し愛知県に送付する。

浄化槽調書は設備審査担当に送付する。

「確認済証交付のお知らせ」ハガキは申請者又は委任を受けた者に郵送する。

「確認済証交付のお知らせ」用紙の場合は、建築審査担当が電話連絡をする。

確認事務処理した正本、OCR票は、建築審査担当に送付する。

建築計画概要書については、審査総括担当がファイル保管する。

工作物は、正本の第二面をコピーし、「工作物・建築設備申請書第二面綴り」にファイルする。

確認済証と副本を看板入り封筒とセットにし、受付の棚に置く。

（注）浄化槽設置通知書等は確認済証交付後、担当の保健センターへ発送する。

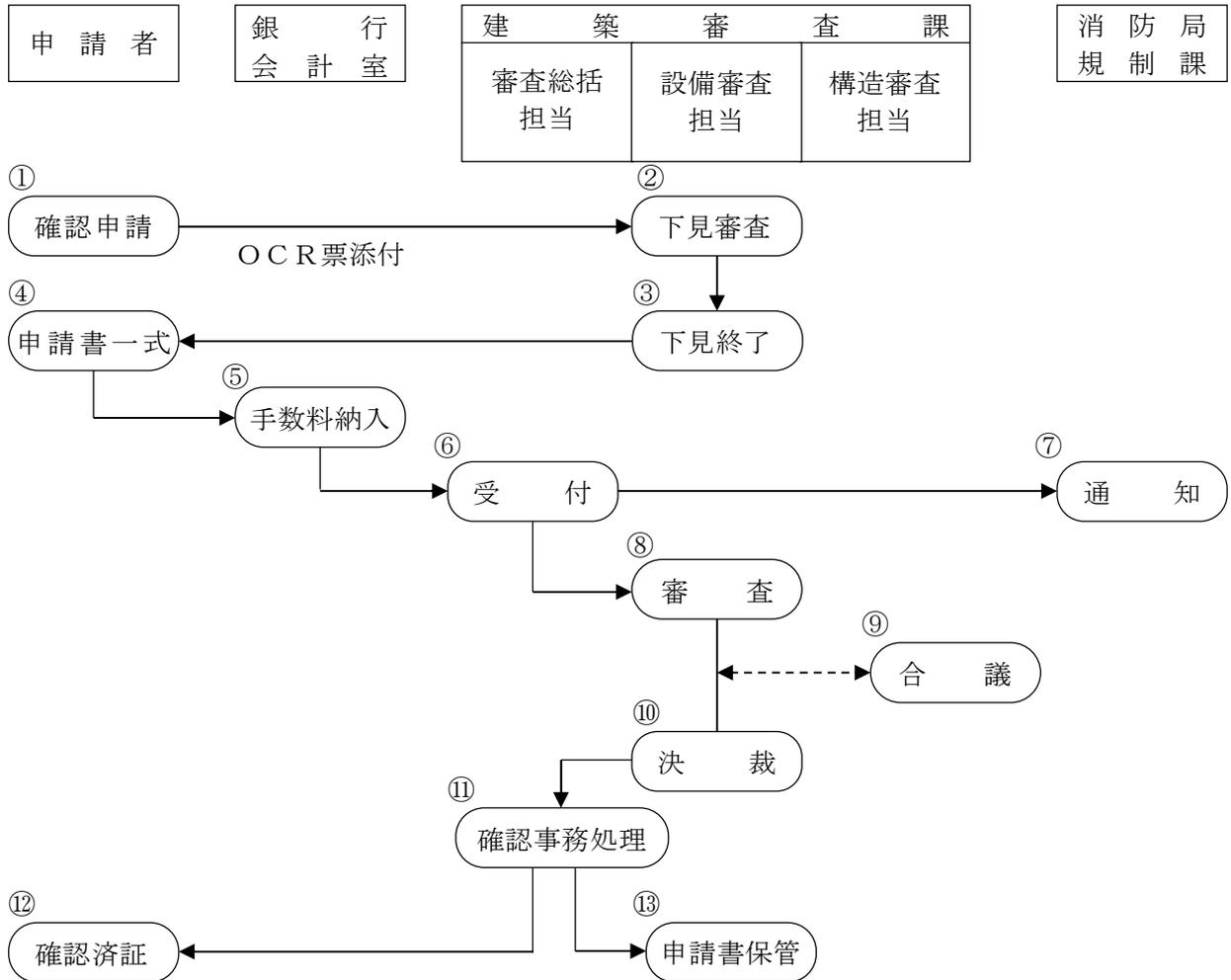
⑭確認済証交付

確認済証及び副本の交付に際しては、「確認済証交付のお知らせ」ハガキを確認して、確認申請管理簿に署名等をしてもらった後に交付する。電話連絡をした場合は、物件を確認のうえ、同様に交付する。

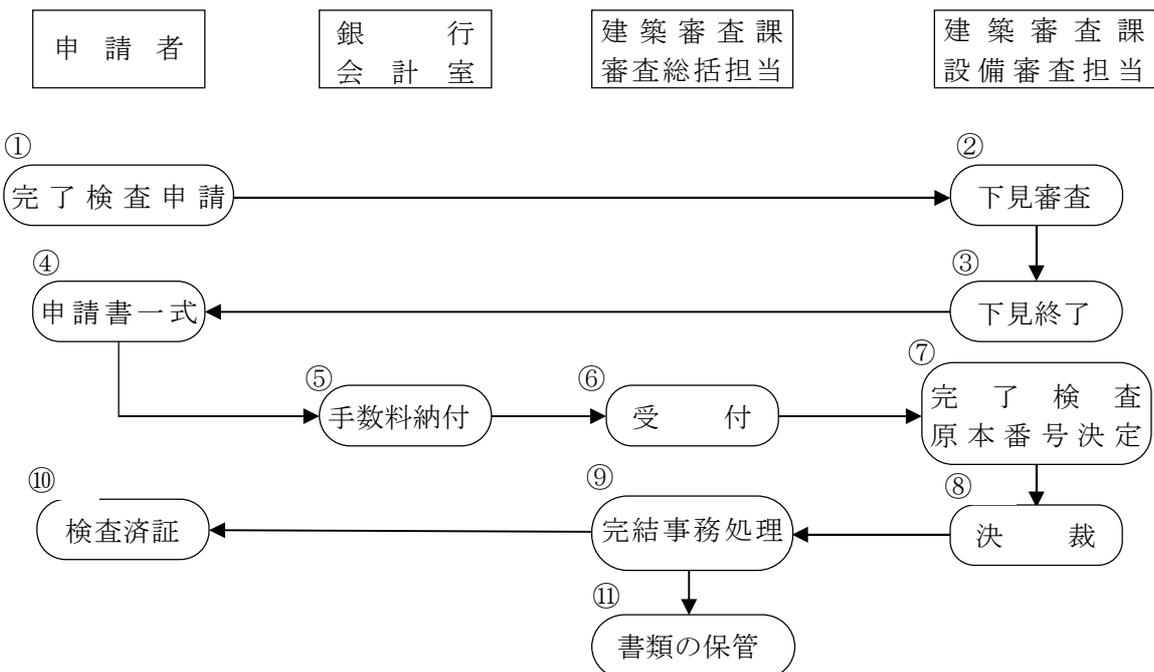
⑮書類の保管

建築物・工作物については、建築審査担当が正本、OCR票を保管する。

<確認申請>



<工事完了検査>



〔説 明〕

<確認申請>

①確認申請

申請は、確認申請書正本（以下「正本」という。）、確認申請書副本（以下「副本」という。）及びOCR票を提出する。

（注）法第88条第2項に規定される遊戯施設を申請する場合は、築造計画概要書も必要となる。

②下見審査

設備審査担当は、書類の不備、手数料等について下見審査後に正本、副本及びOCR票を審査総括担当に提出するよう指示する。

⑥受付

審査総括担当は、申請手数料チェック票（必要事項記入済）の有無、書類の有無、納付手数料額の確認後、受付年月日、確認番号を付し（バーコードシールを貼付）、システム入力をして申請書類一式（正本、副本及びOCR票）を設備審査担当に送付する。

⑨合 議

遊戯施設の場合にあっては、構造審査担当に合議しなければならない。
既設建築物側の構造耐力の確認を要するものについても上記と同様とする。

⑩決 裁

設備審査担当は、審査を終えた場合は正本、副本及びOCR票を添えて決裁に付す。

⑪確認事務処理

審査総括担当は、建築主事の決裁終了後、建築物と同様に確認事務処理を行う。
なお、正本の第二面をコピーし、「工作物・建築設備申請書第二面綴り」にファイルする。

<工事完了検査>

①完了検査申請

申請者は、工事完了後4日以内に完了検査申請書及び昇降機等検査報告書を提出する。

（注）法第88条第2項に規定される遊戯施設にあっては、工事写真等を添付すること。

②下見審査

設備審査担当は書類の不備、手数料の納付等について下見した後、検査日を調整する。

⑥受付

審査総括担当は、申請手数料チェック票（必要事項記入済）の有無、書類の有無、納付手数料額の確認後、完了検査申請書に日付印を押印し、システムへの受付入力を行う。受付処理を行った後、設備審査担当に完了検査申請書を送付する。

⑦完了検査 原本番号決定

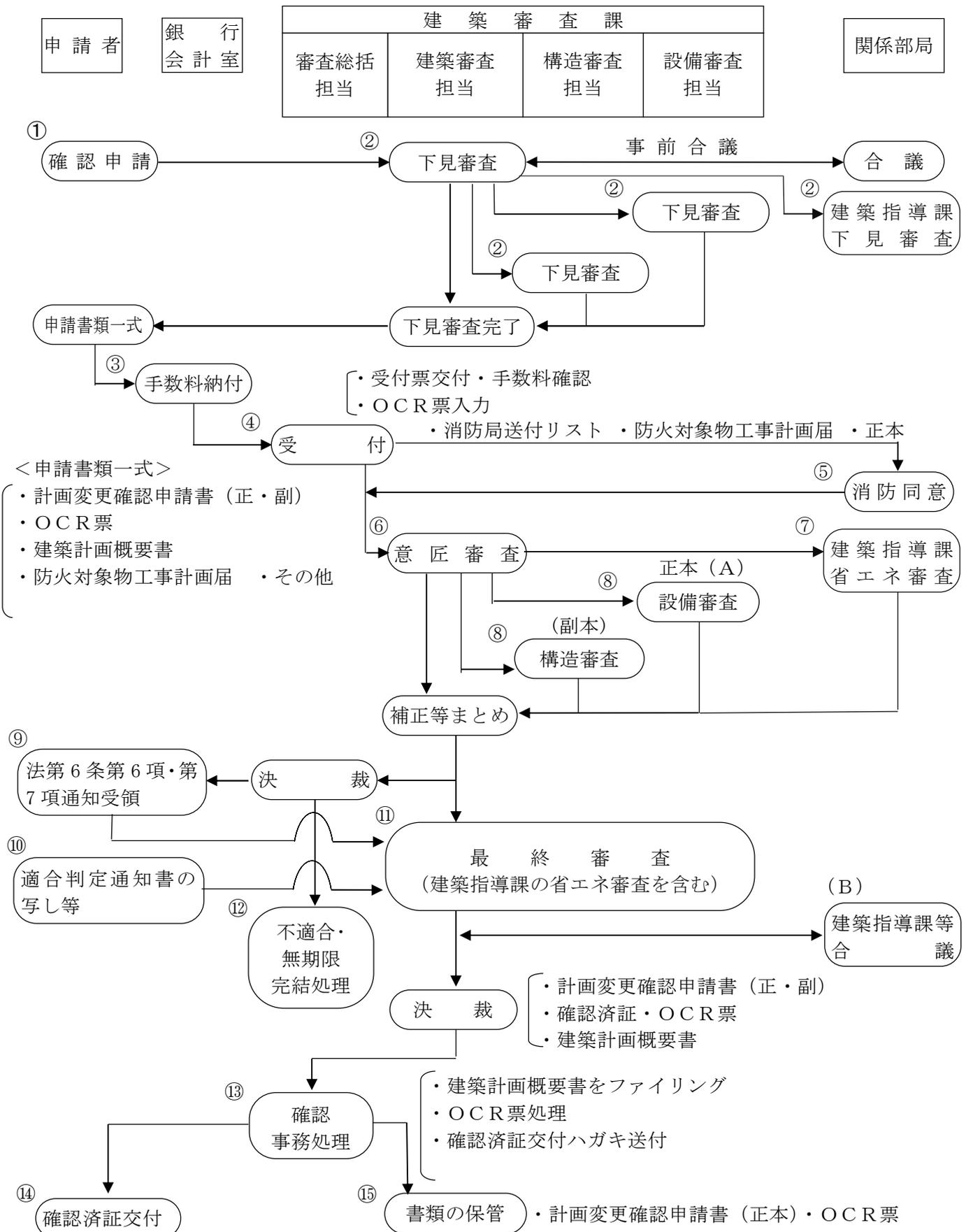
設備審査担当は、検査の結果、是正事項等がある場合は工事監理者にその旨を伝え、OCR票の記事欄及びシステムに入力する。

検査の結果又は是正報告の結果、支障がない場合は検査済証を出力するとともに、定期検査報告のための原本番号を付ける。

⑨完結事務処理

審査総括担当は、建築物と同様に完結事務処理を行う。

1 計画変更確認の事務処理（建築物・工作物）



〔説 明〕

①確認申請

計画変更確認申請は、計画変更確認申請書正本（以下「正本」という。）、計画変更確認申請書副本（以下「副本」という。）、建築計画概要書、防火対象物工事計画届（専用住宅等の場合は除く。）及びOCR票を提出する。

②下見審査

計画変更確認申請の審査は、建築審査課建築審査担当が以下の内容を審査したうえで、必要に応じて設備審査担当、構造審査担当、建築指導課建築物環境指導担当が審査する。

1) 変更内容が簡潔に記載されているか確認

計画変更確認申請書は、計画変更確認申請書（第一面）【計画変更の概要】欄に計画変更内容が簡潔に記載されているか確認する。

建築面積、延べ面積又は高さの増加など数値の変更が伴うものは当該増加面積等を記載する。変更内容は、計画変更に関連する事項を記載することとするが、その他の変更についても適宜記載してもよいものとする。

2) 事前合議関係

原則として事前合議が必要なものは所定の手続きを行うこととする。ただし、合議不要が明らかかな場合は除く。

事前合議が必要な場合は、合議先を案内し承認印又は承諾書等をもらってきてもらう。

3) 計画変更確認申請手数料額の算定

計画変更確認申請手数料額算定票（所定様式）は、原則として建築審査担当が作成するものとし、申請者が作成した場合は、次の事項を確認した後、手数料額を算定する。ただし、日付・区分・チェック者欄は担当者が記入する。

* 計画変更事項及び変更にかかる部分の床面積欄に記載されていること

* 申請手数料算定及び元申請確認済証番号欄に記載されていること

建築審査担当は、チェックした申請手数料額で納付するよう指示する。

【事務処理】

1) 計画変更確認申請書（建築物）に関する事務処理

正本の「計画変更確認申請書（建築物）」部分を赤枠で囲い、右上に黒シールを貼付する。

2) OCR票（計画変更分）に関する事務処理

* OCR票右上の元番号欄に元番号を、区・6条区分を記入する。

* 計画変更確認申請のOCR票であることを区別するために、黒シールを所定の位置に貼付する。

* 区・6条区分・工事種別コードは、元申請と同じにする。

* 建築面積、延べ面積の増加がない場合は、申請部分欄の面積を0㎡、申請以外の部分欄に前回確認済の面積が記入されているかを確認する。

* 前回確認番号欄に、元申請の確認済証番号が記入されているかを確認する。

3) 防火対象物工事計画届について

計画変更確認申請書第一面から第六面の写しが添付されているかを確認し、第一面「計画変更確認申請書（建築物）」部分を赤枠で囲う。

上記1)～3)までの事務処理をした後、申請書類一式を申請者に手渡す。

③手数料納付

各担当の担当者は、手数料納付書<第3編I-1 p.176>に所定の記載をする。その後、申請者は納付書において手数料を納入（本市指定金融機関（午後3時以降は、会計室出納課窓口））し、「納付済証明書」を正本第一面裏面に貼付する。

④受 付

申請者は「確認済証交付のお知らせ」ハガキ又は用紙に通知先（通常、建築主を通知先とするが、委任状がある場合は委任を受けた者を通知先とする。）の住所・氏名を記入した後、申請書類一式を添えて建築審査課審査総括担当（以下「審査総括担当」という。）に提出する。

※「確認済証交付のお知らせ」については、郵送での通知を希望する場合はハガキを使用し、電話での連絡を希望する場合は用紙を使用する。

審査総括担当は、申請手数料チェック票（必要事項記入済）の有無、申請書類一式の有無、納付手数料額、「確認済証交付のお知らせ」ハガキ又は用紙の有無、OCR票等を確認した上で受け付ける。

- ・正本、建築計画概要書及びOCR票に受付年月日、確認番号を付す（バーコードシールを貼付）。副本には確認番号を付す（バーコードシール貼付）。
- ・確認申請受付票を申請者に交付する。
- ・浄化槽調書がある場合は、調書と通知書に確認番号を記入する。
- ・受付後、システムに建築主情報等を入力する。
- ・受付処理した申請書類一式及び入力済みのOCR票は、⑤で送付する書類を除き、建築審査担当に送付する。

※受付翌日（翌日が閉庁日の場合は直後の開庁日）に確認申請管理簿を出力し、ファイルする。

⑤消防同意（消防局予防部規制課に送付）

消防局予防部規制課へは申請を受理した日の翌日（翌日が閉庁日の場合は直後の開庁日）に「消防同意・通知送付リスト」と正本と防火対象物工事計画届（専用住宅等の場合は防火対象物工事計画届不要）を送付する。

⑥意匠審査

建築審査担当は、審査総括担当より送付された正本、副本、OCR票等を管理する。

建築審査担当は、設備審査担当又は構造審査担当の審査を要するものの正本を設備審査担当に、副本を構造審査担当に送付する。

⑦省エネ審査

建築指導課建築物環境指導担当は上記により送付された正本を審査し、建築指導課の決裁を受けた後、建築審査担当に返送する。建築審査担当は省エネ審査終了年月日をシステムに入力する。

⑧設備審査、構造審査

設備審査担当及び構造審査担当は、上記により送付された正本又は副本を審査し、審査終了の年月日をシステムに入力し、建築審査担当が保管するOCR票と併せて担当課長補佐の決裁を受けた後、建築審査担当に返送する。

⑨法第6条第6項・第7項通知受領（延長通知、期限通知）

審査期間を延長する場合は、法第6条第6項の規定による期間を延長する旨の通知書を期限内に決裁をとって申請者に送付する。

軽微な不備などにより対象部分に適合するかどうかを決定できない場合にあっては、決裁をとって法第6条第7項による「適合するかどうかを決定できない旨の通知書」に期限を定めて申請者に送付する。

⑩適合判定通知書の写し等

構造計算適合性判定や建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要な建築物にあつては、各規定の判定機関から交付される適合判定通知書の写し等（1通、添付図書・書類一式を含む。）を、設計住宅性能評価を受ける場合等は以下のいずれかを、法第6条第4項に規定される期限の日の3日前までに建築主事に提出する。

- ・設計住宅性能評価書の写し（1通、添付図書・書類一式を含む。）
- ・長期優良住宅の認定書又は長期使用構造等である旨の確認書の写し（1通、添付図書・書類一式を含む。）
- ・性能向上計画認定通知書の写し（1通、添付図書・書類一式を含む。）
- ・低炭素建築物新築等計画認定通知書の写し（1通、添付図書・書類一式を含む。）

⑪最終審査

建築物環境指導担当は審査後、建築指導課の決裁に付す。

建築審査担当は、構造審査担当、設備審査担当の審査が終了した後、建築指導課等の合議を要するもの（B）の正本を各々送付する。

- (B)・許可申請建築物を建築する場合（建築指導課）
- ・認定申請建築物を建築する場合（建築指導課）
 - ・駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域内で駐車施設の附置が必要な場合（交通企画課）
 - ・床面積が500㎡以上の駐車場を整備する場合（交通企画課）など

確認申請に係る全ての書類が整った時点で総合の審査を行う。

確認申請書の申請内容のうち、期限内に訂正、確認ができる程度の軽微な訂正事項については、その旨を建築主又は設計者に連絡し、訂正・押印させる。

情報上の訂正があればシステムで訂正し、審査終了及び確認起案時「確認済証」を出力する。

補正・追加に関しては<第1編Ⅲ-1 p.15>を参照する。

【起案事務処理】

1) 計画変更確認申請書について

第一面左下に元申請の確認済番号を記入する。

建築面積又は延べ面積の増加がない場合は、第三面【10】建築面積欄中、【11】延べ面積欄及び第四面【10】床面積欄中、申請部分欄は0㎡及び申請以外の部分欄は前回確認済証との面積が記載されていることを確認する。

2) OCR票（計画変更確認申請書用）

右上に元申請の確認番号を確認する。

建築面積又は延べ面積の増加がない場合は、申請部分欄の面積0㎡及び申請以外の部分欄に前回確認済証の面積の記載を確認する。

前回確認番号欄に、元申請の確認済番号（直前に計画変更の確認済みを受けている場合は、直前の計画変更確認番号）を確認する。

黒シールが所定の位置に貼付されていることを確認する。

3) OCR票（元申請用）

OCR票の変更箇所は朱書きで訂正し、計画変更確認申請の番号を右上に記入する。

元申請について、変更部分をシステムで訂正しておくこと。

4) 書類一式と共に建築主事の決裁に付す。（建築審査担当）

起案時の書類一式

- ・計画変更確認申請書（正本及び副本）
- ・OCR票
- ・確認済証
- ・建築計画概要書
- ・元申請のOCR票
- ・（必要に応じ元確認申請書）

（注）確認済証の記載内容をチェックする。

⑫不適合・無期限完結処理

対象部分に適合しない部分が多い場合は、期限を定めない「適合するかどうかを決定できない旨の通知書」または「適合しない旨の通知書」の決裁をとって申請者に交付し、不適合完結処理とする。

⑬確認事務処理

審査総括担当は、建築主事の決裁終了後、OCR票等を確認した後、確認日をシステムに入力し、正本、副本、確認済証、OCR票、「確認済証交付のお知らせ」ハガキ又は用紙に確認年月日を記入する。

建築計画概要書をファイルし、「確認済証交付のお知らせ」ハガキを申請者又は委任を受けた者に郵送する。「確認済証交付のお知らせ」用紙の場合は、建築審査担当が電話連絡をする。

事務処理後、正本、計画変更のOCR票、元申請のOCR票を建築審査担当に送付する。

確認済証と副本を看板入り封筒とセットにし、受付の棚に置く。

⑭確認済証交付

確認済証及び副本、構造適判副本がある場合は、構造適判副本の交付に際しては、物件を確認のうえ、「確認済証交付のお知らせ」ハガキを確認して、確認申請管理簿に署名等をしてもらった後に交付する。電話連絡をした場合は、物件を確認のうえ、同様に交付する。

⑮書類（確認申請書及びOCR票）の保管

建築審査担当は、審査総括担当より送付された正本を元申請と一緒に保管し、OCR票は専用キャビネットで保管する。

2 申請書記載事項変更の届出

確認済証交付の後、工事完了までにその記載事項で軽微なものを変更しようとする場合には、申請書記載事項変更届によることができる。

(1) 申請書記載事項変更届の対象範囲

1) 建築主、工事監理者、工事施工者その他建築計画に係わらない事項

(注) 計画変更確認申請と兼ねることは不可とする。

2) 計画変更確認申請書を要しないもの(特に軽微なものは完了検査申請書第3面【10】、中間検査申請書第3面【11】による)

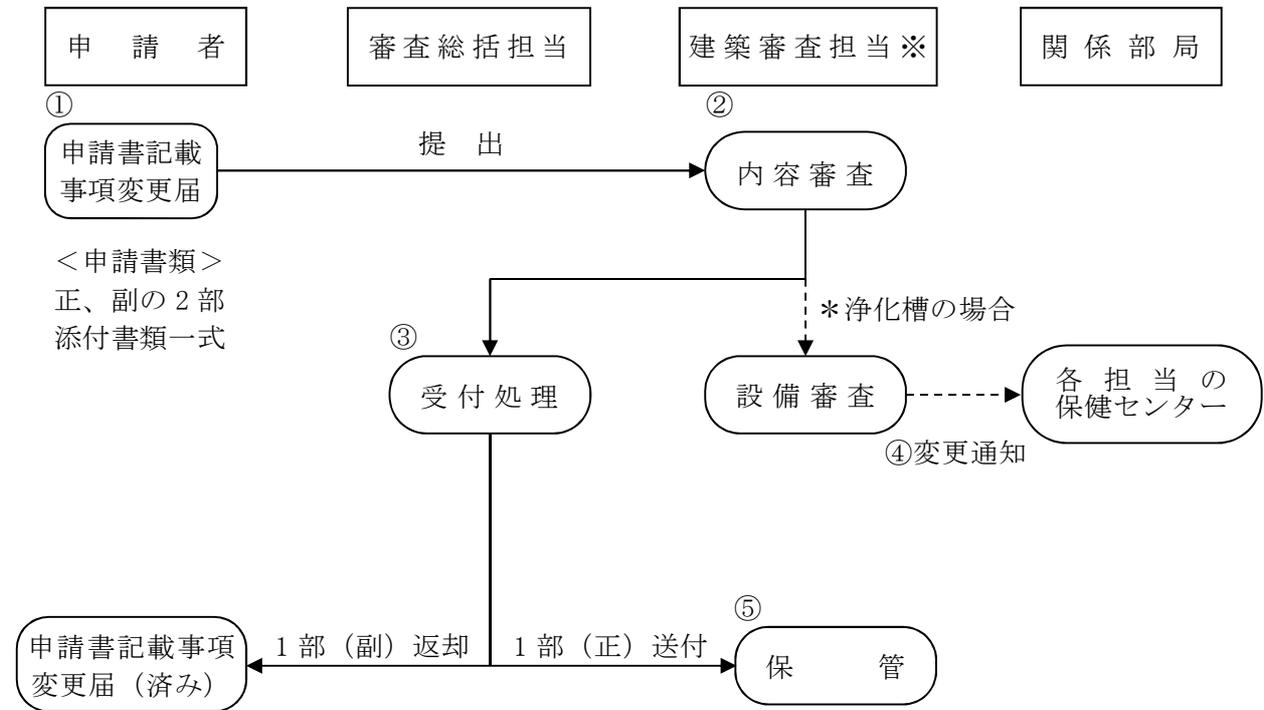
(2) 届出の時期

原則として変更又は異動のあった後、速やかに提出すること(原則5日以内)。

(3) 事務処理要領等

申請書記載事項変更届に関する事務処理は、以下の要領による。

[申請書記載事項変更届事務処理要領]



※届出事項と内容審査担当

- 一般事項・・・・・・・・・・・・・建築審査課建築審査担当
- 専ら建築設備に係る事項・・・・・・・・・・・・・建築審査課設備審査担当
- 専ら構造に係る事項・・・・・・・・・・・・・建築審査課構造審査担当
- 専ら省エネに係る事項・・・・・・・・・・・・・建築指導課建築物環境指導担当

① 申請書記載事項変更届

- 1) 申請者は、確認申請書の従前の申請者による。
- 2) 申請書記載事項変更届(細則第27号様式。以下「変更届」という。)正本・副本に各々所要の事項を記載の上、必要な場合には関係図面を添付する。
- 3) 図面に係る変更は、表紙のその他欄又は別紙に変更事項を明記し、図面の変更部分を赤枠等で明示する。

なお、添付図面は変更内容を簡潔に表示するとともに必要最小限のものとする。

- 4) 浄化槽の設置変更に係る場合は、届出書工事種別欄に「浄化槽」と記入の上、し尿放流先及び周辺の状況、建築物の平面図を添付する。
- 5) 変更届の提出にあたっては、確認済証を提示する。確認済証を忘れた場合は後日提示する。

②内容審査

- 1) 内容審査は、変更届によることの可否及び法令上の適否その他について行う。
(注) 変更届ではなく、計画変更の対象となるかどうかの判断が困難な場合は課長補佐と協議する。
- 2) 他課又は他担当に関係のある場合は、各々協議又は合議する。
(注) 設備審査担当又は構造審査担当の審査事項に係る変更のみの場合(ex. 基礎の変更等)を除き、建築審査担当を経由して受付する。
- 3) 前記1)、2)の結果、支障のない場合はOCR票の必要な箇所を朱書きで訂正し、届出日及び変更概要を記載の上、システムで情報訂正した後(後で訂正も可)、「記載事項変更届受付チェック票」に赤をつけて、決裁に付す。
(注) 代理受付でも可とするが、変更内容が複雑な場合は一時預かり等適切な対応を行う。
- 4) 決裁は変更届及びOCR票によって行い、変更内容が法令適用に関与しない場合は担当者限りとし、その他の場合は原則として担当課長補佐までとするが、変更内容により必要に応じて建築主事と協議する。
- 5) 申請者に、「記載事項変更届受付チェック票」及び変更届をまとめて審査総括担当に提出するよう指示する。

③受付処理

- 1) 変更届(正本)(副本)及び確認済証に各々受付印を押印した後、変更届(副本)と確認済証を申請者に返却する。
- 2) 「記載事項変更届受付チェック票」により、システムで記載変更処理を行う。
- 3) 記載事項変更届一式をコピーし保管しておく。ただし、工事監理者または工事施工者が決定になった場合は、所定の手続きを行う。建築計画概要書が課内にない場合は、変更届と連絡票の写しを取り、ファイルに綴じる。
- 4) 変更届(正本)、「記載事項変更届受付チェック票」を建築審査担当に送付する。

④変更通知

浄化槽に係る変更届については、設備審査担当が変更通知を各担当の保健センターに送付する。

⑤保 管

処理済の変更届は、確認申請書と一括して保管する。

3 工事取止（取下）の届出

1. 工事を取り止める場合

確認済証の交付の後、工事を取り止めたときは工事取止届をすみやかに提出しなければならない。

(1) 工事取止届の提出について

①届出者は、確認申請書の申請者による。

②届け出る場合は、工事取止届（細則第29号様式）1通に、確認済証及び副本添付のバーコードシールを添えて建築審査課建築審査担当の確認を受けること。

(2) 建築審査担当及び審査総括担当の事務処理

①建築審査担当は工事取止届が提出された場合、OCR票に朱書きで×印を大書し、工事取止届出日を記事欄に記載する。建築審査担当は確認申請書（正本）及びOCR票を審査総括担当に送付し、工事取止届、確認済証及び副本添付のバーコードシールを審査総括担当に提出するよう指示する。

②審査総括担当は、受付後、システムに必要事項を入力した後、建築審査担当へ送付する。

③建築審査担当は、課長補佐（建築審査担当）まで決裁に付した後、届出書一式を審査総括担当へ送付する。

④審査総括担当は、「工事取止届・工事取下届綴」に記入後、消防局に取止届の写しを送付する。概要書について所定の処理を行った後、届出書一式を保管する。

2. 確認申請を取り下げる場合

建築確認を申請した後、確認済証の交付を受ける前に申請を取り下げようとする場合は、その旨を書面で提出しなければならない。

(1) 確認申請を取り下げる旨の書面は、便宜上、工事取止届を「工事取下届」に修正したものにより提出する。

(2) 確認申請の取り下げに係る事務処理は、建築審査課建築審査担当及び審査総括担当において行い、1-(2)の事務処理を準用する。

確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事施工又は中間検査・完了検査申請に係る報告として以下に示す資料の提出を求める。

各種の報告は中間検査又は完了検査申請時に行う。ただし、確認時の内容に変更が生じた場合はすみやかに計画変更確認申請又は申請書記載事項変更届を行う。

(1) 工事監理状況報告書（中間検査・完了検査申請書第四面構造関係）

中間検査・完了検査申請書第四面の「工事監理の状況」には、申請書に記載されている「(注意) 5. 第四面関係①～⑤」の内容が記入されているか確認すること。同③による報告書として本書式を添付する場合は第四面について構造関係の記入を省略することができる。

※<第3編 I-12p. 213>を参照すること

(2) くいの施工報告書の写し（平板載荷試験、くい載荷試験又はくい打ち試験の結果を含む）
建築物又は工作物の施工に際してくいの施工等を行った場合は提出すること
（工事写真、杭芯ずれについての報告が含まれていること）

(3) 工事写真

提出分は以下の各工程の抜粋とし、工事監理者の立会状況を示すものを含むこと

配筋工事…基礎杭、杭頭補強、基礎・地中梁、各階の柱・梁・床・壁、任意階の片持床・階段柱脚部柱型（アンカーボルトセット時）

梁スリーブ補強、壁開口補強

継手、定着、主筋圧接、スリット施工状況

鉄骨工事…鉄骨工場における溶接部仮付け状態、梁ウェブ補強、柱ダイアフラム取付状況

超音波探傷検査実施状況（法第68条の25の規定に基づく認定を受けた工場を用いる場合は大臣認定書、別添、指定書を提出することで省略することができる。）

建方完了時 全景、現場建方完了時における柱脚部おさまり、柱梁仕口、継手、壁ブレース端部

木工事……軸組、耐力壁、小屋組、床組、仕口その他の接合部

(4) その他建築主事が必要と認める書類

①地盤改良を行った場合は、施工報告書の写し（工事写真を含む）及び一軸圧縮試験等の結果の写し

②コンクリートの4週圧縮強度試験結果の写し（工作物は除く）

③鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造部分を有する場合（工作物は除く）は、鉄骨造建築物の品質適正化に関わる報告書類で以下に掲げるもの（法第68条の25の規定に基づく認定を受けた工場を用いる場合は大臣認定書、別添、指定書の写しを提出することで5)および6)を除き省略することができる。）

1) 鉄骨工事施工状況報告書

※<第3編 I-12 p. 219を参照すること

2) 鋼材規格証明書（ミルシート）の写し

3) 鉄骨の流通経路を示した書類の写し

4) 超音波探傷検査における第三者機関との契約書の写し

（階数が5以上又は延べ面積が3,000㎡を超える建築物）

5) 超音波探傷検査結果の写し

6) 建築現場における鉄骨製作工場名の表示板写真（近景・遠景）

④特定天井の場合は、天井脱落対策の状況を示す写真

提出写真は以下に掲げる部分とし、工事監理者の立会状況を示すものを含むこと

1) 天井ふところ内部の全景

- 2) 吊り材の長さの計測状況
- 3) 吊り天井と壁等とのクリアランスの計測状況
- ⑤特別な材料を用いる場合の材料試験成績を証明する書類又は規格証明書で以下に掲げるもの
 - 1) 普通コンクリートの設計4週圧縮強度が $36\text{N}/\text{m}^2$ を超える場合は、第三者機関による4週圧縮強度試験結果の写し
 - 2) 軽量コンクリートの設計4週圧縮強度が $22.5\text{N}/\text{m}^2$ を超える場合は、第三者機関による4週圧縮強度試験結果の写し
 - 3) PC鋼線、PC鋼棒の規格証明書の写し
 - 4) アンカーボルトの規格証明書の写し（伸び能力有りとして設計している場合）
 - 5) その他特殊な材料の場合は、規格証明書の写し又は材料試験結果書の写し
認定や評定を取得した材料（認定柱脚、デッキ、梁貫通補強筋、高強度筋等）の場合は提出すること
- ⑥その他建築主事が必要と認める各種試験結果に関する報告書
特殊な工法の場合は施工報告書の写し等を提出すること

※<第3編I-12p.221を参照すること

5 中間検査申請に伴う手続

(1) 対象物件

政令で定める工程（階数が 3 以上の共同住宅（2 階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事があるもの））の他、次に掲げる建築物で新築するもの

- ① 住宅（住宅以外の用途を兼ねる建築物にあっては、住宅の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の 2 分の 1 以上であるものに限る。）又は共同住宅の用途に供する建築物で、地階を除く階数が 2 以上であり、かつ、床面積の合計が 50 m²を超えるもの
- ② 法別表第 1 (い) 欄(1)項から (4) 項までに掲げる用途（共同住宅を除く。）に供する特殊建築物で、階数が 3 以上であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m²を超えるもの

(2) 中間検査の申請

建築主は、中間検査申請を要する建築物の工事が指定する特定工程に達した場合には、その旨を特定工程に達した日から 4 日以内に到達するように、建築主事に申請しなければならない。

(3) 指定する特定工程

木 造：屋根ふき工事及び構造耐力上主要な軸組（枠組壁工法の場合は耐力壁）の工事

鉄骨造：鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事

鉄筋コンクリート造：鉄筋コンクリート造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋（プレキャストコンクリート部材にあっては、接合部）の工事

鉄骨鉄筋コンクリート造：鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事

工場生産による一体型又は組立式のもの：構造耐力上主要な軸組を構成する各部材を接続する接合部の工事

(4) 中間検査（現場検査）

建築主事又はその委任を受けた職員は、中間検査申請を受理した日から 4 日以内に、建築基準関係規定に適合するかどうかを検査しなければならない。

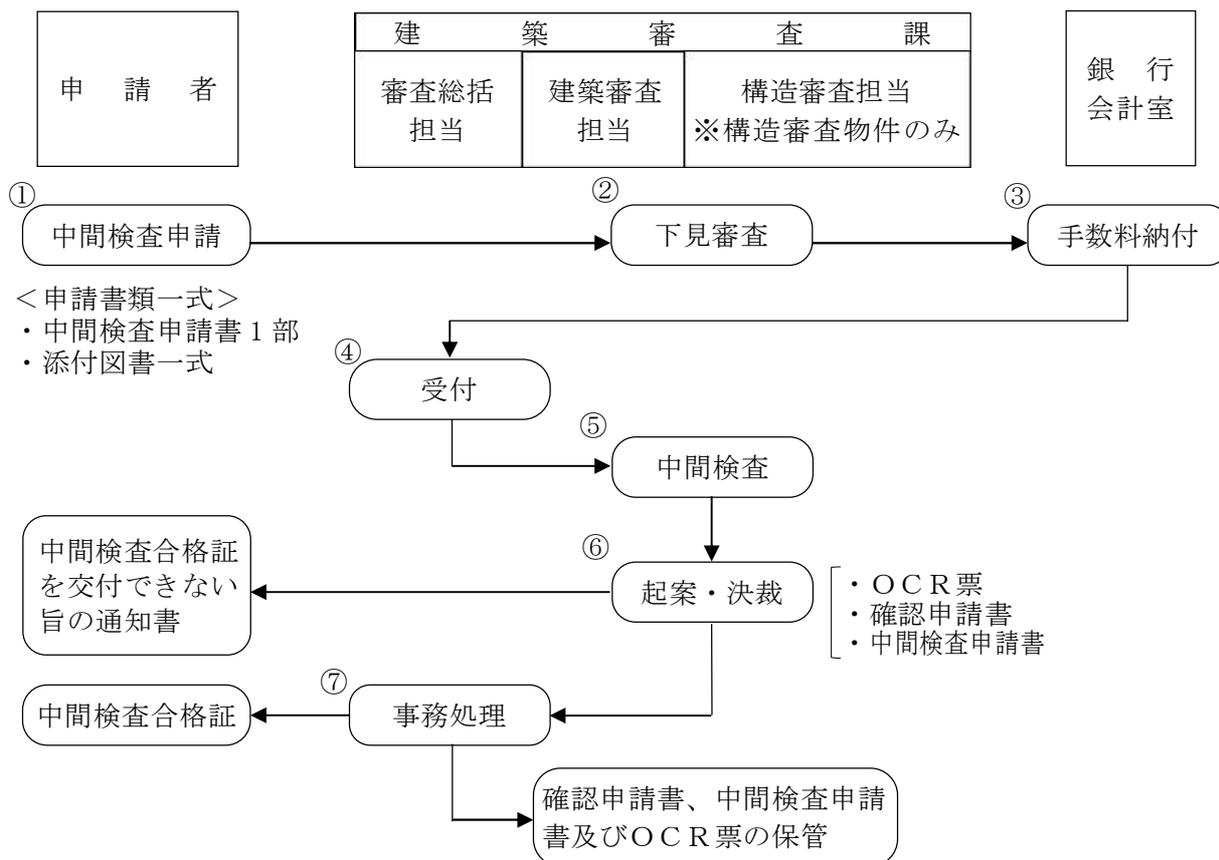
(5) 中間検査合格証の交付

建築主事又はその委任を受けた職員は、建築基準関係規定に適合していることを認めた場合は、建築主に対して中間検査合格証を交付しなければならない。建築基準関係規定に適合していないことを認めた場合は、決裁をとって「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」を申請者に交付する。

(6) 事務処理

中間検査に関する事務処理は、以下の要領による。

〔中間検査事務処理要領〕



①中間検査申請

- 1) 申請者は建築主（原則として、確認申請の申請者であり、変更がある場合は事前に申請書記載事項変更届が必要）とすること。
- 2) 中間検査申請書は、検査対象建築物について元申請のほかには計画変更確認申請がある場合（複数の確認番号がある場合）でも、元申請に対して1通提出すればよい。
- 3) 申請する場合は、次の申請書等が必要である。ただし、＜添付図書＞については、既に確認申請書に添付されていて、その内容に変更が無い場合は省略できる。
 - ＜申請書＞
 - (1) 中間検査申請書
 - ＜添付図書＞

法第6条第1項第一号又は第二号の場合

 - (1) 特定工程に係る部分の工事監理・工事の状況報告書
 - (2) その他構造関係で提出が必要な書類（＜第1編IV-4 p.27＞参照）

②下見審査

- 1) OCR票で中間検査対象建築物であることを確認する。
- 2) 建築審査担当及び構造審査担当は、中間検査申請書第一面から第四面、添付図書の種類、図書の内容をチェックする。
- 3) 申請者又は工事監理者と協議の上、検査日を調整する。不足書類の未提出による検査後の合格証交付の遅延を防ぐため、下見審査の段階で構造検査書類を提出する。
- 4) 申請書等のチェックを終えた後、金額算定面積より申請手数料を算定し、「中間検査受付チェック票」に必要事項を記入する。

(注) 中間検査手数料額の誤納がないよう注意する。

③手数料納付

- 1) 建築審査担当は、手数料納付書<第3編I-1 p.176>に所定の記載をし、手数料納付が済んだら、「中間検査受付チェック票」及び中間検査申請書とともに審査総括担当に提出するよう指示する。
- 2) 申請者は、納付書において手数料を納付し(本市指定金融機関(午後3時以降は、会計室出納課窓口))、「納付済証明書」を申請書第一面の裏面に貼付する。

④受 付

審査総括担当は、中間検査受付チェック票・納付済証明書の貼付の有無を確認し、納付手数料額の照合を行った後、中間検査申請書に日付印を押印するとともに、システムに受付入力をし、建築審査担当へ送付する。

⑤中間検査

- 1) 現場検査は、目視や簡単な計測等により検査できる範囲で検査する。
- 2) 検査の日付・結果をシステムに入力する。また、是正すべき事項があった場合は、その旨を工事監理者に連絡した上、OCR票記事欄に要点を記載し、同時にシステムに入力する。
- 3) 手直しについては、是正報告書等により工事監理者に報告を求め、必要な場合には再検査する。是正報告書等を確認した日付をシステムの間中メモに入力する。

⑥起案・決裁

- 1) 検査又は報告の結果、支障がない場合は、システムへ起案日、検査済交付者、検査員氏名を入力し、中間検査合格証を出力する。中間検査申請書に押印し、OCR票の中間検査の欄に押印・起案日を記入した上で確認申請書その他の書類と共に決裁に付す。

(注) 中間検査合格証の記載内容をチェックする。

- 2) 中間検査申請書及びOCR票の事務処理後に建築主事の決裁に付す。
なお、検査済証を郵送する場合は送付先を記載した封筒を添付し、窓口で交付をする場合はOCR票に「トメ」、電話番号及び連絡先氏名を記載する。

⑦事務処理

- 1) 審査総括担当は、決裁を終えた中間検査合格証をチェックした後、中間検査合格証、中間検査申請書、OCR票に日付印を押印し、システムに入力後、申請書一式を決裁バインダーに記載されている建築審査担当宛に返却する。
- 2) 建築審査担当は、中間検査合格証が交付された旨を工事監理者に連絡する。
中間検査合格証は郵送を原則とするが、要望があれば窓口で交付する。また、委任状のあるものについては委任を受けた者に交付する。交付の際、確認申請管理簿に押印又は署名を求める。

6 完了検査申請に伴う手続

建築工事が完了した場合には次のような手続がある。

(1) 完了検査の申請

建築主は、完了検査を要する建築物の工事を完了した場合には、工事が完了した日から4日以内に建築主事に対して完了検査の申請をしなければならない。

(2) 完了検査

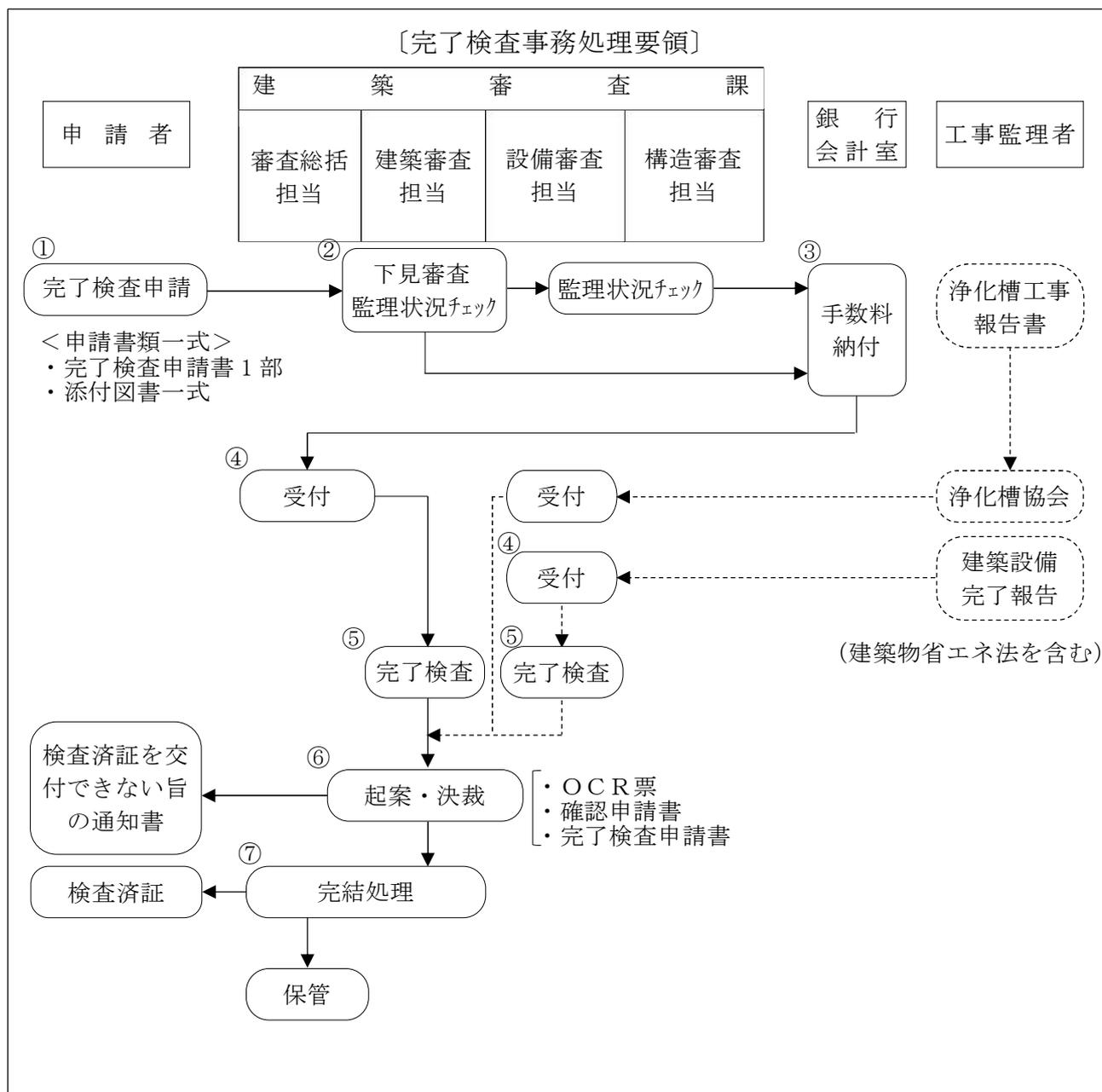
建築主事又はその委任を受けた職員は、完了検査の申請を受理した日から7日以内に、法令及び条例の規定に適合しているかを検査しなければならない。(用途変更を除く)

(3) 検査済証の交付

建築主事又はその委任を受けた職員は、法令及び条例の規定に適合していることを認めた場合は、建築主に対して検査済証を交付しなければならない。

(4) 事務処理

完了検査に関する事務処理は、以下の要領による。



①完了検査申請

- 1) 申請者は建築主（確認申請の申請者であり、変更がある場合には事前に申請書記載事項変更届が必要）とする。
- 2) 完了検査申請書は、検査対象建築物について元申請のほかに計画変更確認申請がある場合（複数の確認番号がある場合）でも、元申請に対して1通提出すればよい。
- 3) 完了検査申請時には、原則として緑化地域の工事完了届などの関連届出、報告書等の処理がなされていることが確認できる書類を添付すること。

②下見審査・監理状況チェック

- 1) 建築審査課建築審査担当は、検査対象建築物のOCR票を確認し、構造審査に関する各種届出のほか建築設備その他関連手続きが必要かチェックする。
- 2) 完了検査申請書第一面から第四面、添付図書の種類・内容、工事監理者氏名等申請書の記載すべき事項の記入漏れがない事をチェックする。
建築設備、構造その他関連する手続きが終了しているかをチェックする。
建築物省エネ法に関する工事監理状況を、設備審査担当に提出するよう指示する。
構造に関わる部分の工事監理状況を、構造審査担当に提出するよう指示する。
- 3) 申請者、関係各係（設備審査担当、建築物環境指導担当等）と協議の上、検査日を調整する。
不足書類の未提出による検査後の合格証交付の遅延を防ぐため、下見審査の段階で構造検査書類及び建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る書類を提出させて内容の確認をする。
- 4) 下見審査後、計画変更確認、中間検査の有無を確認して、金額算定面積より申請手数料を算定し「完了検査申請手数料チェック票」に記入する。
（注）中間検査が合格している場合は、申請手数料が減額されるのでシステム又はOCR票でチェックする。

③手数料納付

- 1) 建築審査担当は、手数料納付書<第3編I-1 p.176>に所定の記載をし、手数料納付が済んだら、「完了検査申請手数料チェック票」及び完了検査申請書とともに審査総括担当に提出するよう指示する。
- 2) 申請者は、納付書において手数料を納入（本市指定金融機関（午後3時以降は、会計室出納課窓口））し、「納付済証明書」を申請書第一面の裏面に貼付する。

④受 付

完了検査申請手数料チェック票・納付済証明書の貼付の有無を確認し、納付手数料額の照合を行った後、完了検査申請書に日付印を押印し、システムへの受付入力を行う。（計画変更確認申請がある場合は、計画変更確認番号についても受付日処理を行う。）受付処理を行った後、建築審査担当に完了検査申請書を送付する。

⑤完了検査

- 1) 検査は建築審査担当が行い、消防検査の可否を確認し合格であったものを決裁に付す。
- 2) 建築設備で検査を要するもの及び建築物省エネ法に基づく適合義務のあるもの（仕様基準等又は省エネ適判対象のものに限る）の場合は、設備審査担当が同行する。
- 3) 検査の要領は書類による検査並びに目視・簡易な計測機器等による範囲とする。
- 4) 検査の日付をシステムに入力する。また、是正すべき事項があった場合は、その旨を工事監理者に連絡した上、OCR票記事欄に要点を記載し、同時にシステムに入力する。
- 5) 手直しについては、是正報告書等により工事監理者に報告を求め、必要な場合には再検査する。是正報告書等を確認した日付をシステムの完了メモ1に入力する。

⑥起案・決裁

- 1) 検査又は報告の結果、支障のない場合は、システムへ起案日、検査済交付者、検査員氏名

を入力し、検査済証を出力する。完了検査申請書に押印し、OCR票の完了検査の欄に押印・起案日を記入した上で確認申請書その他の書類とともに決裁に付す。

(注) 検査済証の記載内容をチェックする。

2) 計画変更確認申請がある場合（複数の確認番号がある）は、計画変更確認番号も完了起案処理を行うこと。（検査済証の作成は元申請に対してのみ行う）

3) 完了検査申請書及びOCR票の事務処理後に建築主事の決裁に付す。

なお、検査済証を郵送する場合は送付先を記載した封筒を添付し、窓口で交付をする場合はOCR票に「トメ」、電話番号及び連絡先氏名を記載する。

⑦完結処理

1) 審査総括担当は、建築主事の決裁終了後に、検査済証を再チェックし、確認日をシステムに入力し、検査済証、完了検査申請書、OCR票に日付印を押印する。計画変更確認申請がある場合は、計画変更確認番号についても完了決裁処理を行う。書類は廃棄処分の日まで保管する。

2) 各審査の担当者は、検査済証が交付された旨を工事監理者に連絡する。

検査済証は郵送を原則とするが、要望があれば窓口で交付する。なお、委任状のあるものについては委任を受けた者に交付する。交付の際、確認申請管理簿に押印又は署名を求める。

7 用途変更の工事完了手続

建築主は法第 87 条第 1 項の用途変更に関する工事を完了した場合は、工事が完了した日から 4 日以内に建築主事に届け出なければならない。

(1) 工事完了届

- ①用途変更における工事完了届（第 20 号様式）は、完了検査申請書とは様式が異なるので注意する。また、完了検査は行わないため手数料は不要である。
- ②届出者は、建築主（確認申請の申請者であり、変更がある場合は事前に申請書記載事項変更届の提出が必要）である。
- ③計画変更確認申請がある場合であっても元確認について工事完了届を 1 通提出すればよい。
なお、増築部分がある場合については、別途、完了検査申請書（第 19 号様式）の提出も必要になる。

(2) 下見

- ①建築審査担当は、工事完了届が提出された場合は工事完了届第一面から第三面までの記載内容を確認し、必要事項を記載した「下見チェック票」とともに審査総括担当に提出するよう指示する。

※工事完了届（第三面）【3. 届出に係る建築物の概要】【二. 床面積の合計】の記入上の例

例 1：用途変更 250.00 m² のみの場合

確認申請書→申請部分の面積 250.00 m²・申請以外の部分 380.00 m²・合計 630.00 m²

工事完了届→床面積の合計 250.00 m²

例 2：用途変更 250.00 m²・増築 200.00 m² の場合

確認申請書→申請部分の面積 450.00 m²・申請以外の部分 180.00 m²・合計 630.00 m²

工事完了届→床面積の合計 250.00 m²（増築部分 200.00 m²）

(3) 審査総括担当の受付事務処理

- ①審査総括担当は、工事完了届を受付した場合は工事完了届に受付印を押印する。（希望者には受付押印前に第一面をコピーし、受付印を押印して渡す。）建築情報システムに完了受付を入力する。
- ②計画変更確認申請がある場合は、計画変更確認分についても完了受付を入力する。
- ③受付事務処理を終えた後、工事完了届を各審査担当者に送付する。

(4) 建築審査担当の事務処理

建築審査担当は、OCR票に工事完了届の提出により完結する旨を記載し、確認申請書一式を添えて決裁に付す。（建築安全推進課課長補佐（既存建築ストックの活用相談）を含める）

(5) 審査総括担当の完結事務処理

審査総括担当は、決裁を終えた工事完了届・OCR票に日付を記入し、建築情報システムにて完了処理をする。

法第6条第1項第一号及び第二号に該当する建築物の次のような部分で安全上、防火上又は避難上支障がないとして仮使用の認定を受けた部分については、検査済証の交付を受ける前であっても使用することができる。

- ①増築工事にかかる建築物の既存部分
- ②工事中の部分で一部工事が完了した部分
- ③手直し等の工事が一部残っている建築物

上記②、③については、仮使用を認定する場合においては建築審査課建築審査担当が仮使用検査を行う。

(1) 受付

- ①確認時に設備審査を要した建築物については、設備審査に関する手続が行われていることを確認する。
- ②必要な場合には、建築審査課設備審査担当と協議の上、検査日を調整する。
- ③構造審査担当と協議を必要とする場合がある。
- ④建築審査担当は申請書ごとに受付チェックシートを作成し、申請者に申請料の納付を指示する。
- ⑤申請者は申請書（正本・副本・消防用）を審査総括担当へ提出する。

(2) 仮使用検査

仮使用検査では、安全上、防火上、避難上の規定に重点を置き、安全区画、避難経路等に必要な措置が講じられていることを確認する。

(3) 仮使用検査後の事務処理

- ①検査の結果、是正すべき事項があった場合は、その旨を工事監理者に連絡するとともに建築情報システムに入力する。
- ②是正すべき事項については、是正報告書その他により工事監理者に報告を求め、必要な場合には再検査を行う。
- ③検査（是正報告）の結果、支障がない場合は仮使用検査年月日を建築情報システムに入力する。

(1) 建築計画概要書の閲覧

- ① 閲覧をしようとする者は、閲覧申請書（細則第30号様式）を建築審査課審査総括担当に提出する。
- ② 建築審査課審査総括担当は、保存期間内（平成8年度（1996年度）確認申請受付分以降）における建築計画概要書を、建築審査課内で閲覧に供する。

(2) 処分等の概要書の閲覧

- ① 閲覧をしようとする者は、閲覧申請書（細則第30号様式）を建築審査課審査総括担当に提出する。
- ② 建築審査課審査総括担当は、保存期間内（平成4年度（1992年度）確認申請受付分以降）における処分等の概要書を、建築審査課内で閲覧に供する。

名古屋市で確認済証・中間検査合格証・検査済証の交付を受けた場合、建築主又は現在の所有者は、これらの交付済みの証明書を受けることができる。ただし、交付済みが確認できる期限内のもの（平成4年4月1日以降に確認申請の受付をしたもの）で、建築確認台帳記載事項証明が交付できないものに限る。

また、用途変更のみの確認申請等で工事完了届が届出られたかどうかの証明を受けることができる。ただし、交付済みが確認できる期限内のもの（平成4年4月1日以降に確認申請の受付をしたもの）に限る。

証明を受けようとする者は「検査済証等処理経過の証明願」に記入し、来庁者の別に応じて、以下の必要書類を添えて建築審査課審査総括担当に提出する。建築審査課審査総括担当は、決裁の後、証明書を発行する。

- ① 来庁者が、確認申請当時の申請者（建築主）本人である場合
 - ・ 検査済証等処理経過の証明願
 - ・ 本人確認書類
- ② 来庁者が、現在の所有者本人であり、確認申請当時の申請者と異なる場合
 - ・ 検査済証等処理経過の証明願
 - ・ 本人確認書類
 - ・ 現在の所有者本人であることが分かる証明書類原本(建物の全部事項証明書等)
- ③ 来庁者が、確認申請当時の申請者本人から委任を受けた代理者である場合
 - ・ 検査済証等処理経過の証明願
 - ・ 本人確認書類
 - ・ 委任状（市の公式ウェブサイトに掲げる所定の様式の記載内容を参考にしてください。）
- ④ 来庁者が、現在の所有者から委任を受けた代理者であり、委任する所有者が、確認申請当時の申請者と異なる場合
 - ・ 検査済証等処理経過の証明願
 - ・ 本人確認書類
 - ・ 委任状（市の公式ウェブサイトに掲げる所定の様式の記載内容を参考にしてください。）
 - ・ 現在の所有者本人であることが分かる証明書類原本(建物の全部事項証明書等)

○閲覧に関する規定

名古屋市建築基準法等施行細則（抄）

〔平成 12 年 4 月 1 日〕
〔名古屋市規則第 85 号〕

（書類の閲覧）

第 31 条 規則第 11 条の 4 第 3 項の規定により閲覧に供すべき書類の閲覧の場所は、住宅都市局建築指導部内とする。

2 閲覧に供する日及び時間は、名古屋市の休日を定める条例(平成 3 年名古屋市条例第 36 号)第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)とする。

3 特定行政庁は、書類の整理その他必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、臨時に閲覧に供しない日を設け、又は閲覧に供する時間を短縮することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧の場所に掲示する。

4 規則第 11 条の 4 第 1 項の書類を閲覧しようとする者は、次に掲げる閲覧申請書により、閲覧の申請をしなければならない。

(1) 建築計画概要書、築造計画概要書、処分等概要書及び全体計画概要書にあつては、建築計画概要書等閲覧申請書(別記第 30 号様式)

(2) 定期調査報告概要書及び定期検査報告概要書にあつては、定期調査報告概要書等閲覧申請書(別記第 30 号様式の 2)

(3) 指定道路調書にあつては、指定道路調書閲覧申請書(別記第 30 号様式の 3)

（閲覧の停止又は禁止）

第 32 条 特定行政庁は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、書類の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) 書類を外部に持ち出し、又はそのおそれがあると認められる者

(2) 書類を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

(4) 建築物又は工作物を特定しない者

(5) 担当の指示に従わない者

証 明 書

1 建築主氏名	
2 建築場所	
3 主要用途	
4 工事種別	
5 構造	
6 階数	
7 延面積	
8 申請受付年月日	
9 確認年月日及び番号	
10 中間検査	
11 検査済証	
12 その他	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日
名古屋戸建築主事

※用途変更のみの場合は、11検査済証→11工事完了届

検査済証等処理経過の証明願

※下の欄に申請物件の内容を記入してください。

建築主氏名			
建築場所	区	第 号	他 件
確認番号			

※目的

上記事項 _____ のため、

必要です。をお願いします。

名古屋戸建築主事 ありて

年 月 日

住所 _____

法人名 _____

所属名 _____

申請者氏名 _____

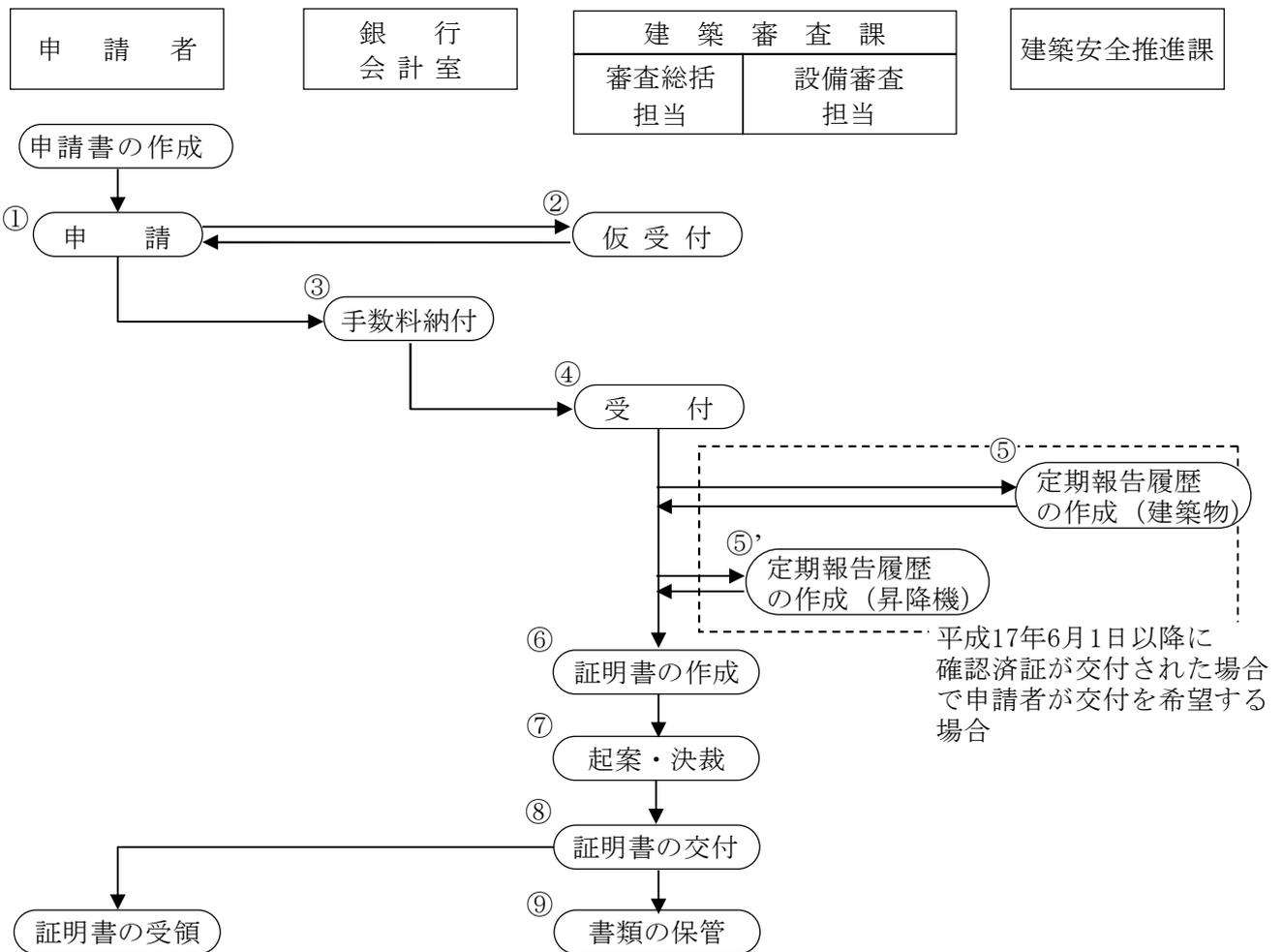
電話番号 _____ (内線)

職員使用欄

課長	課長補佐	担当

本件 交付してよろしいか

11 建築確認台帳記載事項証明書交付の交付



〔説明〕

①申請

- (1) 当初建築・設置時の確認申請における建築主等、若しくは、現在の所有者(以下「申請者」という。)、又は申請者から委任を受けた代理者は、建築確認台帳記載事項証明書交付申請書(名古屋市建築確認台帳記載事項証明書交付要綱別記第1号様式、以下「交付申請書」という。)に次の書類を添えて申請する。
 - 1) 窓口への来庁者本人であることを確認できる書類(原本提示してもらい、コピー後に返却する。)
 - 2) 現在の所有者により申請する場合は、対象の建築物等を所有することを証明する書類(原本提示してもらい、コピー後に返却する。)

例) 建物の全部事項証明書など、公的な機関より交付された書類の原本
 - 3) 代理者による場合は、代理者であることを確認できる書類(原本提示してもらい、コピー後に返却する。)申請者が当該事務について委任した旨を証する書類
- (2) 建築確認台帳記載事項証明書(以下「証明書」という。)の交付申請ができる建築物等は次に掲げるものとする。
 - 1) 建築物、建築設備又は工作物(以下「対象建築物等」という。)のうち、
 - ア) 法第6条第1項の規定の適用を受けるものにあつては、平成8年4月1日以降に建築確認申請がなされ確認済証の交付を受けたもの

- 1) 法第6条の2第1項の規定の適用を受けるものにあつては、平成11年5月1日以降に建築確認申請がなされ確認済証の交付を受けたもの
- 2) 法第18条第2項の規定の適用を受けるものにあつては、平成19年6月20日以降に計画通知がなされ確認済証の交付を受けたもの

②仮受付

審査総括担当は、交付申請書により申請がある場合、①-(1)の各号に掲げる書類添付を確認するとともに、次により申請書の記載内容等を確認する。

- 1) 申請者が当初建築・設置時の確認申請における建築主等又は現在の所有者であること。
- 2) 対象建築物等が①-(2)の各号に掲げるものであること。
- 3) 対象建築物等（建築主等、建築場所等、確認番号）が特定されていること。
- 4) 証明書を交付するための手数料額と、交付するまでに必要な時間を口頭で説明し、以下の手続きに入る。

③手数料納付

- (1) 審査総括担当は、交付申請書が整っていることを確認した後、申請者又はその代理者で、受付窓口に来課された方(以下「来課者」という。)に算定した手数料額を記入した手数料納付書を手渡す。
- (2) 来課者は、手渡された手数料納付書により、本市指定金融機関（午後3時以降は、会計室出納課窓口）に手数料を納付する。
- (3) 一つの交付申請書で複数の建築物等（確認番号が異なる場合に限る。）を申請する場合は、確認番号が付されている建築物等を1件として手数料を算定し、その合計額の手数料を納付するものとする。

なお、同じ証明書を複数取得する場合は、その数に応じた手数料額を納付してもらう。

④受 付

審査総括担当は、以下の手順で受付を行う。

- (1) 交付申請書（裏面）に手数料納付済証明書を貼付する。
- (2) 申請者に証明書が作成できた旨を連絡する連絡先を確認し、備考欄に記載する。
- (3) 受付欄に受付印を押印した後、建築確認台帳記載事項証明書交付台帳に受付順に記載し番号を発番する。
- (4) 申請書下欄中の交付番号欄に(3)により発番し番号を記入する。

⑤定期報告履歴の作成

審査総括担当は、平成17年6月1日以降に確認済証が交付されている建築物又は昇降機（法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定の適用を受ける場合に限る。）に関する証明書の作成にあたり、定期報告年月日を記載した書類の交付が必要な場合は、次のように交付申請書の写しを添えて定期報告履歴の作成を依頼する。

- 1) 建築物にあつては、建築安全推進課建築防災担当に依頼する。
- 2) 昇降機にあつては、設備審査担当に依頼する。

⑥証明書の作成

審査総括担当は、証明書を次の順に綴じる。

- (1) 要綱第2号様式
- (2) 建築基準法令に基づく処分の概要書
- (3) 建築計画概要書（工作物、昇降機は確認申請第二面）の写し。平成27年度（2015年度）以降は、記載事項変更届の写しも添付する。（原則として、建築計画概要書の記載事項に係る変更を含むものについて、当該変更を反映した建築計画概要書の全部又は一部の写しを添付する。）

押印等は黒塗りした物をコピーして使用する。なお、黒塗りした物等が識別できないか注意する。

⑦起案・決裁

審査総括担当は、交付申請書に証明書（案）を添えて決裁に付す。

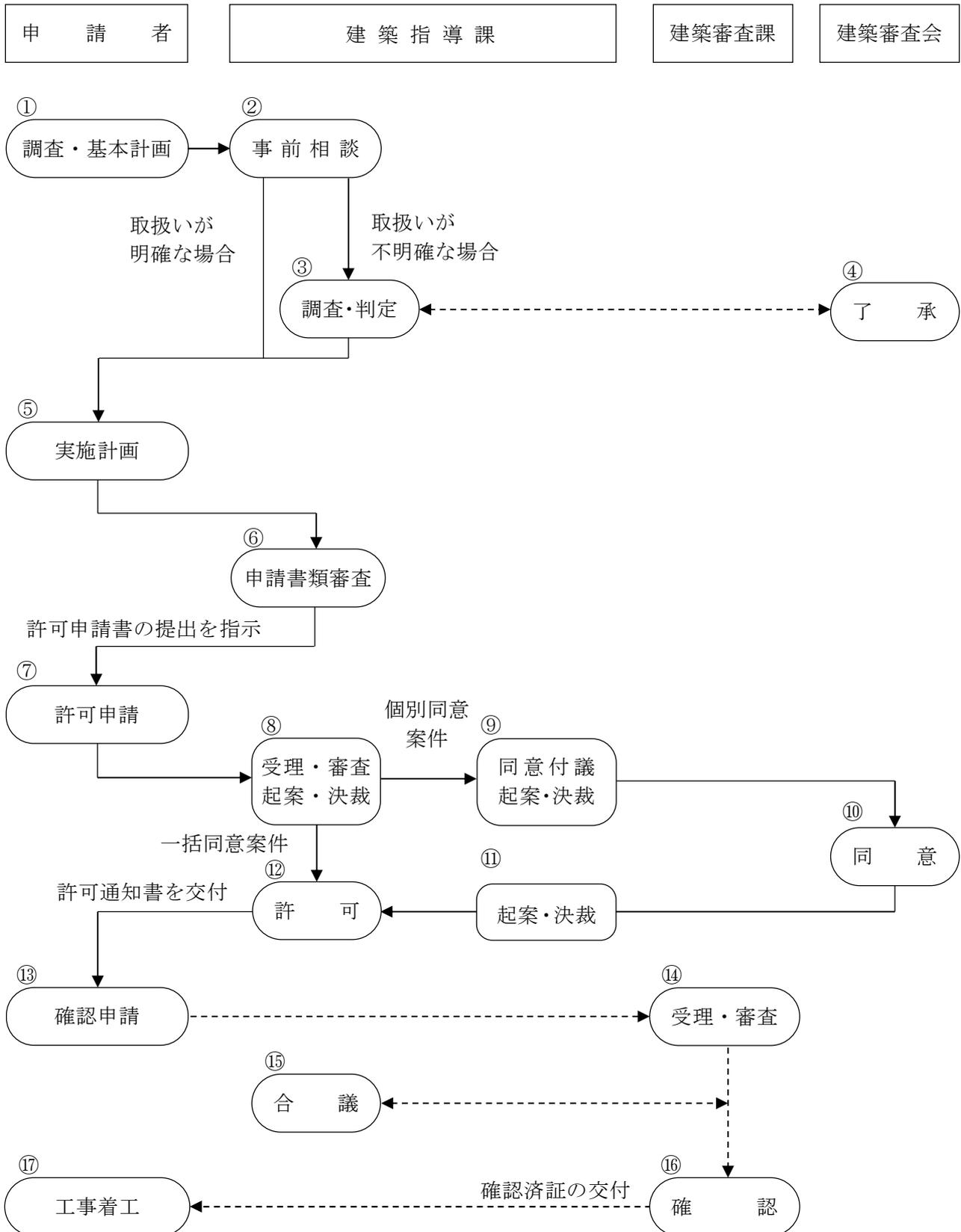
決裁後、公印を押印し、袋とじで表裏一ヶ所ずつ割印するか、又は頁の中程一ヶ所で割印する。

⑧証明書の交付

- (1) 審査総括担当は、証明書ができた旨を④において来課者に口頭若しくは電話により連絡する。
- (2) 審査総括担当は、証明書を交付する際に、交付申請書中の「証明書の受領」欄に来課者のサインを得た後に証明書を交付する。

⑨書類の保管

審査総括担当は、建築確認台帳記載事項証明書交付申請書（ファイル）に申請書を保管する。



〔説 明〕

②事前相談

過去に調査・判定を行ったか否かを確認すること。

取扱いが明確な場合は、形態制限などの条件を伝えること。(構造・敷地面積等)

取扱いが不明確な場合は、調査・判定が必要である旨を説明すること。

⑥申請書類審査

具体的な建築計画に基づいて、建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可の申請書類審査票(本市指定様式)の提出を受けて審査する。添付図書は⑦ I <表紙>1)、3) 及び<添付図書等>とし、押印は不要。

⑦許可申請

I. 許可申請書類(表紙と添付図書等を A4 サイズに綴込)

<表 紙>

- 1) 許可申請書 正(規則第 43 号様式)
- 2) 許可申請書 副(正の写し)
- 3) 防火対象物工事計画届(許可申請書の写しを添付)

<添付図書等>

- 1) 陳述書・・・申請者の住所・氏名(法人の場合は法人名・役職・代表者氏名)を記入
- 2) 図 面・・・付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、その他指示する図面
- 3) その他指示する図書

II. 建築審査会資料

I <添付図書等> 2) を基に作成した資料。(一括同意案件の場合は不要。)

なお、提出方法等は建築指導課が指示する。

- 1) パワーポイント等のデータ
- 2) 印刷物(25 部)

建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可に係る

建築審査会一括同意基準

名古屋市建築審査会

(趣 旨)

- 1 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可に関するもののうち、建築基準法施行規則第 10 条の 3 の基準に適合し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものについて、あらかじめ一括して建築審査会の同意を得たものとして許可手続きの迅速化、簡素化を図るものである。

(建築審査会の同意)

- 2 この一括同意基準に適合しているものは、既に建築審査会が同意したものとし、許可することができる。

(適用の範囲)

- 3 本基準は、次の各号のいずれかに該当する建築物に適用する。

(1) 別表第 1 に適合する建築物

(2) 別表第 2 に規定する道として建築審査会が了承した道に接する敷地に建築する建築物で、別表第 2 に適合する建築物

(3) 建築審査会において個別案件として許可した事例に係る道であり、許可した際の条件に建築物の用途、規模などが適合しているもの

(建築審査会への報告)

- 4 特定行政庁は、この基準により許可をした場合は、すみやかにその内容を建築審査会に報告しなければならない。

(建築審査会への説明)

- 5 特定行政庁は、3(2)について建築審査会に了承を求める場合は、道の位置及び状況を説明し、条件を提示しなければならない。

附 則

この基準は、平成 12 年 11 月 16 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 9 月 16 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 30 年 7 月 23 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 30 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

1-1	敷地の周囲の条件	敷地が公園、緑地、河川その他これらに類する公共空地を介して、道路まで支障なく通行できるもの
	管理者の承諾等	次のいずれかに該当するもの ①管理者からの占有許可等により建築の権原を有しているもの ②管理者からの通行の許諾が得られているもの
	建築計画に対する付加条件	道を道路とみなした場合に適用される法令の規定に適合していること。ただし、北側斜線、高度地区規定による斜線制限については道路とはみなさない。
1-2	敷地の周囲の条件	次のいずれかに該当する幅員4m以上の道 ① 土地改良区等の農道 ② 名古屋港管理組合が管理する道 ③ 中央競馬会施設専用道路 ④ 公営住宅等の団地内通路 ⑤ 住宅地区改良事業法等、法第42条第1項第二号の事業によらず築造された国、県又は市が管理する道 ⑥ 河川管理用道路 ⑦ 国、県又は市が管理する道 ⑧ 現に建築物が立ち、一般の通行の用に供されている道 ⑨ ①から⑧の道と同等の道
	管理者の承諾等	道の管理者の許可又は承諾を得ているもの（原則として、一般の通行の用に供されているものは除く）
	建築計画に対する付加条件	道を道路とみなした場合に適用される法令の規定に適合していること。ただし、北側斜線、高度地区規定による斜線制限については道の中心から適用する。
1-3	敷地の周囲の条件	現に建築物が立ち、一般の通行の用に供されている幅員1.8m以上4m未満の道
	管理者の承諾等	道の管理者等の承諾を得ているもの（原則として、国、県又は市の管理に属する道は除く）
	通路空間の確保	次のいずれかに該当するもの ①道の中心から2m後退しているもの ②関係権利者間で境界確定について同意がなされない場合などにおいては、建築敷地の向かい側の道の境界線と認められる位置より4m後退しているもの
	建築計画に対する付加条件	道を道路とみなした場合に適用される法令の規定に適合していること。ただし、北側斜線、高度地区規定による斜線制限については道の中心から適用する。
1-4	敷地の周囲の条件	敷地と道路との間に公共通路等があり、公共通路等を介して道路まで通行できるもの
	管理者の承諾等	道の管理者等の承諾を得ているもの
1-5	敷地の条件	接道幅が2m未満の敷地において、幅員が0.9m以上で延長が30m以下の敷地内通路を有するもの（接道幅が1.5m以上のものに限る）

別表第2

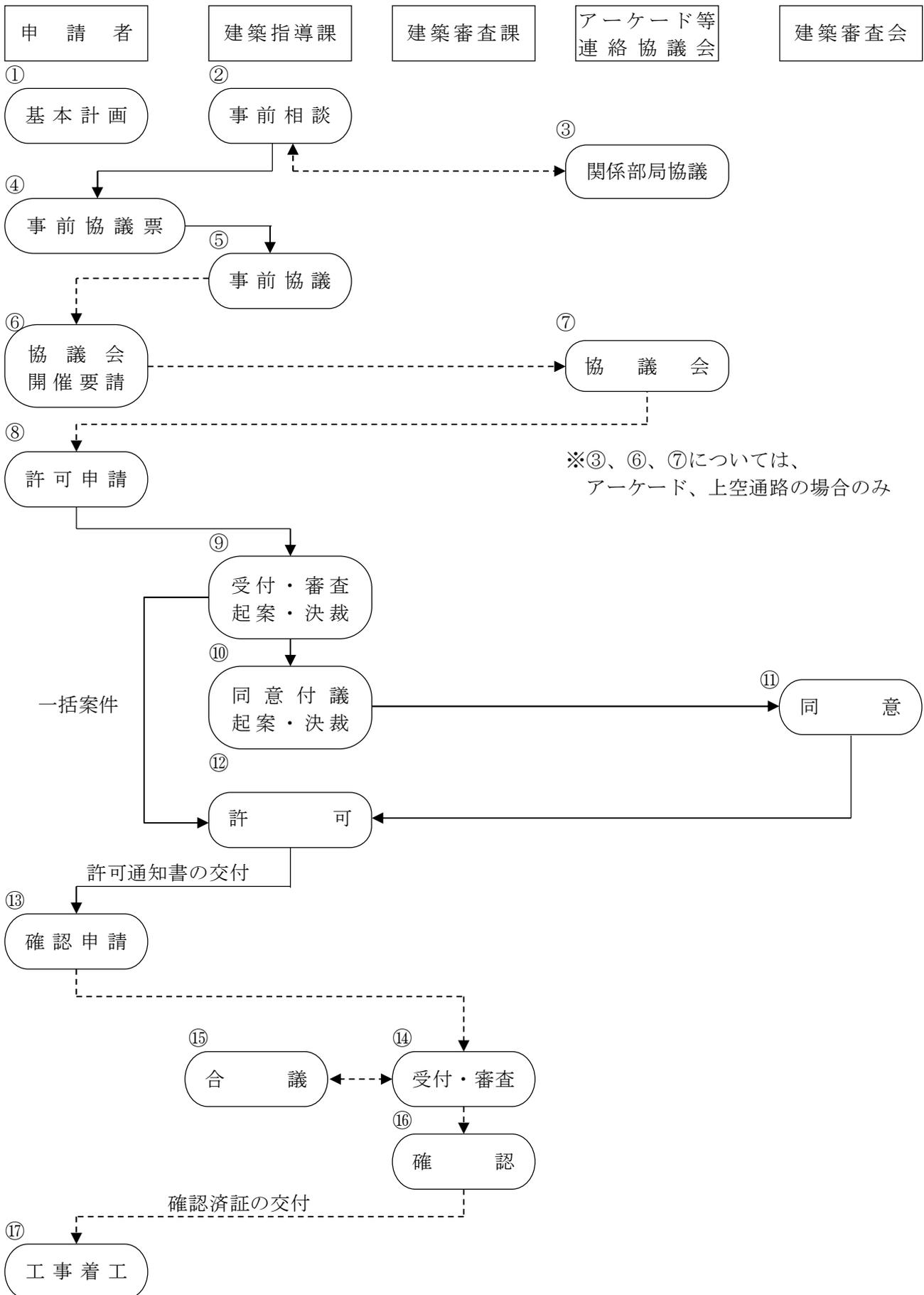
敷地の周囲の条件	現に建築物が立ち、一般の通行の用に供されている幅員0.9m以上1.8m未満の道
通路空間の確保	次のいずれかに該当するもの ①道の中心から2m後退しているもの ②関係権利者間で境界確定について同意がなされない場合などにおいては、建築敷地の向かい側の道の境界線と認められる位置より4m後退しているもの
建築計画に対する 付加条件	道を道路とみなした場合に適用される法令の規定に適合していること。ただし、北側斜線、高度地区規定による斜線制限については道の中心から適用する。

第2編

I 建築基準法・関係法令・条例による許可、認定等

(1) 建築基準法による許可

2 〔法第44条第1項〕道路内建築制限緩和の許可



〔説 明〕

②事前相談

事前相談に際しては、以下の通達等を指針とすること。

1) 「アーケードの取扱いについて」

消防庁、建設省、警察庁連名通達(国消発第72号、建設省発住第5号、警察庁発備第2号S30.2.1)

2) 「道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」

(平成30年7月11日 国住指第1201号・国住街第80号)

3) 「道路の占用の許可基準を定める要綱」

③関係部局協議

アーケード等連絡協議会に係る場合は、下記の構成部局と事前に協議すること。

- ・名古屋市緑政土木局路政部道路管理課(事務局担当)
- ・名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課
- ・名古屋市所轄土木事務所
- ・名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課
- ・名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課
- ・名古屋市住宅都市局都市計画部ウォークブル・景観推進課
- ・愛知県警察本部交通部交通規制課
- ・愛知県所轄警察署
- ・名古屋市消防局予防部規制課
- ・名古屋市所轄消防署

④協議会開催要請

協議会開催に必要となる書類、事項について事務局担当の緑政土木局路政部道路管理課と打ち合わせを行うこと。

⑥許可申請

I. 許可申請書類(表紙と添付図書等をA4サイズに綴込)

<表紙>

- 1) 許可申請書 正(規則第43号様式)
- 2) 許可申請書 副(正の写し)
- 3) 防火対象物工事計画届(許可申請書の写しを添付)

<添付図書等>

- 1) 陳述書・・・申請者の住所・氏名(法人の場合は法人名・役職・代表者氏名)を記入
- 2) 図面・・・付近見取図、用途地域図、付近状況図、配置図、各階平面図、立面図(2面以上)、断面図(2面以上)、日影図、パース、その他指示する図面
- 3) その他指示する図書

II. 建築審査会資料・・・I<添付図書等>を基に作成した資料。(一括同意の場合は不要。)

なお、提出方法等は建築指導課が指示する。

- 1) パワーポイント等のデータ
- 2) 印刷物(25部)

バス停留所の待合所に係る建築審査会一括同意基準

名古屋市建築審査会

(趣旨)

- 1 バス停留所の待合所に係る建築基準法（以下「法」という。）第44条第1項第2号の規定による許可に関するもののうち、公益上必要、かつ、通行上支障がない場合及び安全上、防火上及び衛生上支障がないものについて、あらかじめ一括して建築審査会の同意を得たものとして許可手続きの迅速化、簡素化を図るものである。

(建築審査会の同意)

- 2 この一括同意基準に適合しているものは、既に建築審査会が同意したものとし、許可することができる。

(適用の範囲)

- 3 本基準は、次の各号に該当するものに適用する。
 - (1) 構造は鉄骨造とし階数は1とする。
 - (2) 屋根の水平投影面積の合計は、20㎡以下であること。
 - (3) 外壁を設ける場合は、周長の1/2以下であること。
 - (4) 有効幅員1.4m以上の常時通行可能な歩道部分が確保できること。

(建築審査会への報告)

- 4 特定行政庁は、この基準により許可をした場合は、すみやかにその内容を建築審査会に報告しなければならない。

附 則

この基準は、平成11年8月5日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

高速道路の料金所等に係る建築審査会一括同意基準

名古屋市建築審査会

(趣 旨)

- 1 高速道路の料金所等に係る建築基準法(昭和25年法律第201号。)第44条第1項第2号の許可に際し、公益上必要で通行上支障がないと認める建築物に対して、あらかじめ一括して建築審査会の同意を得たものとして、許可の手続きの迅速化、簡素化を図るものである。

(建築審査会の同意)

- 2 この一括同意基準(以下「基準」という。)に適合しているものは、既に建築審査会が同意したものとして許可することができる。

(適用の範囲)

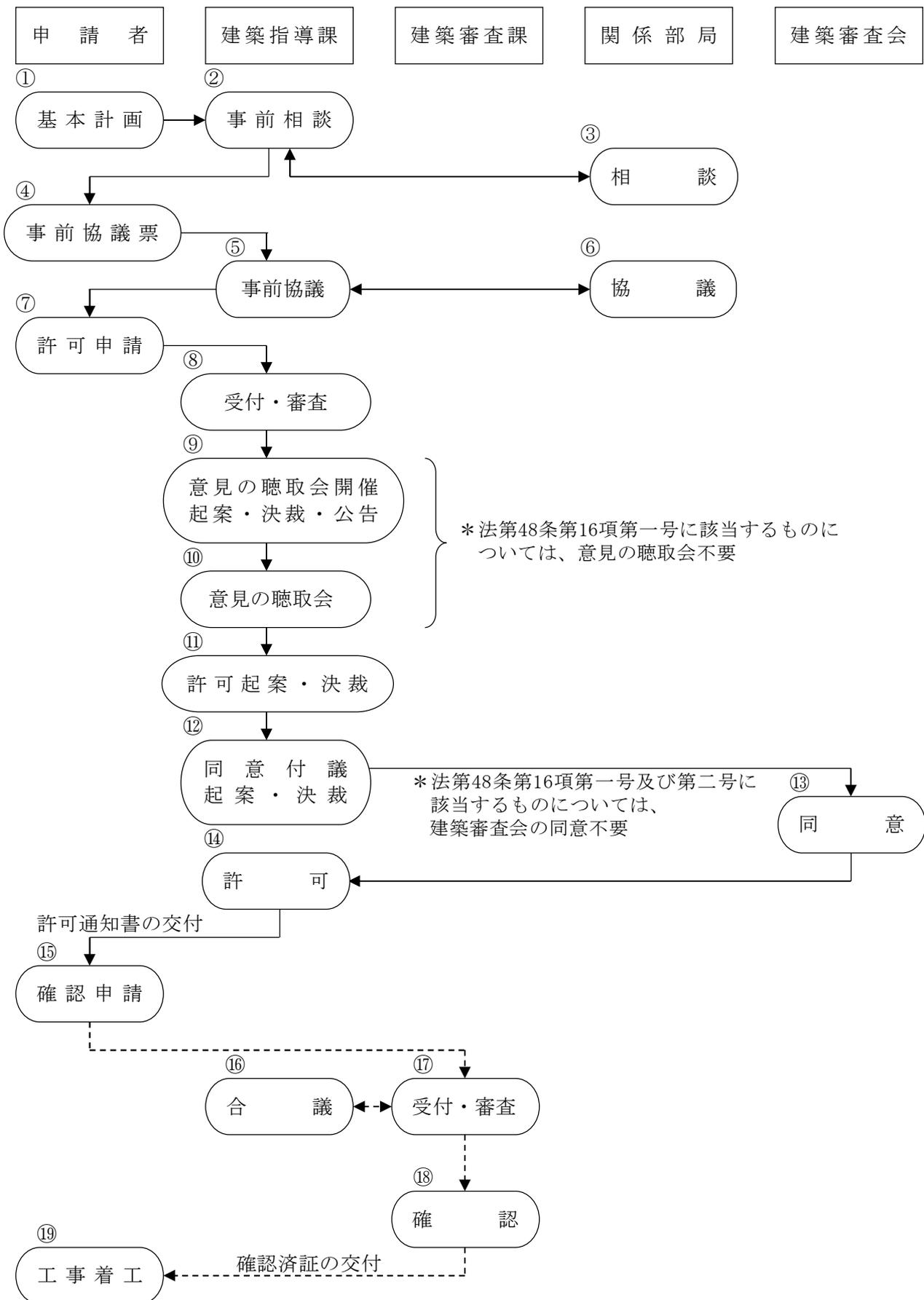
- 3 この基準は道路管理者が設置する施設で、次のいずれかに該当するものに適用する。
 - (1) 自動車のみ交通の用に供する道路に設ける道路の交通又は利用に係る料金の徴収施設
 - (2) 道路管理用電気室
 - (3) その他これらに類するもの

(建築審査会への報告)

- 4 特定行政庁はこの基準により許可をした場合は、すみやかに建築審査会にその内容を報告しなければならない。

附 則

この基準は平成21年5月14日以降の申請より適用する。



〔説 明〕

②事前相談

申請理由、申請内容、周囲の状況等を考慮して、許可を行うことがやむをえないと判断できる場合は、許可を行う。公益上、環境上等について十分検討する。緩和する場合は、概ね1ランクを原則とする。

③相 談

都市計画部都市計画課、環境局地域環境対策部大気環境対策課と用途制限緩和の許可について事前に協議する。

⑤事前協議票による協議

申請者から事前協議票3部の提出を受けて許可申請に関する事前協議をそれぞれで行う。協議が整った場合、申請者に対して許可申請書の提出を指示する。

⑦許可申請

I. 許可申請書類（表紙と添付図書等をA4サイズに綴込）

<表 紙>

- 1) 許可申請書 正（規則第43号様式）
- 2) 許可申請書 副（正の写し）
- 3) 防火対象物工事計画届（許可申請書の写しを添付）

<添付図書等>

- 1) 陳述書・・・申請者の住所・氏名（法人の場合は法人名・役職・代表者氏名）を記入
- 2) 図 面・・・付近見取図、用途地域図、付近状況図、配置図、各階平面図、立面図（2面以上）、断面図（2面以上）、緑化計画図、日影図、パース、その他指示する図面
- 3) その他指示する図書

II. 利害関係者名簿（別綴じ）・・・A4サイズに綴じ込み、1部

※法第48条第16項第一号に該当するものは不要。

III. 意見の聴取会資料・建築審査会資料・・・I<添付図書等>を基に作成した資料。

なお、提出方法等は建築指導課が指示する。

- 1) パワーポイント等のデータ
- 2) 印刷物（意見の聴取会：10部、建築審査会：25部）

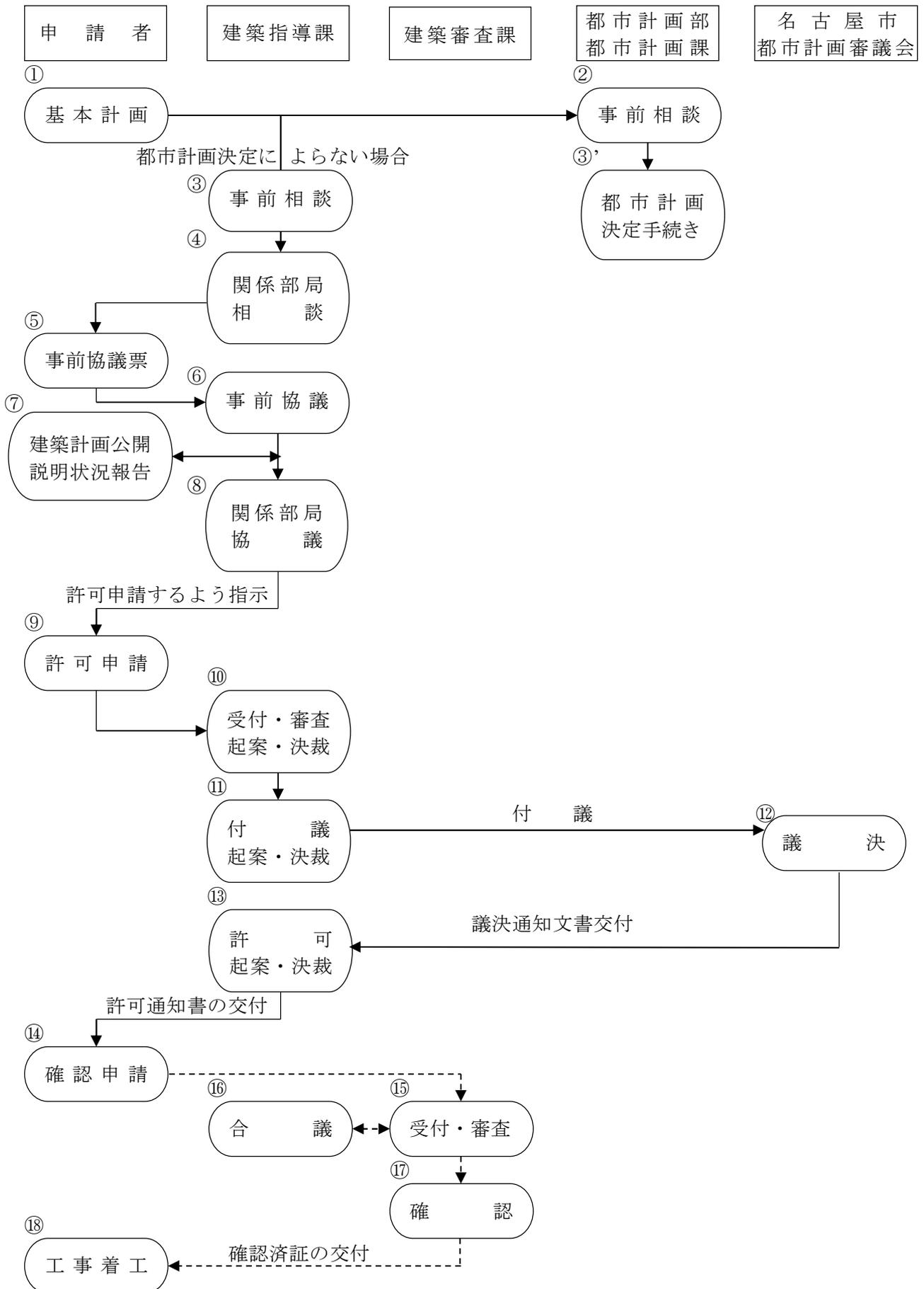
※IIIにあつては、法第48条第16項第一号に該当するものは全て、法第48条第16項第二号に該当するものは建築審査会資料不要

⑨意見の聴取会

許可申請書を受理した後に、公開による意見の聴取会を開催し利害関係者の意見を聞いて、特に支障がない場合に限り建築審査会に付議する。

利害関係者の範囲は、原則として建築敷地の周囲50m以内とする。

※名古屋市特別工業地区建築条例、名古屋市文教地区建築条例、名古屋市研究開発地区建築条例、名古屋市中高層階住居専用地区建築条例、名古屋市大規模集客施設制限地区建築条例、名古屋市特別低層住居専用地区建築条例、名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例による用途制限緩和の許可についても同様の取扱いとする。



〔説 明〕

③事前相談

事前相談に際しては、「建築基準法第 51 条ただし書許可基準（名古屋市）」によるほか、以下の規
準を準用する。

- ・建築基準法第 51 条ただし書許可基準（愛知県）

④関係部局相談、⑧関係部局協議

<すべての供給処理施設>

- ・都市計画部都市計画課、交通企画・モビリティ都市推進課 ・環境局地域環境対策部地域環
境対策課、大気環境対策課
- ・消防局予防部規制課

<個別供給処理施設>

(供給処理施設)	(関係部局)
卸売市場	経済局商業・流通部市場流通
火葬場	健康福祉局生活衛生部環境薬務課
と畜場	健康福祉局生活衛生部食品衛生課
汚物処理場、ごみ焼却場	環境局事業部廃棄物指導課
その他の処理施設（産業廃棄物）	環境局事業部廃棄物指導課
その他の処理施設（一般廃棄物）	環境局事業部廃棄物指導課 環境局資源循環部資源循環推進

※その他の処理施設の場合は、名古屋市都市計画審議会に付議する前に「廃棄物の処理及び清掃に
関する法律」に規定される施設の許可申請を済ませることとする。また、工事着工は、施設許可後
でないとできない。

⑨許可申請

I. 許可申請書類（表紙と添付図書等を A4 サイズに綴込）

<表 紙>

- 1) 許可申請書 正（規則第 43 号様式）
- 2) 許可申請書 副（正の写し）
- 3) 防火対象物工事計画届（許可申請書の写しを添付）

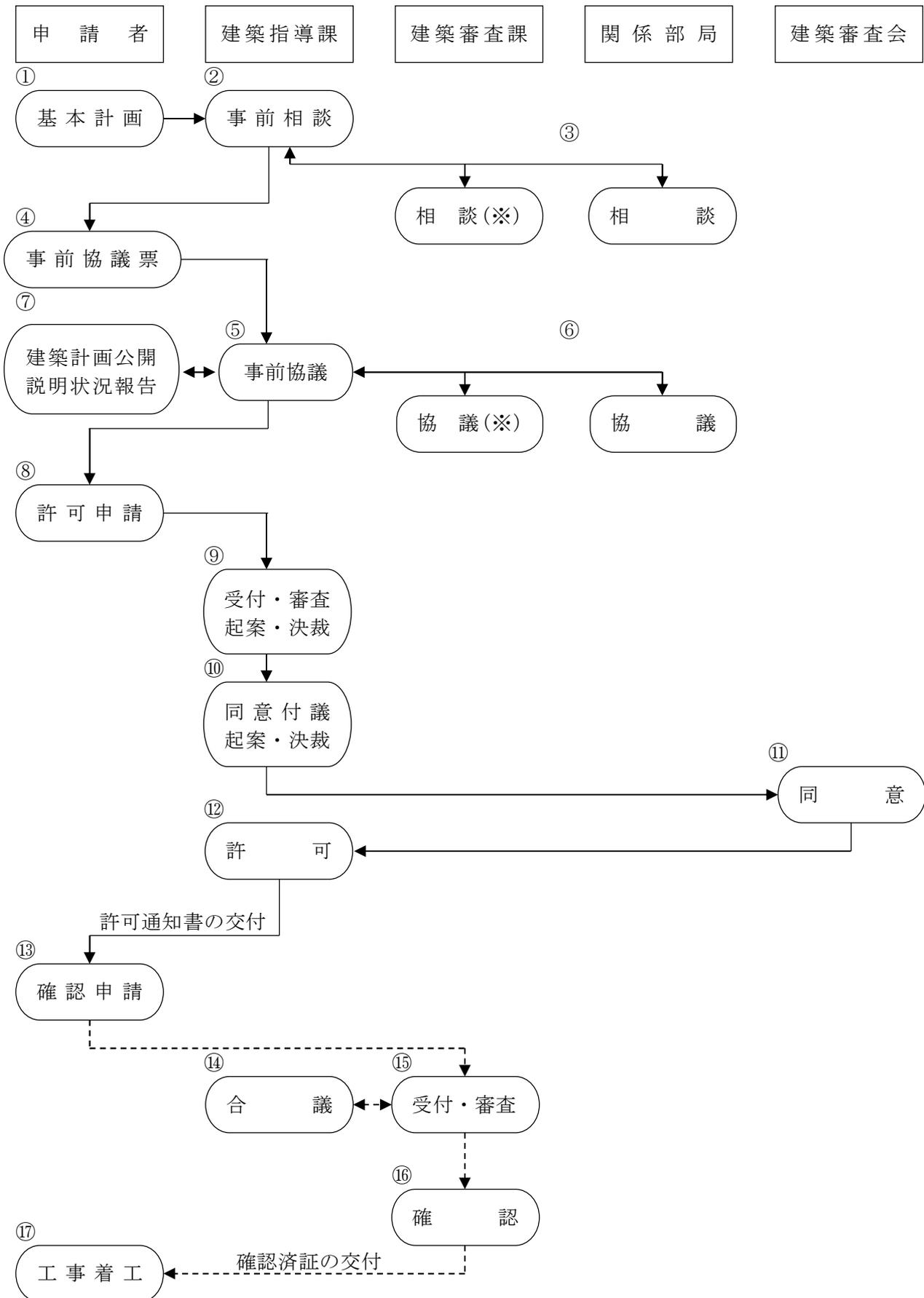
<添付図書等>

- 1) 陳述書・・・申請者の住所・氏名（法人の場合は法人名・役職・代表者氏名）を記入
- 2) 建築概要書
- 3) 図 面・・・付近見取図、用途地域図、付近状況図、配置図、各階平面図、立面図（2
面以上）、断面図（2 面以上）、日影図、緑地面積算定図、パース、その他
指示する図面
- 4) 事業計画、敷地、周辺状況及び処理量
- 5) 環境影響評価書又は生活環境影響調査書
- 6) 現況写真
- 7) その他指示する図書

II. 建築計画説明状況報告書

III. 名古屋市都市計画審議会資料・・・用途地域図、付近見取図、配置図（A4 サイズ）

IV. 都市計画審議会用データ・・・I <添付図書等> 3)、7) の図書及びIIIの図面の図面デ
ータを用意すること。（パワーポイント用データ）



〔説 明〕

②事前相談

事前相談に際しては、《建築基準法第 52 条第 14 項第 1 号に関する許可基準》に基づいて検討し、許可対象となりうるかどうかを判断する。

③相談、⑥協議

都市計画部都市計画課、環境局地域環境対策部大気環境対策課、消防局予防部規制課と協議する。
※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく容積率緩和の場合は建築審査課審査担当、コージェネレーション施設に関する場合は建築審査課設備審査担当とも協議する。

⑧許可申請

I. 許可申請書類（表紙と添付図書等を A4 サイズに綴込）

<表 紙>

- 1) 許可申請書 正（規則第 43 号様式）
- 2) 許可申請書 副（正の写し）
- 3) 防火対象物工事計画届（許可申請書の写しを添付）

<添付図書等>

- 1) 陳述書・・・申請者の住所・氏名（法人の場合は法人名・役職・代表者氏名）を記入
- 2) 建築概要表
- 3) 容積率緩和計算書
- 4) 図 面・・・付近見取図、用途地域図、付近状況図、配置図、各階平面図、立面図（4 面以上）、断面図（2 面以上）、日影図、パース、その他指示する図面
- 5) 現況写真
- 6) その他指示する図書

II. 建築審査会資料・・・I <添付図書等>を基に作成した資料。

なお、提出方法等は建築指導課が指示する。

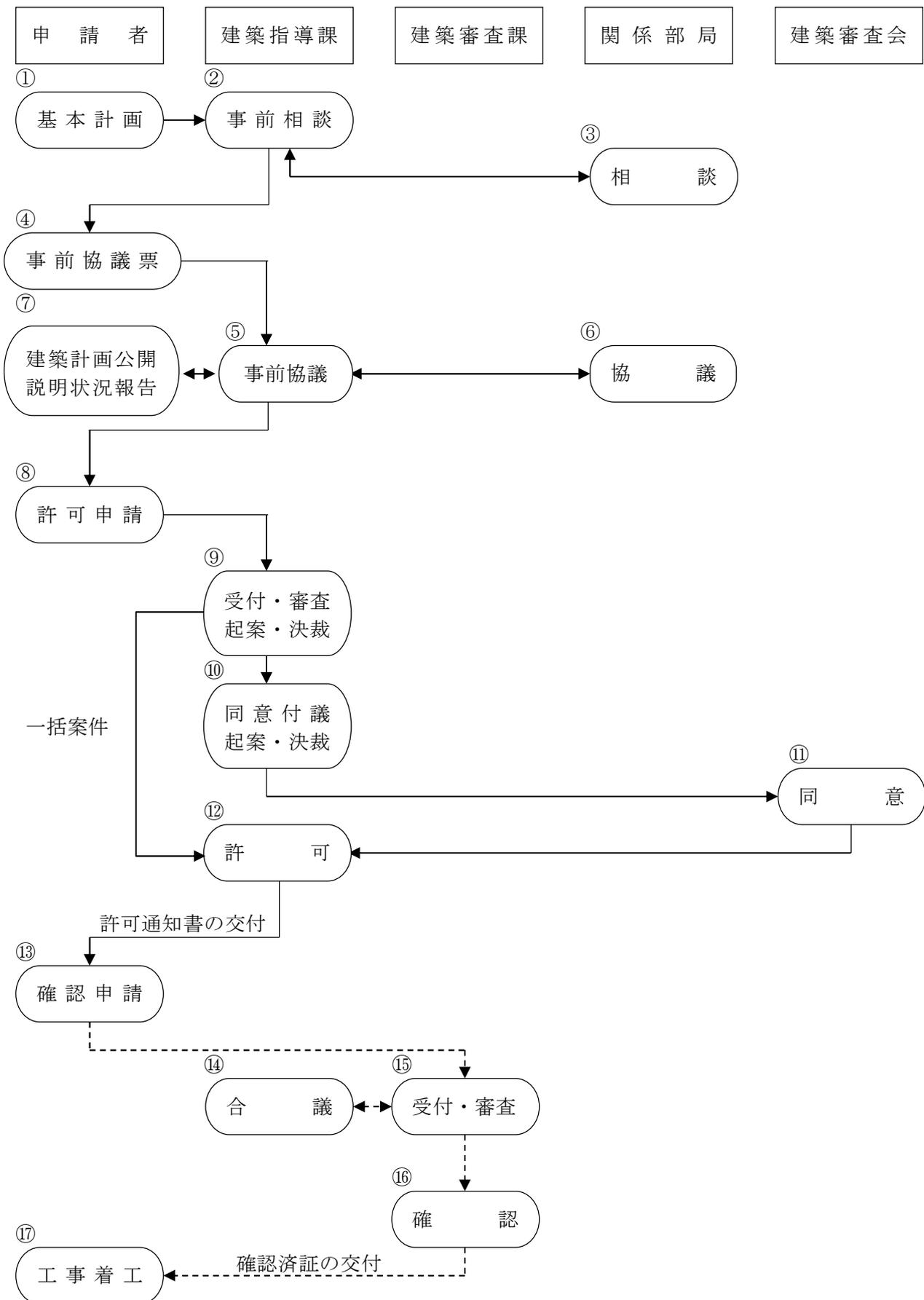
- 1) パワーポイント等のデータ
- 2) 印刷物（25 部）

第2編

I 建築基準法・関係法令・条例による許可、認定等

(1) 建築基準法による許可

6 [法第55条第4項] 第1種・第2種低層住居専用地域内の高さ制限緩和の許可



〔説 明〕

③相談、⑥協議

必要に応じて都市計画部都市計画課、消防局予防部規制課と協議する。

⑧許可申請

I. 許可申請書類（表紙と添付図書等をA4サイズに綴込）

<表 紙>

- 1) 許可申請書 正（規則第43号様式）
- 2) 許可申請書 副（正の写し）
- 3) 防火対象物工事計画届（許可申請書の写しを添付）

<添付図書等>

- 1) 陳述書・・・申請者の住所・氏名（法人の場合は法人名・役職・代表者氏名）を記入
- 2) 建築概要表
- 3) 図 面・・・付近見取図、用途地域図、付近状況図、配置図、各階平面図、立面図（4面以上）、断面図（2面以上）、日影図、パース、その他指示する図面
- 4) 現況写真
- 5) その他指示する図書

II. 建築審査会資料・・・I <添付図書等>を基に作成した資料。（一括同意の場合は不要。）

なお、提出方法等は建築指導課が指示する。

- 1) パワーポイント等のデータ
- 2) 印刷物（25部）

※一括同意案件は許可後審査会に報告

※名古屋都市計画高度地区第2項第10号の許可についても同様の取扱いとする。

○名古屋都市計画高度地区の規定による許可申請書：細則第14号様式

建築基準法第55条第4項第2号に基づく許可に係る建築審査会一括同意基準

名古屋市建築審査会

(趣旨)

- 1 建築基準法（以下「法」という。）第55条第4項第2号に基づく許可（以下「許可」という。）に関するもののうち、周辺への影響が軽微な増築に対して、あらかじめ一括して建築審査会の同意を得たものとして許可手続きの迅速化、簡素化を図るものである。

(建築審査会の同意)

- 2 この一括同意基準に適合しているものは、既に建築審査会が同意したものとし、許可することができる。

(適用の範囲)

- 3 この基準は、許可を受けた学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）のうち、バリアフリーを目的としてエレベーター（当該エレベーターに付随して設けられる廊下の用に供する部分を含む。）を増築するもので次に該当するものに適用する。
 - (1) 当該増築に係る部分の高さが許可を受けた建築物の高さを超えないもの
 - (2) 当該増築に係る部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内かつ50平方メートル以内であるもの
 - (3) 当該増築に係る部分の高さが高度地区規定による斜線制限の範囲内であるもの
 - (4) 当該増築に係る部分の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離が3メートル以上であるもの
 - (5) 他の増築を伴わないもの。ただし、次のアからウまでのすべてに該当するものを除く。
 - ア 他の増築に係る部分の高さが法第55条第1項に規定する高さ以下であるもの
 - イ 他の増築に係る部分の高さが高度地区規定による制限の範囲内であるもの
 - ウ 他の増築に係る部分の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離が3メートル以上であるもの
 - (6) 法第56条の2第1項の規定による日影制限に適合するもの又は建築基準法第56条の2第1項ただし書許可における建築審査会一括同意基準に適合するもの

(建築審査会への報告)

- 4 特定行政庁は、この基準により許可をした場合は、すみやかにその内容を建築審査会に報告しなければならない。

附 則 この基準は、令和3年5月20日から施行する。

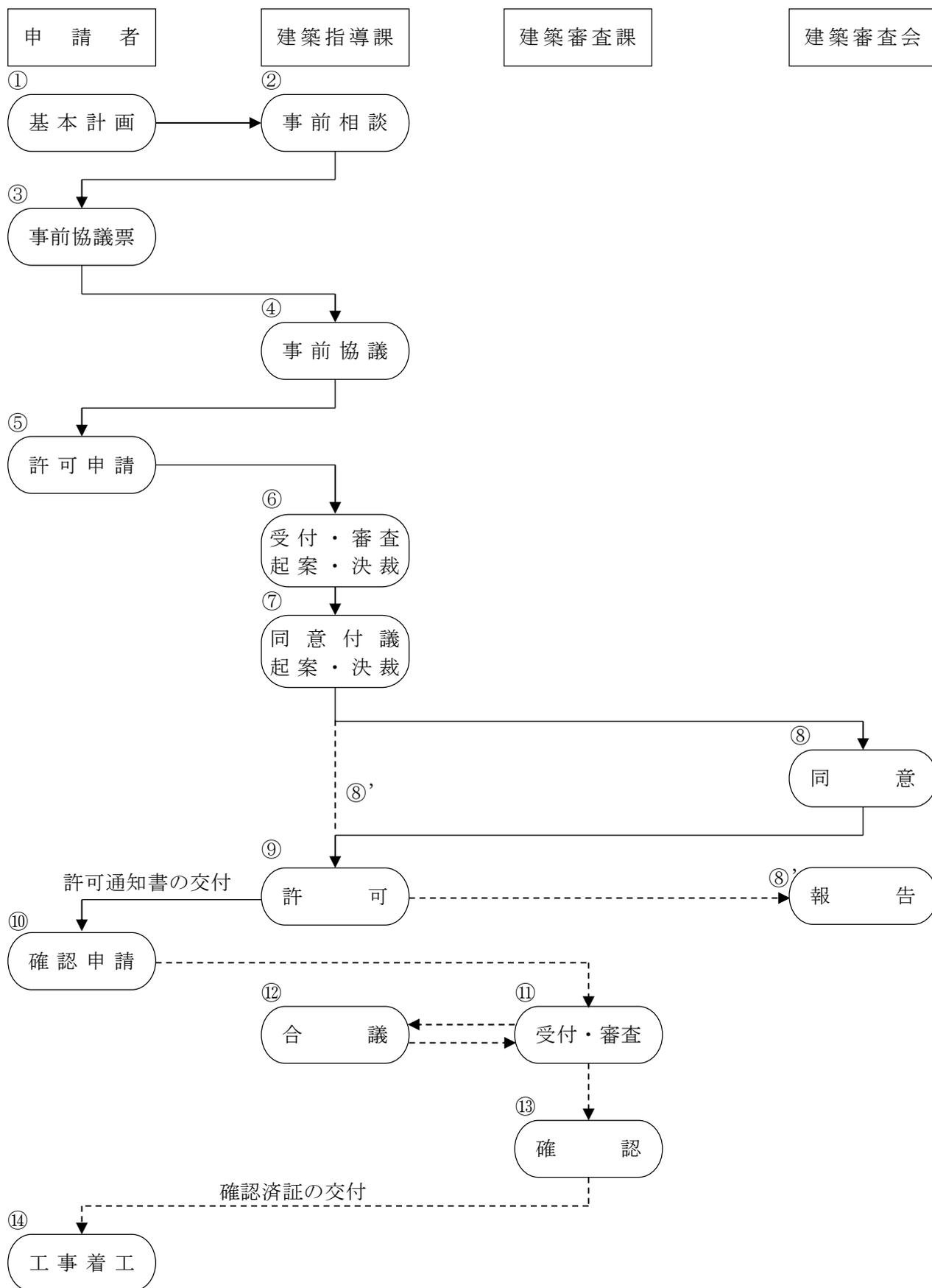
附 則 この基準は、令和5年4月1日から施行する。

第2編

I 建築基準法・関係法令・条例による許可、認定等

(1) 建築基準法による許可

7 [法第56条の2第1項] 日影による高さ制限緩和の許可



〔説 明〕

②事前相談

事前相談に際しては、《建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書許可の取扱い基準》に基づいて検討し、許可対象となりうるかどうかを判断する。

また、《建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書許可における建築審査会一括同意基準》に該当するかどうか検討する。

⑤許可申請

I. 許可申請書類（表紙と添付図書等を A4 サイズに綴込）

<表 紙>

- 1) 許可申請書 正（規則第 43 号様式）
- 2) 許可申請書 副（正の写し）
- 3) 防火対象物工事計画届（許可申請書の写しを添付）

<添付図書等>

- 1) 陳述書・・・申請者の住所・氏名（法人の場合は法人名・役職・代表者氏名）を記入
- 2) 建物概要表
- 3) 図 面・・・案内図、用途地域図、付近状況図、配置図、各階平面図、立面図（4 面以上）、断面図（2 面以上）、平均地盤面算定表、日影図（基準時*¹より前、基準時以降*²、重ね合わせ、完成後*³）、その他指示する図面
- 4) 現況写真
- 5) その他指示する図書

II. 建築審査会資料・・・I <添付図書等> 3) を基に作成した資料。（一括同意の場合は不要。）

なお、提出方法等は建築指導課が指示する。

- 1) パワーポイント等のデータ
- 2) 印刷物（25 部）

⑧' 一括同意案件は許可後審査会に報告。

*1 基準時とは、日影規制の施行または用途地域の変更により、日影規制に適合しなくなった日をいい、基準時より前の日影図とは基準時より前に建築（着工）された建築物のみによる日影図をいう。

*2 基準時以降の日影図とは、基準時以降に建築（着工）された建築物（今回申請する建築物を含む）のみによる日影図をいう。

*3 重ね合わせの日影図との違いは、他の建築物の影に包含される部分の日影ラインは表示しない。

建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書き許可の取扱い基準

(目的)

1. この基準は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 56 条の 2 第 1 項ただし書きの規定による許可（以下「日影許可」という。）に関して必要な事項を定め、当該許可の適切な運用を図ることを目的とする。

(用語の定義)

2. この基準において使用する用語は、次の各号に定めるもののほか、法及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）において使用する用語の例による。

- (1) 測定面 法第 56 条の 2 第 1 項に規定する水平面をいう。
- (2) 日影 冬至日の真太陽時による午前 8 時から午後 4 時までの間における測定面への日影をいう。
- (3) 隣地等 隣地又はこれに接続する土地（敷地の接する道路、水面、線路敷、その他これらに類するものの反対側の土地を含む。）をいう。
- (4) 既存不適格建築物 法第 3 条第 2 項の規定により法第 56 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない建築物をいう。
- (5) 増築等 増築、改築又は移転をいう。

(適用の範囲)

3. この基準の適用の対象は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、周囲の居住環境を害するおそれがないと認められるものとする。ただし、土地の状況等からやむを得ないと認められる場合においては、次の各号に掲げる規定によらないことができる。

- (1) 地形、敷地の周囲の状況等からみて、日影規制を適用することの意味がないか、又は規定どおり適用することが不合理と認められるもの。
- (2) 日影の生ずる隣地等が、建築物の敷地とならないような措置が講じられており、日影規制を適用することの意味がないか、又は規定どおり適用することが不合理と認められるもの。
- (3) 前 2 号のいずれかと同等と認められるもので、隣地等の所有者、管理者又は占有者

の同意があるもの。

(4) 既存不適格建築物又は既存不適格建築物の増築等について日影許可を受けた建築物の増築等であり、次のアからウのすべてに該当するもの。

ア 増築等により、不適格日影部分の時間とその領域を増やさないこと。

イ 基準時以後の増築等（既存建築物の安全性向上のために行う耐震改修に係るものを除く。）に係る部分は日影規制に適合するものであること。

ウ 不適格日影部分が生じる隣地等に対しての基準時以後の増築等（既存建築物の安全性向上のために行う耐震改修及びバリアフリーを目的としたエレベーター設置等に係るものを除く。）による日影時間の増加は、2 時間を超えないこと。ただし、隣地等が低い場合は、隣地等の測定面における日影時間の増加とする。

（再許可を要しない範囲）

4. 日影許可後の小規模な増築等の場合で、次の各号のすべてに該当するものについては、日影許可申請書記載事項変更届で処理する。

(1) 増築等後の延べ面積の合計が、日影許可時における延べ面積の合計の 1.2 倍を超えないもの。

(2) 増築等に係る部分の床面積の合計が、500 m²を超えず、かつ、敷地面積の 10 分の 1 を超えないもの。

(3) 増築等に係る部分の高さが、10mを超えないもの。ただし、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域内においては、軒の高さが 7mを超えないもの。

(4) 増築等に係る各部分の高さが、当該部分から隣地境界線又は前面道路の反対側の境界線までの水平距離に 2.5 を乗じて得たものに 1.5mを加えたものを超えないもの。

(5) 増築等に係る部分が、敷地外（ただし、道路、水面、線路敷その他これらに類するものを除く。）に新たに日影を生じさせないもの。

附 則 この基準は、昭和63年7 月26日から施行する。

附 則 この基準は、平成3 年3 月19日（第3 項を追加。）改正、平成3 年3 月19日から施行する。

附 則 この基準は、平成14年12月17日（第2 項第3 号及び第5 号を修正、第4 号

を追加。)改正、平成14年12月17日から施行する。

附 則 この基準は、平成17年11月11日（第2 項前文の一部削除及び用語の修正、第3 項の用語の修正。）改正、平成17年11月11日から施行する。

附 則 この基準は、平成24年12月1 日（第2 項の(2)に追記。）改正、平成24年12月1 日から施行する。

附 則 この基準は、平成28年4 月1 日改正（全部改正）、平成28年4 月1 日から施行する。

建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書許可における建築審査会一括同意基準

名古屋市建築審査会

(趣旨)

1. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項の規定により法第 56 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない建築物（以下「既存不適格建築物」という。）又は既存不適格建築物の増築、改築又は移転（以下「増築等」という。）について同項ただし書の規定による許可（以下「日影許可」という。）を受けた建築物の増築等に係る日影許可に関するもののうち、日影の影響が軽微なものについて、あらかじめ一括して建築審査会の同意を得たものとして許可手続きの迅速化、簡素化を図るものである。

(建築審査会の同意)

2. この一括同意基準（以下「基準」という。）に適合しているものは、既に法第 56 条の 2 第 1 項ただし書に基づき建築審査会の同意を得たものとし、許可することができる。

(適用の範囲)

3. この基準は、建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書許可の取扱い基準（平成 28 年 4 月 1 日付）の 3 (4) に適合し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものに適用する。
 - (1) 敷地外（ただし、道路、水面、線路敷その他これらに類するものを除く。）に新たに日影を生じさせないもの。
 - (2) 次のアからウのすべてに該当するもの。
 - ア 増築等に係る部分の床面積の合計が、2,000 m²を超えないもの。
 - イ 増築等に係る部分の高さが、20mを超えないもの。
 - ウ 増築等に係る部分の外壁、又はこれに代わる柱の中心線から隣地境界線までの距離が、3m以上であるもの。ただし、小規模な物置等の建築物については、この限りでない。

(建築審査会への報告)

4. 特定行政庁は、この基準により日影許可をした場合は、すみやかに建築審査会にその内容を報告しなければならない。

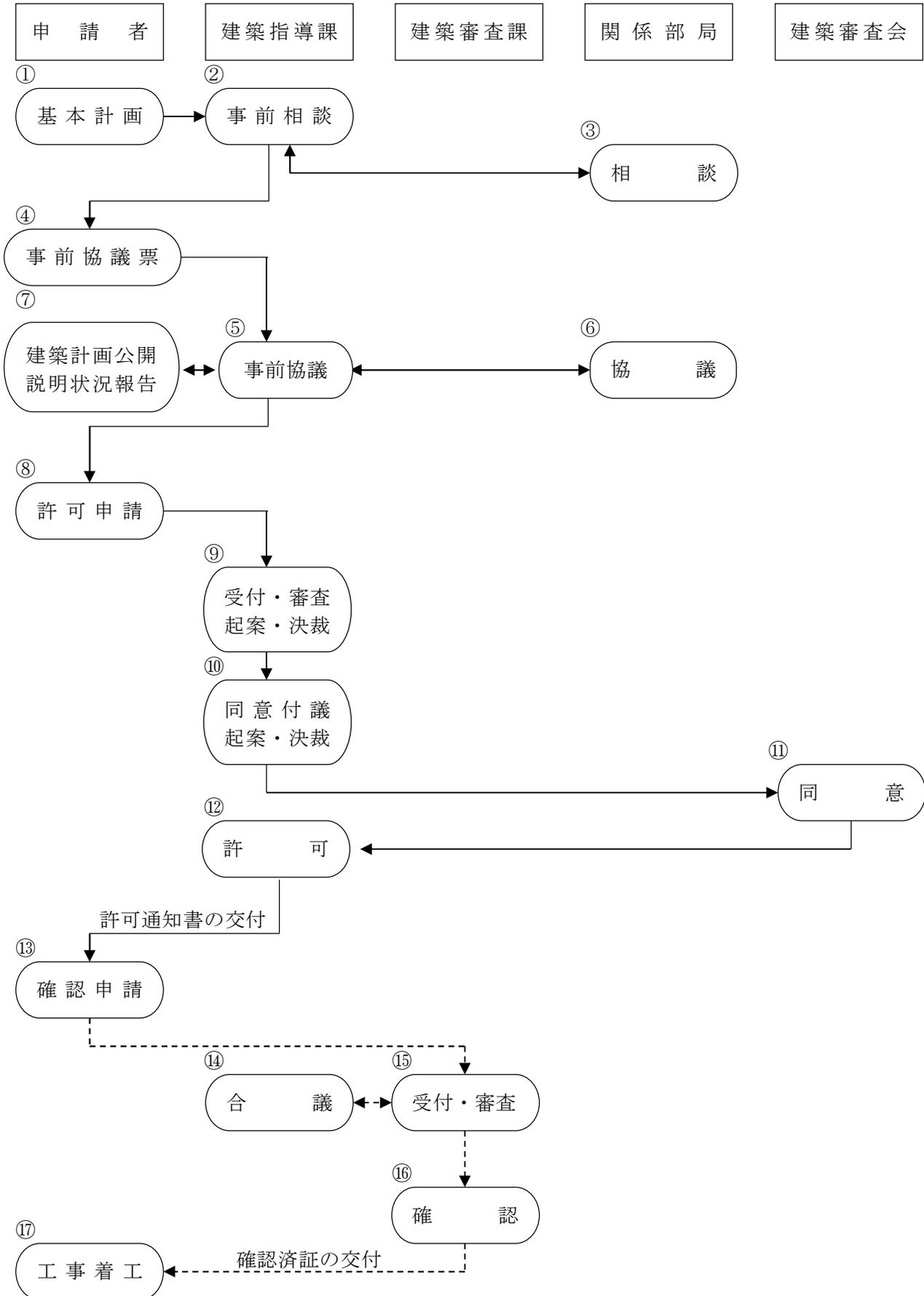
附 則 この基準は、昭和 63 年 9 月 20 日から施行する。

附 則 この基準は、平成 6 年 10 月 11 日から施行する。

附 則 この基準は、平成 8 年 3 月 27 日から施行する。

附 則 この基準は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。



〔説 明〕

②事前相談

事前相談に際しては、各《名古屋市総合設計制度指導基準》及び周辺状況について検討し、許可対象となりうるかどうかを判断する。また、名古屋市オープンスペースの整備・運営に関する基準〔都心部編〕の対象区域内においては当該基準についてもあわせて検討する。

③相談、⑥協議

都市計画部都市計画課、環境局地域環境対策部大気環境対策課、消防局予防部規制課、緑政土木局緑地部緑地維持課と協議する。なお、開発許可との関係が生じる場合には、開発指導課、都市景観条例に基づく届出が必要な場合は都市計画部ウォークブル・景観推進課、環境影響評価の対象となる場合は、環境局地域環境対策部地域環境対策課と事前に相談するよう指導する。

⑧許可申請

I. 許可申請書類（表紙と添付図書等をA4サイズに綴込）

＜表 紙＞

- 1) 許可申請書 正（規則第43号様式）
- 2) 許可申請書 副（正の写し）
- 3) 防火対象物工事計画届（許可申請書の写しを添付）

＜添付図書等＞

- 1) 陳述書・・・申請者の住所・氏名（法人の場合は法人名・役職・代表者氏名）を記入
- 2) 建築概要表
- 3) 面積表
- 4) 総合設計適用チェックリスト
- 5) 容積率緩和計算書
- 6) 図 面・・・付近見取図、用途地域図、付近状況図、配置図、各階平面図、立面図（4面以上）、断面図（2面以上）、日影図、公開空地図、公開空地等面積算定図、緑地面積算定図、斜線制限図、天空光算定図、パース（全景・公開空地）、その他指示する図面
- 7) 現況写真
- 8) その他指示する図書

II. 建築審査会資料・・・I＜添付図書等＞を基に作成した資料。

なお、提出方法等は建築指導課が指示する。

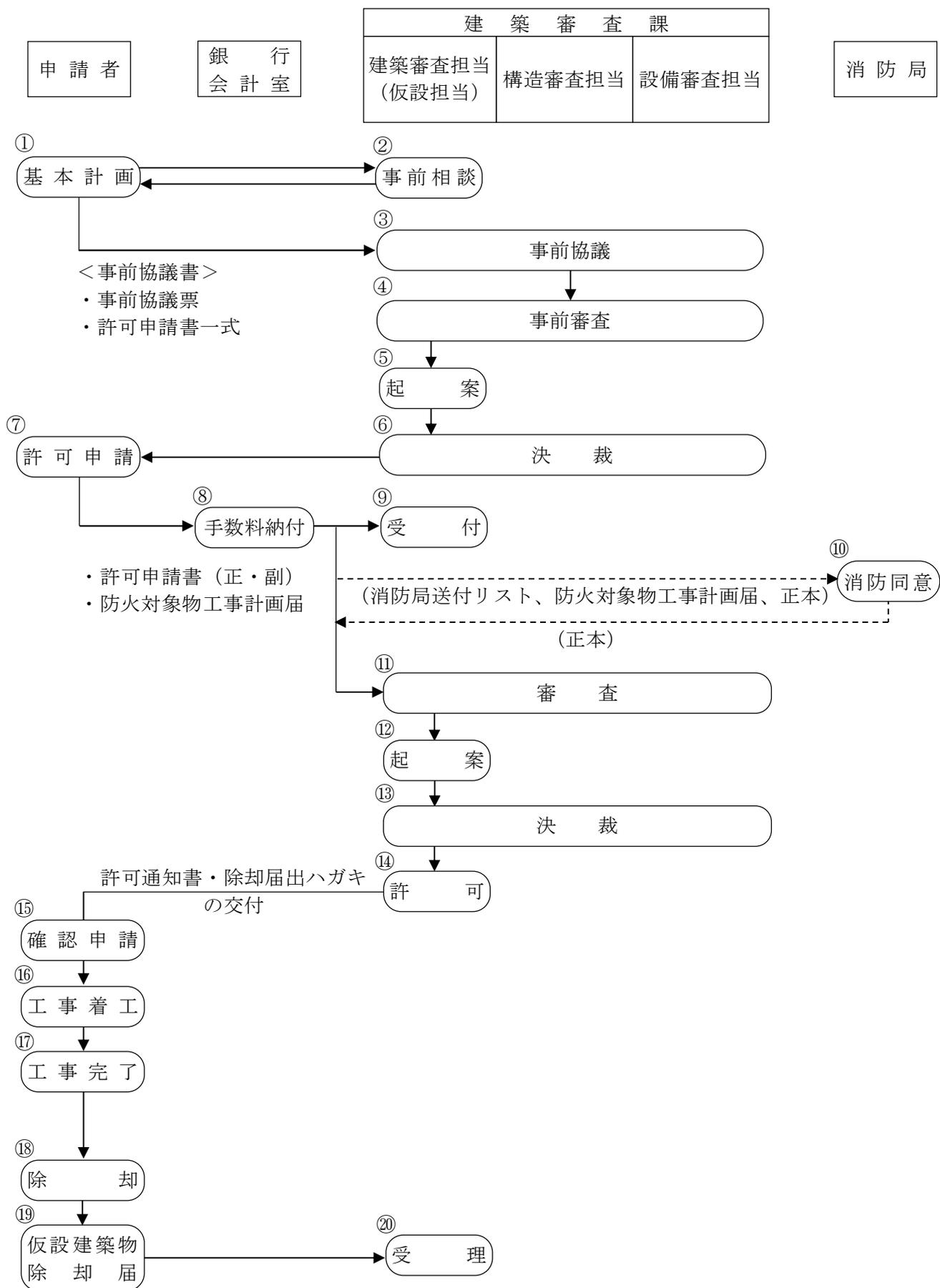
- 1) パワーポイント等のデータ
- 2) 印刷物（25部）

※長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「長期優良住宅法」という。）第18条第1項、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「マンション建替法」という。）第105条第1項及び名古屋都市計画高度地区第2項第4号の許可についても同様の取扱いとする。

○長期優良住宅法の規定による許可申請書：長期優良住宅法施行規則第9号様式

○マンション建替法の規定による許可申請書：マンション建替法施行規則様式第15

○名古屋都市計画高度地区の規定による許可申請書：細則第14号様式



〔説明〕

②事前相談

仮設許可の対象になるかどうかの判断、その後の手続きについて相談を受ける。

③事前協議

事前協議書

事前協議票を表紙にし、⑦の許可申請書類一式（押印不要）を添付したもの

⑦許可申請

許可申請書類（表紙と添付図書等をA4サイズに綴込）

＜表紙＞

- 1) 許可申請書 正（規則第44号様式）
- 2) 許可申請書 副（正の写し）
- 3) 防火対象物工事計画届（許可申請書の写しを添付）

＜添付図書等＞

- 1) 陳述書・・・◆申請者の住所・氏名（法人の場合は法人名・役職・代表者氏名）を記入のうえ押印
◆仮設建築物の用途、構造、存続期間
◆申請理由
◆存続期間終了後すみやかに除却する旨の誓約 ほか
- 2) 工程表・・・本建築物の建替等で、当該工事期間内に1年を超えて設置される仮設建築物の場合の当該工事の工程表
- 3) 図面・・・付近見取図、用途地域図、配置図、求積図（敷地・床面積・建築面積）仕上表、各階平面図、立面図（2面以上）、断面図（2面以上、基礎も記入のこと）、居室の採光・換気・排煙、その他指示する図面
- 4) その他指示する図書

⑧手数料納付

手数料（許可・認定）チェック票を記載し、手数料納付書に所定の記載をする。その後、申請者は納付書において手数料を納入（本市指定金融機関（午後3時以降は、会計室出納課窓口））し、「納付済証明書」を正本第一面裏面に貼付する。

⑨受付・審査

原則として、「防火地域及び準防火地域内の仮設建築物の構造について」（次ページ）に従うこと

⑩除却届提出

仮設建築物は1年以内の期間（本建築物の建替等にあつては当該工事期間中）を定めてその建築を許可するものであり、必ず許可期限内に取り壊しを行い、建築物除却届及び仮設建築物除却届を提出する。

※建築物除却届は、建築基準法第15条に基づく届出。

※仮設建築物除却届（ハガキ）は、許可通知書を交付する際に併せて交付する。

＜許可対象仮設建築物＞

許可の対象とする仮設建築物は、原則として以下のとおりとする。

- ①本建築の建て替え等のため、当該建築物の工事期間中の代替建築物として設けられる仮設店舗等の仮設建築物（原則として、単独のトイレ・倉庫を除く）
- ②仮設興行場
- ③博覧会建築物
- ④その他
 - ・仮設選挙事務所（当該選挙期間中の選挙事務所で、当該選挙区域内にあるもの）
 - ・分譲マンション販売のためのモデルルーム

※上記②③④の仮設建築物の許可期間は1年以内

（注）飯場、仮設住宅及び屋上仮設等は許可対象としておりません。

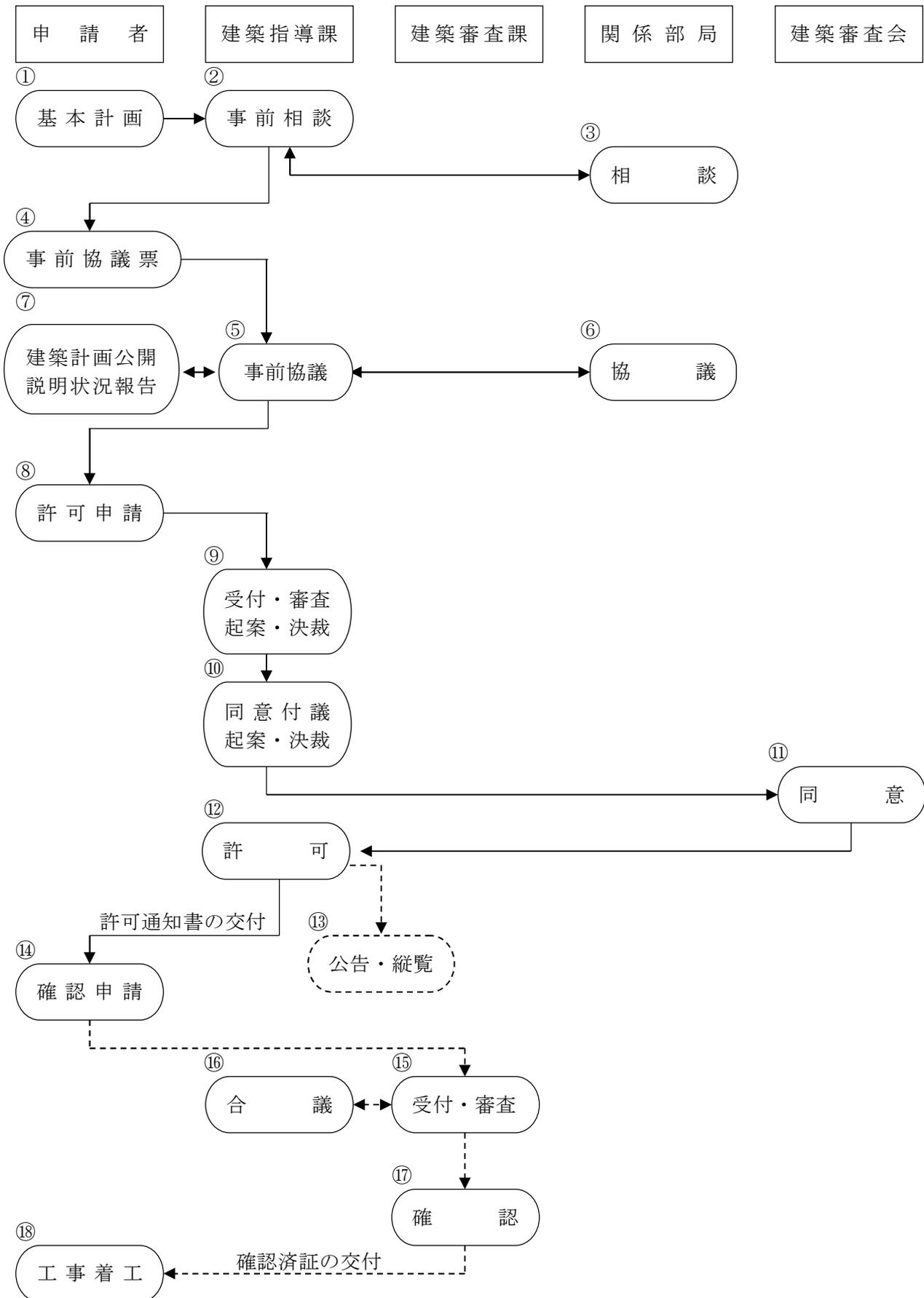
防火地域及び準防火地域内の仮設建築物の構造について

棟単位（A＝延べ面積）

	延べ面積	階 数	構 造
①	$A < 500 \text{ m}^2$	2階建以下	屋根を不燃材料でふく。
②	$500 \text{ m}^2 \leq A < 1,000 \text{ m}^2$	2階建以下	屋根を不燃材料でふき、柱・はり・小屋組・外壁及び軒裏を不燃材料で造る。
③	$1,000 \text{ m}^2 \leq A$	2階建以下	主要構造部及び軒裏を不燃材料で造る。

<注意>

- 外壁及び軒裏で、延焼のおそれのある部分については、防火地域内の場合は原則として防火構造、準防火地域内の場合は不燃材料で造り、又は覆うこと。
- 火気使用室等は、壁及び天井を不燃材料又は準不燃材料で仕上げること。
- RC造などの耐火建築物としてはならない。
- 耐火構造の壁、又は特定防火設備で有効に区画した場合は、②、③においては、別棟として扱うことができる。



〔説 明〕

②事前相談

事前相談に際しては、各《名古屋市総合設計制度指導基準》、《一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に関する認定基準（一般市街地型）》及び周辺状況について検討し、許可対象となりうるかどうかを判断する。また、名古屋市オープンスペースの整備・運営に関する基準〔都心部編〕の対象区域内においては当該基準についてもあわせて検討する。

③相談、⑥協議

都市計画部都市計画課、環境局地域環境対策部大気環境対策課、消防局予防部規制課、緑政土木局緑地部緑地維持課と協議する。なお、開発許可との関係が生じる場合には、開発指導課、都市景観条例に基づく届出が必要な場合は都市計画部ウォークアブル・景観推進課、環境影響評価の対象となる場合は、環境局地域環境対策部地域環境対策課と事前に相談するよう指導する。

⑧許可申請

I. 許可申請書類（表紙と添付図書等をA4サイズに綴込）

<表紙>

- 1) 許可申請書 正（規則第61号の2様式）
- 2) 許可申請書 副（正の写し）
- 3) 防火対象物工事計画届（許可申請書の写しを添付）

<添付図書等>

各《名古屋市総合設計制度指導基準》及び《一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に関する認定に必要な書類（一般市街地型）》に挙げられている図書を添付

II. 建築審査会資料・・・I <添付図書等>を基に作成した資料。

なお、提出方法等は建築指導課が指示する。

- 1) パワーポイント等のデータ
- 2) 印刷物（25部）

建築許可の設計変更に関する取扱い

住宅都市局建築指導部建築指導課

建築許可後に設計変更して確認申請を行う時に、再許可を要しない範囲の取扱いは次の各号の全てに該当するものとし、手続きの簡素化を図るものである。なお、この範囲に該当する設計変更は記載事項変更届の手続きを行うものとする。

- (1) 建築物の高さの変更
 - ・許可時のそれと同等以下であること。
- (2) 建築物の位置の変更
 - ・日影や騒音などの影響が許可時より悪化するものでないこと。
 - ・特に、日影の許可の場合は、日影が許可時より隣地のどの場所でも増加しないものであること。
- (3) 建築物の延べ面積の変更
 - ・許可時のそれと同等以下であること。ただし、計画変更がない場合において算定方法の違いによるものはこの限りではない。
- (4) 建築物の構造の変更
 - ・建築物の耐火性能は、原則として同等以上であること。
- (5) 用途の許可を受けた建築物の変更
 - ・用途不適合部分の面積の変更は、許可時のそれと同等以下であること。
 - ・危険物の総量、原動機の出力の変更は、許可時のそれと同等以下であること。
 - ・その他の変更は、敷地周辺への影響が悪化するものでないこと。
- (6) その他の変更
 - ・(1)～(5)以外の変更で、明らかに許可内容に支障がないと考えられるもの。

附 則

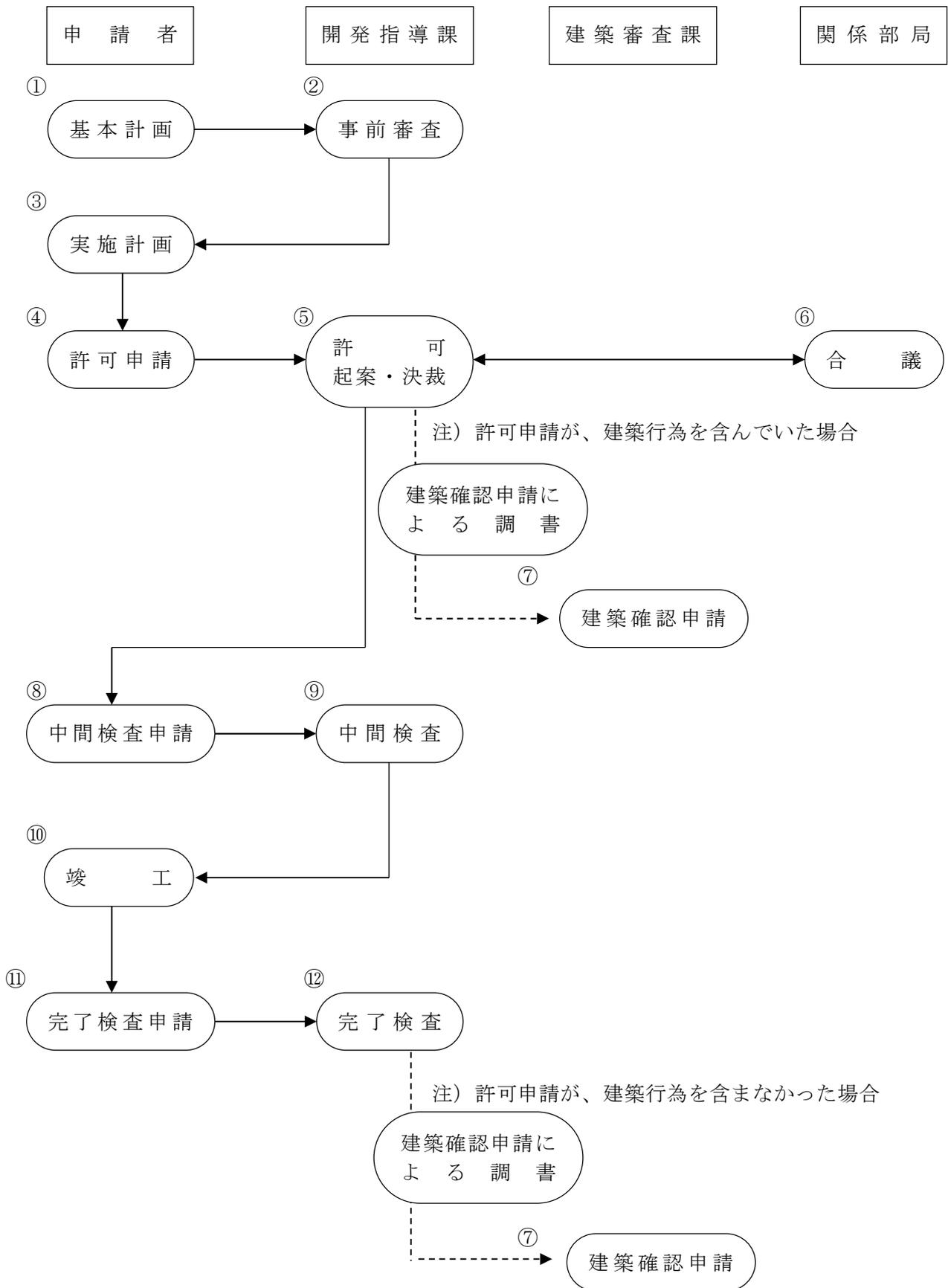
この基準は、平成7年12月11日から施行する。

第2編

I 建築基準法・関係法令・条例による許可、認定等

(2) 関係法令による許可

1 〔宅地造成等規制法〕宅地造成に関する工事の許可・完了



〔説 明〕

④許可申請

I. 許可申請書類（表紙と添付図書等をA4サイズに綴込）

<表 紙>

- 1) 許可申請書 正（宅地造成等規制法施行規則第2号様式）
- 2) 許可申請書 副

<添付図書等>

- 1) 施行位置図（案内図）
- 2) 地形図（現況図）
- 3) 計画平面図
- 4) 排水計画平面図
- 5) 宅地断面図
- 6) 構造図
- 7) 求積図
- 8) 展開図
- 9) 公図（3ヶ月以内のもの）区画整理中のものは区画整理のブロック図
- 10) その他必要とする書類

※大規模造成の場合（造成面積10,000㎡以上）

- 11) 幹線排水路縦断面図
- 12) 主要道路縦断面図
- 13) 道路標準横断面図

⑥合 議

緑政土木局緑地部緑地維持課民有地緑化担当
住宅都市局建築指導部開発指導課開発審査担当
住宅都市局都市整備部市街地整備課区画整理担当

⑧中間検査申請

以下の工程に達したときに、電話により検査の依頼をするよう求める。

I. ブロック積・石積擁壁の場合

- 1) 基礎掘削が完了したとき（砕石、捨てコンクリートの施工前）
- 2) 前面GLまで積上がったとき（止水コンクリートの施工後）

II. 鉄筋コンクリート擁壁の場合

- 1) 基礎掘削が完了したとき（砕石、捨てコンクリートの施工前）
- 2) 底版基礎やたて壁の配筋が完了したとき

III. 重力式擁壁・もたれ擁壁の場合

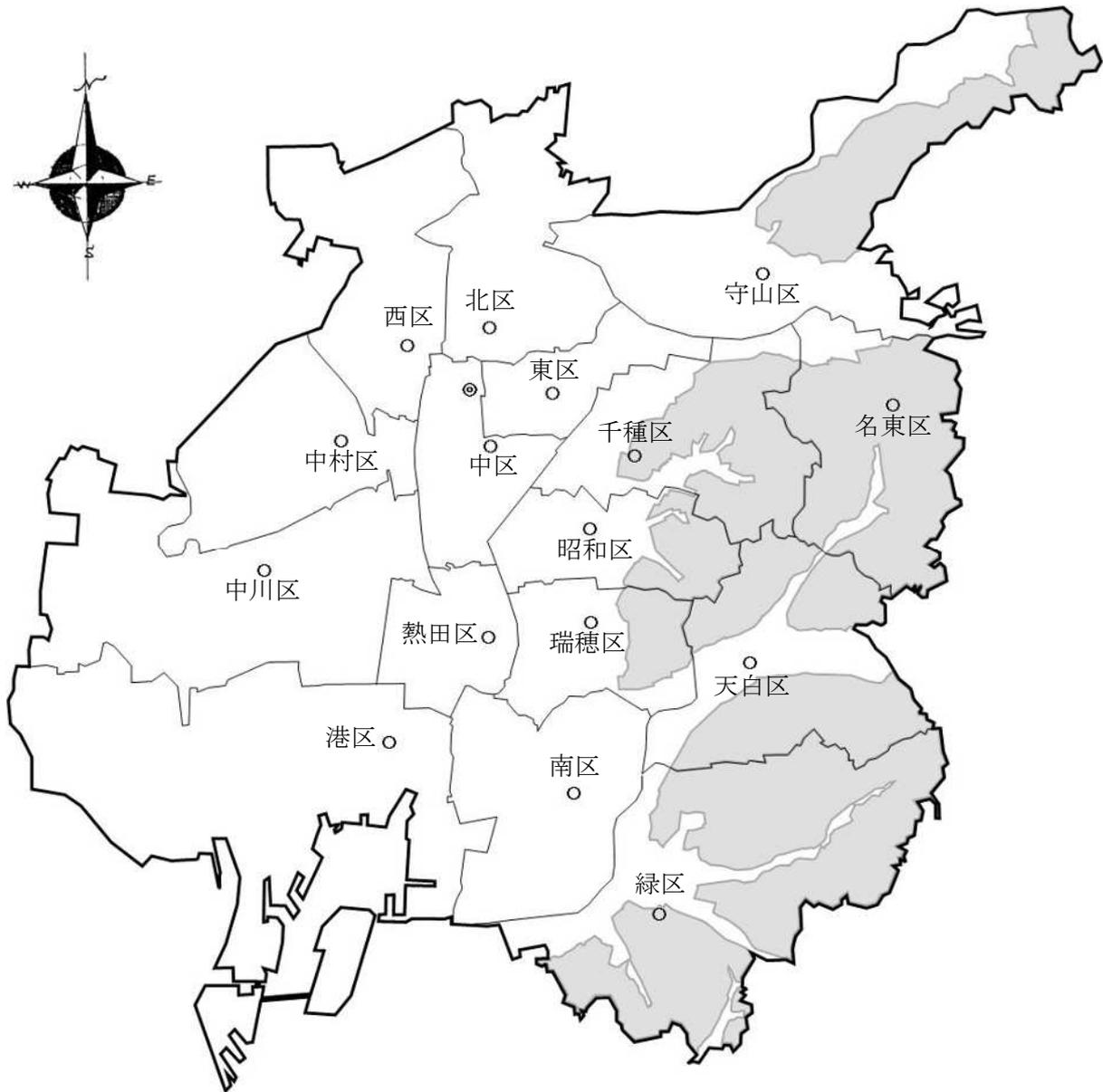
- 1) 基礎掘削が完了したとき（砕石、捨てコンクリートの施工前）
- 2) 型枠が完了したとき

⑩完了検査申請

許可申請内容の工事が完了したときに、完了検査申請書及び写真を提出して検査を依頼するよう求める。

宅地造成工事規制区域図

2025年5月18日まで



凡例



宅地造成工事規制区域

問合せ先

宅地造成工事規制区域

名古屋市役所住宅都市局

建築指導部開発指導課宅地規制担当 <052>-972-2733

名古屋市ウェブサイト「名古屋市建築情報マップ」

(<https://www.shiteidourozu.city.nagoya.jp/kenchiku/>)

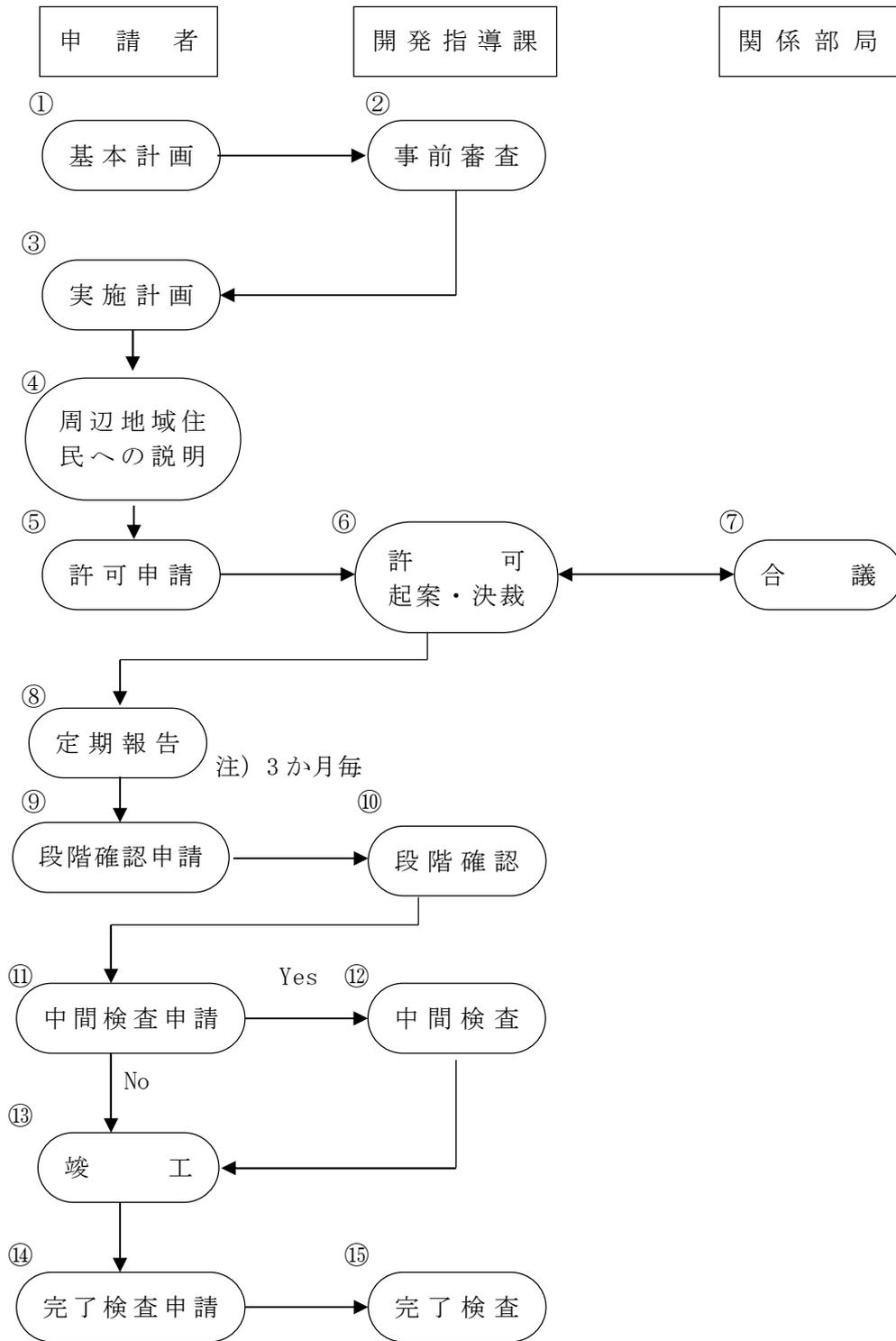
にて確認することができます。

○宅地造成等規制法と他の法令との関連における注意事項

宅地造成等規制法の許可を受けて行う擁壁工事については、建築基準法による工作物確認の必要はありません。また、宅地造成等規制法以外の法令との関連が定められていませんので、次の点に十分注意してください。

- (1) 都市計画法、農地法、森林法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害防止法、砂防法等の法令により宅地造成をすることを制限または禁止されている土地がありますので、あらかじめ調査してください。
- (2) 都市計画法、道路法、河川法、下水道法、砂防法、土地区画整理法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律等の法令により認可、許可、届出、同意等を必要とすることがありますのでそれぞれ別途に手続きを行ってください。
- (3) 建築物の敷地にする目的で宅地造成に関する工事の許可を受けても、建築基準法による建築確認、道路の位置の指定が受けられないことがありますので、関係部局との打合せ等の後、宅地造成に関する工事の許可申請書を提出してください。

2025年5月19日より適用



〔説 明〕

④周辺住民への説明

宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対する工事内容の周知のために必要な措置として説明会の開催、書面配布等を行う。

⑤許可申請

I. 許可申請書類（表紙と添付図書等をA4サイズに綴込）

<表 紙>

- 1) 許可申請書 正 1部（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則様式第二）
- 2) 許可申請書 副 1部

<添付図書等>

- 1) 施行位置図（案内図）
- 2) 地形図（現況図）
- 3) 計画平面図
- 4) 排水計画平面図
- 5) 宅地断面図
- 6) 構造図
- 7) 求積図
- 8) 展開図
- 9) 土地の登記事項証明書及び公図（3ヶ月以内のもの）
※区画整理中のものは区画整理のブロック図
- 10) 土地付近状況写真
- 11) 申請者確認書類
- 12) 資金計画書（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則様式第三）
- 13) 工事主の資力及び信用に関する申告書等
- 14) 工事施工者の施工能力に関する申告書等
- 15) 関係権利者同意書等
- 16) 周辺住民への周知を行ったことを証する書類
- 17) その他必要とする書類（設計者資格、擁壁構造計算書、盛土の安定計算書 etc）

⑦合 議

緑政土木局緑地部緑地維持課民有地緑化担当
緑政土木局農政部都市農業課
住宅都市局建築指導部開発指導課開発審査担当
住宅都市局都市整備部市街地整備課区画整理担当

⑧定期報告

宅地造成等に関する工事の許可を受けたもののうち一定規模以上のものは、3 か月ごとに工事の実施状況等を名古屋市に対し報告を行う。

⑨段階確認申請

以下の工程に達したときに、写真又は遠隔臨場等により確認を行う。

I. ブロック積・石積擁壁の場合

- 1) 基礎掘削が完了したとき（砕石、捨てコンクリートの施工前）
- 2) 前面GLまで積上がったとき（止水コンクリートの施工後）

II. 鉄筋コンクリート擁壁の場合

- 1) 基礎掘削が完了したとき（砕石、捨てコンクリートの施工前）
- 2) 底版基礎やたて壁の配筋が完了したとき

III. 無筋コンクリート擁壁の場合

1) 基礎掘削が完了したとき(砕石、捨てコンクリートの施工前)

IV. 傾斜地盤上の盛土の場合

1) 段切りが完了したとき

⑩中間検査申請

一定規模以上の工事において工事完了後に確認困難となる特定工程が完了してから4日以内に、中間検査申請書及び工事の内容を明示した平面図等を提出して検査を依頼する。

※特定工程とは、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする

⑭完了検査申請

許可申請内容の工事が完了してから4日以内に完了検査申請書及び写真を提出して検査を依頼する。

⑧及び⑩について

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第23条及び第25条により、以下の工事規模を対象とする。

(中間検査及び定期報告を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

- 一 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土(上記二号に該当する盛土又は切土を除く。)
- 四 上記一又は三号に該当しない盛土であって、高さが五メートルを超えるもの
- 五 上記一から四号のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

宅地造成等工事規制区域図



問合せ先

宅地造成に関すること

名古屋市役所住宅都市局

建築指導部開発指導課宅地規制担当 <052>-972-2733

土石の堆積に関すること

建築指導部開発指導課盛土規制担当 <052>-972-4222

一 凡 例

宅地造成等工事規制区域
 (市内全域)
 ※市内に特定盛土等規制区域はありません

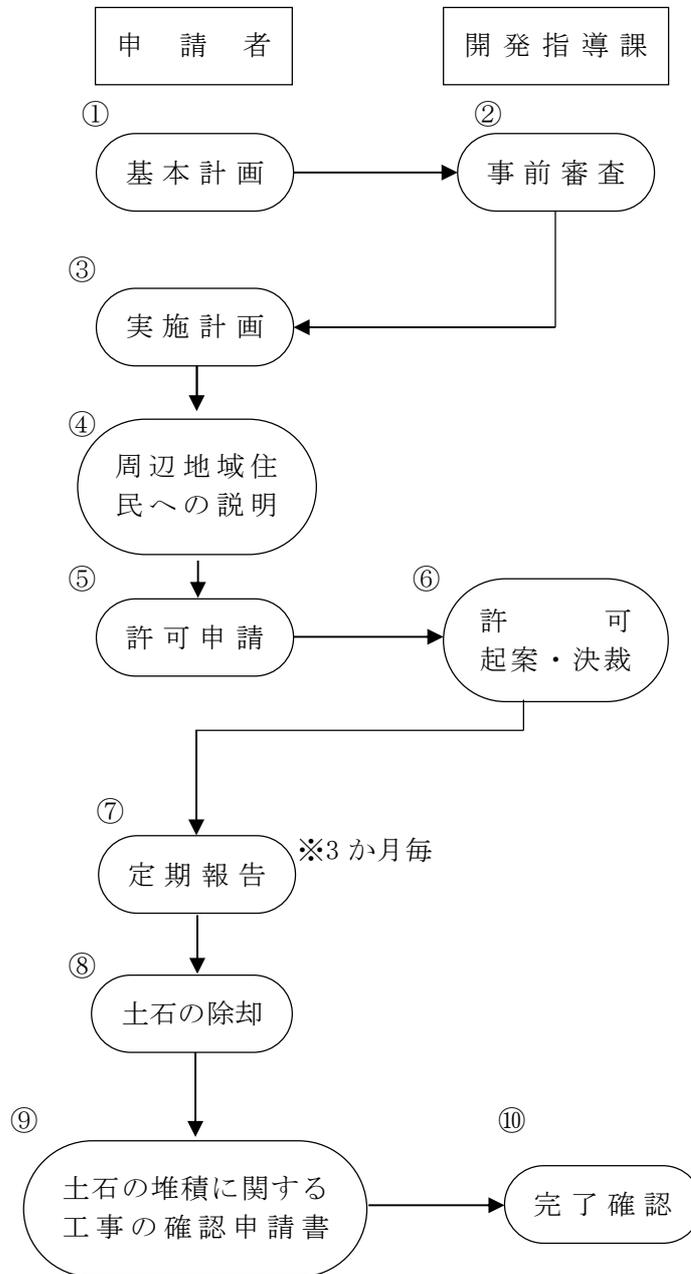
旧法の規制区域

○宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という）と 他の法令との関連における注意事項

盛土規制法の許可を受けて行う義務擁壁工事については、建築基準法による工作物確認の必要はありません。また、盛土規制法以外の法令との関連が定められていませんので、次の点に十分注意してください。

- （１）都市計画法、農地法、森林法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害防止法、砂防法等の法令により宅地造成等をするを制限または禁止されている土地がありますので、あらかじめ調査してください。
- （２）都市計画法、道路法、河川法、下水道法、砂防法、土地区画整理法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律等の法令により認可、許可、届出、同意等を必要とすることがありますのでそれぞれ別途に手続きを行ってください。
- （３）建築物の敷地にする目的で宅地造成等に関する工事の許可を受けても、建築基準法による建築確認、道路の位置の指定が受けられないことがありますので、関係部局との打合せ等の後、宅地造成等に関する工事の許可申請書を提出してください。

2025年5月19日より適用



〔説 明〕

④周辺地域住民への説明

土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対する工事内容の周知のために必要な措置として説明会の開催、書面配布等を行う。

⑤許可申請

I. 許可申請書類（表紙と添付図書等をA4サイズに綴込）

<表 紙>

- 1) 許可申請書 正 1部（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則様式第四）
- 2) 許可申請書 副 1部

<添付図書等>

- 1) 施行位置図（案内図）
- 2) 地形図（現況図）
- 3) 計画平面図
- 4) 計画排水平面図
- 5) 計画断面図
- 6) 堆積土石の崩壊を防止する為の措置が分かる図書（必要な場合）
- 7) 土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置が分かる図書（必要な場合）
- 8) 求積図
- 9) 土地の登記事項証明書及び公図（3ヶ月以内のもの）
※区画整理中のものは区画整理のブロック図
- 10) 土地付近状況写真
- 11) 申請者確認書類
- 12) 資金計画書（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則様式第五）
- 13) 工事主の資力及び信用に関する申告書等
- 14) 工事施工者の施工能力に関する申告書等
- 15) 関係権利者同意書等
- 16) 周辺地域住民へ周知を行ったことを証する書類
- 17) その他必要とする書類

⑦定期報告

土石の堆積に関する工事の許可を受けたものは、3 か月ごとに工事の実施状況等を名古屋市に対し報告を行う。なお、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第25条により、以下の工事規模を対象とする。

- 一 高さが五メートルを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

⑨除却完了確認申請

堆積されていた全ての土石の除却が完了してから4日以内に、土石の堆積に関する工事の確認申請書及び写真を提出して確認を依頼する。

○宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という）と
他の法令との関連における注意事項

盛土規制法の許可を受けて行う土石の堆積については、盛土規制法以外の法令との関連が定められていませんので、次の点に十分注意してください。

- （１）都市計画法、農地法、森林法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害防止法、砂防法等の法令により土石の堆積をすることを制限または禁止されている土地がありますので、あらかじめ調査してください。
- （２）都市計画法、道路法、河川法、下水道法、砂防法、土地区画整理法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律等の法令により認可、許可、届出、同意等を必要とすることがありますのでそれぞれ別途に手続きを行ってください。

1 開発行為とは（都市計画法第4条第12項）

開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のことをいいます。

○建築とは

→建築物を新築、増築、改築又は移転すること。

○特定工作物とは

→第一種特定工作物

周辺地域の環境悪化をもたらすおそれのある次のような工作物

①コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント

②危険物の貯蔵・処理用工作物（電気工作物・ガス工作物に該当するものを除く。）

→第二種特定工作物

周辺地域の出水、溢水等の災害や樹木の乱伐等の環境破壊をもたらすおそれのある次のような工作物

①ゴルフコース

②その規模が1ha以上の次のような工作物

・野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動・レジャー施設

・墓園

○区画形質の変更とは

区画形質の変更とは、区画の変更又は形質の変更のいずれか、あるいは両方に該当する場合をいいます。

→区画の変更

道路、水路、防火水槽等の公共施設の新設、変更又は廃止などを行うこと。

→形質の変更

①形状の変更・・・盛土又は切土により土地の造成を行うこと。

②性質の変更・・・山林、農地など宅地以外の土地を宅地にすること。

（ただし、土地区画整理事業済地等については、別途取扱いあり。）

2 開発許可の適用範囲（都市計画法第29条）

開発行為に該当するものは、本市においては市長の許可を受けなければなりません。ただし、次に掲げるようなものは許可を受ける必要がありません。なお、次に掲げるものに該当するかどうかを確認するために必要な書類を提出していただくことがあります。

①市街化区域内で行う開発行為で、その規模が500㎡未満のもの。

②市街化調整区域内で行う開発行為で、農林漁業の用に供する一定の建築物又はこれらの業務を営む者の居住用の建築物を建築するために行うもの。

③鉄道施設、図書館、公民館等の公益的建築物を建築するために行うもの。

④都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業、公有水面埋立事業の施行として行うもの。

⑤非常災害のための応急措置として行うもの。

⑥通常の管理行為、軽易な行為等として行うもの。

3 開発許可の基準（都市計画法第33条、第34条）

開発許可の基準は、次に掲げる(1)及び(2)の基準からなっています。市街化区域の開発は(1)の基準に適合していなければなりません。市街化調整区域においては(1)及び(2)の他に(3)の基準に適合していなければなりません。

(1) 技術基準

開発許可が必要な開発行為は、次に掲げる基準に適合していなければなりません。この技術基準

の具体的な内容については、開発指導課の窓口でおたずねください。

- ① 予定建築物等の用途が用途地域等に適合していること。
- ② 道路、公園、広場その他の公共用空地が一定の規模及び構造で適当に配置され、かつ、都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。
- ③ 排水施設が一定の構造及び能力で適当に配置され、かつ、都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。
- ④ 給水施設が一定の構造及び能力で適当に配置され、かつ、都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。
- ⑤ 地区計画等が定められているときは、予定建築物等の用途又は開発行為の設計は、その内容に即して定められていること。
- ⑥ 開発区域における利便の増進と開発区域及びその周辺の地域における環境の保全とが図られるように公共施設、公益的施設及び予定建築物の用途の配分が適正に定められていること。
- ⑦ 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。
- ⑧ 開発区域内に災害危険区域、地すべり防止区域等開発行為を行うのに適当でない土地を原則として含まないこと。
- ⑨ 1 ha 以上の開発行為では、植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他必要な措置が講ぜられていること。
- ⑩ 1 ha 以上の開発行為では、環境悪化の防止上必要な緑地帯その他の緩衝帯が配置されていること。
- ⑪ 40 ha 以上の開発行為では、道路、鉄道等による輸送の便等からみて支障がないこと。
- ⑫ 申請者に必要な資力及び信用があること。
- ⑬ 工事施行者に必要な能力があること。
- ⑭ 土地所有者等の関係権利者の相当数の同意を得ていること。
- ⑮ 予定建築物の敷地面積が一定規模以上であること。

(2) 市街化調整区域における立地基準

市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であるため、原則として開発行為を行うことはできません。ただし、次の表に該当するものは開発許可を受けることが可能です（開発区域及び開発区域の周辺の状況等により、すべてが許可になるとは限りません。）が、具体的な内容については窓口でおたずねください。

都市計画法第 34 条の各号		本市の主な運用
1 号	〔日用品店舗等〕 主として開発区域の周辺地域に居住する者の日常生活に必要な物品の販売、加工、修理等の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築を目的とした開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定建築物は、自己業務用であること。 ・ 予定建築物は、主に当該開発区域の周辺の市街化調整区域内において居住している者が利用し、かつ、継続的に営業できるものであること。 ・ 開発区域を中心とした半径 500m 以内の市街化調整区域に住宅が 200 戸（共同住宅及び長屋については、住戸の数とします。）以上存すること。 ・ 予定建築物の敷地面積は、500 m² 以下であること。 ・ 予定建築物の延べ面積は、300 m² 以下であり、かつ、当該業務の用に直接供する部分及び当該業務に附属する部分で構成されること。 ・ 予定建築物の構造は、2 階建て以下であること。 ・ 予定建築物の高さは、10m 以下であること。

	<p>〔公共公益施設〕 主として開発区域の周辺地域に居住する者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物の建築を目的とした開発行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定建築物の用途は、小学校、中学校、幼稚園、社会福祉施設（通所系）、診療所又は助産所であること。 ・ 予定建築物は、主に当該開発区域の周辺の市街化調整区域内において居住している者が利用し、かつ、継続的に営業できるものであること。 ・ 予定建築物は、自己業務用であること。 ・ 予定建築物は、原則として既存集落内に存すること。 ・ 予定建築物の敷地面積は、原則として1,000㎡以下であること。 ・ 予定建築物の高さは、原則として10m以下であること。
2号	〔鉱物資源、観光資源の利用上必要なもの〕	*本市では、現時点では適用できる区域はありません。
3号	〔特殊な自然条件を必要とする政令で定める開発行為〕	*政令未制定のため、運用していません。
4号	<p>〔農林水産物の処理等の施設〕 農林漁業用の用に供する建築物（法第29条第1項第2号に掲げる建築物を除く）又は当該市街地調整区域内において生産される農林水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物若しくは第一種特定工作物の建築又は建設を目的とした開発行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定建築物の敷地面積は、1,000㎡以下であること。 ・ 業務の対象となる生産物の50%以上が当該市街化調整区域内で生産されるものであること。
5号	〔農林業等活性化のための施設〕	*本市では、現時点では適用できる区域はありません。
6号	<p>〔中小企業振興のための施設〕 県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となって助成する中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設を目的とした開発行為</p>	*具体的な計画により個別に判断します。
7号	<p>〔既存工場との関連工場〕 市街化調整区域内において現に存する工場施設における事業と密接な関連を有する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、事業活動の効率化を図るため市街化調整区域内において必要なものの建築又は建設を目的とした開発行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定建築物の敷地は、既存工場の敷地に隣接又は近接していること。 ・ 予定建築物の敷地面積は、既存工場の敷地面積以下であること。 ・ 既存工場に対して自己の生産物の50%以上を原料又は部品として納入している場合であって、それらが既存工場における生産物の原料又は部品の50%以上を占める場合等具体的な事業活動に着目して、生産、組立て、出荷等の各工程に関して不可分一体の関係にあること。
8号	<p>〔火薬庫等〕 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物又は第一種特定工作物で、市街化区域内において建築し、又は建設することが不適当なものとして政令で定めるものの建築又は建設を目的</p>	*具体的な計画により個別に判断します。

	とした開発行為	
8号の2	〔市街化調整区域のうち開発行為を行うのに適当でない区域からの移転〕	* 具体的な計画により個別に判断します。
9号	〔沿道施設又は火薬類製造所〕 市街化区域において建築し、又は建設することが困難又は不適當なものとして政令で定める建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設を目的とした開発行為	・都市計画法施行令第29条の8第1号に規定する道路管理施設で、道路の維持、修繕その他の管理を行うために道路管理者が設置するもの又は同条第2号に規定する火薬類製造所で、将来の土地利用を勘案して、著しく妨げとなるおそれがないものの建築を目的とした開発行為であること。
10号	〔地区計画又は集落地区計画区域内〕の開発行為	* 本市の市街化調整区域内には、「物流施設の立地を目的とした南西部市街化調整区域内における地区計画の運用指針」に対象区域が定められている。
11号	〔条例で指定する土地の区域内の開発行為〕	* 本市では、運用していません。
12号	〔条例第17条による自己用住宅〕 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當と認められる開発行為として、条例で区域、目的、又は予定建築物等の用途を限り定められたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地は都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる区域外であること。 ・敷地は既存集落内であること。 ・自己居住のための住宅であること。(他の用途を兼ねるものを除きます。) ・申請者は、市街化区域内に住宅建築に適当な土地及び共同住宅の区分所有権等を所有していないこと。 ・申請者は、線引き前から、引き続きその土地を所有している者(相続又は生前贈与により取得した者を含みます。)又はその3親等以内の血族及びその配偶者であること。 ・予定建築物の敷地面積は、160㎡以上500㎡以下であること。
13号	〔既存権利者の開発行為〕	* 本市では、現時点では適用できる区域はありません。
14号	〔その他やむを得ない開発行為〕 市長が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當と認める開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・線引き前よりすでに宅地であった土地における建築行為等 ・相当期間適正に利用された建築物の敷地のやむを得ない用途変更 ・既成住宅地内における住宅 ・収用対象事業による移転 ・既存住宅の増築等のためのやむを得ない敷地拡張 ・市街化調整区域にある既存事業場のやむを得ない敷地拡張 ・敷地拡張のない既存建築物の増築等 ・社会福祉施設、介護老人保健施設及び有料老人ホーム ・既存社会福祉施設等の増築等のためのやむを得ない敷地拡張 ・運動、レジャー施設に併設される建築物 ・社寺、仏閣及び納骨堂 ・既存の土地利用を適正に行うための管理施設

	<ul style="list-style-type: none"> ・特定流通業務施設 ・既存工場の敷地の用途変更 ・線引き前から所有している土地における自己用住宅
--	--

(3) 市街化調整区域におけるその他の基準

A. 建築基準法等による規制

①富田・南陽地区（中川区・港区）、河川区域（港区・中川区・中村区・西区・北区・東区・守山区）

建ぺい率：60%、容積率：200%（前面道路による容積率制限0.4）

道路斜線：勾配1.25 隣地斜線：20m＋勾配1.25

高さが10mを超える建築物には、日影時間の規制があります。

臨海部防災区域建築条例による規制があります。

②志段味地区（守山区）及び勅使ヶ池地区（緑区）

建ぺい率：50%（ただし、第一種風致地区内では建ぺい率：30%）

容積率：100%（前面道路による容積率制限0.4）

道路斜線：勾配1.25、隣地斜線：20m＋勾配1.25

軒高7m超又は地階を除く階数3以上の建築物には、日影規制があります。

B. 都市計画法による規制

市街化調整区域全域・・・建築基準法別表第2（い）項第1号に規定する住宅又は第2号に規定する兼用住宅（長屋及び長屋の兼用住宅は除きます。）を建築する場合は、その敷地面積を原則として160㎡以上としてください。

4 開発許可申請前にあらかじめしなければならないこと

(1) 事前相談

市街化区域内で敷地の面積が500㎡以上の土地及び市街化調整区域内において建築等を行う場合、その土地の開発計画について、都市計画法第29条の規定による開発行為の許可の可否に関し、事前に相談を行ってください。（事前相談書（市街化区域用・市街化調整区域用））

(2) 事前審査

開発の規模が、0.5ha以上の開発行為については、原則として名古屋市開発行為事前審査協議会において、この開発行為の周辺の公共施設整備計画、開発行為にかかる法的制約等について、あらかじめ審査及び協議を行います。事前審査の手続きについては窓口でおたずねください。

(3) 開発区域界の確認及び確定

開発区域の境界の確認及び確定をしてください。

(4) 公共施設等に係る同意及び協議

①開発行為に関係がある既存の公共施設がある場合は、その管理者の同意を得なければなりません。（公共施設管理者同意書）

②開発行為により公共施設の新設又は変更をする場合には、その公共施設の管理及び用地の帰属について、当該公共施設を管理することとなる者との協議が必要です。（公共施設管理協議書）

③その他の協議

大規模な開発行為では、義務教育施設の設置義務者（本市教育委員会）、水道事業者、一般電気事業者等との協議が必要となる場合があります。

道路の新設又は変更をする場合は、所轄警察署と協議をしてください。

(5) 開発区域内等の権利者の同意

開発行為に係る土地又は建築物等について、所有権、抵当権、地上権、賃貸権、小作権などの開発行為に関する工事等の妨げとなる権利を有する者の同意を得ることが必要です。（関係権利者同意書）

(6) 関係法令による許認可等

開発行為に伴い関係法令による許認可等を必要とするときは、その許認可等の申請手続きを行

なってください。

- (例) 風致地区内建築等規制条例に基づく許可申請
 砂防指定地内における行為の規制に関する条例に基づく許可申請
 建築基準法第43条第1項ただし書きに基づく許可申請など

5 市街化調整区域内における建築行為等（都市計画法第41条、第42条、第43条関係）

市街化調整区域内において建築物を建築し、又は建築物の用途を変更しようとする場合は、原則として許可が必要です。建築にあたっては必ず事前に相談してください。

○事前相談

建築基準法による建築確認申請の前に、あらかじめ「2.4(1)事前相談」と同様に事前相談をしてください。（事前相談書（市街化調整区域用））

○建築許可の基準

「2.3(2)市街化調整区域における立地基準」等に適合していなければなりません。

なお、許可の不要な場合も、「2.3(3)市街化調整区域におけるその他の基準」を満たすよう努めてください。

6 市街化調整区域内で開発行為又は建築行為を行う場合の事前相談提出書類

事前相談書に必要事項をご記入の上、以下の書類を添付してご提出ください。

○許可の必要な開発行為等（事前相談の後、許可申請が必要です。）

建築物の種類	事前相談に必要な書類	
日用品店舗等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書・営業計画書・取引証明書 ・免許証等の写し（免許又は資格を要する店舗等の場合） 	（共通） <ul style="list-style-type: none"> ・位置図
線引き前から所有している土地における自己用住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の閉鎖登記簿謄本（土地の登記事項証明書に昭和45年11月24日以前の記載がない場合） ・住民票の写し（世帯全員が記載されたもの） ・戸籍謄本（申請者と土地所有者との関係がわかるもの） ・敷地選定資料（固定資産税課税明細書等により計画地選定の理由を説明） ・借家契約書の写し（借家に住んでいる場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・公図の写し ・土地の登記事項証明書 ・現況図、現況写真 ・土地利用計画図 ・予定建築物の各階平面図・立面図（建築物の高さ記入） ・建築理由書及びその内容を証明するもの
収用対象事業による移転建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・収用証明書の写し又は収用の内容のわかるもの ・住民票の写し（世帯全員が記載されたもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上及び避難上の対策を示すもの
その他許可の必要な建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の用途等を証明又は担保するもの ・その他基準を満たすことを証明するもの 	

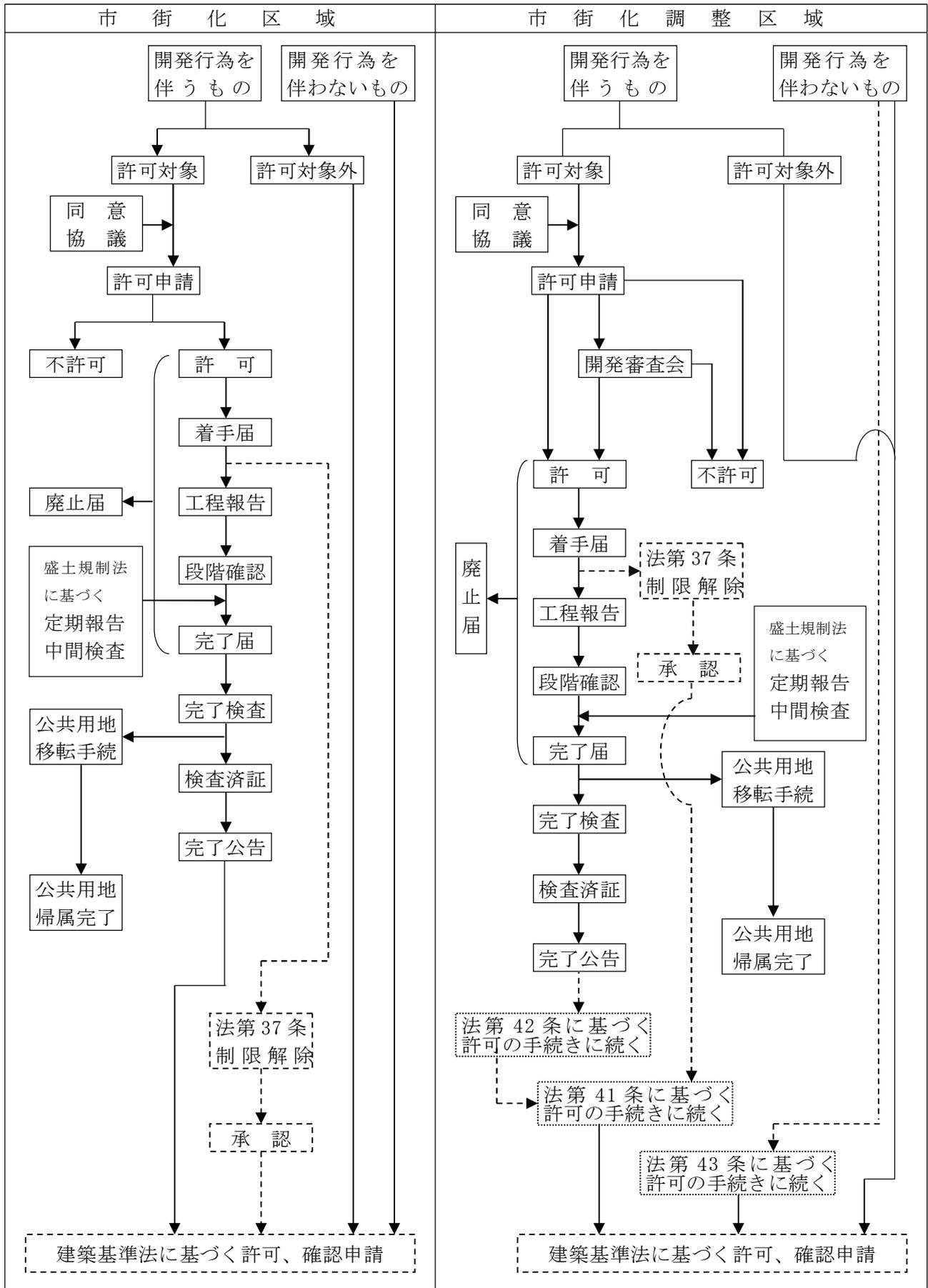
*開発審査会提案基準第1号～第5号、第7号～第9号及び第15号において、予定建築物を居住の用途に供する場合

○許可の不要な開発行為等

建築物の種類	事前相談に必要な書類	
農業等の用に供する建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・農地基本台帳の写し ・住民票の写し（世帯全員が記載されたもの） 	（共通） <ul style="list-style-type: none"> ・位置図
用途変更のない建築物の増築又は建替え	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し（世帯全員が記載されたもの） ・既存建築物が適法に建築されたことを証明する書類として、次のア又はイに掲げるもの <p>ア 既存建築物が線引き前（昭和45年11月24日以前）に建築されたものである場合は、建築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公図の写し ・土地の登記事項証明書 ・現況図、現況写真 ・土地利用計画図 ・予定建築物の各階平面

	<p>年月日の確認できる書類等（建築確認済証、建築物の登記事項証明書又は家屋の固定資産税評価額等証明書等）</p> <p>イ 既存建築物が線引き後に建築されたものである場合は、開発許可書、建築許可書又は建築確認済証等</p> <p>※ 増築又は建替え後の延床面積が従前の1.5倍を超えるもの又は敷地の拡張があるものについては、許可が必要です。</p>	<p>図・立面図（建築物の高さ記入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築理由書及びその内容を証明するもの
<p>その他の許可の不要な建築物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の用途等を証明又は担保するもの ・その他基準を満たすことを証明するもの 	

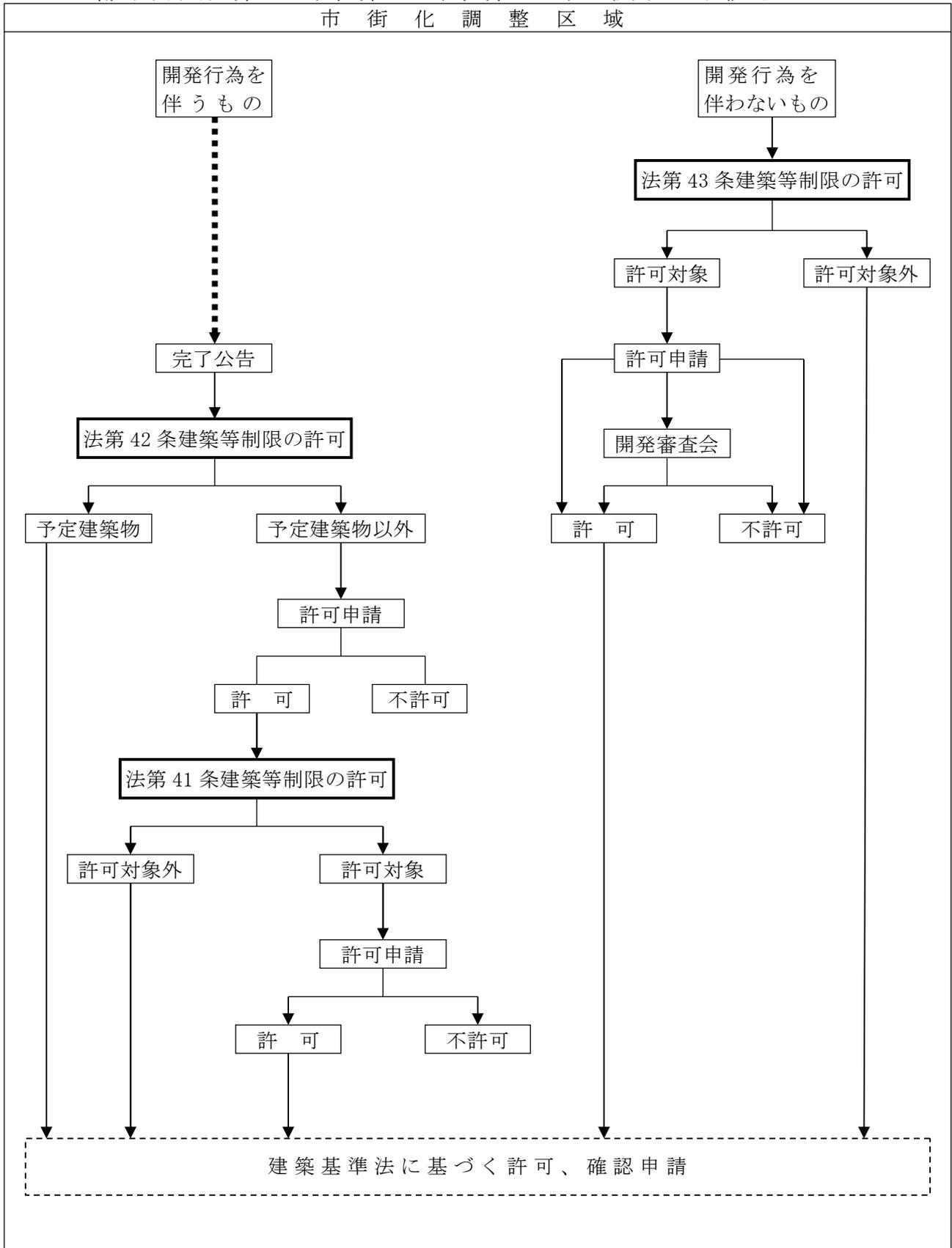
<都市計画法第29条に関する手続きフロー>



※都市計画法第29条による許可後は建築確認申請が可能ですが、同法第37条による承認を受けるまで又は完了公告までは建築工事は着手できません。

＜都市計画法第 41 条、第 42 条、第 43 条に関する手続きフロー＞

市 街 化 調 整 区 域



道路、公園、地下鉄等の都市計画が定められている区域（都市計画施設の区域）又は土地区画整理事業等の市街地開発事業の都市計画が定められている区域において建築物を建築しようとする場合には、市長の許可を受けなければなりません。

ただし、次の場合など、許可を受ける必要がないものがあります。

(1) 許可を受ける必要がない行為の例

都市計画事業の施行として行う行為

国、県、市又は当該都市計画施設を管理することとなる者が、都市計画に適合して行う行為

非常災害の応急措置として行う行為

階数二以下で地階のない木造建築物の改築又は移転

(2) 許可申請

＜表紙＞

許可申請書（都市計画法施行規則第10号様式）・・・2部

＜添付図書等＞

建築許可申請調書

付近見取図・・・・・・縮尺は1/2,500以上とする。

配置図・・・・・・縮尺は1/500以上とする。

各階平面図・・・・・・縮尺は1/200以上とする。

断面図・・・・・・縮尺は1/200以上とし、2面以上。

構造詳細図・・・・・・縮尺は1/50以上とし、主要構造部の部材、各寸法を明記すること。

公図の写し

(3) 許可の基準（都市計画法第54条）

都市計画施設等の区域内の建築は、当該都市計画に適合しているか又は次の要件のすべてに適合していれば許可されます。

なお、特例的な取り扱いをする場合もあります。

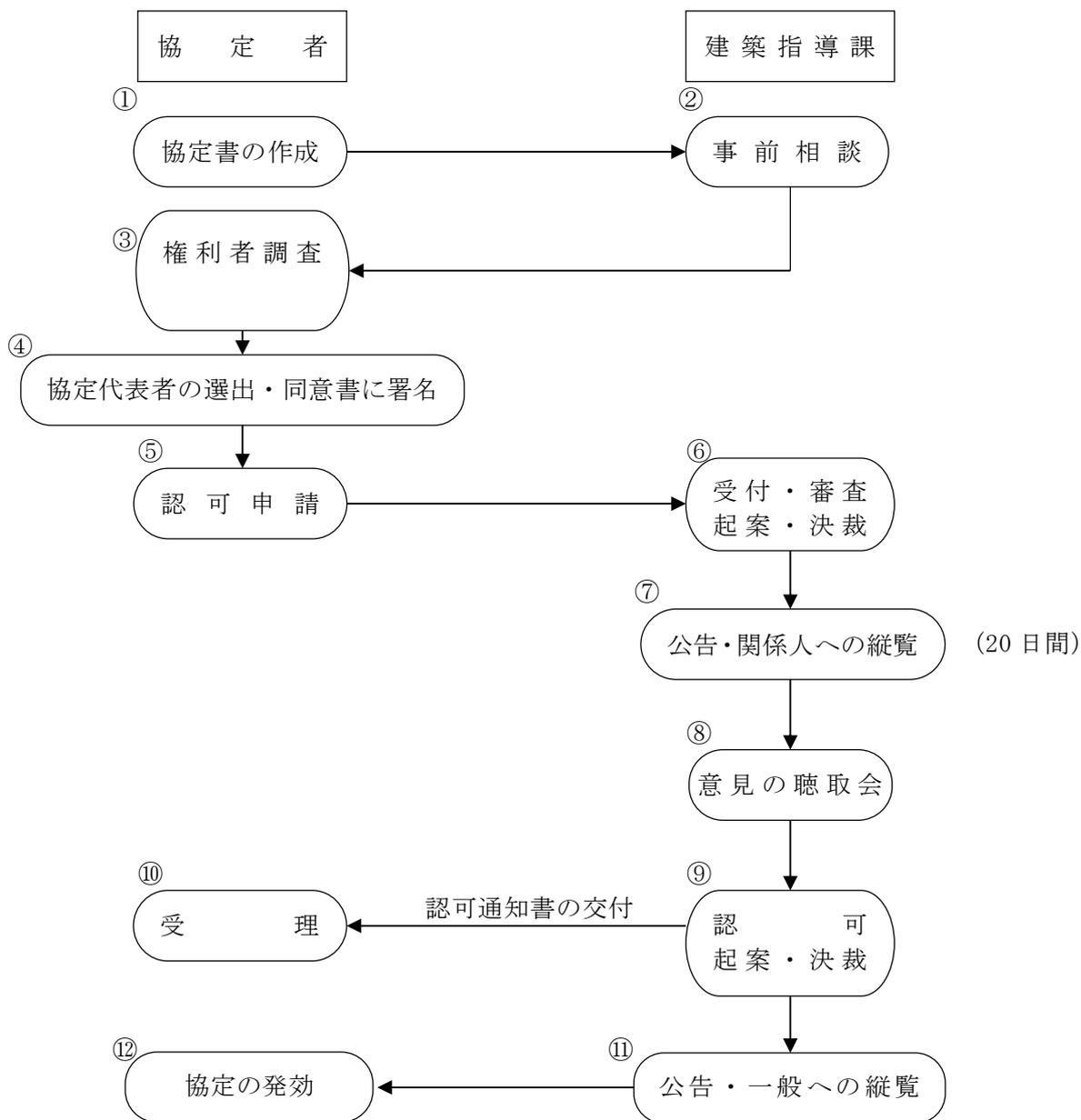
①階数が2以下で地階がないこと。

②主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

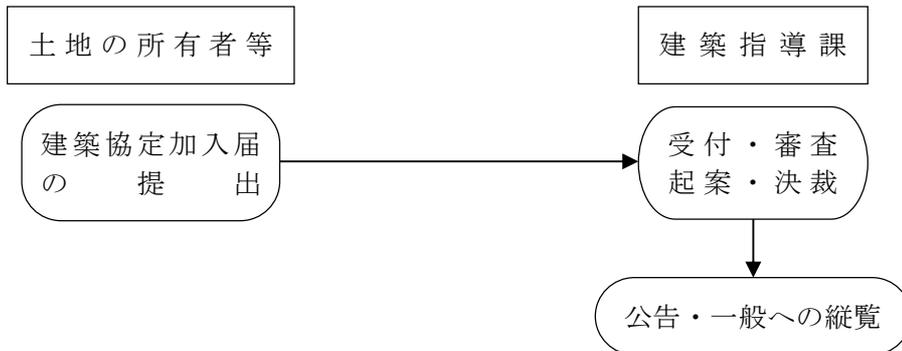
③容易に移転、除却することができるものであること。

都市計画事業の認可又は承認を受けた区域（事業施行区域）における「都市計画事業の施行の障害となるおそれがある行為」に対する規制であるため、法第53条第1項の建築物の建築の制限とは異なり、原則許可の対象とはなりません。

ただし事業施行期間が長期化しており、現在の土地利用の維持管理的なものでやむを得ないと認められるもの等であって、事業施行者が「事業の障害とならない」と判断した場合に限り許可を受けることができます。



●認可後に建築協定区域隣接地の土地の所有者等が建築協定に加わる場合



〔説 明〕

【締結しようとする場合】

● 「協定者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- 1) 区域内の土地の所有者
- 2) 区域内の土地の借地権を有する者

建築協定を締結しようとする場合は、上記全ての者の合意を必要とする。ただし、借地権の目的となっている土地については、借地権者の合意があれば、その土地の所有者の合意はなくてもよい。

① 協定書の作成

建築協定書に定めるべき内容

- 1) 建築協定の目的となる土地の区域
- 2) 建築物（敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備等）に関する基準
- 3) 建築協定の有効期間
- 4) 建築協定違反のあった場合の措置

上記のほか、区域内に建築協定区域隣接地を指定する場合は、その旨を明記する。

② 事前相談

事前相談に際しては建築協定書に定めるべき内容が記されているか、建築協定書に定められる建築物に関する基準が用途地域等の地域性と比較して適当であるかなどの点に留意する。

⑤ 認可申請

＜表 紙＞

- 1) 建築協定認可申請書 正（細則第 20 号様式）
- 2) 建築協定認可申請書 副（正の写し）

＜添付図書等＞

- 1) 建築協定書
- 2) 建築協定を締結しようとする理由書
- 3) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図
- 4) 建築協定区域、建築協定区域隣接地並びに建築協定と関係のある地形及び地物の概略を表示する図面
- 5) 建築協定区域内における土地の所有者等の全員の住所及び氏名（法人の場合は代表者の住所、氏名）を記載した建築協定同意書
- 6) 申請者が建築協定を締結しようとする者の代表であることを証する書類
- 7) その他指示する図書

【建築協定を変更・廃止する場合】

建築協定を変更・廃止しようとする場合は、建築協定変更（廃止）認可申請書（細則第 21 号様式）正・副に、以下の図書等を添付する。

- 1) 変更・廃止しようとする建築協定に関する認可通知書及び建築協定書
- 2) 変更する場合は、変更後の建築協定書
- 3) 建築協定を変更・廃止しようとする理由書
- 4) 上記⑤＜添付図書等＞3)、4)、7) ただし、廃止しようとする場合は4)は不要
- 5) 建築協定区域内における土地の所有者等の全員の住所及び氏名（法人の場合は代表者の住所、氏名）を記載した建築協定の変更に関する同意書（廃止しようとする場合は、協定者の過半数の同意書）
- 6) 申請者が建築協定の変更又は廃止しようとする者の代表であることを証する書面

【建築協定の発効日、効力】

- 1) 建築協定は、建築協定書に定めた有効期間の開始日（例：認可の日）からその効力を発する。ただし、一人協定の場合は、認可の日から起算して3年以内に土地の所有者等が2人以上となったときから効力を発する。

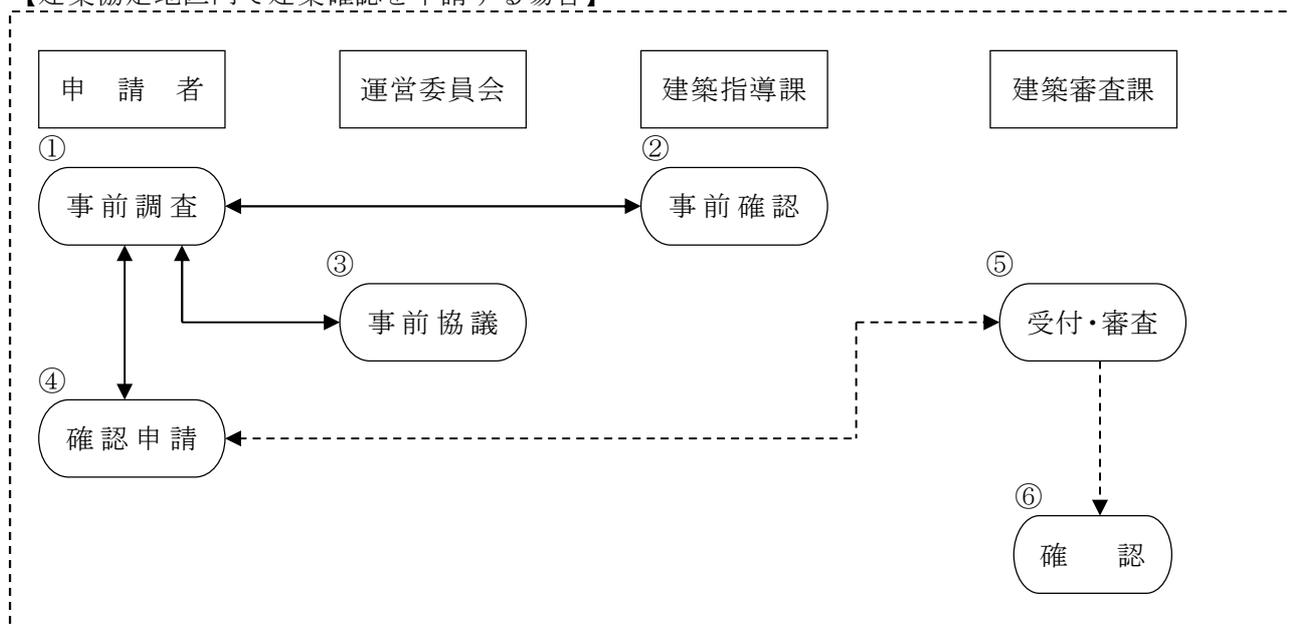
- 2) 一人協定で土地の所有者等が2人以上となった場合は、一人建築協定効力発生届（細則第22号様式）により届け出なければならない。
- 3) 建築協定の効力は、認可後に新たに土地の所有者等となった者に対しても及ぶ。

【認可後に建築協定に加わる場合】

認可後に建築協定区域隣接地の土地の所有者等が建築協定に加わる場合は、建築協定加入届（細則第23号様式）を提出すること。

建築指導課は、建築協定加入届を受理した場合は、すみやかに届出者の確認を行った後に公告・縦覧の手続を行わなければならない。

【建築協定地区内で建築確認を申請する場合】



①事前調査

申請者は、名古屋市ホームページを閲覧するか建築指導課へ電話（052-972-2918）して、建築協定の所在地と、建築協定地区内であるか確認する。

②事前確認

建築指導課は、申請地の建築協定地区を確認し、事前協議について説明する。

③事前協議

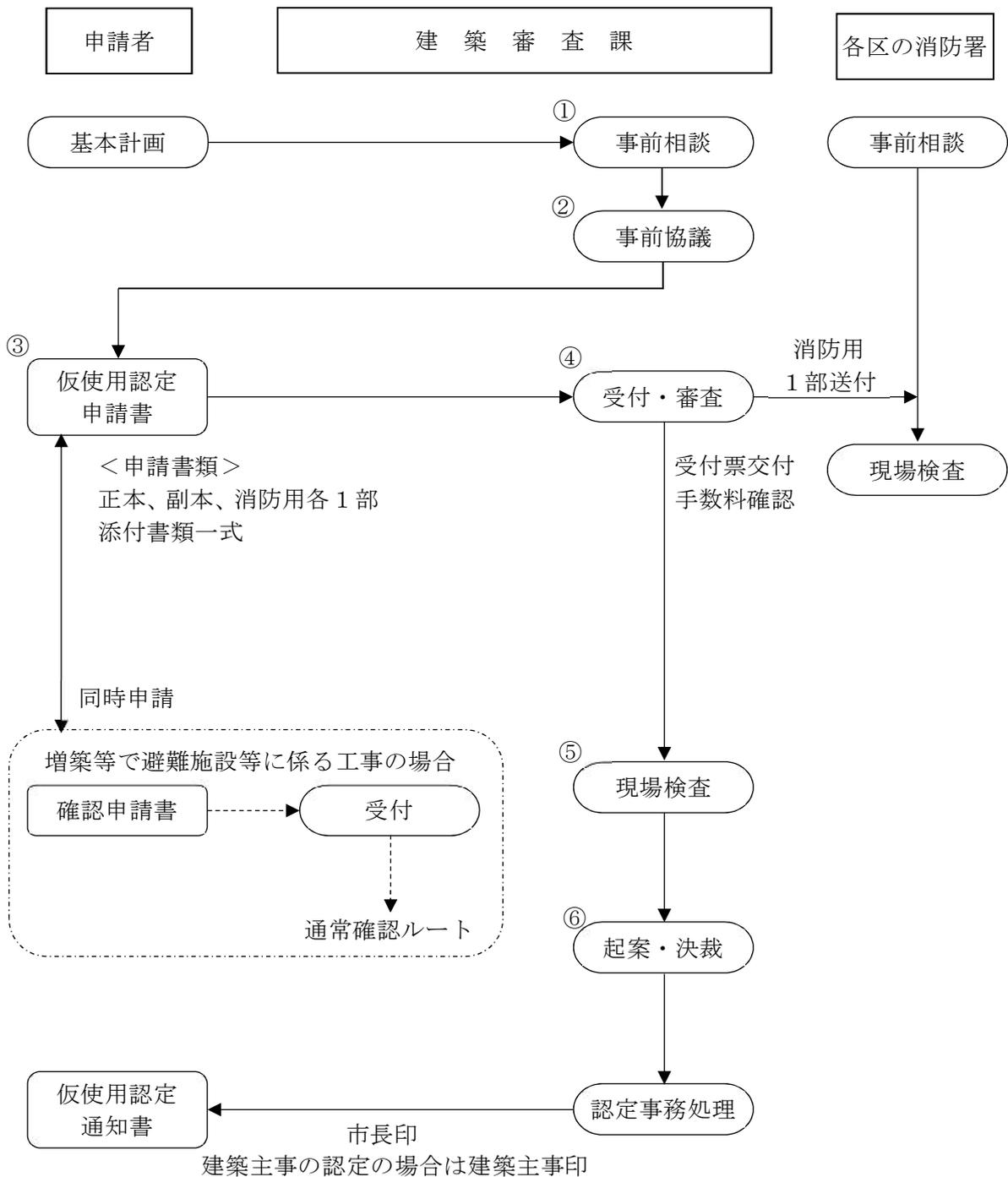
事前協議を行う申請者は、計画の概要について各地区運営委員会と協議する（協定者は必須）。

④確認申請

協定者は、建築協定に適合した建築計画により確認申請を行う。

⑤受付・審査

建築審査課は、確認申請書の受付にあたって、「建築協定地区早調べ表」等で建築協定の有無を確認し、該当する場合には建築指導課へ連絡するよう指導する。



〔説 明〕

以下の場合、仮使用の認定を受ける必要があります。

- 1) 法第 6 条第 1 項第一号若しくは第二号の建築物を新築した場合にあって、検査済証の交付を受ける前に建築物を使用する場合。
- 2) 法第 6 条第 1 項第一号若しくは第二号の建築物を増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で避難施設等に関する工事を含む場合。
- 3) 工事完了検査を申請したのち完了検査を受けたが、検査済証の交付を受ける前に建築物を使用する場合。

①事前相談

相談者は、仮使用中の安全計画等が確認できる書類を持参し相談する。

②事前協議

協議者は、仮使用中の安全計画等が安全上、防火上及び避難上支障がないものか協議する。

③仮使用認定申請書

申請者は、確認申請の建築主とする。

仮使用申請は、対象建築物について元申請のほかに計画変更確認申請がある場合（複数の確認番号がある場合）でも、1 通提出すること。

認定申請書類（表紙と添付図書等を A4 サイズに綴込）

＜表 紙＞

- 1) 仮使用認定申請書 正（様式は表 1）
- 2) 仮使用認定申請書 副（正の写し）
- 3) 仮使用認定申請書 消（正の写し）

＜添付図書等＞

- 1) 安全計画書・・・当該工事において安全上、防火上、避難上講ずる措置の概要
- 2) 付近見取図
- 3) 配置図
- 4) 各階平面図・・・当該工事に係る部分、仮使用申請に係る部分を明示（黄緑枠、凡例）
- 5) 立面図・断面図・・・必要な部分を一面以上
- 6) 全体工程表・・・仮使用期間を明示
- 7) 確認済証の写し・・・指定確認検査機関の建築確認の場合
- 8) その他指示する図書

※仮使用期間中に、仮使用部分の変更等が予定されている場合は、当初の仮使用認定申請書に変更の計画を記載してください。変更等がある場合は、再度、仮使用認定を受ける必要があります。

表 1：申請書の様式

	確認申請の場合	計画通知の場合
特定行政庁の認定を受ける場合	規則第 33 号様式	規則第 42 号の 20 様式
建築主事の認定を受ける場合	規則第 34 号様式	規則第 42 号の 21 様式

④受付・審査

審査担当者は、申請受付チェック票（必要事項記入済）、仮使用認定申請書、添付図書等を確認し、支障がない場合、手数料納付書を申請者に渡す。

申請者は手数料納付後、納付済証明書と申請書類一式をそろえて提出する。

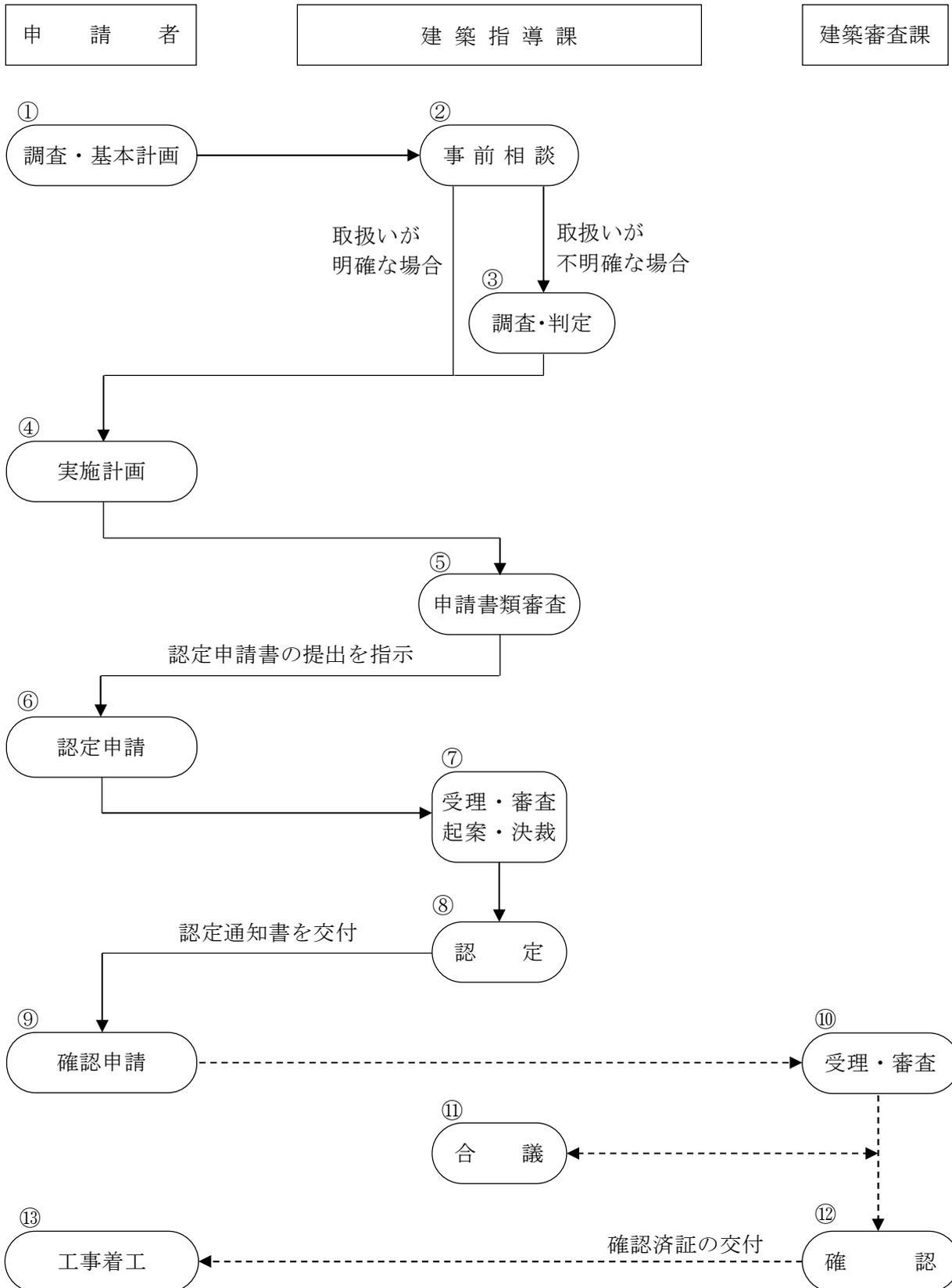
納付済証明書は仮使用認定申請書の正本第一面の裏面に貼付する。

仮使用台帳に入力する。

消防用を 1 部、消防局予防部規制課を経由して各区の消防署へ送付する。

⑤現場検査

使用する建築物及び仮囲い等仮使用時の安全措置を含む使用部分について現地検査する。消防の検査を要する場合は、所管の消防署と調整の上、検査を受ける。



〔説 明〕

②事前相談

過去に調査・判定を行ったか否かを確認すること。

取扱いが明確な場合は、形態制限などの条件を伝えること。(延べ面積・用途)

取扱いが不明確な場合は、調査・判定が必要である旨を説明すること。

⑤申請書類審査

具体的な建築計画に基づいて、建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号認定の申請書類審査票(本市指定様式)の提出を受けて審査する。添付図書は⑥ I <表紙>1)、及び<添付図書等>とし、押印は不要。

⑥認定申請

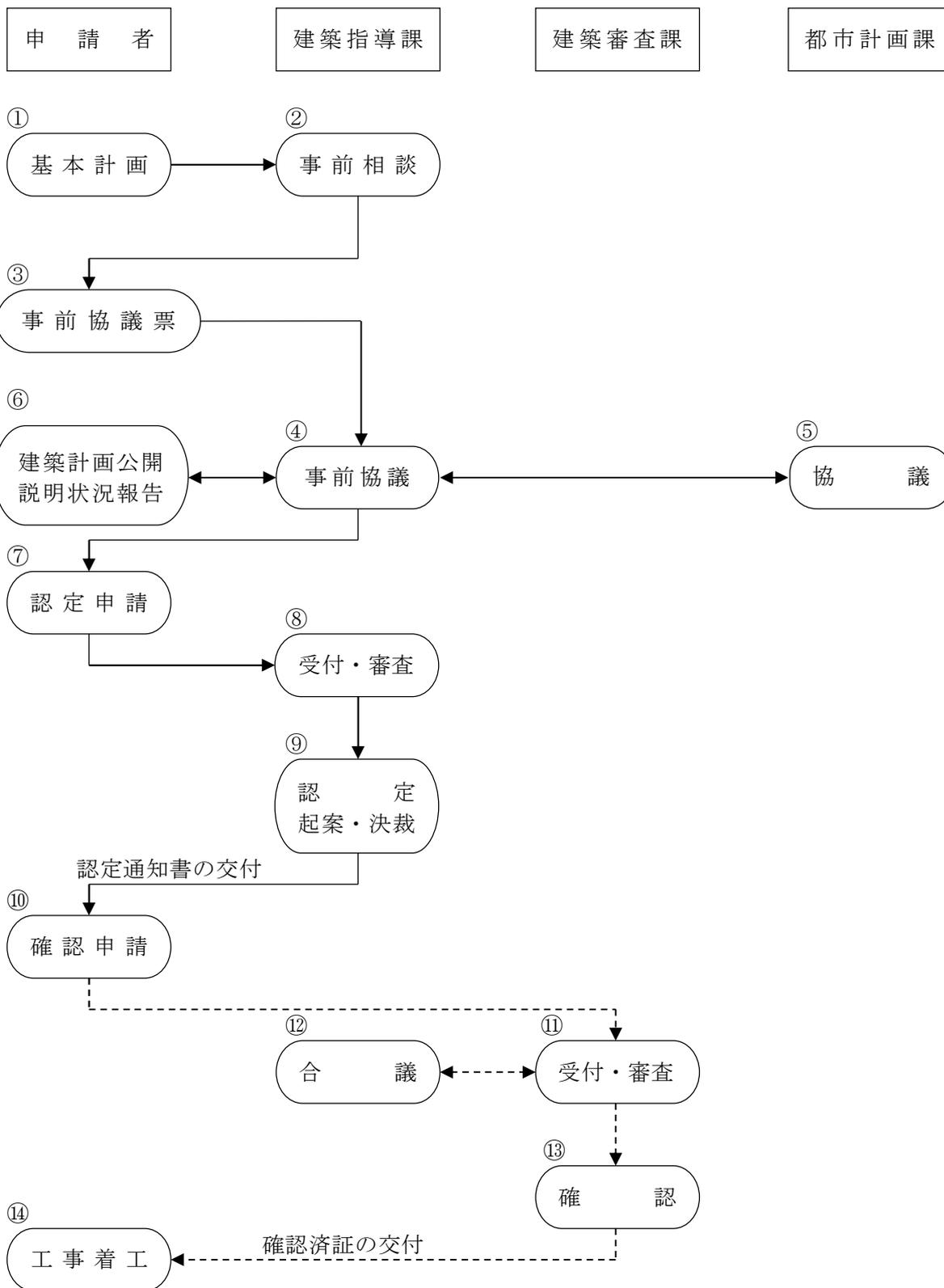
I. 認定申請書類(表紙と添付図書等を A4 サイズに綴込)

<表 紙>

- 1) 認定申請書 正(規則第 48 号様式)
- 2) 認定申請書 副(正の写し)

<添付図書等>

- 1) 陳述書・・・申請者の住所・氏名(法人の場合は法人名・役職・代表者氏名)を記入
- 2) 図 面・・・付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、その他指示する図面
- 3) その他指示する図書



〔説 明〕

②事前相談、④事前協議

事前相談、事前協議に際しては、認定条件〈第一種及び第二種低層住居専用地域内における高さ12 mまでの高さ制限緩和の認定について〉及び周辺の状況について検討し、認定対象となりうるかどうか判断する。

⑤協 議

10 m高度地区による高さの制限緩和を伴う場合には、都市計画部都市計画課と協議すること。

⑦認定申請

I. 認定申請書類（表紙と添付図書等をA4サイズに綴込）

<表 紙>

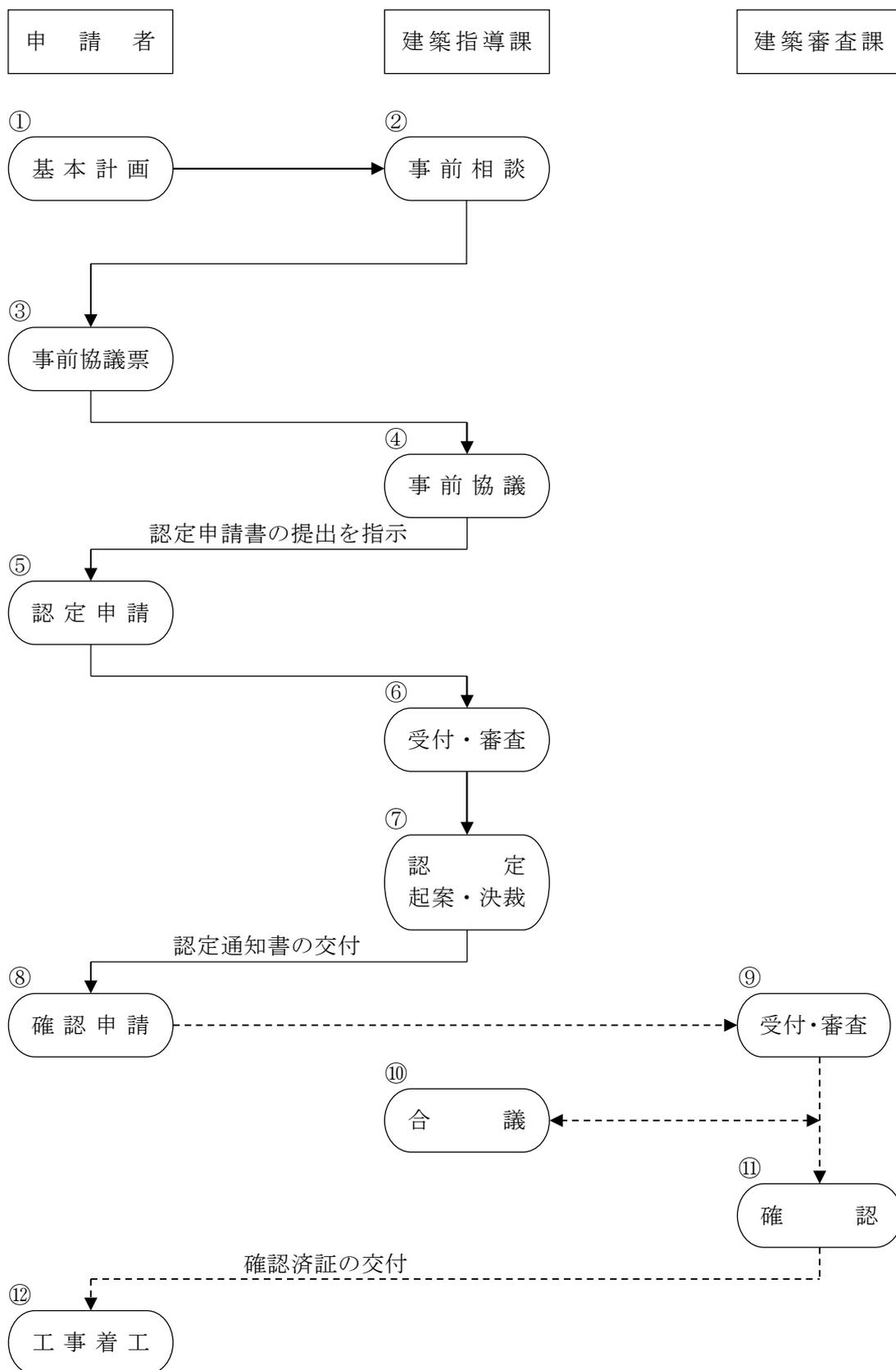
- 1) 認定申請書 正（規則第48号様式）
- 2) 認定申請書 副（正の写し）

<添付図書等>

- 1) 陳述書・・・申請者の住所・氏名（法人の場合は法人名・役職・代表者氏名）を記入
- 2) 図 面・・・付近見取図、用途地域図、付近状況図、配置図、各階平面図、立面図（4面以上）、断面図（2面以上）、日影図、その他指示する図面
- 3) 現況写真
- 4) その他指示する図書

※名古屋都市計画高度地区第2項第2号及び第3号による高さ制限緩和の認定についても同様の取扱いとする。

○名古屋都市計画高度地区の規定による認定申請書：細則第15号様式



〔説 明〕

②事前相談

事前相談に際しては、《計画道路・予定道路を前面道路とみなす基準》及び周辺状況について調査・検討し、認定対象となりうるかどうかを判断する。

調査・検討では、都市計画部街路計画課において、当該前面道路が都市計画事業認可がなされていること、又は道路区域の決定がなされていることを確認する必要がある。

⑤認定申請

I. 認定申請書類（表紙と添付図書等をA4サイズに綴込）

<表 紙>

- 1) 認定申請書 正（規則第48号様式）
- 2) 認定申請書 副（正の写し）

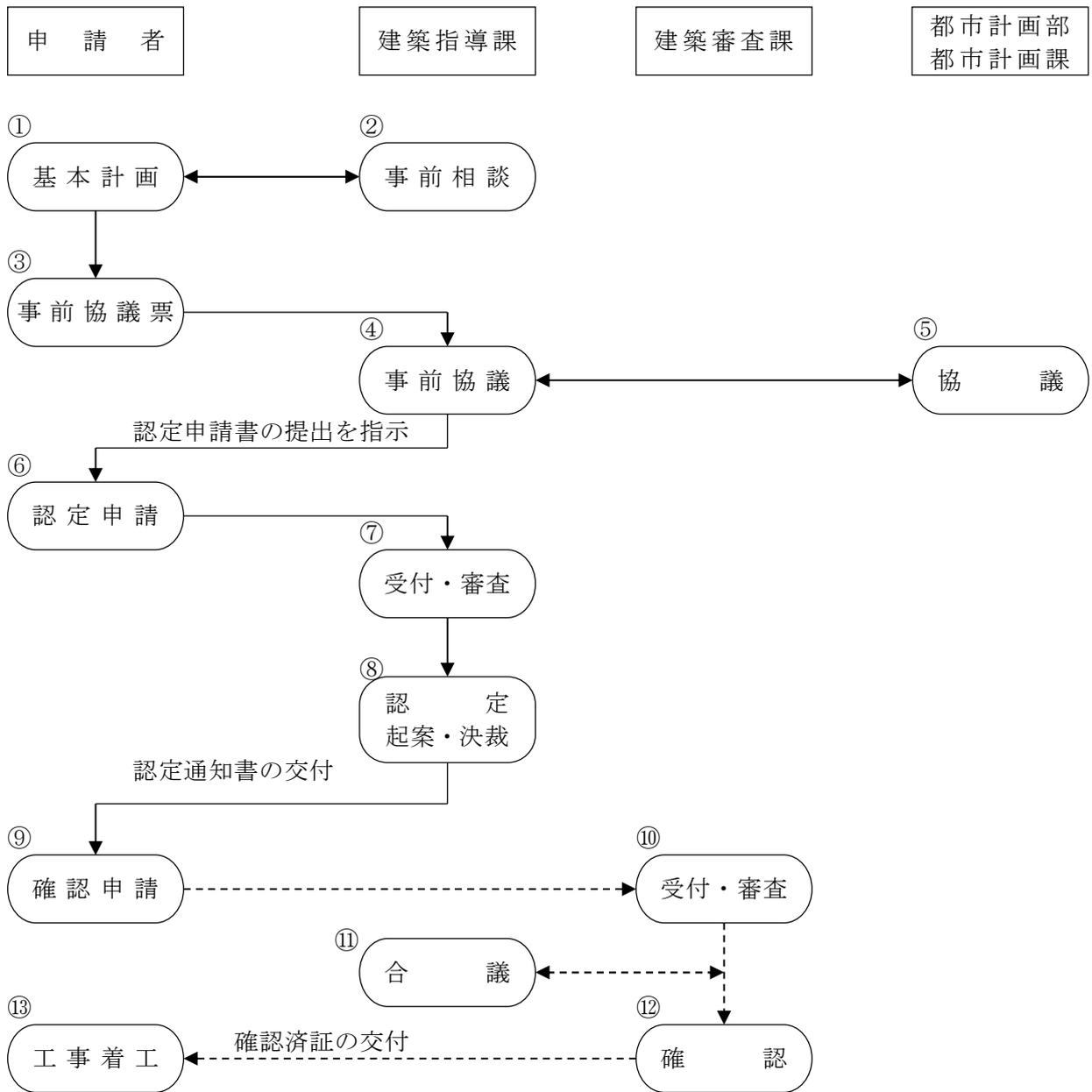
<添付図書等>

- 1) 陳述書・・・申請者の住所・氏名（法人の場合は法人名・役職・代表者氏名）を記入
- 2) 建築概要
- 3) 図 面・・・付近見取図、用途地域図、付近状況図、配置図、各階平面図、立面図（2面以上）、断面図（2面以上）、日影図、その他指示する図面
- 4) その他指示する図書

計画道路・予定道路を前面道路とみなす基準

令第131条の2第2項の規定に基づき、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物は、原則として次の各項に該当するものとする。

- 1 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- 2 当該建築物の敷地が接し、又は敷地内にある計画道路は、都市計画法第62条第1項（第63条第2項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画事業の認可の告示、又は道路法第18条第1項の規定により道路区域の決定の公示があったものであること。
- 3 当該計画道路若しくは予定道路が将来道路として完成した際にも、建ぺい率制限、容積率制限を満足するものであること。



〔説 明〕

④事前協議

※ 事前協議に際しては、それぞれの区域における地区整備計画を参照すること。

(認定の種類)

- ・法第 68 条の 3 第 1 項：再開発等促進区等地区計画に基づく容積率緩和の認定
- ・法第 68 条の 3 第 2 項：再開発等促進区等地区計画に基づく建蔽率緩和の認定
- ・法第 68 条の 3 第 3 項：再開発等促進区等地区計画に基づく高さ制限緩和の認定
- ・法第 68 条の 3 第 7 項：開発整備促進区地区計画に基づく用途地域制限緩和の認定

⑤協 議

都市計画の内容との整合性については、都市計画部都市計画課と協議すること。

⑥認定申請

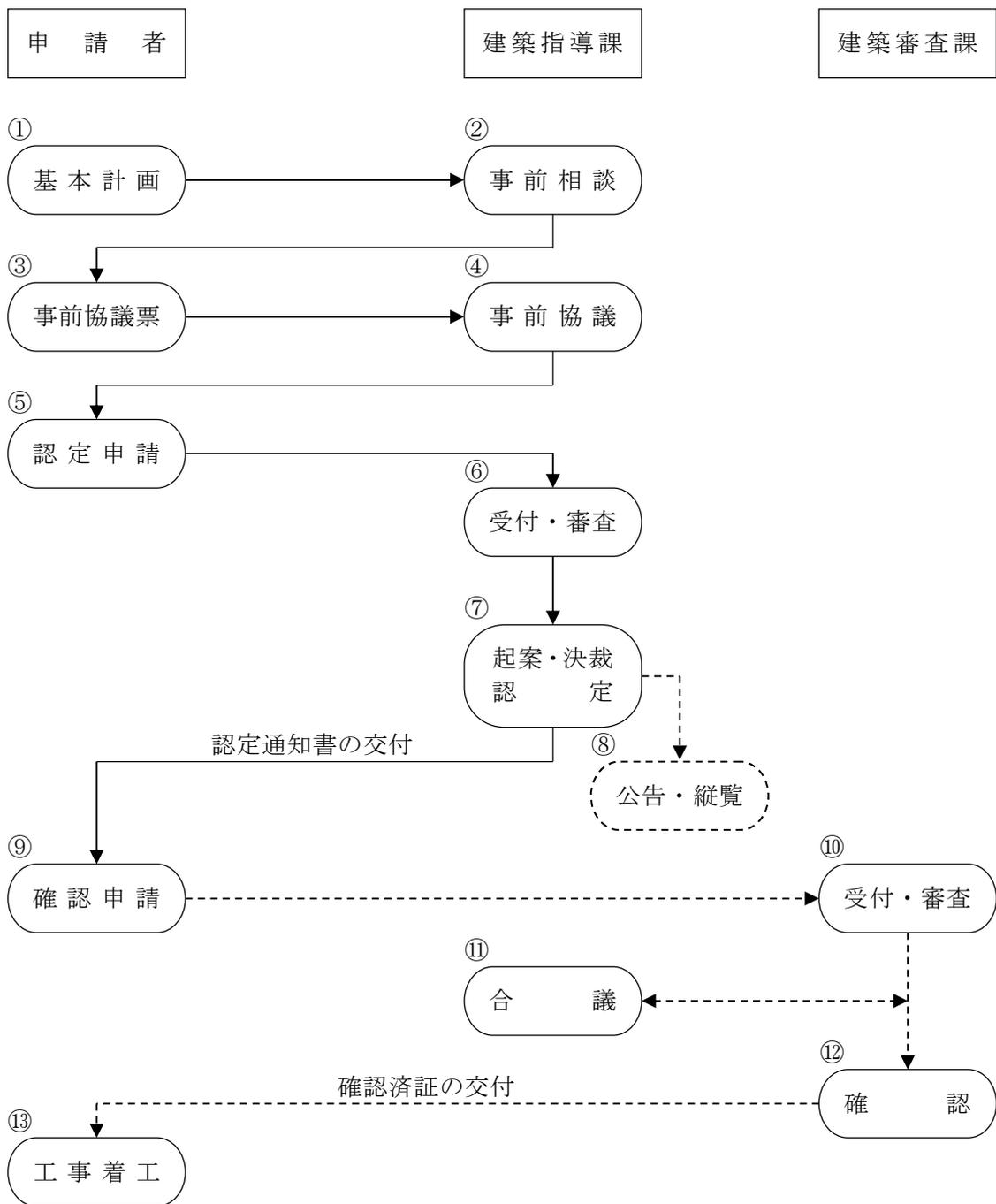
I. 認定申請書類（表紙と添付図書等を A4 サイズに綴込）

<表 紙>

- 1) 認定申請書 正（規則第 48 号様式）
- 2) 認定申請書 副（正の写し）

<添付図書等>

- 1) 陳述書・・・申請者の住所・氏名（法人の場合は法人名・役職・代表者氏名）を記入
- 2) 申請に係わる地区計画等の区域の現況図
- 3) 図 面・・・（付近見取図、用途地域図、配置図、各階平面図、立面図（2 面以上）、断面図（2 面以上）、日影図
- 4) その他指示する図書



〔説 明〕

④事前協議

事前協議に際しては、下記の基準を指針とする。

《一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に関する認定基準（一般市街地型、密集市街地型）》

※ 区域全体で総合的設計（総合的見地から設計）がされていることが、認定を受ける上での前提条件であることに留意し協議すること。

⑤認定申請

I. 認定申請書類（表紙と添付図書等をA4サイズに綴込）

<表 紙>

- 1) 認定申請書 正

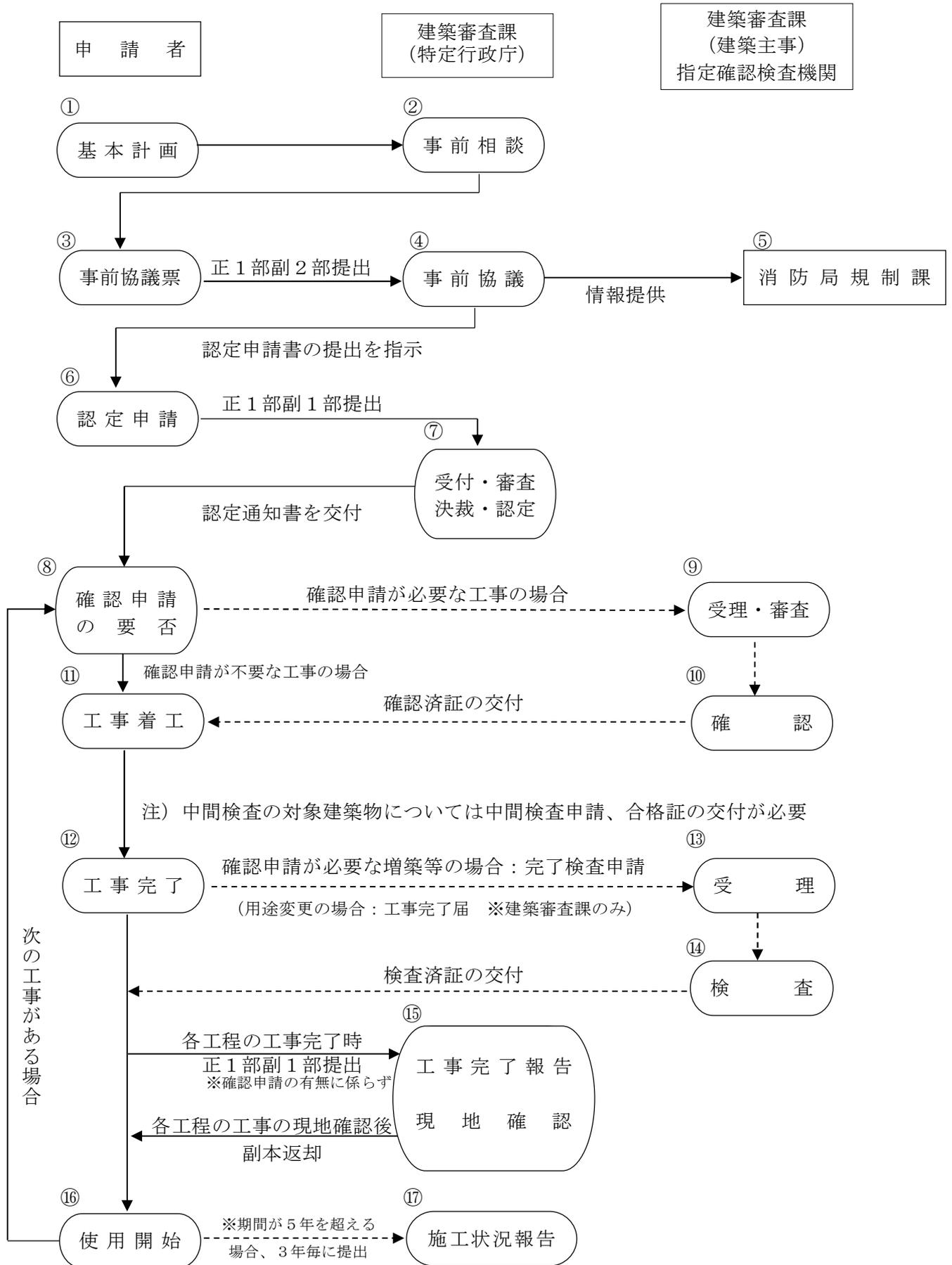
{	法第 86 条 1 項、2 項、法第 86 条の 2 の場合 ⇒ 規則第 61 号様式
	法第 86 条の 5 の場合 ⇒ 規則第 65 号様式
- 2) 認定申請書 副（正の写し）

<添付図書等>

- 1) 理由書・・・申請者の住所・氏名（法人の場合は法人名・役職・代表者氏名）を記入。
申請趣旨、認定を必要とする理由等を記載する。
- 2) 同意書、説明状況報告書又は合意書

{	同意書 → 法第 86 条第 1 項、第 2 項の場合
	説明状況報告書 → 法第 86 条の 2 の場合
	合意書 → 法第 86 条の 5 の場合
- 3) 認定区域の概要
- 4) 認定基準チェックリスト
- 5) 各敷地の特例対象規定の適否判断表
- 6) 図 面・・・用途地域図、敷地設定図、配置図、平面図、立面図（2面以上）、断面図（2面以上）、隣接する2以上の建築物を含む断面図、日影図、その他指示する図面
- 7) 地籍図
- 8) 登記事項証明書（法第 86 条 1 項、2 項、法第 86 条の 5 の場合）
- 9) その他指示する図書

II. 認定計画書（規則第 64 号様式）



〔説 明〕

②事前相談

具体の計画について、図面を基に、既存不適格を証する書類、二以上の工事に分ける理由等が全体計画認定の運用基準（以下「運用基準」という）に適合する計画であるか判断する。

特に検査済証等の無い場合は、一定の基準を満たす建築基準法適合状況調査の結果が必要となることから、時間がかかることに注意が必要である。

④事前協議

事前相談の結果、運用基準に適合することが判断できた場合には、事前協議について指示する。
なお、実質的にはこの事前協議が本審査となる。

事前協議については、以下の書類（合計3部）を求める。

3部の内訳は、正本、副本及び副本（消防用）である。

1) 事前協議票

2) 認定申請に必要な図書及び書類

（法施行規則第10条の23及び運用基準第3章2.に掲げる図書及び書類）

⑦受付・審査・決裁・認定

事前協議の結果、運用基準に適合することが確認できた場合には、認定申請を指示する。

受付は、法施行規則第10条の23及び運用基準に掲げる図書及び書類（正本、副本）を求める。

認定後は、全体計画概要書を閲覧の用に供する。

⑧～⑭確認申請及び完了検査申請

確認申請が必要な工事の場合は、確認申請及び完了検査申請が必要となる。

注）中間検査対象建築物については、中間検査申請も必要となる。

⑮工事完了報告及び現地確認

各工程（確認申請が必要か否かに関わらず）の工事完了後に提出する。（正本、副本）

当該工程について、検査済証の交付を受けていない（確認申請が必要ない）工事であった場合には、建築審査課にて現地確認を行う。

この場合の現地確認は、建築基準法第7条に基づく完了検査に準じて行う。

⑰施工状況報告

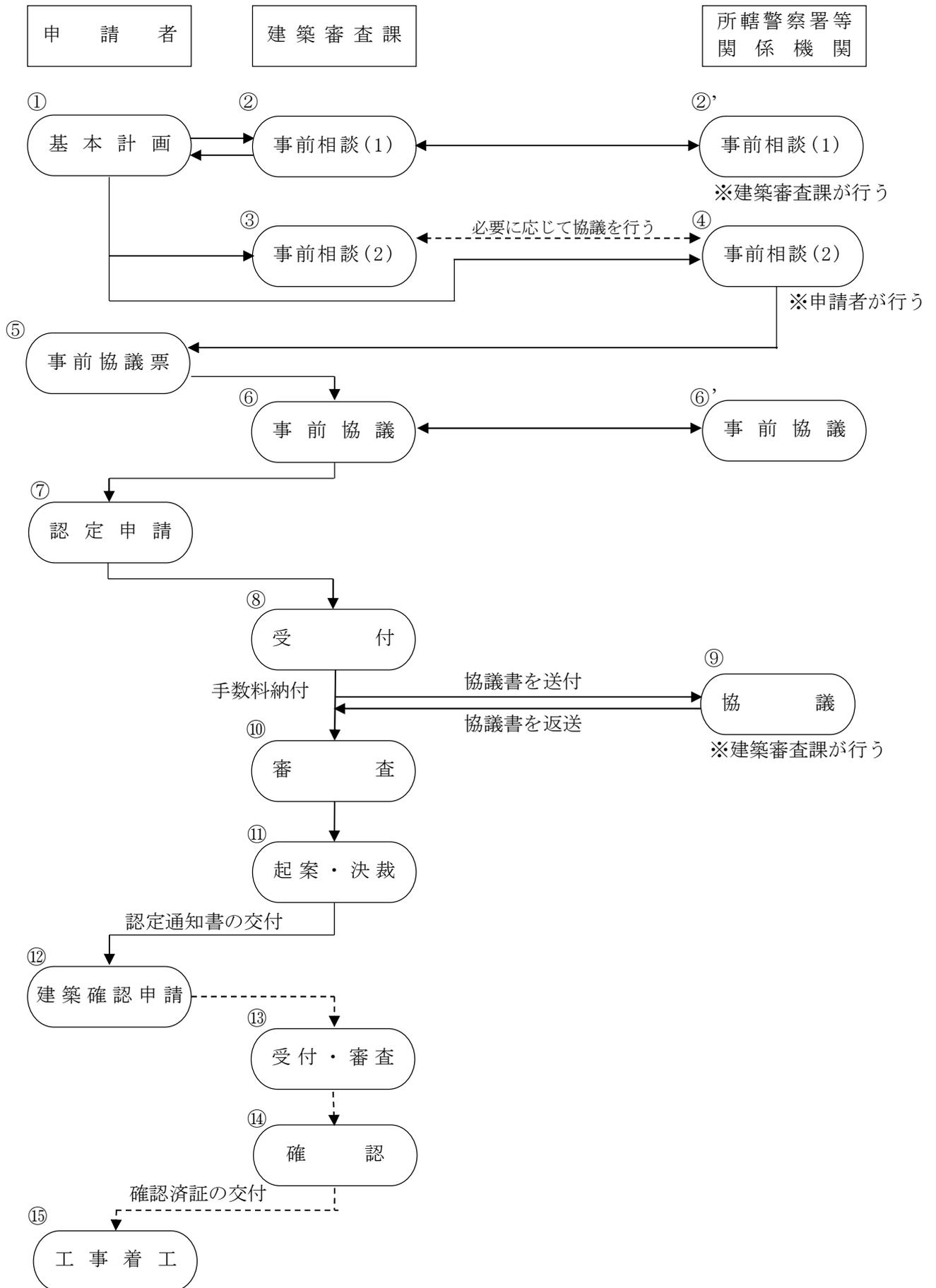
5年を超える認定を受けた場合にあっては、認定日から3年毎に、施工状況報告書の提出を受け、全体計画に従った工事が行われているか確認する。

第2編

I 建築基準法・関係法令・条例による許可、認定等

(4) 建築基準法等による認定

8 〔県条例第25条〕敷地の自動車の出入口に関する認定



〔説 明〕

②事前相談(1)

事前相談の際には、制限を受ける位置に自動車の出入口を設けることが「やむを得ない」場合であるか否かについて、所轄警察署及び各区土木事務所と協議のうえ、建築審査課が慎重に判断する。

③事前相談(2)

協議の結果、「やむを得ない」場合とするときは、申請者は当該自動車の出入口の設置に係る交通上安全上必要な措置について、建築審査課と事前に相談する。

④所轄警察署等関係機関との事前相談(2)

交通上安全上必要な措置について、申請者が所轄警察署及び各区土木事務所*と事前に相談する。所轄警察署等との事前相談が整った場合は、「自動車車庫等の敷地の出入口に関する事前相談結果報告書」(本市指定様式)を作成する。

⑤事前協議票

建築審査課は、申請者から所轄警察署及び各区土木事務所*との事前相談が整ったと報告を受けた場合、所轄警察署等関係機関に状況の確認をした上で、申請者に対して事前協議票(2部)の提出を指示する。

事前協議票には、所轄警察署等の関係機関と事前に相談した結果を盛り込み、認定申請書類(認定申請書及び陳述書)及び「自動車車庫等の敷地の出入口に関する事前相談結果報告書」(本市指定様式)を添付する。

⑥事前協議

建築審査課は、所轄警察署等関係機関に事前協議票(1部)を提出し、申請者による所轄警察署等関係機関との事前相談の内容が計画に盛り込まれているかを確認するとともに、交通上安全上必要な措置の状況について慎重に審査する。なお、必要に応じて現場調査や所轄警察署等関係機関と協議等する。

建築審査課は、事前協議が整った場合、建築審査課から申請者に対して認定申請書の提出を指示する。

⑦認定申請

I. 認定申請書類(表紙と添付図書等をA4サイズに綴込)

<表紙>

- 1) 認定申請書 正(細則第15号様式)
- 2) 認定申請書 副(正の写し)2部 ※内、1部はII. 協議用図書

<添付図書等>

- 1) 陳述書・・・申請者の住所・氏名(法人の場合は法人名・役職・代表者氏名)を記入のうえ押印
- 2) 図面・・・付近状況図、付近見取図、配置図、各階平面図、立面図(2面以上)、断面図(2面以上)、地盤面算定表、その他指示する図面
- 3) その他指示する図書

II. 協議用図書

所轄警察署と協議する際に、必要な図書として次に掲げるもの。

- 1) 認定申請書 正の写し
- 2) <添付図書等> 1)～3)

⑧受付・審査・所轄警察署に協議

手数料(許可・認定)チェック票を記載し、手数料納付書に所定の記載をする。その後、申請者は納付書において手数料を納入(本市指定金融機関(午後3時以降は、会計室出納課窓口))し、「納

付済証明書」を正本第一面裏面に貼付する。

本条ただし書きの規定により認定するにあたっては、認定申請書を受理した後に、特定行政庁と所轄警察署長との書面による協議を要する。(平成12年11月1日付け12建指第359号「愛知県建築基準条例の一部改正について」(愛知県建設部長))

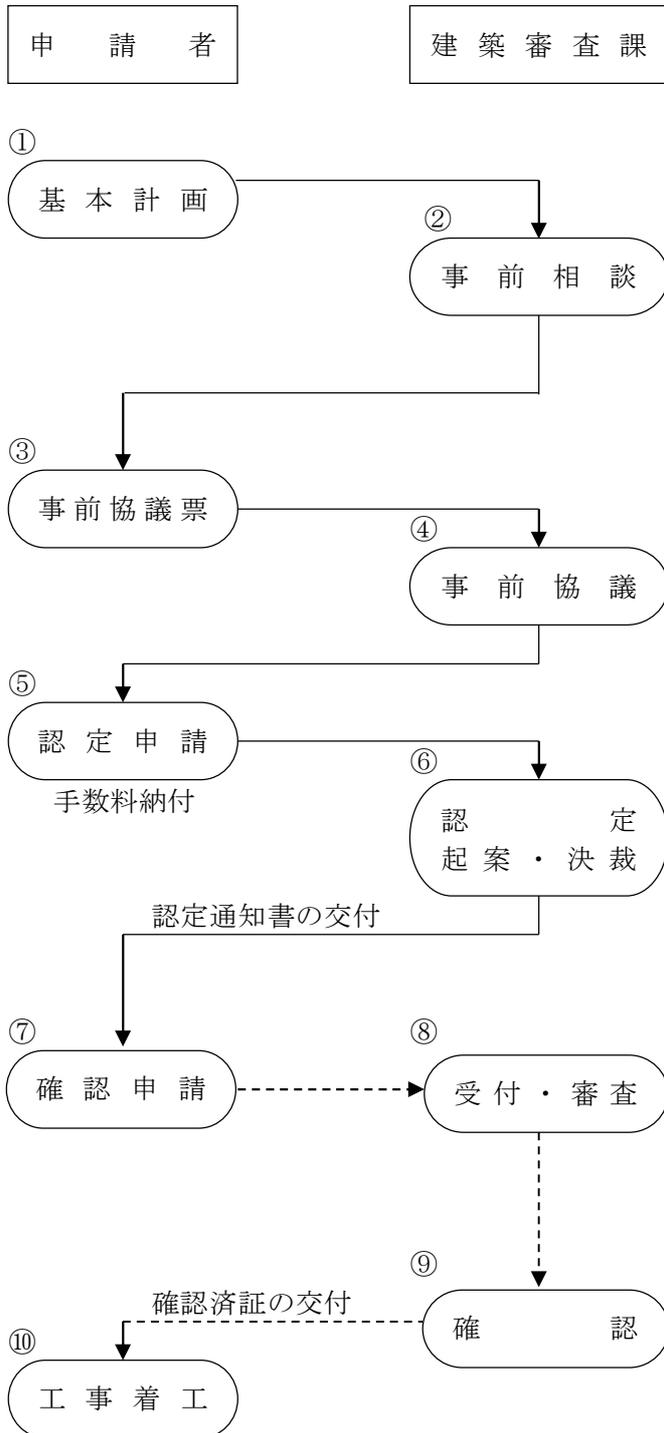
*各区土木事務所との事前相談は、建築審査課が指示する場合に限る。

※ただし書き認定について(愛知県建築基準条例の解説より)

ただし書きにおける「知事が交通上及び安全上支障がないと認める場合」とは、原則として、所轄の警察署長と協議が整ったものであること。

協議の対象となるのは、次のような例が考えられるが、いずれも敷地内の建築物等の配置がやむを得ないと考えられるものでなければならない。

- (1) 当該敷地から出入りする自動車を信号機の設置により制御することにより、所定の安全性が確保されるもの。
- (2) 敷地内の自動車の走行を一方通行等とすること及び交通安全施設等の設置により、当該位置に出入口を設けないこととした場合よりも安全性が確保できると考えられるもの。
- (3) 当該建築物(の一部)または同一敷地内の建築物が第五号の用途に供する建築物である場合の自動車車庫にあっては、敷地の出入り、及び敷地内の通行にあたって必要な交通整理が行われること等により、利用者の安全性が確保できると考えられるもの。



〔説 明〕

②事前相談

事前相談の際には、県条例第 26 条各号に規定される構造と安全上及び衛生上同等となるような措置が講じられているかを十分に検討する。

⑤認定申請

I. 認定申請書類（表紙と添付図書等を A4 サイズに綴込）

＜表 紙＞

- 1) 認定申請書 正（細則第 15 号様式）
- 2) 認定申請書 副（正の写し）

＜添付図書等＞

- 1) 陳述書・・・申請者の住所・氏名（法人の場合は法人名・役職・代表者氏名）を記入のうえ押印
- 2) 図 面・・・付近見取図、配置図、各階平面図、立面図（2 面以上）、断面図（2 面以上）、地盤面算定表、その他指示する図面
- 3) その他指示する図書

II. 手数料納付

手数料（許可・認定）チェック票を記載し、手数料納付書に所定の記載をする。その後、申請者は納付書において手数料を納入（本市指定金融機関（午後 3 時以降は、会計室出納課窓口））し、「納付済証明書」を正本第一面裏面に貼付する。

※ただし書き認定について（愛知県建築基準条例の解説より）

ただし書における認定基準は、車路の幅、回転半径、天井及びはり下の高さの規定を緩和する場合、次のいずれかとする。

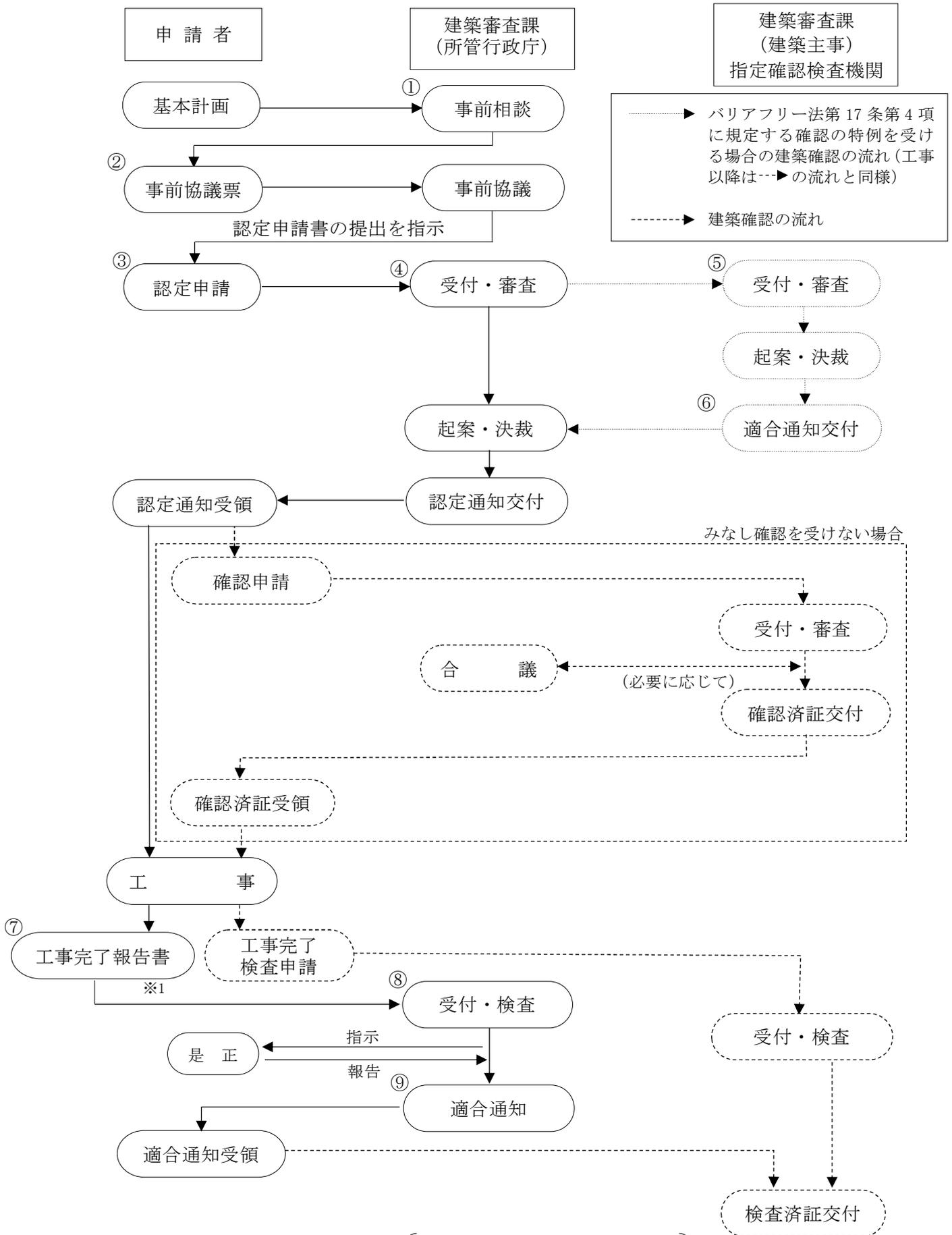
- （1）当該部分が局所的なものでこれを利用する自動車の台数が 1、2 台程度に限定され、かつ、車庫全体の安全性に与える影響がきわめて低いと考えられるもの。
- （2）信号制御による交互の一方通行とするもの。

■第 1 号ただし書における認定基準

敷地の形態などの理由により前面道路から駐車場までの間の車路の有効幅員が部分的に 5.5m 以上確保することができない場合又は駐車場の構造などの理由により車路の有効幅員が部分的に 5.5 m 以上確保することができない場合は、当該区間の前後に自動車が待機できるスペースを確保し、かつ、当該区間を信号機などにより制御することができるなど相互通行上安全で支障がないと認められるもの。ただし、一敷地内に一箇所を原則とする。

■駐車場法による大臣認定を取得した駐車場について

駐車場法施行令第 15 条の規定に基づき国土交通大臣が認定した特殊装置の駐車場においては、その認定の内容の範囲内（自動車の格納部分の高さ、換気装置、避難階段等）においてこの条の該当項を適用除外とする。



——▶ バリアフリー法第17条第4項に規定する確認の特例を受ける場合の建築確認の流れ(工事以降は---▶の流れと同様)
 - - - -▶ 建築確認の流れ

みなし確認を受けない場合

(必要に応じて)

認定銘板交付請求をする場合は第2編 II-(2)-5を参照

※1 原則、バリアフリー法の認定に係る認定銘板と人街条例の適合証の交付請求は同時に行う。

〔説 明〕

①事前相談

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）」、「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（国土交通省令第114号）」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定等に関する事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）」の認定基準の説明や、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」、「福祉都市環境整備指針」等を参考とすることを指示する。

また、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例（以下「人街条例」という。）」の整備基準についても併せて説明し、特定施設整備計画の届出も必要である旨を説明する。

②事前協議票

バリアフリー法認定協議票、認定申請書（バリアフリー法施行規則第3号様式）第2～10面、及び③<添付図書等>

※人街条例の特定施設整備計画届出書も併せて提出する。

③認定申請

認定申請書類（表紙と添付図書等をA4サイズに綴込）

<表紙>

- 1) 認定申請書 正（バリアフリー法施行規則第3号様式）
- 2) 認定申請書 副（正の写し）

<添付図書等>

- 1) 建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト
- 2) バリアフリー法施行規則第8条の表に掲げる図書
付近見取図、配置図、各階平面図、階段縦断面図、傾斜路縦断面図、
エレベーター構造詳細図、便所構造詳細図、浴室等構造詳細図
- 3) その他指示する図書

※バリアフリー法第17条第4項に基づき確認の特例を求めて認定申請を行う場合は、併せて確認申請に必要な図書も添付する。

④受付・審査（所管行政庁）

市認定基準に基づき審査を行う。正本には人街条例の特定施設整備計画届出書の表紙の写しを添付する。

申請者が、バリアフリー法第17条第4項の確認の特例を求めて認定申請をした場合には、すみやかに建築主事に対して計画の通知を行う。

⑤受付・審査（建築主事）

計画の通知をうけた建築主事は、建築基準法第18条第3項から第11項の規定を準用し、審査等する。

⑥適合通知交付

規定に適合していると認められたときは、適合通知を市長に対して行う。

⑦工事完了報告書

工事完了報告書の提出は、原則、人街条例の整備基準が確認できる範囲まで工事を完了した後とする。

増築等で人街条例による適合証交付請求ができない場合を除き、適合証交付請求書も同時に提出する。

認定銘板の交付を受けようとする場合は、認定銘板交付請求書も同時に提出する。

（認定銘板、適合証の交付請求については、第2編Ⅱ-（2）-5 p.168参照）

なお、認定事由が容積率の緩和であって、バリアフリー法で定められる建築物移動等円滑化誘導基準について先に受検する場合は、工事完了報告書を先に提出する。

⑧受付・検査

認定計画書との整合性を図りながら、建築物移動等円滑化誘導基準に適合しているかどうかを検査する。併せて人街条例の整備基準についても検査する。(増築等で人街条例の適合証交付請求書の提出ができない場合でも対象部分の検査を行う。)

⑨適合通知

検査の結果、バリアフリー法で定める建築物移動等円滑化誘導基準に適合と認められたときは、申請者に適合する旨の通知書を交付する。

原則、人街条例に適合していること。なお、一部に適合性を確認できない部分がある場合は、別途、建築審査課と事前に協議すること。

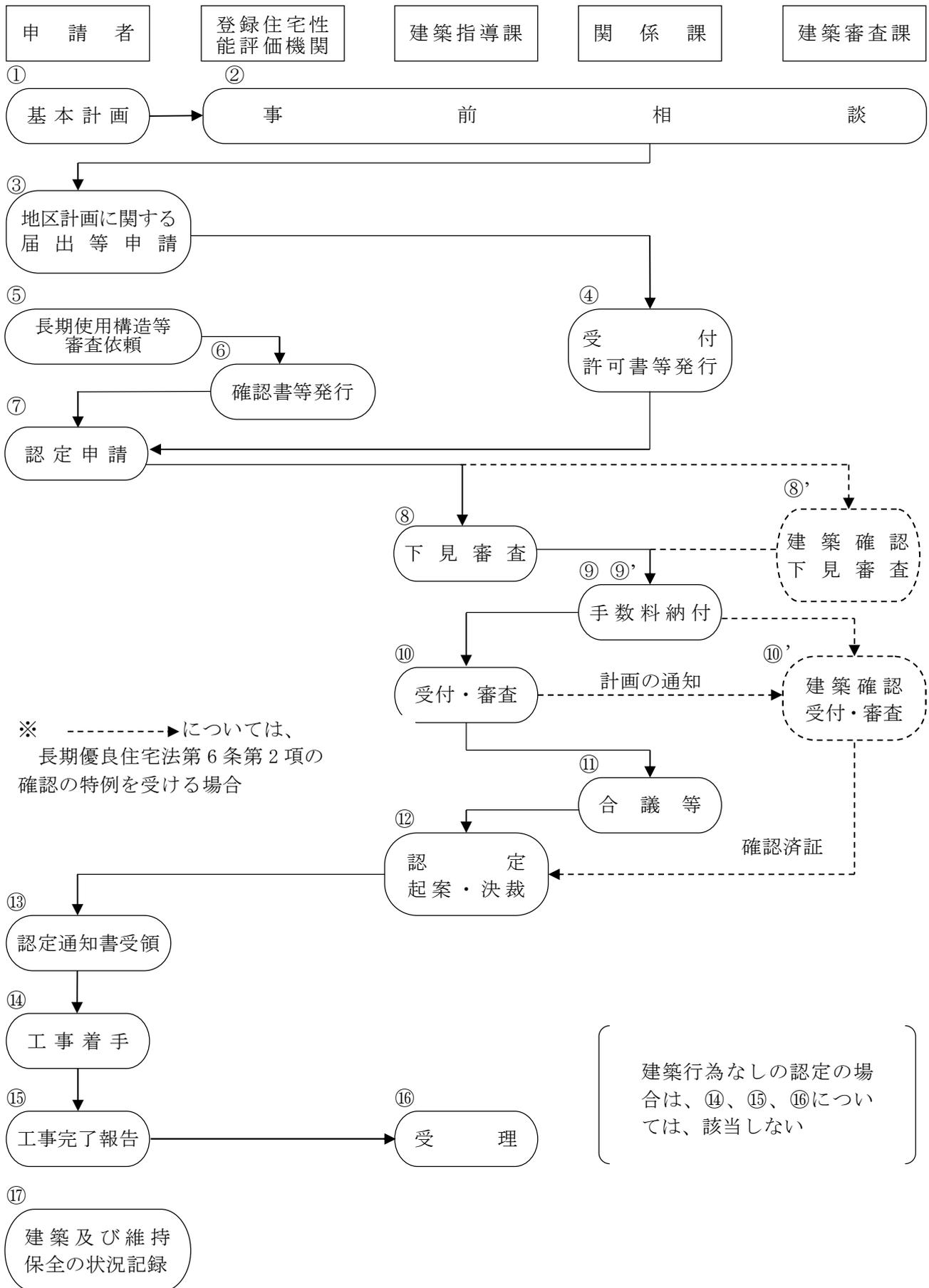
(この時点では、必ずしも人街条例について検査完了している必要はないが、検査部分で不適合箇所がある場合は是正完了後に適合通知を交付する。)

第2編

I 建築基準法・関係法令・条例による許可、認定等

(4) 建築基準法等による認定

11 [長期優良住宅の普及の促進に関する法律] 長期優良住宅建築等計画等の認定



〔説 明〕

①基本計画

申請者は、長期優良住宅認定基準に見合った計画を作成する。

②事前相談

長期使用構造等については、登録住宅性能評価機関に事前相談を行う。

認定手続きについては、建築指導課建築物環境指導担当に事前相談を行う。

また、必要に応じて、③に記載の各課担当に事前相談を行う。

③地区計画に関する届出等申請

認定基準の「居住環境」に規定される地区で計画している場合は、認定申請までに関係課にて届出等の必要な手続きを行う必要がある。

(注意)

土砂災害特別警戒区域内及び急傾斜地崩壊危険区域内で建築物（評価対象設備管を含む。）を計画している場合は、認定できない。

居住環境	区域の確認方法	認定申請添付図書	担当
都市計画法 第4条第9号に規定する 地区計画等	名古屋市ウェブサイト 「名古屋市都市計画情報提供サービス」等*1 https://www.tokei-gis.city.nagoya.jp/	地区計画の区域内における行為の届出書（副本）の写し（表紙のみ）	都市計画部 都市計画課 地域計画 担当 052-972-2713
景観法 第8条第1項に規定する 景観計画 （大規模建築物 ・都市景観形成地区）	名古屋市ウェブサイト 「景観法（建築物・工作物）」 *2 https://www.city.nagoya.jp/jigyoyou/category/39-17-0-0-0-0-0-0-0-0.html	景観計画区域内における行為の届出書（副本）の写し（表紙のみ）	都市計画部 ウォークアブル・ 景観推進課 都市景観 担当 052-972-2732
建築基準法 第69条に規定する 建築協定	名古屋市ウェブサイト 「建築協定地区判定」*2 https://www.city.nagoya.jp/jigyoyou/category/39-6-3-5-3-2-0-0-0-0.html	建築協定地区の地元運営委員会との打合せ記録等	建築指導課 市街地建築 担当 052-972-2918
景観法 第81条第1項に規定する 景観協定	名古屋市ウェブサイト 「景観協定」 https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000114925.html	景観協定地区の運営委員会との打合せ記録等	都市計画部 ウォークアブル・ 景観推進課 都市景観 担当 052-972-2732

<p>都市計画法 第4条第6号に規定する 都市計画施設</p>	<p>名古屋市ウェブサイト 「名古屋市都市計画情報提供サービス」等*1 https://www.tokei-gis.city.nagoya.jp/</p>	<p>原則として認定できません。 ただし、次に掲げるケースは 例外的に認定できることと します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一団地の住宅施設内における住宅の建替え ・廃止手続き中の都市計画施設（担当課との打合せ記録等） ・高速一号線東山トンネル地上部における住宅の建替えで名古屋市高速道路公社が認めたもの（回答書の写し） ・都市高速鉄道（地下鉄）の営業区間、事業認可区間（確認申請書類の裏押し（合議欄）の写し） ・都市計画道路において法第53条許可不要と判断できる場合（担当課との打合せ記録等） ・土地区画整理事業地区（土地区画整理法第76条第1項許可書の表紙の写し） 	<p>[都市計画公園・緑地] 都市計画部 都市計画課 都市計画担当 052-972-2712</p> <p>[都市計画道路(幹線)] 都市計画部 街路計画課 街路計画担当 052-972-2721</p> <p>[都市高速道路・都市計画道(302号他)] 都市計画部 街路計画課 高速道路担当 052-972-2722</p> <p>[駅前・交通広場・鉄道立体交差] 都市計画部 街路計画課 施設計画担当 052-972-2729</p> <p>[地下鉄(営業区間)] 交通局 工務課 工務担当 052-972-3888</p> <p>[地下鉄(5号線)] 都市計画部 街路計画課 施設計画担当 052-972-2729</p> <p>[土地区画整理事業] 都市整備部 市街地整備課 総括担当 052-972-2752</p>
<p>土砂災害特別警戒区域</p>	<p>マップあいち https://maps.pref.aichi.jp</p>	<p>区域外であること (区域内は認定不可)</p>	<p>愛知県 尾張建設事務所 維持管理課 052-961-4421</p>
<p>急傾斜地崩壊危険区域</p>	<p>マップあいち https://maps.pref.aichi.jp</p>	<p>区域外であること (区域内は認定不可)</p>	<p>愛知県 尾張建設事務所 維持管理課 052-961-4421</p>

*1 用途地域照会窓口（052-972-2797）、都市計画課窓口でも確認できる。

*2 名古屋市ウェブサイト「名古屋市建築情報マップ」（<https://www.shiteidouzu.city.nagoya.jp/kenchiku/>）でも確認できる。

⑤長期使用構造等審査依頼

申請者は、長期使用構造等の技術的審査を、登録住宅性能評価機関に依頼する。

審査に必要な日数、手数料等は各機関により異なるので、必要に応じて、問い合わせる。なお、名古屋市に長期使用構造等の審査を含めて認定を申請する場合は事前に相談すること。

⑥確認書等発行

技術的審査の結果、認定基準を満たした建築物は、評価機関から確認書等が発行される。

設計住宅性能評価と併せて申請をした建築物は、評価機関から長期使用構造等に適合している旨を記載した設計住宅性能評価書が発行される。

⑦認定申請

申請者は、評価機関から発行された確認書等を認定申請書に添付し、正・副一部ずつ提出する。

■認定申請書類（申請書と添付図書等をA4サイズに綴込）

<表紙>

認定申請書（第一号様式又は第一号の二様式若しくは第一号の三様式（第二条関係））

<添付図書等>（主なもの。詳しくは、「長期優良住宅建築等計画等の認定申請の手引き」を参照）

- ・ 確認書等
- ・ 申請内容確認票（名古屋市推奨様式）
- ・ 維持保全計画書
- ・ 公図
- ・ 委任状（申請者が設計者等代理人に手続きを委任する場合）
- ・ ③に該当する場合は、許可書等書類
- ・ 状況調査書や工事履歴書（新築以外）

⑧下見審査

受付担当者は、仮受付において「申請書の記載内容」及び「添付書類が整っていること」を確認するとともに、「居住環境基準や自然災害基準、床面基準積等に適合するか否か」を申請者が記入した申請内容確認票を基に審査し、適合する場合は手数料納入を指示する。事前の審査の結果、認定できない場合はその旨を申請者にすみやかに告げる。

⑨手数料納付

申請者は、手数料納付書に所定の記載をし、受付担当者に記載内容を確認してもらう。その後、申請者は納付書を用いて手数料を納入（本市指定金融機関（午後3時以降は、会計室出納課窓口））し、受付担当者に「納付済証明書」を手渡す。

⑩受付・審査

受付担当者は、申請を受け付ける場合は、手数料の納入、申請書の記載内容、添付書類一覧表などを確認した後に、認定台帳システムに入力する。「納付済証明書」は正本第四面に留める。

受付後、⑦で提出された書類により審査を行う。書類の内容に疑義がある場合は必要に応じて説明・訂正を求める。

⑪合議等

受付担当者は、③に該当する申請があった場合、必要に応じ関係課に合議等を行う。

⑫認定 起案・決裁

受付担当者は、認定基準に適合すると認めた場合、決裁をとる。その後、認定通知書を作成し、副本とともに申請者に交付する。なお、認定した正本は建築物環境指導担当において保管する。

⑬認定通知書受領

受付担当者は、認定通知書及び副本の交付に際しては、申請書（正本）に受取日と受領者（建築主の委任状があればその委任を受けた者）の署名を求める。

⑭工事着手

工事については、認定申請書が受理された後であれば着手ができる。
（建築確認申請を併せて行う場合を除く。）

⑮工事完了報告

申請者は、工事が完了したときは、建築基準法上の完了検査を受けた後、以下の書類を1部提出する。

<提出書類>

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書（要綱第6号様式）
建築基準法の「検査済証」の写し

⑯受理

受付担当者は報告書を受理した場合は報告書に受付印を押印した後、認定台帳システムに完了日を記載する。

⑰建築及び維持保全の状況記録

認定計画実施者は、認定申請書の第四面「2. 建築後の住宅の維持保全の方法及び期間」欄に記載された維持保全を行い、状況に関する記録を作成し保存すること。

必要に応じて、適正な維持管理が行われているか状況報告を求めるが、なされていないと判断した場合には、認定取消や罰則の対象となる。

※建築確認審査を同時に希望する場合（長期優良住宅法第6条第2項の確認の特例を受ける場合）

⑧' 建築確認 下見審査

⑨' 手数料納付

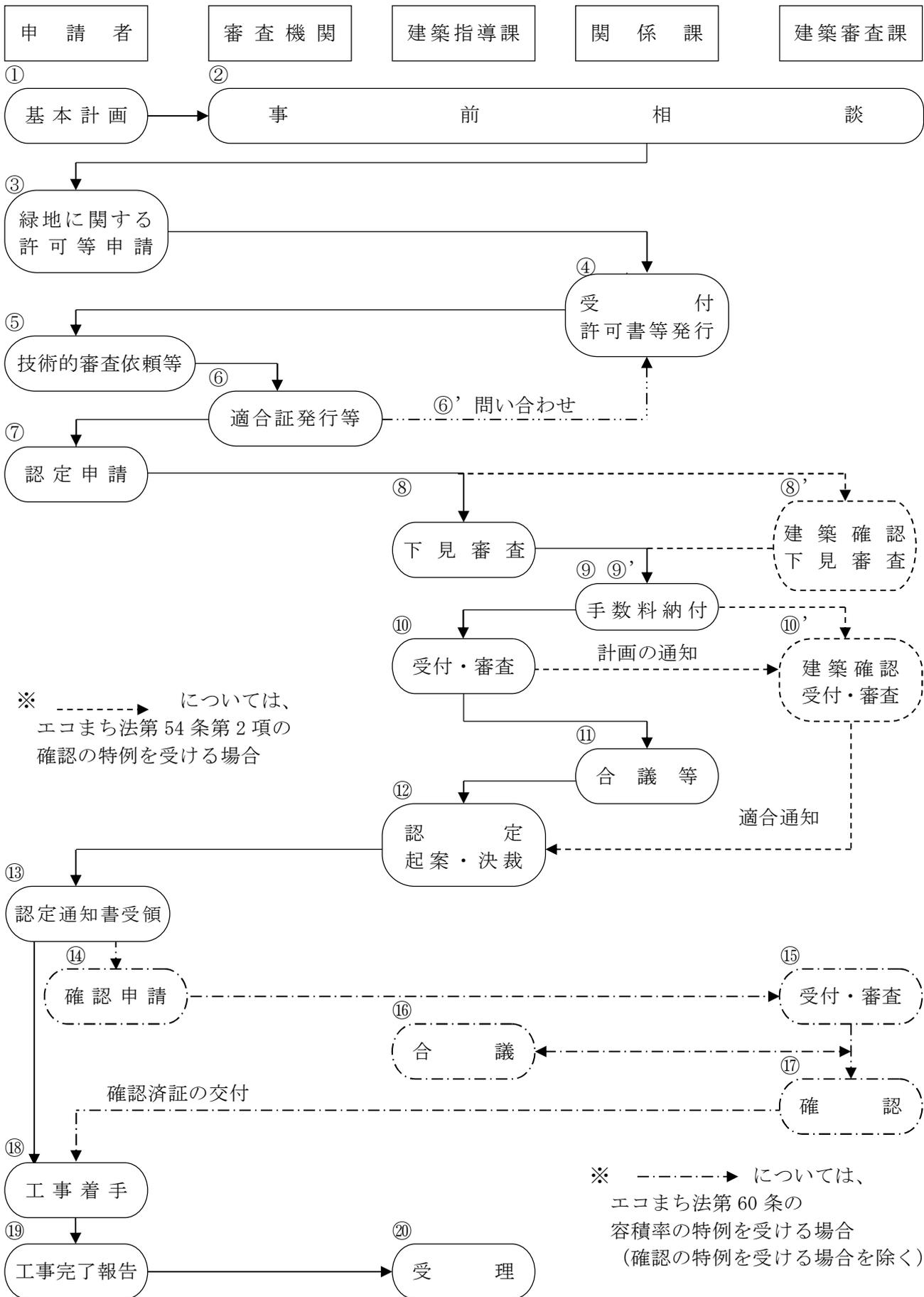
⑩' 建築確認 受付・審査

「第1編Ⅲ確認申請書等の事務処理 1 確認の事務処理（建築物・工作物）」を参考にして事務手続きを行う。

申請者は、「長期優良住宅認定に関する図書」と「建築確認に関する図書」を提出する。

手数料は、「長期優良住宅認定に関する手数料」と「建築確認に関する手数料」を別々の納付書で納付する。

なお、建築確認審査の申し出を併せて行う場合、認定を受けたことをもって、建築確認済証が交付されたとみなされる。そのため、当該認定が取り消しになると、建築確認済証が交付されていないこととなる。



〔説 明〕

①基本計画

申請者は、低炭素建築物認定基準に見合った計画を作成する。

建築物省エネ法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の記名を行う。

②事前相談

技術的審査等については、各審査機関（⑤参照）に事前相談を行う。

認定手続きについては、建築指導課建築物環境指導担当に事前相談を行う。

緑地の保全については、③に記載の各課担当に事前相談を行う。

③緑地に関する許可等申請

告示118号「都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針」の「都市の緑地の保全への配慮」に規定される地区で計画している場合は、技術的審査を受ける前に関係課にて許可等を受ける必要がある。

制度	区域等の確認方法	認定申請添付図書	担当
特別緑地保全地区	名古屋市ウェブサイト 「名古屋市都市計画情報提供サービス」*1 http://www.tokei-gis.city.nagoya.jp/	・行為許可書の写し	緑政土木局 緑地維持課 民有地緑化 担当 052-972-2465
風致地区	名古屋市ウェブサイト 「名古屋市都市計画情報提供サービス」*1 http://www.tokei-gis.city.nagoya.jp/	・許可書の写し	
緑化地域 及び 緑のまちづくり条例 による緑化率の規制	・市内全域 ・規制対象については敷地面積等 による。 詳細は名古屋市ウェブサイト 「緑化地域制度について」 https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000008169.html	・緑化率適合証明等通知書 もしくは緑化率規制適用 除外許可等通知書の写し	
生産緑地地区	名古屋市ウェブサイト 「名古屋市都市計画情報提供サービス」*1 http://www.tokei-gis.city.nagoya.jp/	・生産緑地法第8条の規定 による許可書の写し ・生産緑地を買い取らない 通知の写し ・上記の図書が無い場合は 担当との打合せ記録等 (書式は任意)	緑政土木局 都市農業課 農政担当 052-972-2469
緑地協定	昭和区八事富士見の一部 *正確な番地は担当課にお問い合わせ ください。	・担当との打合せ記録等(書 式は任意)	緑政土木局 緑地利活用 課 運営担当 052-972-2492
建築協定	名古屋市ウェブサイト 「建築協定地区判定」*2 https://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/39-6-3-5-3-3-0-0-0.html *詳細は担当課にお問い合わせ ください。	・建築協定地区の地元運営 委員会との打合せ記録等 (書式は任意)	建築指導課 市街地建築 担当 052-972-2918

都市計画施設である 緑地・公園・墓園	・区域外であることの確認 名古屋市ウェブサイト 「名古屋市都市計画情報提供サービス」*1 http://www.tokei-gis.city.nagoya.jp/		都市計画課 都市計画 担当 052-972-2714
-----------------------	---	--	-------------------------------------

*1 用途地域照会窓口（052-972-2797）、都市計画課窓口でも確認できる。

*2 名古屋市ウェブサイト「名古屋市建築情報マップ」（<https://www.shiteidourozu.city.nagoya.jp/kenchiku/>）でも確認できる。

⑤技術的審査依頼等

申請者は、審査機関に低炭素建築物の認定基準の技術的審査を依頼する。

低炭素建築物の認定基準の技術的審査の対象には、「都市の緑地の保全への配慮」も含まれる。

審査に必要な日数、手数料等は各機関により異なるので、必要に応じて、問い合わせる。なお、名古屋市に技術的審査を含めて認定を申請する場合は事前に相談すること。

対象建築物	審査機関 (ただし、業として、建築物を設計し、若しくは販売し、建築物の販売を代理し、若しくは媒介し、又は新築の建設工事を請け負う者に支配されていないもの)
住宅部分	・登録住宅性能評価機関
非住宅部分	・登録建築物エネルギー消費性能判定機関
住宅、非住宅の 複合建築物全体	・登録住宅性能評価機関かつ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

⑥適合証発行等

技術的審査の結果、認定基準を満たした建築物は、審査機関から適合証が発行される。

⑥' 必要に応じ、審査機関から関係課に問合せを行う。

⑦認定申請

申請者は、審査機関から発行された適合証と技術的審査に提出した図書を認定申請書に添付し、正・副一部ずつ提出する。

■認定申請書類（表紙と添付図書等をA4サイズに綴込）

<表紙>

認定申請書（様式第五（第四十一条関係））

<添付図書等>（主なもの。詳しくは、「低炭素建築物新築等計画の認定申請の手引き」を参照）

- ・適合証（技術的審査を受けた添付図書を含む）
- ・設計内容説明書
- ・低炭素建築物認定申請内容確認票（名古屋市推奨様式）
- ・委任状（申請書が設計者等代理人に手続きを委任する場合）
- ・③に該当する場合は、許可書等の書類

⑧下見審査

受付担当者は、仮受付において基準等に適合するか否かを事前に審査し、適合する場合は手数料納入を指示する。事前の審査の結果、認定できない場合はその旨を申請者にすみやかに告げる。

⑨手数料納付

申請者は、手数料納付書に所定の記載をし、受付担当者に記載内容を確認してもらう。その後、申請者は納付書を用いて手数料を納入（本市指定金融機関（午後 3 時以降は、会計室出納課窓口））し、「納付済証明書」を正本第四面に留める。

⑩受付・審査

受付担当者は、申請を受け付ける場合は、手数料の納入、申請書の記載内容、添付書類一覧表などを確認した後に受付し、認定台帳システムに入力する。

受付後、⑦で提出された書類をもって審査を行う。書類の内容に疑義がある場合は必要に応じて説明・訂正を求める。

⑪合議等

受付担当者は、「都市の緑地の保全への配慮」について、必要に応じ関係課に合議等を行う。

⑫認定 起案・決裁

受付担当者は、認定基準に適合すると認めた場合、決裁をとる。その後、認定通知書を作成し、副本とともに申請者に交付する。なお、認定した正本は建築物環境指導担当において保管する。

⑬認定通知書受領

受付担当者は、認定通知書及び副本の交付に際しては、正本に受領者（建築主の委任状があればその委任を受けた者）の署名を求める。

⑭工事完了報告

申請者は工事が完了したときは、建築基準法上の完了検査を受けた後、以下の書類を 1 部提出する。

＜提出書類＞

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（要綱第 5 号様式）
建築基準法の「検査済証」の写し

⑯受理

受付担当者は、報告書を受理した場合は報告書に受付印を押印した後、認定台帳システムに完了日を入力する。

※建築確認審査を同時に希望する場合（エコまち法第 54 条第 2 項の確認の特例を受ける場合）

⑧' 建築確認 下見審査

⑨' 手数料納付

⑩' 建築確認 受付・審査

「第 1 編Ⅲ確認申請書等の事務処理 1 確認の事務処理（建築物・工作物）」を参考にして事務手続きを行う。

申請者は、「低炭素建築物認定に関する図書」と「建築確認に関する図書」を提出する。

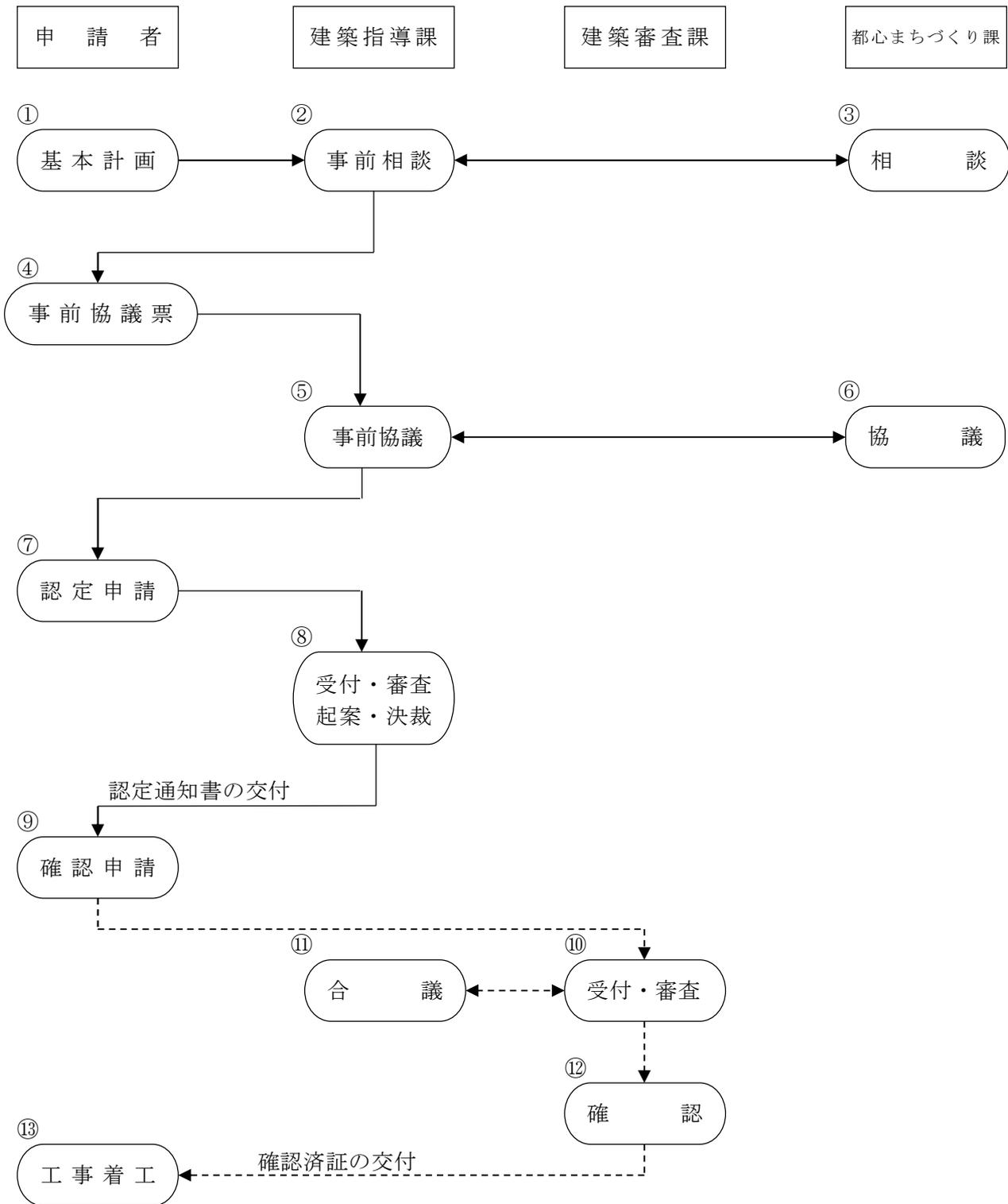
手数料は、「低炭素建築物認定に関する手数料」と「建築確認に関する手数料」を別々の納付書で納付する。

なお、建築確認審査の申し出を併せて行う場合、認定を受けたことをもって、建築確認済証が交付されたとみなされる。そのため、当該認定が取り消しになると、建築確認済証が交付されていないこととなる。また、認定による容積率の不算入の措置の適用を受けている場合は、容積率制限の超過状態につながることから、十分注意する必要がある。

※建築確認との関係における留意点

低炭素建築物新築等計画の認定を受けることができないと当該部分の建築確認審査での容積率の不算入が認められないため事前に十分に担当と調整を行うこと。

税制優遇のみを目的とする認定であれば認定と建築確認の前後関係はないが、容積率の不算入を目的とする認定を受ける際には、原則として認定後に確認申請を行うこととなる。認定前に確認申請を受け付けるかどうかは、各機関の判断による。



〔説 明〕

②事前相談

事前相談に際しては、《都市再生特別措置法第 19 条の 19 第 1 項に関する認定基準》に基づいて検討し、認定対象となりうるかどうかを判断する。

※ 都市再生特別措置法第 19 条の 19 第 1 項に規定する備蓄倉庫等の認定（容積率緩和）は、当該申請建築物が都市再生安全確保施設として都市再生安全確保計画に記載されていることが前提条件となる。

③相談、⑥協議

都心まちづくり課と協議する。

⑦認定申請

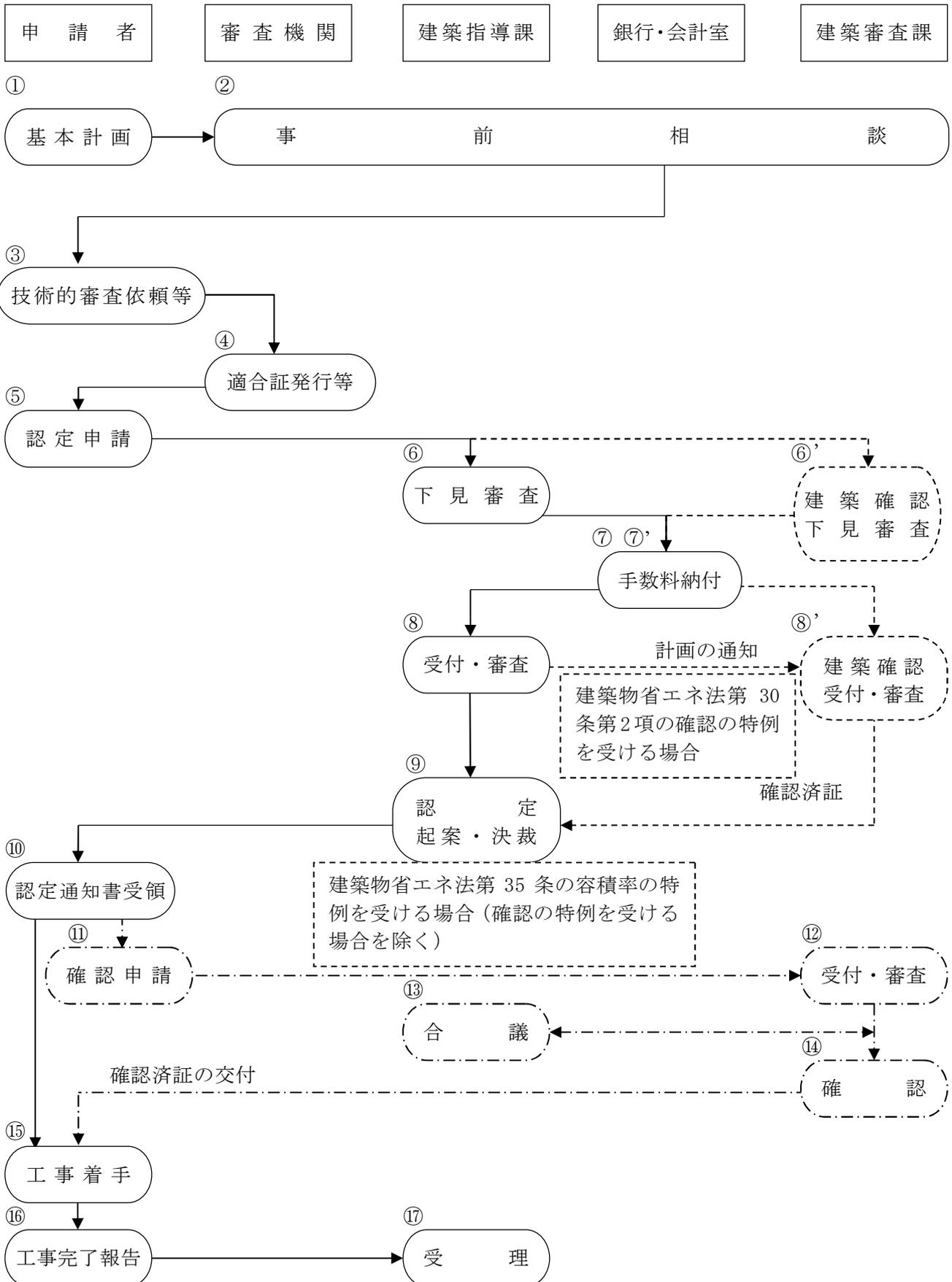
I. 認定申請書類（表紙と添付図書等を A4 サイズに綴込）

<表 紙>

- 1) 認定申請書 正（都市再生特別措置法施行規則様式第一）
- 2) 認定申請書 副（正の写し）

<添付図書等>

- 1) 陳述書・・・申請者の住所・氏名（法人の場合は法人名・役職・代表者氏名）を記入
- 2) 建築概要表
- 3) 容積率緩和計算書
- 4) 図 面・・・付近見取図、用途地域図、配置図、各階平面図、立面図（4 面以上）、断面図（2 面以上）、地盤面算定表、日影図、その他指示する図面
- 5) その他指示する図書



〔説 明〕

①基本計画

申請者は、建築物省エネ法に定める認定基準に見合った建築物エネルギー消費性能向上計画を作成する。

建築物省エネ法第11条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名の記載を行う。

②事前相談

技術的審査等については、各審査機関（③参照）に事前相談を行う。

認定手続きについては、建築指導課建築物環境指導担当に事前相談を行う。

③技術的審査依頼等

申請者は、審査機関に技術的審査等を依頼する。審査に必要な日数、手数料等は各機関により異なるので、必要に応じて、問い合わせる。なお、名古屋市に技術的審査を含めて認定を申請する場合は事前に相談すること。

対象建築物	審査機関 (ただし、業として、建築物を設計し、若しくは販売し、建築物の販売を代理し、若しくは媒介し、又は建築物の建設工事を請け負う者に支配されていないもの)
住宅部分	・登録住宅性能評価機関
非住宅部分	・登録建築物エネルギー消費性能判定機関
住宅、非住宅の複合建築物全体	・登録住宅性能評価機関であり、かつ登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関

④適合証発行等

技術的審査の結果、技術的審査基準を満たした建築物は、審査機関から適合証が発行される。

⑤認定申請

申請者は、審査機関から発行された適合証と技術的審査等に提出した図面等を添付し、認定申請書を正・副一部ずつ提出する。

■認定申請書類（建築物省エネ法施行規則第二十条、表紙と添付図書等をA4サイズに綴込）

<表紙>

認定申請書（様式第二十七）

<添付図書等>（主なもの。詳しくは「認定申請の手引き」を参照）

適合証（技術的審査を受けた添付図書を含む）

設計内容説明書

建築物省エネ法に関する認定申請内容確認票

委任状（申請者が設計者等代理人に手続きを委任する場合）

※②、③、④、⑤における、技術的審査による適合証（添付図書を含む）は、以下の書類（添付図書を含む）に代えることができる。

- ・設計住宅性能評価書（認定基準に適合している場合に限る。）の写し
- ・BELSに基づく評価書（認定基準に適合している場合に限る。）の写し

⑥下見審査

受付担当者は、基準等に適合するか否かを事前に審査し、適合する場合は手数料納入を指示する。事前の審査の結果、認定できない場合はその旨を申請者にすみやかに告げる。

⑦手数料納付

申請者は、手数料納付書に所定の記載をし、受付担当者に記載内容を確認してもらう。その後、申請者は納付書を用いて手数料を納入（本市指定金融機関（午後3時以降は、会計室出納課窓口））し、受付担当者に「納付済証明書」を渡す。

⑧受付・審査

受付担当者は、申請を受け付ける場合は、手数料の納入、申請書の記載内容、添付書類一覧表などを確認した後に、認定台帳（システム）に入力する。「納付済証明書」を所定の位置に留める。

受付後、⑤で提出された書類により審査を行う。書類の内容に疑義がある場合は必要に応じて説明・訂正を求める。

⑨認定 起案・決裁

受付担当者は、認定基準に適合すると認めた場合、決裁をとる。その後、認定通知書を作成し、副本とともに申請者に交付する。なお、認定した正本は建築物環境指導担当において保管する。

⑩認定通知書受領

受付担当者は、認定通知書及び副本の交付に際しては、正本に受領者（建築主の委任状があればその委任を受けた者）の署名を求める。

⑬工事完了報告

申請者は工事が完了したときは、建築基準法上の完了検査を受けた後、以下の書類を1部提出する。

<提出書類>

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

建築基準法上の「検査済証」の写し

⑭受理

受付担当者は、報告書を受理した場合、報告書に受付印を押印した後、認定台帳（システム）に完了日を入力する。

※建築確認審査を同時に希望する場合（建築物省エネ法第30条第2項の確認の特例を受ける場合）

⑥' 建築確認 下見審査

⑦' 手数料納付

⑧' 建築確認 受付・審査

「第1編Ⅲ確認申請書等の事務処理 1 確認の事務処理（建築物・工作物）」を参考にして事務手続きを行う。

申請者は、「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関する図書」と「建築確認に関する図書」を提出する。

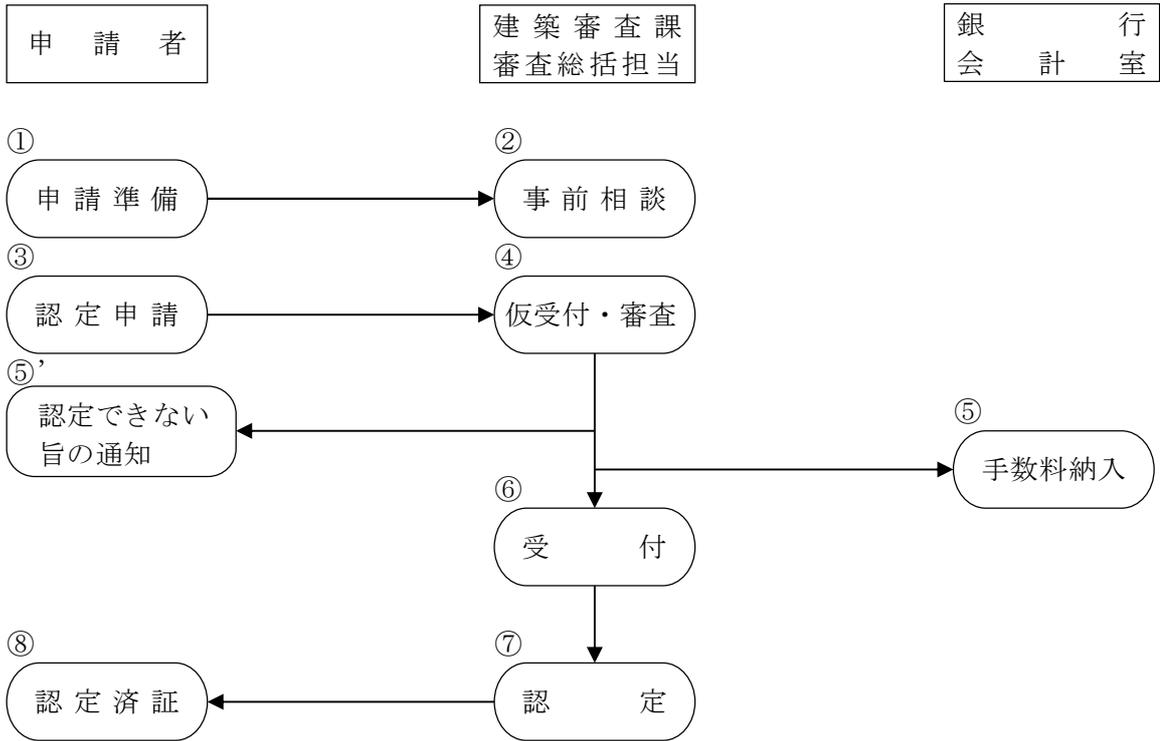
手数料は、「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関する手数料」と、「建築確認に関する手数料」を別々の納付書で納付する。

なお、建築確認審査の申し出を併せて行う場合、認定を受けたことをもって、建築確認済証が交付されたとみなされる。そのため、当該認定が取り消しになると、建築確認済証が交付されていないこととなる。また、認定による容積率の不算入の措置の適用を受けている場合は、容積率制限の超過状態につながることから、十分注意する必要がある。

※建築確認との関係における留意点

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けることができないと当該部分の建築確認審査での容積率の不算入が認められないため事前に十分に担当と調整を行うこと。

容積率の不算入を目的としない認定であれば認定と建築確認の前後関係はないが、容積率の不算入を目的とする認定を受ける際には、原則として、認定後に確認申請を行うこととなる。認定前に確認申請を受け付けるかどうかは、各機関の判断による。



〔説 明〕

②事前相談

事前相談において、認定基準に適合するものが対象となるものであることを説明する。優良住宅認定基準等の適合に関して、疑義のない場合は事前相談を省略することができる。

●優良住宅に関する認定の場合

<表 紙>

- 1) 優良住宅新築認定申請書 正 (細則第 32 号様式)
- 2) 優良住宅新築認定申請書 副 (正の写し)

<添付図書>

- 1) 確認申請書、確認済証の写し
- 2) 付近見取図
- 3) 一団の宅地の区域及び各敷地の区分並びに各家屋の位置を記載した配置図(面積計算上必要な事項及び面積計算書を含む)
- 4) 土地の登記事項証明書(3ヶ月以内のものに限る)
- 5) 各階平面図・・・方位、間取り、家屋の用途、壁の位置等を記載したもの
- 6) 建築物の写真・・・外観(正面)、収納設備、洗面設備、浴室、台所、便所など
- 7) 建築費計算書・・・細則第 33 号様式
- 8) 請負契約書の写し又は工事積算書
- 9) 宅地建物取引業者の宅地建物取引業法による免許、設計者、工事監理者の建築士法による資格及び工事施工者の建設業法による資格を証する書類の写し
- 10) その他市長が必要と認める書類

④仮受付・審査

仮受付において基準等に適合するか否かを事前に審査し、適合する場合は手数料納入など指示する。事前の審査の結果、認定できない場合はその旨を申請者にすみやかに告げる。

⑥受 付

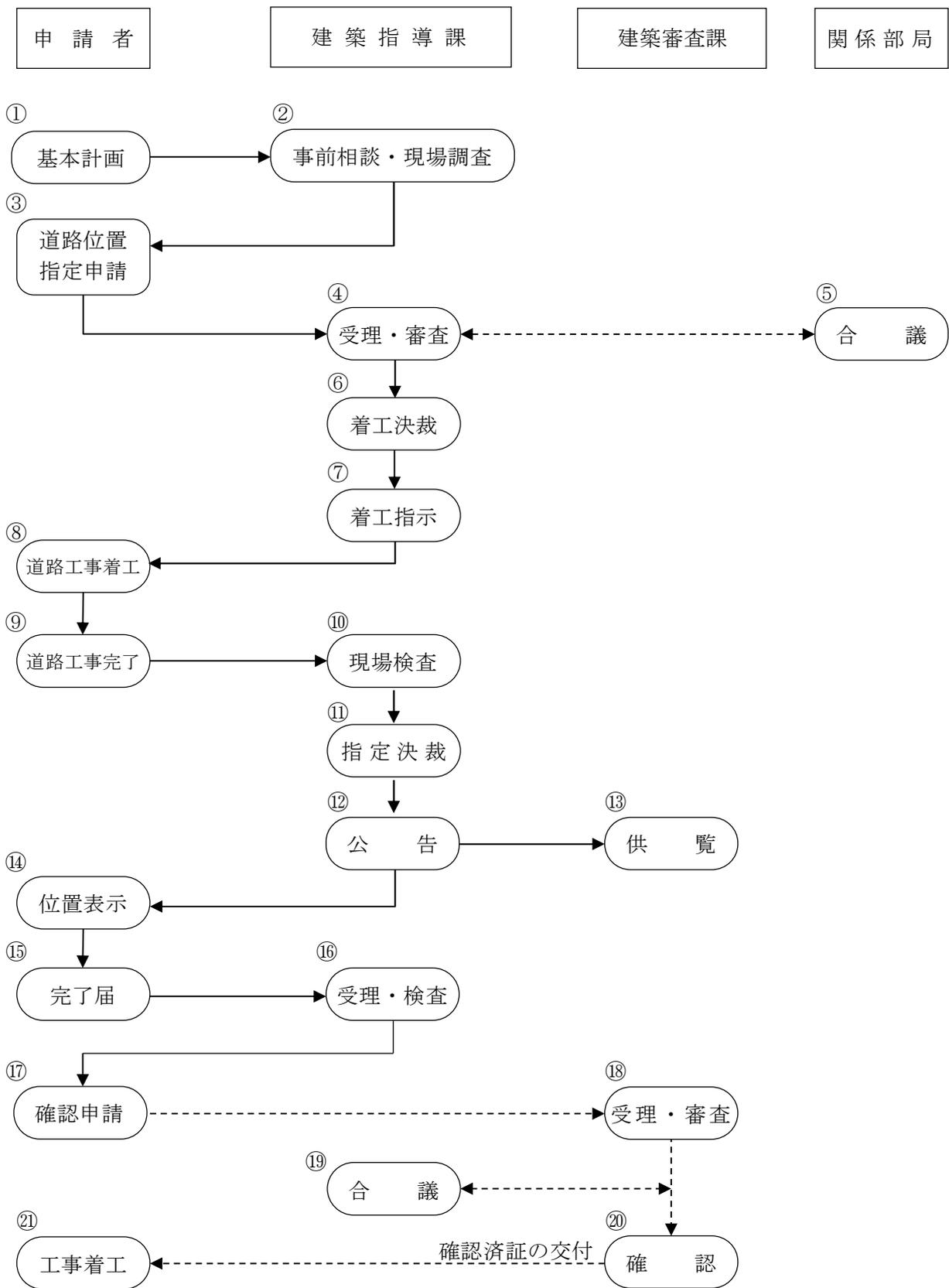
申請を受け付ける場合は、手数料の納入、申請書の記載内容、添付書類一覧表などを確認した後、受付票を申請者に交付し、優良住宅認定事務処理台帳に記載する。

⑦認 定

認定を行う前日までには検査済証の写しまたは仮使用認定通知書の写しの提出を求め、該当の建築物について現地を確認する。その上で建築審査課長の決裁を取る。

その後、認定済証を作成し、副本とともに申請者に交付する。

なお、認定処理した正本は審査総括担当において保管する。



〔説 明〕

②事前相談・現場調査

(1) 指定対象となる敷地の要件

イ 道路部分を含めた開発区域面積が 500 m²未満であること。(開発許可の要否については開発指導課に確認すること。)

ロ 取付道路は法第 42 条に規定する道路であること。

なお、原則として市街化調整区域内の場合は指定しない。

(2) 敷地が区市にわたる場合

敷地が区市にわたる場合、境界線で区画しておのこの指定し、両行政庁が同時告示する。

「S 29. 6. 25 付住指受第 754 号横浜市建築局長宛」を参照

(3) 構造基準

申請道路の構造基準は、令第 144 条の 4 及び細則第 17 条を参照のこと。

③道路位置指定申請

I. 申請書類 (表紙と添付図書等を A4 サイズに綴込)

<表 紙>

1) 道路位置 (変更・廃止) 指定申請書 正 (細則第 16 号様式)

2) 道路位置 (変更・廃止) 指定申請書 副 (正の写し)

<添付書類等>

1) 道路位置指定区域内の土地及び建物の関係権利者の承諾書、道路を令第 144 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書、土地及び建物の登記事項証明書 (登記簿謄本)、承諾する者の印鑑証明書

2) 道路位置 (変更・廃止) 指定同意者一覧、道路位置指定区域に接する土地及びその土地内に存する建物の所有者が同意したことを証する書類の写し

3) 図 面・・・付近見取図、公図の写し、道路位置指定計画図、測量図、構造図

4) 土地区画整理施行区域内にあっては、土地区画整理組合事業者の承認印

5) その他指示する図書

⑤合 議

(合議先) (根拠法)

市街地整備部市街地整備課……………区画整理法

建築指導部開発指導課……………都市計画法

緑政土木局土木事務所 (各区) ……………道路法

⑥着工決裁

着工指示の決裁をとる。

⑪指定決裁

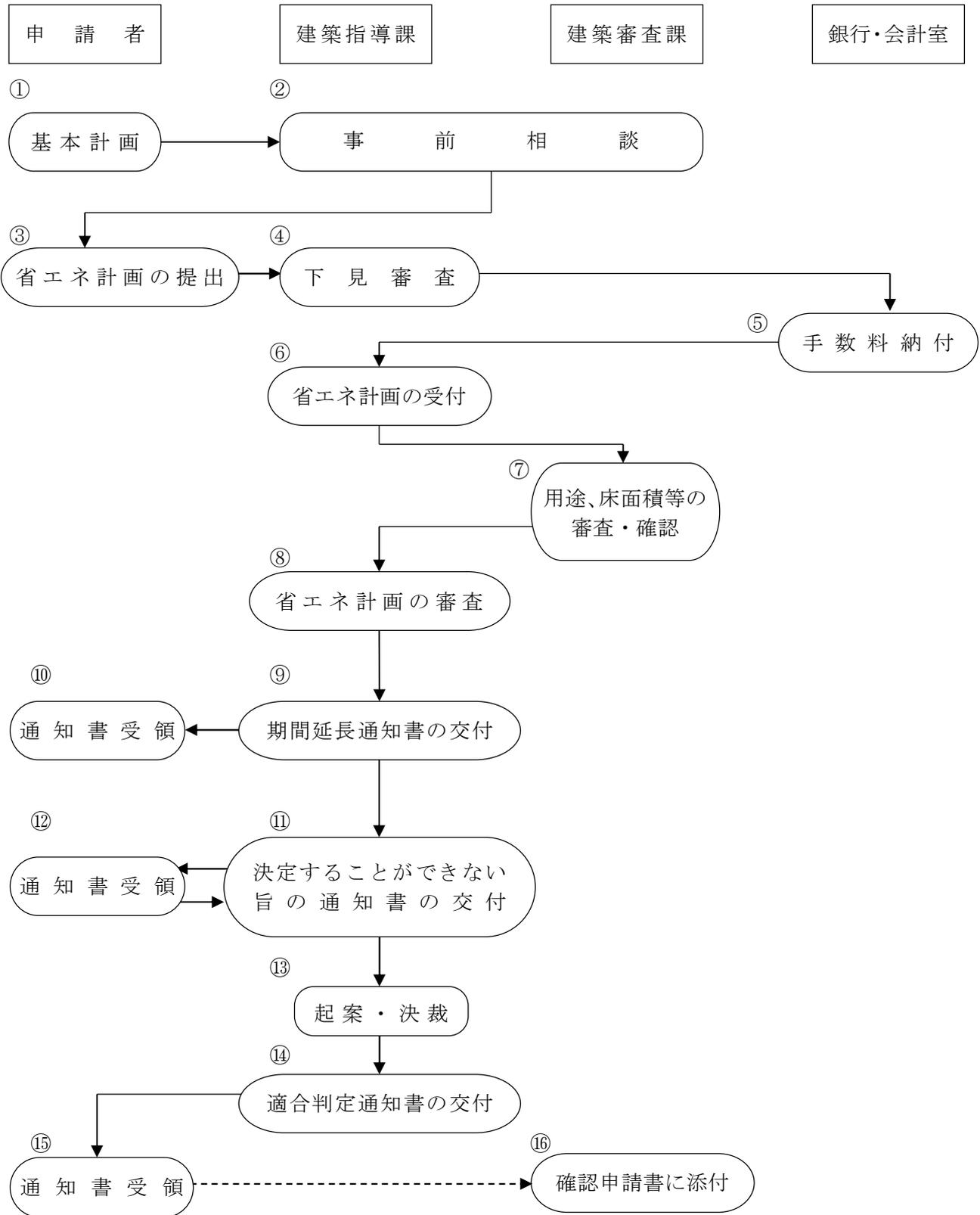
現場検査の上、支障のあるものは、手直し完了後に決裁をとる。

⑭位置表示

細則第 17 号様式に規定する道路位置の表示を行うよう指示する。

⑮完了届

表示板設置後、細則第 18 号様式に規定する完了届を提出するよう指示する。



〔説 明〕

①基本計画

申請者は、建築物エネルギー消費性能確保計画（以下、省エネ計画という。）の正本及び副本を作成する。

■必要な図書

計画書（正本及び副本）

添付図書 2 部（※作成した建築士の氏名の記載が必要）

- ・設計内容説明書
- ・各種図面、計算書

その他必要な書類（所管行政庁が必要と認める図書）

②事前相談

省エネ適合性判定の技術的な内容については、建築指導課建築物環境指導担当に事前相談を行う。

省エネ適合性判定の対象に該当するかどうかについては、建築審査課および建築指導課建築物環境指導担当に事前相談を行う。

③省エネ計画の提出

申請者は、省エネ計画を提出する。

④下見審査

担当者は、計画書の正副の記載事項が相互に整合していることを確かめた上、計画書の記載内容、添付図書に不備がないかを確認し、手数料納入の指示をする。

■確認事項

- ・提出された省エネ計画に係る建築物が適合性判定の対象となること。
- ・提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
（※添付図書に設計者の氏名の記載があること）
- ・提出された省エネ計画が基準に適合していること。
- ・設計図書に断熱材の仕様、窓の熱貫流率、各設備の能力値等の省エネ基準に係る情報が記載されていること

⑤手数料納付

申請者は、手数料納付書に所定の記載をし、担当者に記載内容を確認してもらう。その後、申請者は納付書を用いて手数料を納入（本市指定金融機関（午後 3 時以降は、会計室出納課窓口））し、担当者に「納付済証明書」を渡す。

⑥省エネ計画の受付

手数料納付の確認後、受付し審査を行う。

⑦用途、床面積等の審査・確認

省エネ計画書に記載された用途、床面積等が適当であるかを必要に応じて建築審査課に確認を行う。

⑧省エネ計画の審査

担当者は、省エネ計画の内容について受付日から 14 日以内に審査を行う。

⑨期間延長通知書の交付

審査期間を 28 日の範囲内で延長する場合は、建築物省エネ法第 11 条第 4 項による「期間を延長する旨の通知書」を、期限内に決裁を経て、申請者に交付する。

⑩通知書受領

申請者は、期間延長通知書を受領する。

⑪決定することができない旨の通知書の交付

省エネ計画に不備や不明確な点があり、省エネ基準に適合するかどうかを決定できない場合にあっては、決裁を経て、建築物省エネ法第 11 条第 5 項による「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」を、理由を付して期限を定めて申請者に交付する。

⑫通知書受領

申請者は、適合するかどうかを決定することができない旨の通知書を受領した場合は、期限内に計画書の補正等を行う。

⑬起案・決裁

担当者は、省エネ計画が省エネ基準に適合すると認めた場合は、起案・決裁を行う。

⑭適合判定通知書の交付

決裁を経た後、適合判定通知書を副本とともに申請者に交付する。

適合判定通知書及び副本の交付に際しては、正本に受領者（建築主の委任状があればその委任を受けた者）の署名を求める。

なお、正本は建築物環境指導担当において保管する。

⑮通知書受領

申請者は適合判定通知書を受領する。

⑯確認申請書に添付

申請者は、適合判定通知書又はその写し及び計画書の写しを確認申請書に添付し、建築主事に提出する。

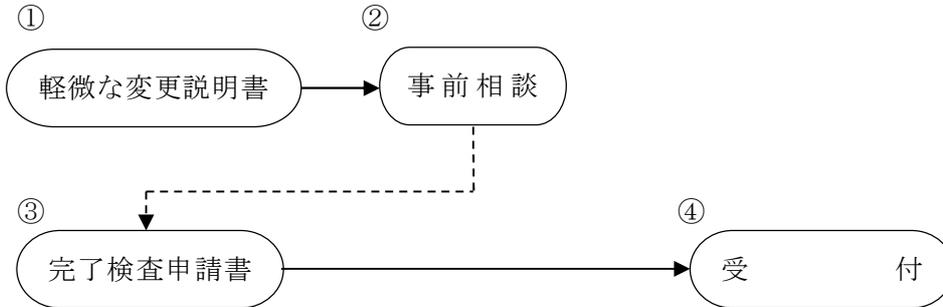
申請者

建築指導課

建築審査課

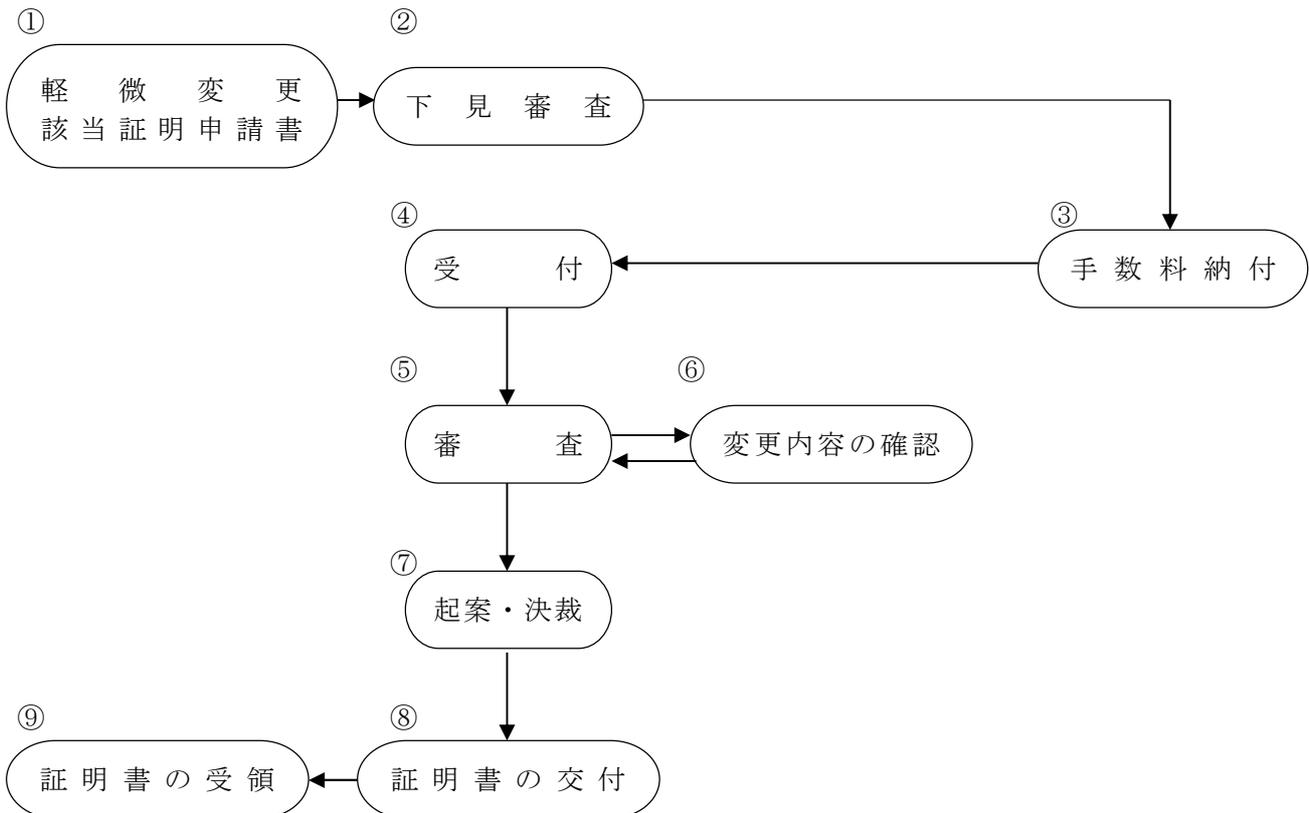
銀行・会計室

(1) 「A 省エネ性能が向上する変更」*
又は「B 一定範囲内の省エネ性能が低下する変更」*の場合



※事前相談済の軽微な変更説明書を添付

(2) 「C 再計算によって基準適合が明らかな変更（計画の根本的な変更を除く）」*の場合



※ 軽微な変更の種別については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の準備について（技術的助言）（平成 28 年 11 月 30 日 国住建環第 197 号・国住指第 2878 号）
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の施行について（技術的助言）（平成 29 年 3 月 15 日 国住建環第 215 号・国住指第 4190 号）
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行について（技術的助言）（令和 3 年 1 月 29 日 国住建環第 24）を参照

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の準備について（技術的助言）（令和6年7月4日国住参建第1520号発出、令和6年11月12日国住参建第2615号修正）

〔説 明〕

(1) 「A 省エネ性能が向上する変更」又は「B 一定範囲内の省エネ性能が低下する変更」の場合

①軽微な変更説明書

申請者は、軽微な変更説明書を作成する。

②事前相談

軽微な変更説明書に記載の内容が、それぞれの軽微な変更内容の範囲内に収まっているか確認を行う。

③完了検査申請書

申請者は事前相談済みの内容の軽微な変更説明書を完了検査申請書に添付をし、建築主事へ申請する。

(2) 「C 再計算によって基準適合が明らかな変更（計画の根本的な変更を除く）」の場合

①軽微変更該当証明申請書

申請者は軽微変更該当証明申請書に必要な図書を添付の上、建築指導課に申請する。

②下見審査

建築指導課は提出された図書の内容を確認し、手数料の納付を指示する。

③手数料納付

申請者は、手数料納付書に所定の記載をし、受付担当者に記載内容を確認してもらい。その後、申請者は納付書を用いて手数料を納入（本市指定金融機関（午後 3 時以降は、会計室出納課窓口））し、担当者に「納付済証明書」を渡す。

④受付

受付後、①で提出された図書により審査を行う。

⑤審査

申請図書の内容を審査する。

⑥変更内容の確認

建築指導課は、必要に応じて、変更内容について、建築主事に対して確認申請書と整合性が取れているか確認を行う。

⑦起案・決裁

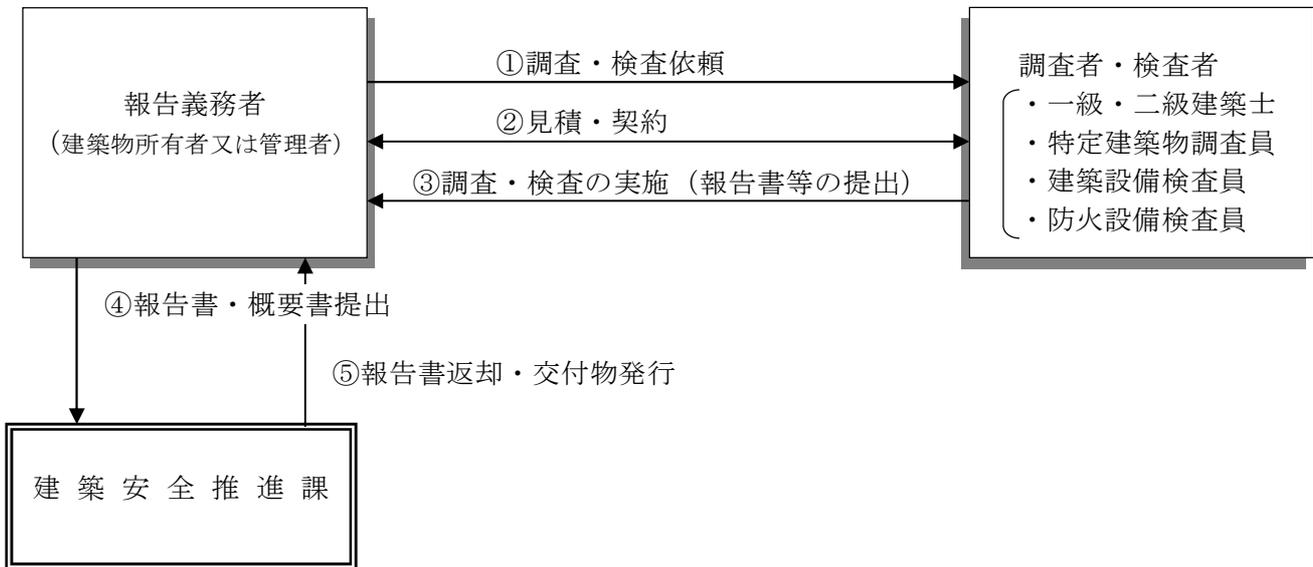
変更内容が、軽微な変更であると認めた場合は、起案・決裁を行う。

⑧証明書の交付

建築指導課は申請者に軽微変更該当証明書を交付する。

⑨証明書の受領

申請者は軽微変更該当証明書を受領する。（完了検査申請時に、完了検査申請書に添付する。）



①調査・検査依頼

報告義務者（建築物の所有者と管理者が異なる場合は管理者）は、定期調査・検査を行う資格者に、調査・検査を依頼します。

②見積・契約

報告義務者は見積を取るなどして、定期調査・検査を行う資格者を選定し、定期調査・検査の契約をします。

③調査・検査の実施

定期調査・検査を行う資格者は、報告義務者と打合せの上、建築物を調査し、又は建築設備、防火設備の検査を実施します。

（調査・検査のため建物の利用等が制限される場合がありますので、日程等をよく打ち合わせてください。）

調査・検査が完了したら、報告書を作成し、報告義務者に提出し、調査・検査の結果を説明します。

④報告書・概要書提出

報告義務者は、報告書・概要書を窓口もしくは電子申請により特定行政庁に提出します。

定期調査： 定期調査報告書 2部

定期調査報告概要書 1部

定期検査： 定期検査報告書（建築設備（昇降機を除く）） 2部

（建築設備）定期検査報告概要書（建築設備（昇降機を除く）） 1部

定期検査： 定期検査報告書（防火設備） 2部

（防火設備）定期検査報告概要書（防火設備） 1部

電子申請により特定行政庁に提出する場合、上記必要書類を電子データにしたものを提出します。

⑤報告書返却・交付物発行

窓口への提出の場合、定期調査報告書、定期検査報告書（建築設備（昇降機を除く））、定期検査報告書（防火設備）のいずれも1部は報告済印を押して返却します。併せて、報告済シールを発行します。

電子申請による提出の場合、各種報告書第一面に電子的に報告済印を印字したデータを交付します。併せて、報告済シール（希望者のみ）を発行します。

[対象建築物・建築設備（昇降機を除く）・防火設備及び報告時期]

下記の規模欄については、いずれかの規模要件のうち一つでも該当すれば対象となります。

「当該用途が避難階のみにあるもの」又は「対象用途の床面積の合計が200㎡以下かつ階数2以下」の建築物は対象外となります。

	用途	規模	建築物		建築設備		防火設備 ^{※1}	
			報告年	報告期間	報告年	報告時期	報告年	報告時期
1	劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場は除く。）、公会堂、集会場	①3階以上の階にある当該用途の床面積の合計が100㎡を超える場合 ②客席部分の床面積の合計が200㎡以上の場合 ③主階が1階にない場合 ^{※2} ④地階にある当該用途の床面積の合計が100㎡を超える場合	令和5年 令和8年 令和11年 以降3年毎	6月～12月末	毎年	6月～12月末	毎年	6月～12月末
2	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、就寝用途の児童福祉施設等 ^{※3}	①3階以上の階にある当該用途の床面積の合計が100㎡を超える場合 ②2階にある当該用途の床面積の合計が300㎡以上の場合 ③地階にある当該用途の床面積の合計が100㎡を超える場合	令和7年 令和10年 令和13年 以降3年毎	4月～10月末	毎年	4月～10月末	毎年	4月～10月末
3	ホテル、旅館	①3階以上の階にある当該用途の床面積の合計が100㎡を超える場合 ②2階にある当該用途の床面積の合計が300㎡以上の場合 ③地階にある当該用途の床面積の合計が100㎡を超える場合	令和7年 令和10年 令和13年 以降3年毎	6月～12月末	毎年	6月～12月末	毎年	6月～12月末
4	共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。）、寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。）	①3階以上の階にある当該用途の床面積の合計が100㎡を超える場合 ②2階にある当該用途の床面積の合計が300㎡以上の場合 ③地階にある当該用途の床面積の合計が100㎡を超える場合	令和7年 令和10年 令和13年 以降3年毎	4月～10月末	毎年	4月～10月末	毎年	4月～10月末
5 ^{※4}	体育館、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場	①3階以上の階にある当該用途の床面積の合計が100㎡を超える場合 ②当該用途の床面積の合計が2,000㎡以上の場合	令和6年 令和9年 令和12年 以降3年毎	6月～12月末	毎年	6月～12月末	毎年	6月～12月末
6	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	①3階以上の階にある当該用途の床面積の合計が100㎡を超える場合 ②2階にある当該用途の床面積の合計が500㎡以上の場合 ③当該用途の床面積の合計が3,000㎡以上の場合 ④地階にある当該用途の床面積の合計が100㎡を超える場合	(中区・中村区) 令和6年 令和9年 令和12年 以降3年毎	4月～10月末	毎年	4月～10月末	毎年	4月～10月末
			(上記以外) 令和5年 令和8年 令和11年 以降3年毎	4月～10月末				
7	事務所その他これに類する用途	階数5以上の建築物で、3階以上の階又は地階に当該用途があり、かつ当該用途の床面積の合計が3,000㎡を超える場合	(中区・中村区) 令和6年 令和9年 令和12年 以降3年毎	6月～12月末	毎年	6月～12月末	毎年	6月～12月末
			(上記以外) 令和5年 令和8年 令和11年 以降3年毎	6月～12月末				

※1 常時閉鎖式の防火設備については、調査報告で報告する。（令和7年7月1日以降は特定行政庁が定める調査項目となる。）

※2 劇場、映画館又は演芸場に限る。

※3 就寝用途の児童福祉施設等報告対象用途

助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人デイサービスセンター（宿泊サービスあり）、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る）

○報告対象外の用途

母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、幼保連携型認定こども園、身体障害者福祉センター、授産施設、宿所提供施設、婦人保護施設、老人福祉センター、老人介護支援センター、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業の事業所

※4 学校に付属するものを除く。

[定期検査報告対象建築設備]

区分		定期調査	定期検査	
建築設備	換気設備	自然換気設備	○	—
		給気機・排気機によるもの（第一種換気）	※1	○※2 (無窓居室・火気使用室・劇場等の居室)
		給気機・排気口によるもの（第二種換気）	○	—
		給気口・排気機によるもの（第三種換気）	○	—
		空気調和設備（中央管理方式）	※1	○※2 (無窓居室・火気使用室・劇場等の居室)
	排煙設備	自然排煙設備	○	—
		機械排煙設備	※1	○※2
	非常用の照明装置	電源内蔵のもの	○	—
電源別置のもの		※1	○※2	
昇降機等	エレベーター	—	○	
	エスカレーター	—	○	
	小荷物専用昇降機（フロアタイプのものに限る。）	—	○	
	遊戯施設	ウォーターシュート、コースター等の高架の遊戯施設	—	○
メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔等の回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの		—	○	

※1 換気設備、排煙設備、非常用の照明装置の法令に基づく設置の状況等については定期調査で調査する。

※2 定期調査対象建築物に付属するものに限る。

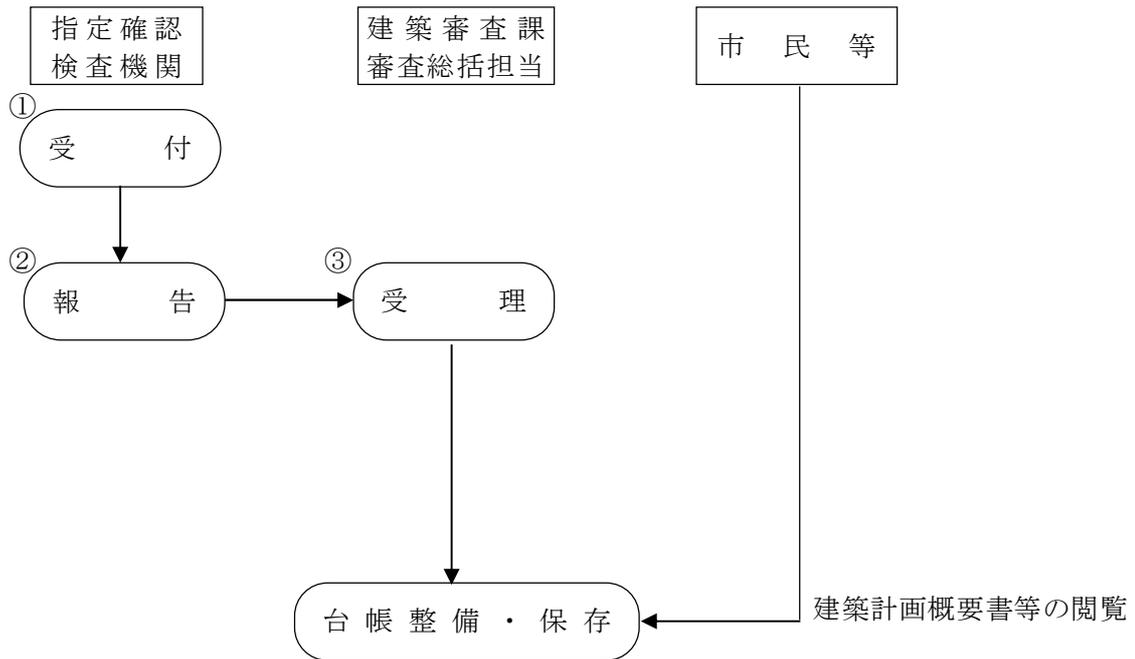
※3 エレベーター・エスカレーター及び小荷物専用昇降機は住戸のみを昇降するものを除く。

[定期検査対象防火設備]

<p>防火設備</p> <p>（ 外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備※1、防火ダンパーを除く ）</p>	<p>①定期報告対象となる建築物に設けられる防火設備</p> <p>②以下に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が200㎡超の建築物※2に設けられる防火設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。） ・共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。） ・寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。） ・就寝用途の児童福祉施設等
--	---

※1 常時閉鎖式の防火設備については、調査報告で報告する。（令和7年7月1日以降は特定行政庁が定める調査項目となる。）

※2 法12条1項に該当しない建築物。



[説明]

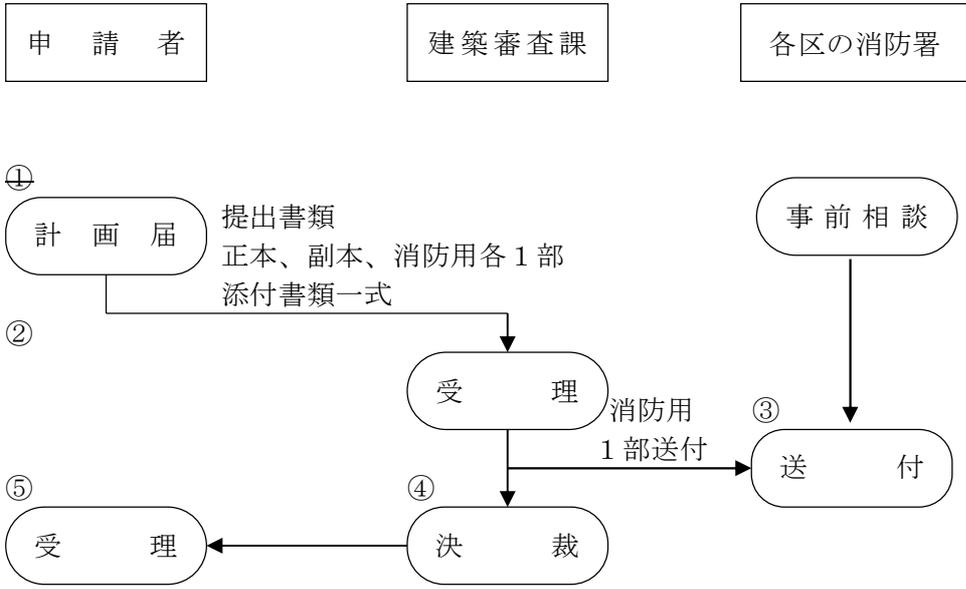
- ①②指定確認検査機関が、名古屋市内の確認申請を受け付けたときは、確認審査報告書等と合わせてOCR票を住宅都市局建築審査課審査総括担当に報告する。
- ③ 住宅都市局建築審査課審査総括担当は確認審査報告書等及びOCR票を受理し、建築物等に係る台帳として整備・保存することで建築計画概要書等を市民等の閲覧に供する。

(1) 台帳を整備・保存する根拠規定

- ・法第12条第8項
- ・規則第6条の3

(2) 建築計画概要書等の閲覧について

建築計画概要書等の閲覧については、＜第1編Ⅳ—9 p.37＞を参照すること。



〔説 明〕

①計画届

令第147条の2に掲げる特殊建築物、地下街（下表参照）について

- 1) 新築工事
- 2) 避難施設等に関する工事（法第7条の6、令第13条、令第13条の2）

の施工中において、当該建築物を使用しようとするときは、建築主は事前に届け出なければならない。

I. 提出書類（正、副、消防の3部）

<表 紙>

- 1) 安全上の措置等に関する計画届（規則第69号様式）

<添付図書等>

- 1) 付近見取図
- 2) 配置図
- 3) 工事着手前の各階平面図・設備図（排煙・非常用照明・自火報・スプリンクラー等）
- 4) 工事計画書
- 5) 安全計画書・・・当該工事において安全上、防火上、避難上講ずる措置の概要
- 6) 全体工程表

※ただし、仮使用認定を受ける場合は、添付図書の提出は不要（規則第11条の2第2項）

③送 付

届出書3部のうち1部を消防局予防部規制課を経由して各消防署へ送付する。

<表>令第147条の2に掲げる特殊建築物

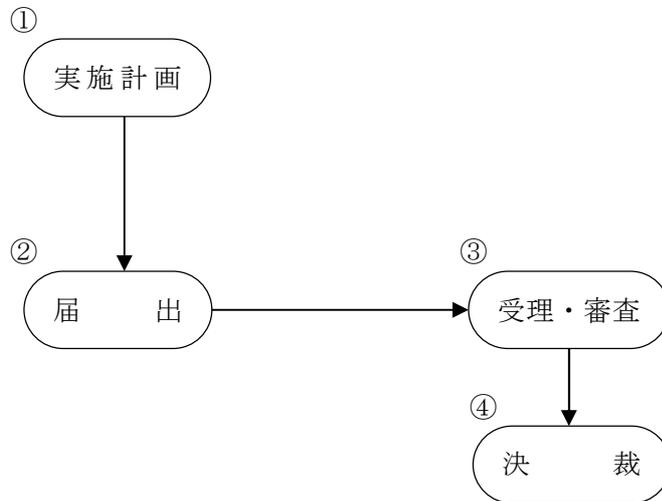
	用 途	規 模	備 考
①	物品販売業を営む店舗 （百貨店、マーケット、その他） 展示場	1,500㎡を超えるもの （地上3階以上の合計又は地階 の合計）	「規模」欄の床面積の合計 の値は、「用途」欄に掲げる 用途に供する部分のみの合 計である。ただし、物品販 売業を営む店舗の場合には 10㎡以内の店舗は床面積 に算入されない。
②	病院、ベッドのある診療所 児童福祉施設等 （定義：令第19条）	1,500㎡を超えるもの （地上5階以上の合計）	
③	劇場、映画館、演芸場、観覧場、 公会堂、集会場、ホテル、旅館、 キャバレー、カフェー、ナイト クラブ、バー、ダンスホール、 遊技場、公衆浴場、待合、料理 店、飲食店、①、②に掲げる建 築物	2,000㎡を超えるもの （地上5階以上の合計又は地階 の合計）	
④	地下工作物内の建築物	居室の床面積が1,500㎡を超え るもの	

<参考>

- 住指発第778号 S52.10.31（住指発第800号S52.11.24）
 住指発第805号 S53.11.7
 国住指第558号 国住街第40号 H27.5.27

申請者

開発指導課



〔説 明〕

②届出

以下の条項の内容に該当する場合のみ対象とする。

1) 宅地造成及び特定盛土等規制法第 21 条第 1 項（様式第十五）

宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があった日から 21 日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

I. 届出書類（表紙と添付図書等を A4 サイズに綴込）

<表 紙>

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則様式第十五）

<添付図書等>

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。

II. 届出書類（表紙と添付図書等を A4 サイズに綴込）

<表 紙>

土石の堆積に関する工事の届出書（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則様式第十六）

<添付図書等>

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	

2) 宅地造成及び特定盛土等規制法第 21 条第 3 項

宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（法第 12 条第 1 項若しくは第 16 条第 1 項の許可を受け、又は同条第 2 項の規定による届出をしたものを除く。）は、その工事に着手する日の 14 日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を届け出なければならない。

I. 届出書類（表紙と添付図書等を A4 サイズに綴込）

<表 紙>

擁壁等に関する工事の届出書（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則様式第十七）

<添付図書等>

- 1) 施行位置図（案内図）
- 2) 地形図（現況図）
- 3) 計画平面図

3) 宅地造成及び特定盛土等規制法第 21 条第 4 項

宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地に転用した者（法第 12 条第 1 項若しくは第 16 条第 1 項の許可を受け、又は同条第 2 項の規定による届出をしたものを除く。）は、その転用した日から 14 日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

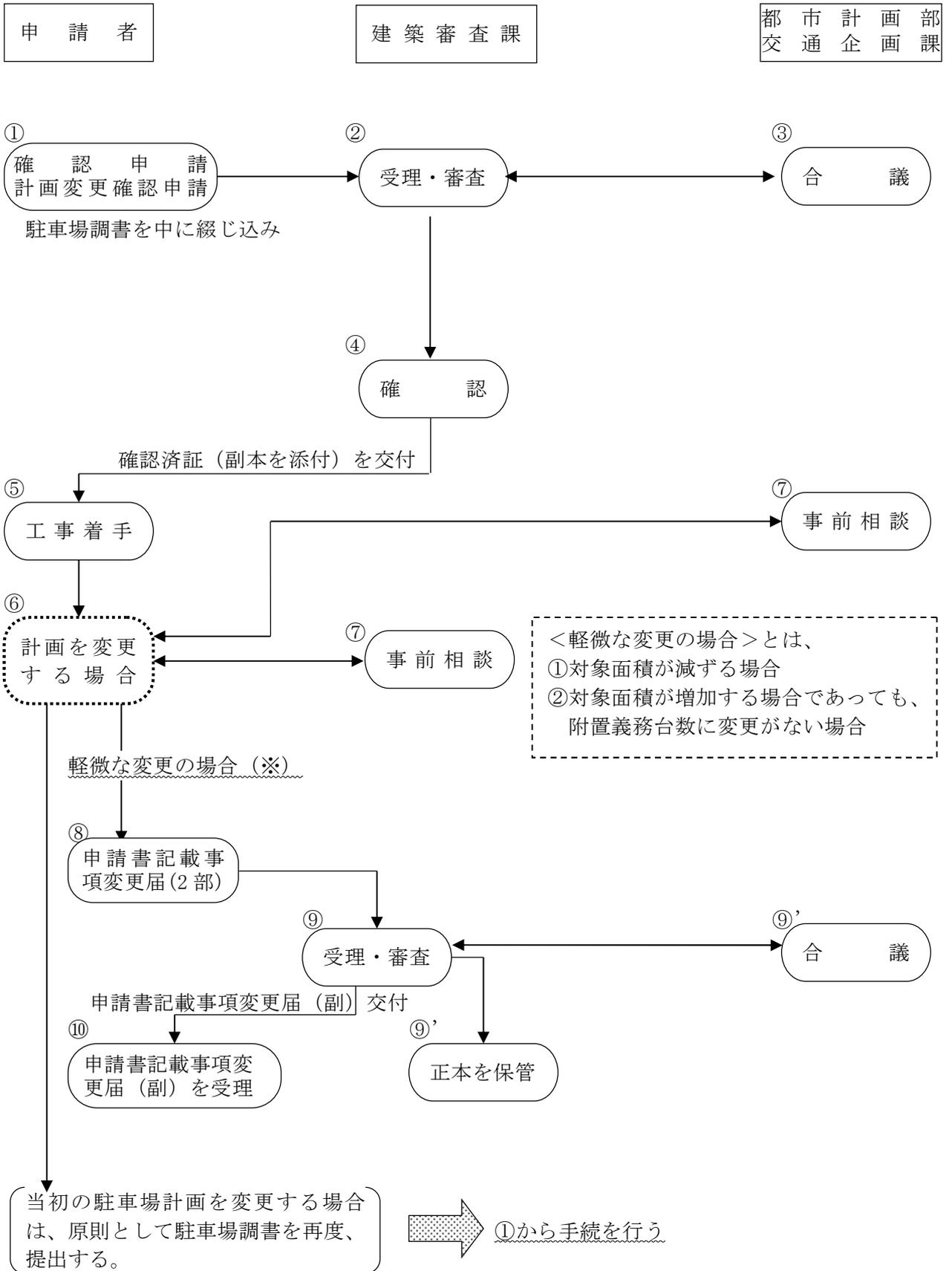
I. 届出書類（表紙と添付図書等を A4 サイズに綴込）

<表紙>

公共施設用地の転用の届出書（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則様式第十八）

<添付図書等>

- 1) 施行位置図（案内図）
- 2) 地形図（現況図）
- 3) 計画平面図
- 4) 求積図



〔説 明〕

①・ 確認申請・計画変更確認申請

駐車場調書に関する合議は受理後に行う。また、確認申請書・計画変更確認申請書には駐車場調書に添付した図面等を添付すること。

I. 提出書類

＜表 紙＞ 駐車場調書（細則第7号様式）を確認申請書の中に綴じ込みとする。

＜添付図書等＞ （確認申請書の図面と兼ねる図面には、下記の内容を明記すること。）

- 1) 附置義務駐車場台数算定書
- 2) 承認通知書の写し・・・名古屋市駐車場条例第3条の6第4項又は第5条または第5条の3による承認を受けた場合
- 3) 付近見取図・・・公園、小学校、幼稚園、老人ホーム、保育園等の出入口、バス停、横断歩道等の位置など
- 4) 配置図・・・前面道路幅員、自動車の出入口の位置、敷地内駐車場の位置など
- 5) 建築物の各階平面図・・・用途、車路の構造、出入口等を明記すること
- 6) 駐車施設平面図・・・駐車の用に供する部分（車室）の位置、寸法、自動車車路の構造など
- 7) 断面図・・・車路・車室のはり下高さ、自動車車路の勾配など
- 8) 特殊装置関係図書・・・駐車場法施行令第15条の規定による認定書の写し、公益社団法人立体駐車場工業会による認定書の写し、仕様書及び図面
- 9) その他指示する図書

②受理・審査・決裁

大規模な自動車車庫の場合は、愛知県建築基準条例第26条に規定される構造等に適合しなければならない。

③合 議

附置義務駐車場及び駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上の一般公共の用に供する駐車施設の駐車場の構造等に関する審査は、都市計画部交通企画課が行う。

※愛知県建築基準条例第26条の規定に関する審査は、建築審査課が行う。

⑦⑧計画を変更する場合

申請者は、当初の計画を変更する場合は、変更内容について事前に相談しなければならない。

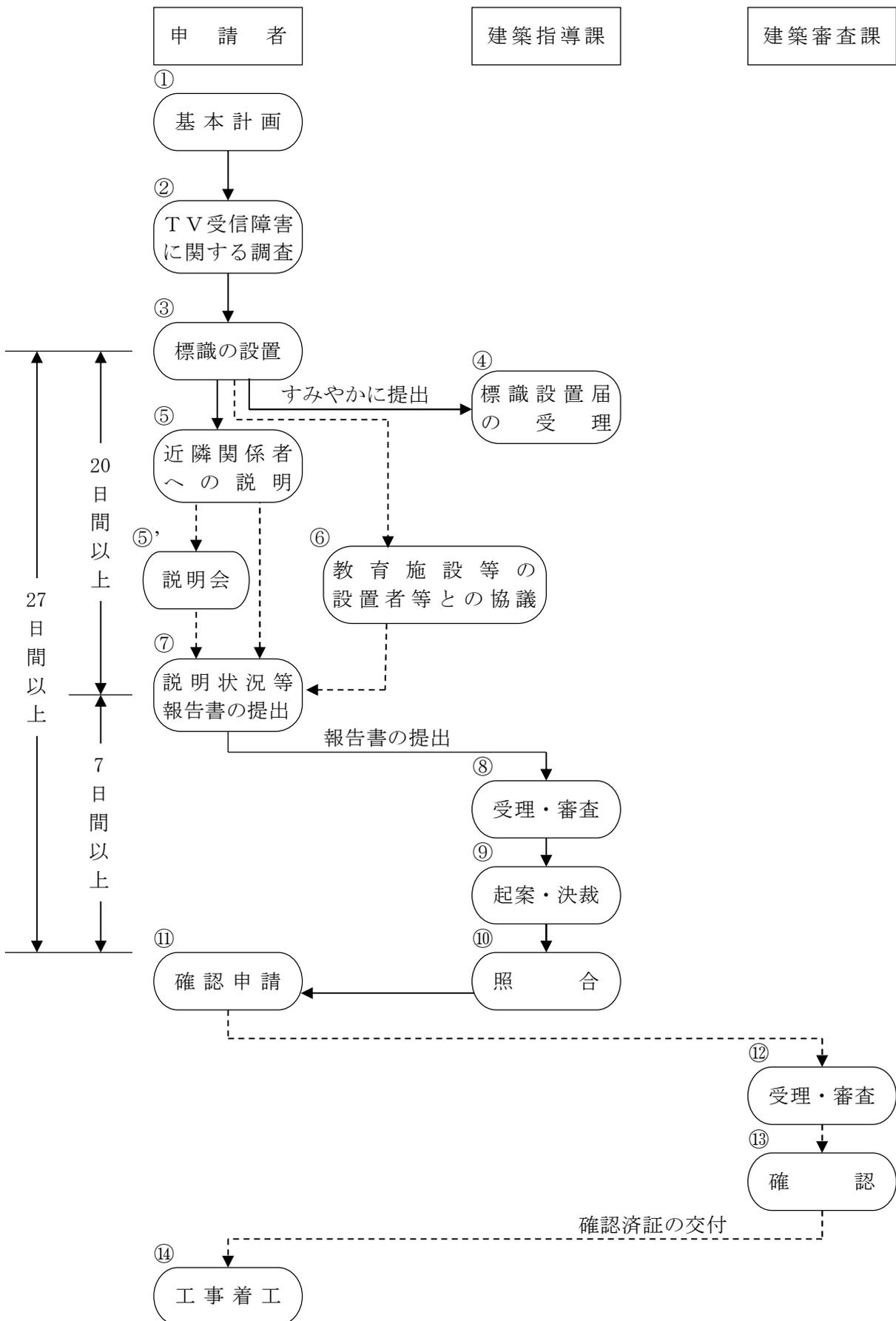
⑨申請書記載事項変更届

申請書記載事項変更届（細則第27号様式）には、次の図面等を添付する。

- 1) 当初の駐車場調書（表面・裏面）・算定書の写しに、見え消しの朱書きで変更する部分を明記する。
- 2) 変更する部分に関する図面等
- 3) その他指示する図面

※当初の駐車場調書に記載された部分を変更する場合は、都市計画部交通企画課に合議する。

申請書記載事項変更届（副本）の申請者に対する交付は、建築審査課において行う。



〔説 明〕

②TV受信障害に関する調査

説明状況等報告書の提出前に、専門的知識を有する者が以下の調査検討を行い、これに基づいて近隣関係者に説明する。

- ・高さ 20 mを超える建築物
テレビ受信障害の事前の受信状況調査を行う。
- ・高さ 10 mを超え 20 m以下の建築物
テレビ受信障害発生予測範囲の机上検討を行う。

④標識設置届の提出

標識（条例施行細則第 1 号様式）を設置した場合、すみやかに標識設置届（条例施行細則第 2 号様式）を提出する。

<表 紙>

- 1) 標識設置届（条例施行細則第 2 号様式）

<添付図書等>

- 1) 図 面・・・付近見取図（1/5,000 用途地域図）、配置図、実日影図（条例規則第 2 条第 1 号に定める実日影図）
※条例別表の 4 項右欄第 1 号に該当する建築物は実日影図不要
- 2) 設置した標識の写真（近景、遠景）

⑤近隣関係者への説明

近隣関係者への説明は、標識設置後直ちに実施する。

⑤' 説明会

近隣関係者等から説明会の開催を求められたときは、説明会をすみやかに開催するよう努める。

⑥教育施設等に日影を生じさせる場合は設置者等と協議

⑦説明状況等報告書の提出

標識設置後 20 日を経過した後に、説明状況等報告書（条例施行細則第 3 号様式）を提出する。

<表 紙>

- 1) 説明状況等報告書（条例施行細則第 3 号様式）

<添付図書等>

- 1) テレビ電波受信障害の発生が予測される範囲を示した②による書類
- 2) 図 面・・・各階平面図、立面図（2 面以上）、断面図（2 面以上）
※条例別表の 4 項右欄第 1 号に該当する建築物は不要
- 3) 日影図・・・条例別表の 3 項右欄第 1 号、4 項右欄第 1 号に該当する建築物は不要
- 4) その他市長が必要と認める書類

⑩照 合

説明状況等報告書提出後 7 日を経過した後に照合できる。

--- 書類の経過<例> -----

4 月 1 日	標識の設置 すみやかに標識設置届を提出
4 月 21 日	説明状況等報告書の提出
4 月 28 日	確認申請照合

近隣関係者・周辺関係者の範囲について（中高層紛争予防条例第2条第2項）

(4) 近隣関係者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 建築物の所有者及び居住者で、その敷地（中高層建築物からその敷地の境界線までの水平距離のうち最小のものが、当該中高層建築物の高さの3倍に相当する距離以上であるものを除く。）の当該中高層建築物の敷地境界線からの水平距離が10メートル以下であるもの

イ 中高層建築物の建築により、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、当該中高層建築物の平均地盤面に2時間以上日影となる部分を生じる範囲にある建築物の居住者

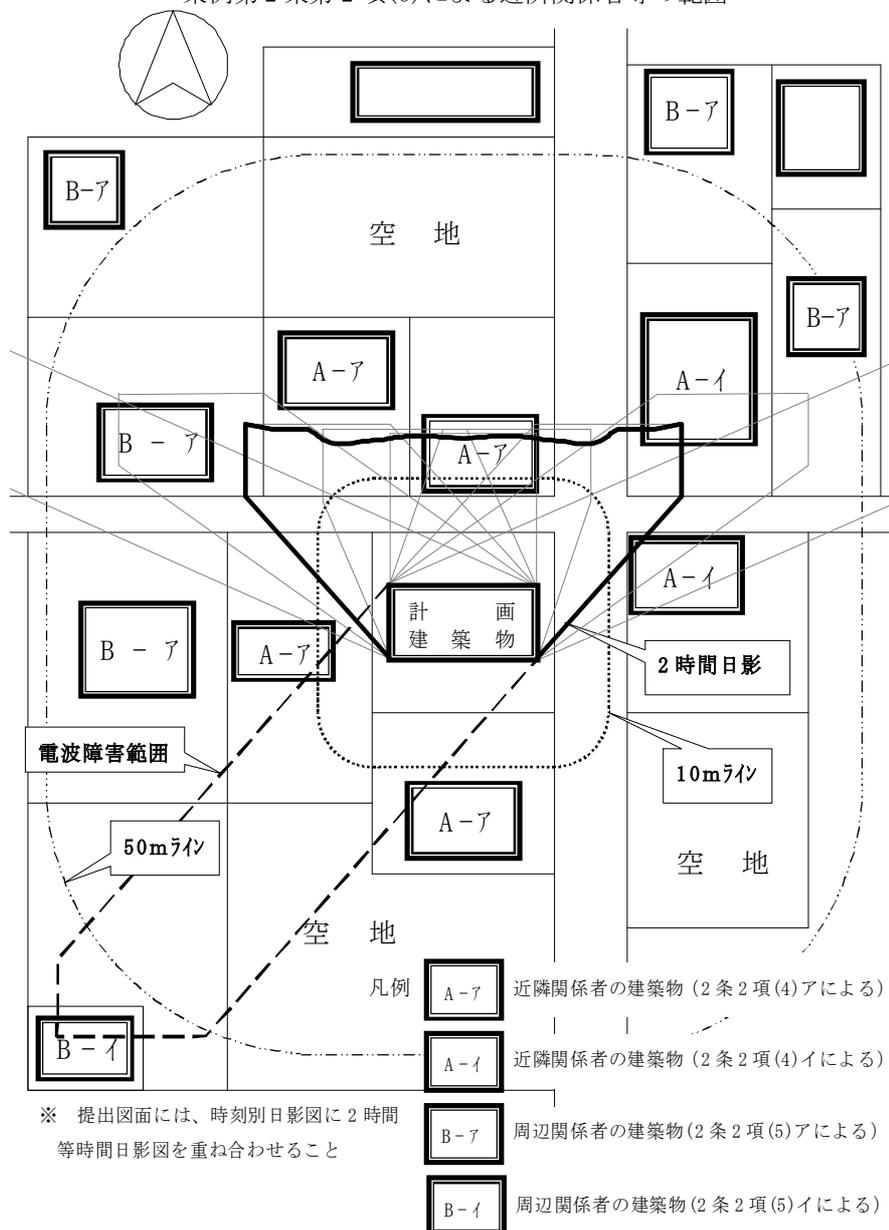
(5) 周辺関係者 次のいずれかに該当する者をいう。

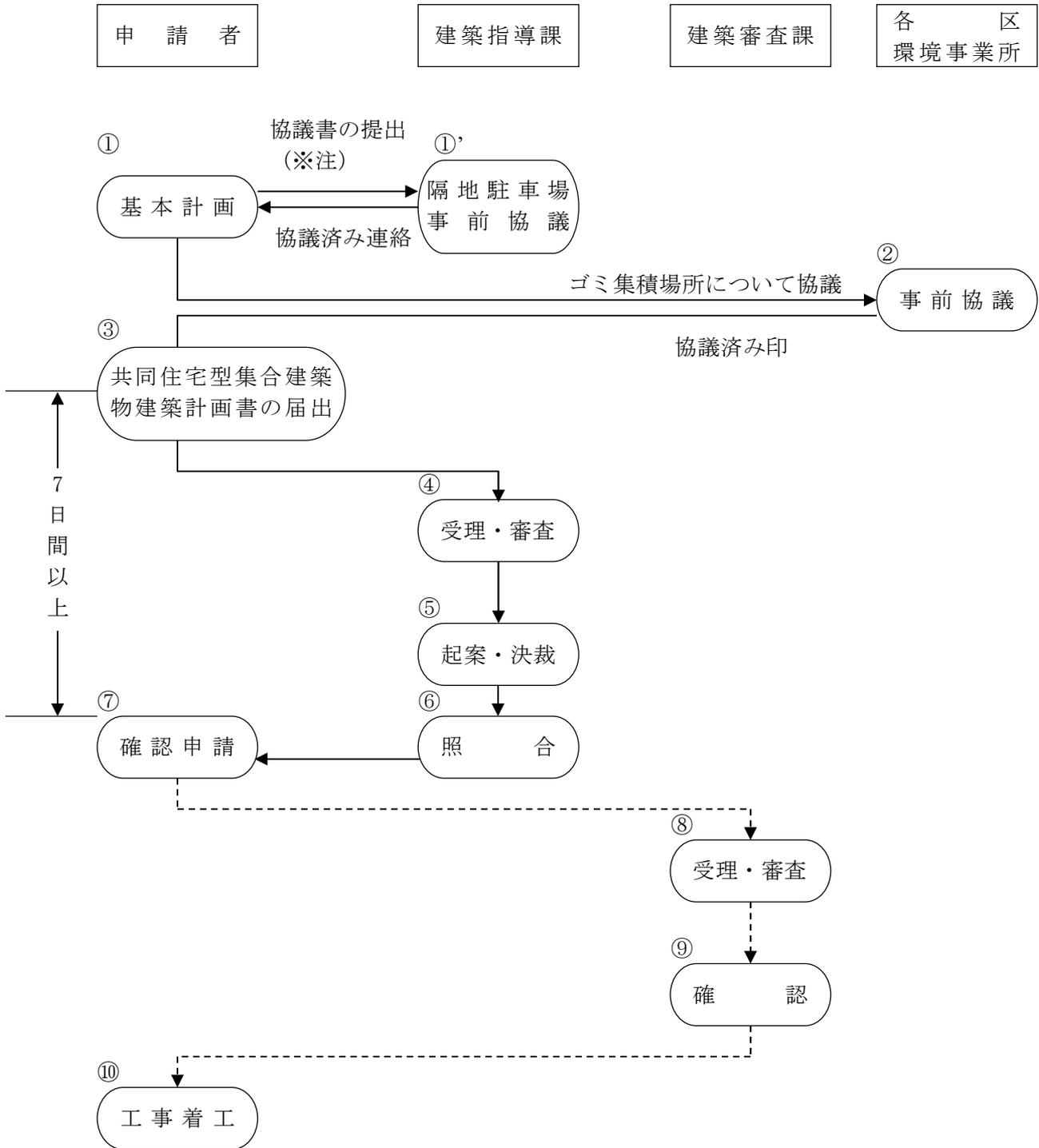
ア 建築物の所有者及び居住者で、その敷地の中高層建築物の敷地境界線からの水平距離が50メートル以下であるもの

イ 中高層建築物の建築により、テレビジョン放送の電波の著しい受信障害（以下「テレビ電波受信障害」という。）が生じるおそれがある建築物の所有者及び居住者

(6) 近隣関係者等 近隣関係者及び周辺関係者をいう。

条例第2条第2項(6)による近隣関係者等の範囲





〔説 明〕

①' 隔地駐車場の事前協議

自動車駐車場の設置のただし書の規定による措置を取ろうとする者は、共同住宅型集合建築物建築計画書の届出の前に、隔地駐車場事前協議書（別紙）を提出し、建築指導課建築相談担当と協議しなければならない。

（※注）基本計画が中高層建築物に該当するときは、原則として標識設置をする前に、隔地駐車場事前協議書（別紙）を提出し、建築指導課建築相談担当と協議しなければならない。

③共同住宅型集合建築物建築計画書の届出

次の建築物の確認申請書を申請しようとする場合は、申請の7日以上前に共同住宅型集合建築物建築計画書（条例施行細則第6号様式）を届け出なければならない。

〔適用対象建築物〕

以下の要件に該当するもの。

- （1）共同住宅型集合建築物であること
1 区画毎に台所、便所、風呂等を設けた形式であれば、寮等も含む。
- （2）階数が2以上であること
- （3）住戸数が10戸以上であること
ワンルーム形式（1住戸30㎡未満）のものであっても、各1戸と数える。

<表 紙>

- 1）共同住宅型集合建築物建築計画書（条例施行細則第6号様式）表面・裏面

<添付図書等>

- 1）図 面・・・付近見取図（1/5,000 用途地域図）、配置図、各階平面図、立面図（2面以上）、断面図（2面以上）
- 2）その他市長が必要と認める書類

⑥照 合

共同住宅型集合建築物建築計画書（条例施行細則第6号様式）を提出後7日を経過した後に照合できる。

〔駐車場・駐輪場の必要設置台数の算定方法〕 ※小数点以下は切り上げ

- （1）駐車場の必要設置台数
 - ①用途地域が2つ以上の地域にまたがる場合は、最大を占める用途地域の割合とする
 - ②ワンルーム形式の住戸は2戸で1戸と数える（駅近（鉄道の駅から300m以内）は3戸で1戸）
 - ③駅近のカーシェアリング駐車場は1台で駐車場2台に置き換えられる（上限1台分）
- （2）駐輪場の必要設置台数
 - ①ワンルーム形式の住戸も1戸と数える
 - ②必要設置台数分は、屋根を設けること

◇算定例（第1種低層住居専用地域で、世帯向3戸、ワンルーム形式15戸の場合）

駐車場： $3+15/2=10.5$ 戸 → $10.5 \times 0.7=7.35 \rightarrow 8$ 台

駐輪場： $3+15=18$ 戸 → $18 \times 0.5=9 \rightarrow 9$ 台

◇1台分のスペースの目安

駐車場：2.3m×5.0m

駐輪場：0.5m×2.0m

隔地駐車場事前協議書

年 月 日

建築場所			整理番号	—
			協議回数	回目
建築主			用途地域	
設計事務所名			指定建蔽率	%
連絡先電話番号	()	—	指定容積率	%
担当者名			住戸数	戸
必要台数計算式			30㎡未満	戸
			30㎡以上	戸
必要台数	台	敷地内に設置する台数		敷地内に不足する台数
		台		台
適用条項 (規則第10条1項(1))				
ただし書 ア	法令の規定 ()			
ただし書 イ 要綱3 (2)	ア ・ イ ・ ウ ・ エ ・ オ ・ カ ・ キ ・ ク			
ただし書 ウ 要綱3 (3)	ア ・ イ ・ ウ (ア) ・ ウ (イ) ・ エ			
備考				
結果				

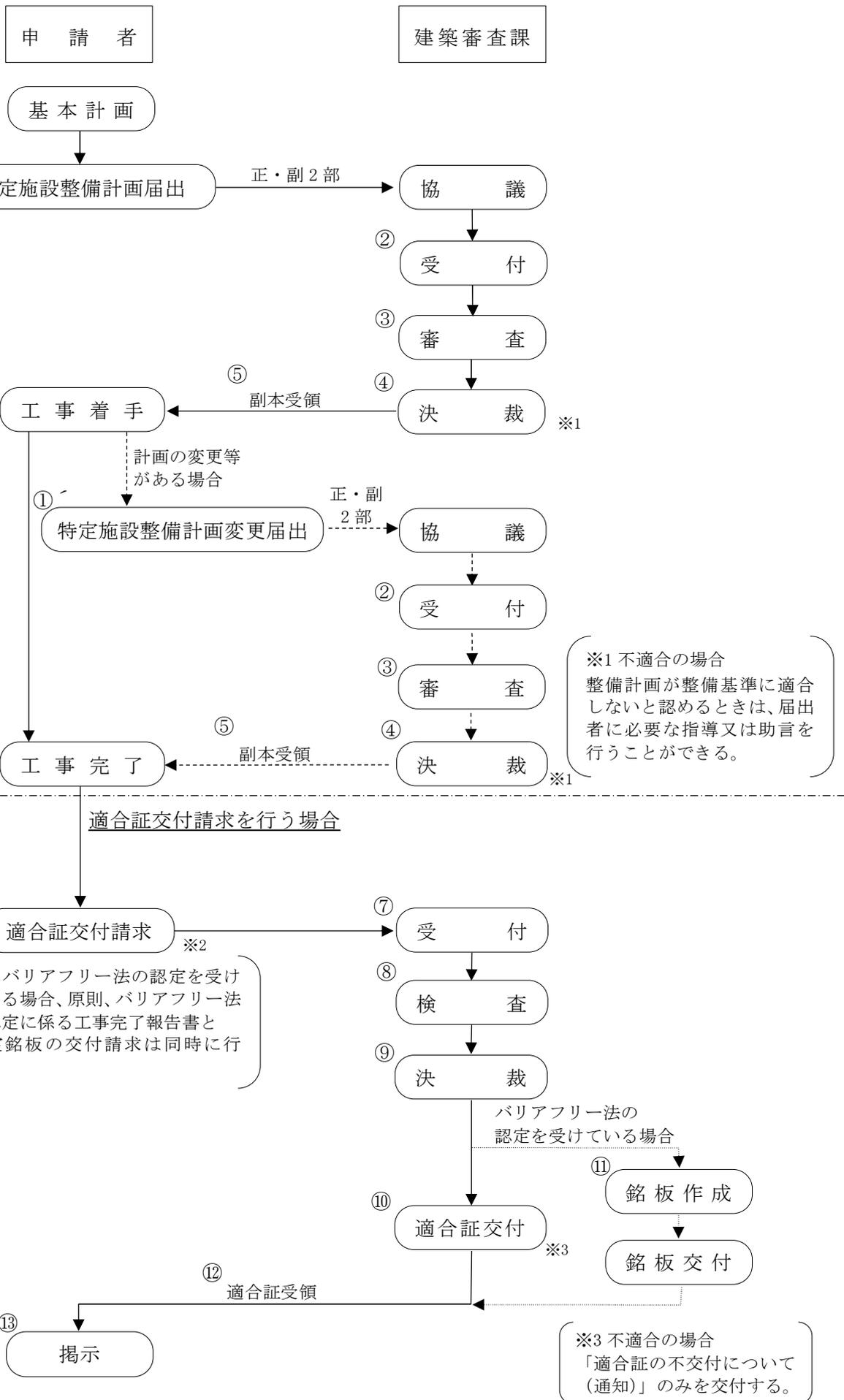
- 注意 1 太枠内のみ記入してください。
 2 適用条項の該当する項目を○で囲んでください。
 3 初めて隔地駐車場の契約をする方は、契約をする前に契約書案を建築指導課へお見せください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

II 建築基準法等に基づく届出等

(2) 関係法令等に基づく届出等

5 [人にやさしい街づくりの推進に関する条例(人街条例)]



〔説 明〕

① ① 特定施設整備計画（変更）届出

<表 紙>

特定施設整備計画（変更）届出書（人街条例施行規則 様式第 1（様式第 3））（正・副 2 部）
（以下、「届出書」という。）

<添付図書等>

- 1) 適合状況項目表（人街条例施行規則 様式第 2（その 1～5））
- 2) 付近見取図
- 3) 配置図
- 4) 各階平面図
- 5) その他整備基準にかかる整備計画を明示した図書（EV 詳細図等）

※適合状況項目表（様式第 2）については、施行規則第 7 条（整備計画の届出）に応じた、特定施設の区分の図書を添えること

② 受付

届出書の表紙に各々受領印を押印し、データをシステムに入力する。

③ 審査

整備基準に適合しているか審査し、「適合」・「適合（レイアウト未定）」・「適合（今回申請分）」・「不適合」・「整備基準適用なし」の判定を行う。

人街条例は、利用居室の主要な通路についても措置が講じられているかを審査する必要がある、利用居室のレイアウトが未定であって、その他の部分は適合するときは、「適合（レイアウト未定）」（システム上は「適合」）と判定する。子育て支援センターや一時保育を行う施設など不特定かつ多数の者が利用する部分のない保育所には「整備基準適用なし」と判定する。

敷地内に既存の建築物がある場合は、増築等する対象のみを整備基準に適合しているか審査し、当該申請分について判定することもできる。

当該申請分について「適合（今回申請分）」と判定されたものは、原則、適合証交付の請求ができない。

届出者、設計者、建築審査課の相互で協力し、適合させること。なお、やむを得ず不適合となる場合は、届出者に通知し不適合箇所をできる限りなくすよう努める。

④ 決裁

決裁が下りたら、届出書の表紙に各々適合状況の押印をする。

⑤ 副本受領

副本を返却する際はチラシを添付する。受領者は正本に日付・氏名・電話番号を記入し、担当者は受取記録簿に日付を記入する。

⑥ 適合証交付請求

届出の敷地内の全ての特定施設について、整備基準を満たした場合は、適合証（人街条例第 18 条に基づく適合証）の交付を請求することができる。

届出の敷地内の既存建築物に対して、適合証が交付されている場合は、交付済みの適合証を返却された場合に限り適合証交付の請求をすることができる。

<表 紙>

適合証交付請求書（人街条例施行規則 様式第 5）（1 部）

<添付図書等>

適合状況項目表（人街条例施行規則 様式第 2）届出した適合状況項目表

※バリアフリー法の認定を受けており、認定銘板の交付を受けようとする場合は、原則、工事完了報告書、認定銘板交付請求書も同時に提出する。

（工事完了報告書については、第 2 編 I - (4) -10 p. 123 を参照）

<表 紙>

認定銘板交付請求書（バリアフリー法事務処理要領 様式第13）（1部）

⑦受付

検査の日時を約束する。事前予約可。

適合証交付請求書の表紙に受領印を押印し、当該物件の届出書の正本の表紙に添付し、データをシステムに入力する。

⑧検査

整備基準に適合しているか検査を行う。不適合な箇所がある場合は是正を指示する。是正されない場合は適合証不交付を通知し、完結処理する。

現場で適合証の素材がシール又はプレートのいずれを希望か確認すること。

※バリアフリー法の認定を受けている場合は、バリアフリー法の認定に係る検査も併せて行う。（認定事由が容積率の緩和であって既に受検している場合は、受検部分を除く。）

バリアフリー法の認定を受けているが、増築等で適合証の交付請求ができない場合は、バリアフリー法の認定対象部分について人街条例に係る検査を行う。

⑨決裁

適合証の交付について（通知）（以下「通知書」という。）の案を作成し、正本に添付し決裁に付す。

⑩適合証交付

適合証の交付日等をシステムに入力し、通知書を作成する。通知書のデータをドキュワークスに変換してフォルダに保存する。通知書に契印を押し、そのコピーを正本に添付する。

※バリアフリー法の認定を受けている場合は、認定銘板の交付日をシステムに入力する。

⑪銘板作成、銘板交付

検査の結果、人街条例の整備基準及びバリアフリー法の認定に係る建築物移動等円滑化誘導基準等に適合していることを確認した後、人街条例の通知書及び適合証、バリアフリー法の認定の銘板の交付について及び認定銘板を併せて交付する。

※認定銘板は発注から納品まで1～2週間程度を見込んでおく。

⑫適合証受領

受領者は適合証交付請求書に日付・氏名・電話番号を記入し、担当者は受取記録簿に日付を記入する。

⑬掲示

交付したシール又はプレート（※バリアフリー法の認定を受けている場合は、認定銘板も）は、建築物の出入口付近の見やすい位置に掲げるよう指示する。

<特定施設>

不特定多数の人が利用する施設や高齢者、障害のある人が主に利用する施設などを「特定施設」と呼びます。特定施設には、通路や廊下、階段、エレベーター、便所などについて整備基準が定められています。

- 1 イ 学校その他これらに類するもの（専修学校及び各種学校を含む学校教育法でいう学校のほか、職業訓練校、大学校など）
 - ロ 博物館、美術館又は図書館
 - ハ 体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場又は遊技場
 - ニ 病院、診療所、助産所又は施術所
 - ホ 社会福祉施設その他これに類するもの（老人福祉施設を含む。）
 - ヘ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
 - ト 公会堂又は集会所（冠婚葬祭施設を含む。）
 - チ 展示場
 - リ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - ヌ 飲食店、喫茶店その他これらに類するもの
 - ル 理髪店、クリーニング取次店、貸衣装店その他これらに類するもの
 - ヲ 公衆浴場
 - ワ ホテル又は旅館（宿泊型研修施設を含む。）
 - カ 火葬場
- 2 共同住宅（住戸数が50戸を超えるもの又は床面積の合計が2,000㎡以上のもの）
- 3 工場（2,000㎡以上のもの）
- 4 事務所（国、県、市町村等の事務所、銀行その他の金融機関の事務所、2,000㎡以上の事務所）
- 5 公衆便所
- 6 地下街等
- 7 道路
- 8 公園、緑地等
- 9 旅客施設
- 10 駐車場
- 11 一団地の住宅施設等（50戸以上のものに限る）

※詳細については施行規則第3条（特定施設）参照のこと

(1) 届出の対象

建設リサイクル法により、特定建設資材（※1）を用いた一定の工事（対象建設工事※2）について、発生する特定建設資材の廃棄物を現場で分別しながら工事（分別解体等）を進め、再資源化することが義務づけられている。

対象建設工事については、工事ごとに工事の内容や分別解体等の計画を工事着手の7日前までに届け出ることが必要である。（国、地方公共団体等は同様に通知することが必要である）

※1 特定建設資材・・・コンクリート

コンクリート及び鉄から成る建設資材
木材
アスファルト・コンクリート

※2 対象建設工事・・・床面積の合計が、80㎡以上の解体工事

床面積の合計が、500㎡以上の新築・増築工事（増築工事は工事部分の面積）
請負代金の額が、1億円以上の建築物の修繕・模様替工事
請負代金の額が、500万円以上の工作物の工事

(2) 届出内容

- ①解体工事においては、解体する建築物等の構造
 - ②新築工事等においては、使用する特定建設資材の種類
 - ③工事着手の時期及び工程の概要
 - ④分別解体等の計画
 - ⑤解体工事においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
 - ⑥その他国土交通省の省令で定める事項
- 等が定められている。

(3) 受付窓口

建築工事については住宅都市局建築指導課、土木工事に関する承認工事・占用工事は各区の土木事務所、その他の土木工事については緑政土木局技術指導課で受付を行っている。

(4) 受付後の事務

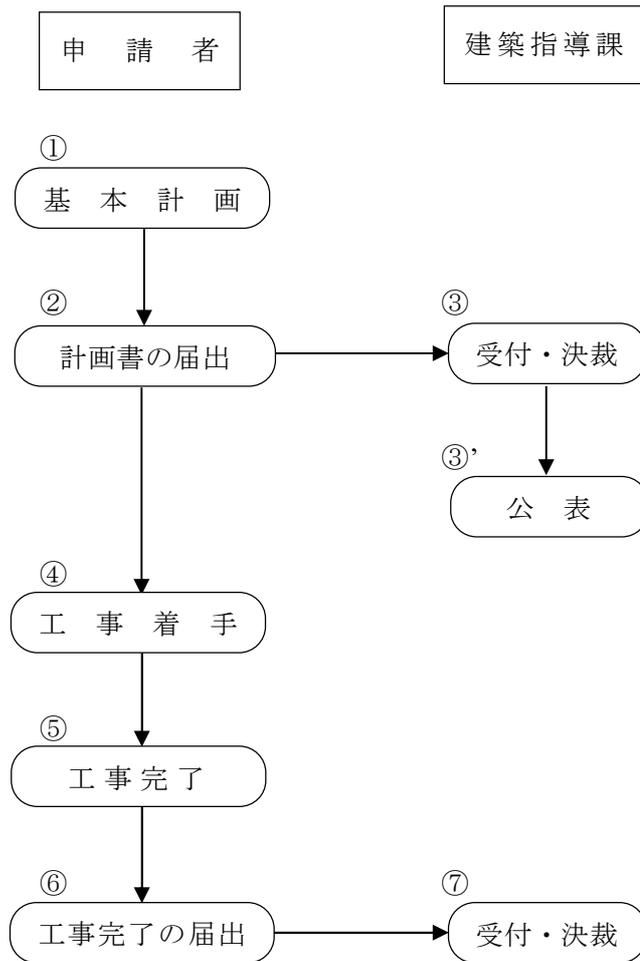
受付した届出は7日以内に審査し、書類の不備や計画が基準に適合しない部分があるときには訂正させる。建設リサイクル法では、そのような場合は計画の変更を命ずることができることとなっている。

また、分別解体等の履行の確保のため、工事受注者又は自主施工者（以下、「工事受注者等」という。）への助言・勧告・措置の命令、工事受注者等からの報告の徴収、工事受注者等の営業所・工事現場への立入検査を行うことができる。

(5) その他

再資源化に関する指導は、環境局事業部廃棄物指導課が所管する。

※建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律



〔説 明〕

②計画書の届出

対象建築物

床面積の合計が、2,000 m²（一敷地に複数棟ある場合は棟ごとに考える）を超える建築物（「特定建築物」という。）の新築、増築（増築の場合は増築部分の床面積の合計が 2,000 m²を超える建築物）

特定建築物の概要、地球温暖化の防止のための措置などを記載した次の書類を工事着手予定日の 21 日前までに提出する。

<表 紙>

建築物環境計画書届出書（同変更届出書^{※1}）（規則^{※2}第 31 号様式、第 32 号様式）

<添付図書等>

建築物環境計画書（「CASBEE名古屋」による入力結果）

- ・「メイン」、「結果」、「重点項目」、「スコア」シートの印刷物
- ・入力データ（Excel ファイル）

特定建築物の概要のうち、届出者及び設計者の氏名の公表の同意の有無を届出書欄外に記載する。

③'公表

届出された建築物環境計画書の概要は、「CASBEE名古屋」の「結果シート」「重点項目シート」の形式で、提出後 1 ヶ月を目処に建築指導課の窓口及び名古屋市のホームページ上で公表する。

⑥工事完了の届出

工事が完了したときは、その日から 15 日以内に特定建築物工事完了届出書（規則^{※2}第 33 号様式）を提出する。

○2,000 m²以下の建築物（「特定外建築物」という。）についても任意の届出が可能

- ・手続きの流れについては、条例に基づく義務の届出と同様
- ・「CASBEE名古屋」を利用。ただし、戸建住宅、長屋住宅は「CASBEEあいち[戸建]」を利用。

<表 紙>

特定外建築物環境計画書届出書（同変更届出書^{※1}）（要綱^{※3}第 1 号様式、第 2 号様式）

<添付図書等>

建築物環境計画書

（「CASBEE名古屋」もしくは「CASBEEあいち[戸建]」による入力結果）

- ・「メイン」、「結果」、「重点項目」、「スコア」シートの印刷物
- ・入力データ（Excel ファイル）

- ・工事が完了したときは、その日から 15 日以内に特定外建築物工事完了届出書（要綱^{※3}第 3 号様式）を提出する。

○参考資料（名古屋市のホームページからダウンロードできます。）

- ・名古屋市建築物環境配慮制度運用マニュアル／名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課
- ・「CASBEE名古屋」様式：Excel

※1 変更届出書の提出が必要な変更の範囲

- ・建築物環境計画書届出書に記載されている事項を変更する場合
- ・建築物環境計画書に記載された内容に変更がある場合

*ただし、届出者の氏名、名称、法人にあっては代表者の氏名、住所、建築物の名称、所在地についての変更は除く

※2 規則：市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則
(平成 15 年 9 月 10 日名古屋市規則第 117 号)

※3 要綱：特定外建築物環境計画書の届出に関する要綱 (平成 21 年 10 月 1 日施行)

1 手数料の納付についての注意

- 1) 各申請手数料については、納付する前に必ず各担当による下見審査を終えること。
- 2) 納付書の建築主氏名欄には必ず建築主名を記入すること。なお、代理人名を記載しなければならない場合は、建築主名を記入したうえ、括弧書きにして記入すること。
- 3) 床面積算定について再度点検し、誤納のないようにすること。
- 4) 建築確認申請、中間検査申請及び完了検査申請に係る手数料は、申請部分の床面積に対応する手数料額であることを確認すること。
- 5) 工事種別が用途変更、大規模の模様替、大規模の修繕、移転の場合は、申請部分の床面積の1/2に相当する面積に対応する金額が手数料額となる。

なお、納付書の延・対象面積欄の記載は、申請部分の1/2に相当する面積であることがわかるようにする。

(例) $100\text{ m}^2 / 2 = 50\text{ m}^2$

- 6) 計画変更確認申請の場合の手数料額については、原則として建築審査課建築審査担当が計画変更確認申請手数料額算定票を作成することにより手数料額を算定するので、その後に納付すること。

なお、納付書の延・対象面積欄の記載は、申請部分の1/2に相当する面積であることがわかるようにする。

(例) $100\text{ m}^2 / 2 = 50\text{ m}^2$

- 7) S造、RC造の中間検査においては当該建築物の建築面積に相当する面積に対応する金額が手数料額になる。
 - 8) 仮使用認定申請手数料は、建築審査課建築審査担当で事前相談してから納付すること。
 - 9) 仮設許可等の申請手数料等は、建築審査課建築審査担当で事前相談してから納付すること。
 - 10) 開発指導課における許可申請手数料については、開発審査担当、宅地規制担当、盛土規制担当のそれぞれで専用の納付書により納付すること。
 - 11) 開発指導課開発審査担当にあつては領収書の写しを、宅地規制担当、盛土規制担当にあつては納付済証明書をそれぞれ許可申請書に添付すること。
 - 12) 建築指導課所管の許認可については建築指導課各担当と事前相談を行いそれぞれ専用の納付書で納付し、納付証明書を許認可申請書に添付すること。
- 注) 次ページの例は、建築審査課（建築確認申請等添付）用であり、許可・認定申請の場合には、各課のそれぞれの納付書を使用すること。

2 手数料の還付について

既納の手数料は原則不還付。

ただし、条例第20条のただし書きに該当するかは各課担当者に相談すること。

名古屋市

原 符

年度 加入者 名古屋市 00850
3-960406

※
建築主氏名

様

会社 株式会社
科目 建築審査手数料

金額	※	円

ただし 延・対象面積 ※

種 別 ※ 確認、計画変更、中間検査、完了検査

工事種別 ※ 新、増、改、移転、用途、模様替、修繕

昇降機、工作物 ※

上記のとおり納付しました。

日 額 金額

主 管 住宅都市局建築指導部建築審査課
(命部機保保管)

名古屋市

納付済通知書

年度 加入者 名古屋市 00850
3-960406

※
建築主氏名

様 納

DC	繰上	年度	科目コード
5202		00	0577

納付金額 ※ 1081192000 円

会社 株式会社
科目 建築審査手数料

金額	※	円

ただし 延・対象面積 ※

種 別 ※ 確認、計画変更、中間検査、完了検査

工事種別 ※ 新、増、改、移転、用途、模様替、修繕

昇降機、工作物 ※

上記のとおり通知します。

指定金額 (取り消しのDC) 納付済
検印名 住宅都市局建築指導部

※ 住宅都市局 名古屋建築指導部
取り消しの申請 (〒460-8790)

110125	住宅都市局建築指導部 建築審査課	00
--------	---------------------	----

(名古屋市保管)

名古屋市

納付書兼領収書

年度 加入者 名古屋市 00850
3-960406

※
建築主氏名

様

会社 株式会社
科目 建築審査手数料

金額	※	円

ただし 延・対象面積 ※

種 別 ※ 確認、計画変更、中間検査、完了検査

工事種別 ※ 新、増、改、移転、用途、模様替、修繕

昇降機、工作物 ※

上記のとおり領収しました。

受付場所

納付済明書の裏面を参照してください。

主 管 住宅都市局建築指導部建築審査課
(本人保管)

名古屋市

納付済証明書

年度 加入者 名古屋市 00850
3-960406

※
建築主氏名

様

会社 株式会社
科目 建築審査手数料

金額	※	円

ただし 延・対象面積 ※

種 別 ※ 確認、計画変更、中間検査、完了検査

工事種別 ※ 新、増、改、移転、用途、模様替、修繕

昇降機、工作物 ※

上記のとおり領収しました。

受付場所

この証明書の裏面を参照し、原印の取付場所の領収日付を記入し、納付済明書の裏面に貼付してください。

主 管 住宅都市局建築指導部建築審査課
(建築審査課専用印を添付)

この記入方法は、確認申請書（建築物）の注意事項等を補足するものです。

計算の結果、端数がある場合の切り捨て・切り上げの処理は下表を参考にし、不利側で処理してください。また、厳格な判断を必要とする場合は、さらに詳細な表記が必要になります。

	事 項	単 位	小数点以下桁数	備 考
(第三面)	【6. 道路】			
	【イ. 幅員】	m	第2位まで	第3位切り捨て
	【ロ. 敷地と接している部分の長さ】	m	第2位まで	第3位切り捨て
	【7. 敷地面積】			
	【イ. 敷地面積】	m ²	第2位まで	第3位切り捨て
	【ハ. 法第52条第1項2項…容積率】	%		
	【ニ. 法第53条第1項…建蔽率】			
	【ホ. 敷地面積の合計】	m ²	第2位まで	【イ. 敷地面積】の合計
	【ハ. 敷地に…延べ面積を敷地面積…数値】	%	第2(1)位まで	加重平均を算定した場合は、第3(2)位切り捨て
	【ト. 敷地に…建築面積を敷地面積…数値】			
	【10. 建築面積】			
	【イ. 建築面積】	m ²	第2位まで	第3位切り上げ
	【ハ. 建蔽率】	%	第2(1)位まで	第3(2)位切り上げ
	【11. 延べ面積】			
	【イ. 建築物全体】	m ²	第2位まで	(第四面)【12.ロ.合計】欄の数値の全棟の合計
	【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	m ²	第2位まで	第3位切り捨て
	【ハ. エレベーターの昇降路の部分】	m ²	第2位まで	第3位切り捨て
	【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】	m ²	第2位まで	第3位切り捨て
	【ホ. 認定機械室等の部分】	m ²	第2位まで	第3位切り捨て
	【ハ. 自動車車庫等の部分】	m ²	第2位まで	第3位切り捨て
	【ト. 備蓄倉庫の部分】	m ²	第2位まで	第3位切り捨て
	【チ. 蓄電池の設置部分】	m ²	第2位まで	第3位切り捨て
	【リ. 自家発電設備の設置部分】	m ²	第2位まで	第3位切り捨て
	【ヌ. 貯水槽の設置部分】	m ²	第2位まで	第3位切り捨て
	【ル. 宅配ボックスの設置部分】	m ²	第2位まで	第3位切り捨て
	【ヲ. その他の不算入部分】	m ²	第2位まで	第3位切り捨て
	【リ. 住宅の部分】	m ²	第2位まで	第3位切り捨て
【カ. 老人ホーム等の部分】	m ²	第2位まで	第3位切り捨て	
【ヨ. 延べ面積】	m ²	第2位まで	第3位切り捨て	
【タ. 容積率】	%	第2(1)位まで	第3(2)位切り上げ	
【13. 建築物の高さ等】				
【イ. 最高の高さ】	m	第3位まで		
(第四面)	【9. 高さ】			
	【ロ. 最高の軒の高さ】	m	第3位まで	
	【12. 床面積】			
【イ. 階別】	m ²	第2位まで	合計を【ロ.合計】に合わせて各階を調整する	
【ロ. 合計】	m ²	第2位まで	第3位切り上げ 数値の全棟の合計は(第三面)【11.イ】欄の申請部分の	

			合計
	【16. 居室の床の高さ】	m	第2位まで

(第五面)	【3. 柱の小径】	c m	第1位まで	
	【4. 横架材間の垂直距離】	m	第3位まで	
	【5. 階の高さ】	m	第3位まで	
	【6. 天井】			
	【p. 居室の天井の高さ】	m	第3位まで	
	【7. 用途別床面積】			
	【イ】～【ハ】	m ²	第2位まで	合計を(第四面)【12. イ】欄に合わせて各用途を調整する
(第六面)	【2. 延べ面積】	m ²	第2位まで	第3位切り上げ
	【3. 建築物の高さ等】			
	【イ. 最高の高さ】	m	第3位まで	
	【p. 最高の軒の高さ】	m	第3位まで	

(注) 小数点以下桁数欄及び備考欄中かっこ内は、建築確認申請書作成プログラム(FD申請)による自動計算を用いた場合の取扱いであり、これによる場合も可とする。

第 3 編

I 確認手続・事務処理関係

3 OCR票

細則第 3 条第 1 項の特定行政庁が別に定める OCR 票は以下の通りとする。

- ① 建築物（第 1 号様式）
- ② 工作物（第 2 号様式）
- ③ 昇降機（第 3 号様式）

第 1 号様式

13 OCR票(区) 建築物

01128456789

0124678

指定年月日 年 月 日 指定場所(区)番号

第 2 号様式

3 OCR票(区) 工作物

0123456789

0124678

指定年月日 年 月 日 指定場所(区)番号

建築確認申請書及びOCR票の用途コードは、次のとおりです。
 建築確認申請書に記載するコードは、「区分コード」表のコードを、OCR票に記載するコードは、「コード」表のコードをそれぞれ記入してください。
 用途コードが不明の場合は、各担当者にお尋ねください。

「コード表」(OCR票に記載)

法別表第1に掲げられていない用途(1)	別表第1(二)号に掲げる用途	法別表第1(四)号に掲げる用途
100 専用住宅 110 併用住宅 111 併存住宅 120 長屋(専用住宅) 121 長屋(併用住宅) 130 事務所 131 事務所(駐車場付) 132 事務所(店舗等付) 133 銀行 134 研修所(宿泊無) 140 店舗(物販店を除く) 141 ガソリンスタンド等 150 工場・作業場 151 貸工場 152 研究所・試験所・検査所 160 神社・寺院・教会 161 公民館・集会所 170 文化・音楽教室 171 塾 172 囲碁・将棋の会所 173 医院・診療所・施術所 174 動物病院等 180 巡査派出所 181 公衆便所 182 郵便局 183 その他公益施設 184 公衆電話所 185 税務署 186 警察署 187 保健所 188 消防署 189 官公庁(事務所) 190 その他の一般建築物	200 共同住宅 201 共同住宅(駐車場付) 202 共同住宅(店舗等付) 210 寮 211 寄宿舎 220 ホテル 221 旅館 222 簡易宿泊所 223 下宿 224 研修所(宿泊有) 230 病院・診療所(患者の収容施設有) 240 老人ホーム 241 老人福祉施設 242 児童福祉施設(保育園・託児所) 243 その他福祉施設 245 助産所 290 その他(二)号関係建築物	400 百貨店 401 スーパーマーケット 402 市場 403 物品販売店舗 410 料理店 411 飲食店 420 キャバレー・バー等 421 ディスコ・ダンスホール 422 パチンコ 423 麻雀屋 424 ゲームセンター・射的場 425 カラオケルーム 426 遊技場(その他) 430 公衆浴場 431 サウナ 432 健康ランド 433 特殊浴場 440 展示場・ショールーム 441 モデルルーム 490 その他(四)号関係建築物
	法別表第1(三)号に掲げる用途	法別表第1(五)号に掲げる用途
	300 幼稚園 301 小学校 302 中学校 303 高校 304 大学 305 専修学校 306 各種学校 307 特別支援学校 308 高等専門学校 310 体育館・武道館(観覧席無) 311 ボーリング場 312 スキー・スケート場 313 水泳場(プール) 314 スポーツ練習場 320 博物館・水族館 321 美術館 322 図書館 390 その他(三)号関係建築物	500 倉庫(自家用) 501 貸倉庫 502 倉庫業を営む倉庫 503 危険物倉庫・燃料庫 504 配送センター 505 荷さばき場 590 その他(五)号関係建築物
		法別表第1(六)号に掲げる用途
		600 車庫 601 機械式駐車場 602 自動車修理工場 603 自動車教習所 604 映画・テレビスタジオ 605 駐輪場 690 その他(六)号関係建築物
法別表第1に掲げられていない用途(2)	法別表第1に掲げられていない用途(附属家)	法別表第1(一)号に掲げる用途
800 駅 801 バスターミナル 802 料金所等 810 地下街 820 畜舎 821 堆肥舎 822 増殖場・養殖場 830 卸売市場 831 火葬場 832 と畜場 833 汚物処理場・ごみ焼却場 834 その他処理施設 840 発電所・変電所 850 上空通路 851 アークード 860 展望台 890 その他建築物	900 物置・土蔵・納屋 901 自転車置場 902 機械室・ポンプ室 903 便所 904 管理人室 905 守衛所・詰所 906 茶室 907 離れ 990 その他の附属棟	700 劇場・演芸場 701 映画館 702 観覧場・野球場・競技場 703 体育館・プール等(観覧席付) 704 公会堂 705 集会場・各種ホール 706 結婚式場・葬祭場 707 その他興行場 790 その他(一)号関係建築物

「区分コード」(建築確認申請書に記載)

用途を示す記号	建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号	建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号	建築物又は建築物の部分の用途の区分
08010	一戸建ての住宅	08340	工場(自動車修理工場を除く。)	08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
08020	長屋	08350	自動車修理工場		
08030	共同住宅	08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)
08040	寄宿舎				
08050	下宿	08370	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバドミントン練習場	08470	事務所
08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの				
08070	幼稚園	08380	体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)	08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ
08080	小学校				
08082	義務教育学校	08390	マージャン屋、ばちこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08490	自動車車庫
08090	中学校、高等学校又は中等教育学校			08500	自転車駐車場
08100	特別支援学校			08510	倉庫業を営む倉庫
08110	大学又は高等専門学校			08520	倉庫業を営まない倉庫
08120	専修学校	08400	ホテル又は旅館	08530	劇場、映画館又は演芸場
08130	各種学校	08410	自動車教習所	08540	観覧場
08132	幼保連携型認定こども園	08420	畜舎	08550	公会堂又は集会場
08140	図書館その他これに類するもの	08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08560	展示場
08150	博物館その他これに類するもの				
08152	美術館その他これに類するもの	08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08570	料理店
08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの				
08170	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの。専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。)	08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー
08180	保育所その他これに類するもの				
08190	助産所(入所する者の寝室があるものに限る。)	08450	飲食店(次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。)	08590	ダンスホール
08192	助産所(入所する者の寝室がないものに限る。)				
08210	児童福祉施設等(建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。)(入所する者の寝室があるものに限る。)	08452	食堂又は喫茶店	08610	卸売市場
				08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
08220	児童福祉施設等(入所する者の寝室がないものに限る。)	08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。))で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。))	08630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
08230	公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)			08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの
08240	診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)			08650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。))で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。))
08250	診療所(患者の収容施設のないものに限る。)				
08260	病院			08990	その他
08270	巡査派出所				
08280	公衆電話所			08300	地方公共団体の支庁又は支所
08290	郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務(郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和24年法律第213号)第2条に規定する郵便窓口業務を含む。))の用に供する施設				
08310	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家				
08320	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設			08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの				

次に掲げる事項に該当する場合は、確認申請書の正本・副本に念書等を添付することをお願いしています。

1 私道（建築基準法第42条第1項第3号）に関する念書

敷地が、建築基準法第42条第1項第3号に規定される道に該当する私有道路に接する場合、建築基準法上の道路として取り扱われるものであっても、民事的な事柄については、建築主の責任において処理しなければならないことを確認するために添付していただくものです。

2 建築確認済証・検査済証等の受領等に関する委任状

確認済証及び副本の受領、検査済証の受領等に関して建築主が設計者等に委任する場合に添付していただくものです。押印については、委任者・受任者間で要否を判断してください。

3 その他

上記のほか、機械製作工場等における防火区画に関する緩和の特例を適用する場合や、排煙設備の緩和の特例を適用する場合の緩和願や避難安全検証法を適用した建築物に関する念書などがあります。

念 書

年 月 日

名古屋市建築主事 あて

建築主 住 所

氏 名

印

この度、確認申請書を提出するにあたり、敷地（位置 名古屋市 区 ）
の前面道路が私有道路であるので調査したところ、この道路は建築基準法第 42 条第 1 項第 3 号
に定める道路に該当するものであります。

つきましては、この道路の使用に伴う下記事項については、すべて建築主の責任において処理
いたしますので、念のため申し添えます。

記

- 1 この道路の使用に伴い民事上の問題等が生じた場合は、すべて建築主の責任において解決
します。
- 2 浄化槽及び家庭排水については、側溝等により近隣に支障のないよう処理します。
- 3 道路境界にはU字溝等を布設し、境界を明確にします。

(任意書式) (参考)

委 任 状

年 月 日

名古屋市建築主事 あて

建築主 住 所

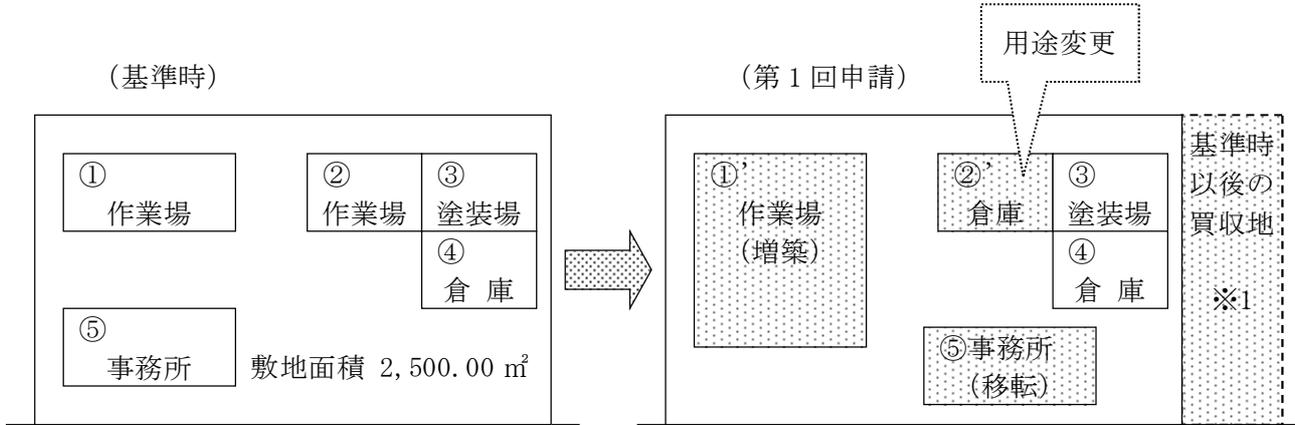
氏 名 (印)

私は、_____を代理人と定め、下記の建築物等に係る建築基準法等の規定に基づく手続き（建築主事から交付される文書の受領を含む。）等に関する一切の権限を委任します。

記

- 1 申請の区分
 - 建築確認
 - 中間検査
 - 完了検査
- 2 申請する建築物等
 - 建築物
 - 建築設備
 - 工作物
- 3 建築場所、設置場所又は築造場所

準住居地域における家具製造工場（基準時不適合）の増築・除却・用途変更を伴う場合



(基準時及び本工事に係る床面積・原動機等の増減一覧)

	不適合部分	適合部分	計	不適合の事由
基準時	① 作業場 (1F) 300.00 m ² ② 作業場 (1F) 150.00 作業場 (2F) 150.00 ③ 塗装場 (1F) 200.00	④ 倉庫 (1F) 400.00 m ² ⑤ 事務所 (1F) 300.00 事務所 (2F) 300.00		丸鋸 5台×4.5kW 電気カンナ 3台×3kW
基準時の延べ面積	800.00	1,000.00	1,800.00	合計 31.5kW
第1回申請 (基準時に対する床面積の増減)	① 作業場 (除却) -300.00 ①' 作業場 (増築) +650.00 ②' 作業場 (用途変更) 1F -150.00 2F -150.00	⑤ 事務所 (移転) ②' 倉庫 (用途変更) 1F +150.00 2F +150.00		電気鋸 4台×1.5kW を増設
第1回申請後の延べ面積	※2 850.00 (+50.00)	1,300.00 (+300.00)	※2 2,150.00	合計 37.5kW

※1 不適合建築物として緩和を受ける場合は、基準時の敷地内におけるものとなっているため、買収地を含めることはできない。また、増築後における容積率、建蔽率は、基準時の敷地内において規定に適合すること。(令第137条の7第一号)

※2 第1回申請後の延べ面積は、不適合部分及び〔不適合+適合〕部分の合計について、それぞれ基準時における床面積の1.2倍を超えないこと。さらに、原動機の出力についても同様に1.2倍を超えないこと。(令第137条の7第二号~第四号)

$$\left(\begin{array}{l}
 \text{不適合部分} \cdots \cdots 800.00 \text{ m}^2 \times 1.2 = 960.00 \text{ m}^2 > 850.00 \text{ m}^2 \quad \text{OK} \\
 \text{不適合+適合} \cdots \cdots 1,800.00 \text{ m}^2 \times 1.2 = 2,160.00 \text{ m}^2 > 2,150.00 \text{ m}^2 \quad \text{OK} \\
 \text{(原動機の出力)} 31.5\text{kW} \times 1.2 = 37.8\text{kW} > 37.5\text{kW} \quad \text{OK}
 \end{array} \right)$$

不適合建築物に関する報告書<記入例>

○年○月○日									
(あて先) 名古屋市建築主事									
(建築主が報告者)									
報告者 住所 名古屋市○区○△町 1丁目○番地 氏名 名古屋 太郎									
(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)									
名古屋市建築基準法等施行細則第 3 条第 2 項第 4 号の規定により、基準時不適合建築物について報告します。									
1 建築主住所氏名	名古屋市○区○△町 1丁目○番地 名古屋 太郎 電話 (052) 123-4567								
2 敷地の位置	(1) 地名地番 名古屋市○○区○△町 1丁目○番								
	(2) 用地地域 準住居地域								
	(3) 防火地域 準防火地域								
(4) その他の区域、地域、地区、街区									
3 主要用途	家具製造工場								
4 不適合該当条項	法第 48 条第 7 項								
5 基準時	敷地面積	建築面積	延 べ 面 積						
	平成 8 年 5 月 31 日	2,500 m ²	1,350 m ²	不適合部分	適合部分	計			
	緩和による床面積の最高限度			800.00 m ²	1,000.00 m ²	1,800.00 m ²			
6 本工事の床面積	前回申請年月日	増築・改築	m ²	m ²	m ²				
		除却	m ²	m ²	m ²				
		用途の変更	m ²	m ²	m ²				
		前回申請後の延べ面積	m ²	m ²	m ²				
	今回申請○年○月○日	増築・改築	+650.00 m ²	— m ²	+650.00 m ²				
		除却	△300.00 m ²	— m ²	△300.00 m ²				
		用途の変更	△300.00 m ²	+300.00 m ²	0 m ²				
		今回申請後の延べ面積	850.00 m ²	1,300.00 m ²	2,150.00 m ²				
7 不適合の理由	原 動 機	基数	出力の合計	機 械		危 険 物	容器等の容量	そ の 他 必要な事項	
				名称	台数	名称			容量
	基準時		31.5kW					1	丸鋸 5 台×4.5kW 電気カチ 3 台×3kW
	前回申請		kW					1	
	今回申請		+6 kW					1	電気鋸 4 台×1.5kW
計		37.5kW					1		
※ 備考	(敷地全体)						前 確 認 済 証 交 付		
							年 月 日		
							第 号		
							確 認 済 証 交 付		
年 月 日									
第 号									

注1 面積の減には、△の符号を記入してください。改築のある場合は、必ず「除却」欄に面積を記入してください。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

3 不適合建築物に関する報告書は3部提出して下さい。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

[参 考]

建築基準法等の主な用途制限に関する改正項目の施行日（基準時）一覧表

法令等	主要改正項目	政令等	施行日（基準時）	
法48条	用途地域（8種類）による建築制限の改正	法別表第2	1972	S47. 9. 16
法48条	用途地域（12種類）による建築制限の改正	法別表第2	1993	H 8. 5. 31
法48条	大規模集客施設の用途制限（二種住居・準住居・工業地域）の追加	法別表第2 令130条の8の2	2007	H19. 11. 30
法48条	用途地域として田園住居地域内の建築制限を追加	法別表第2 令130条の9の3 令130条の9の4	2018	未指定 30. 4. 1 公布
法49条	名古屋市特別工業地区建築条例の制定		1972	S47. 11. 16
法49条	名古屋市大規模集客施設制限地区（準工業地域）建築条例の制定		2008	H20. 9. 1

年 月 日

がけに関する調書

(あて先)

名古屋市建築主事

設計者等 資格 () 建築士 () 登録第 号

氏 名 _____

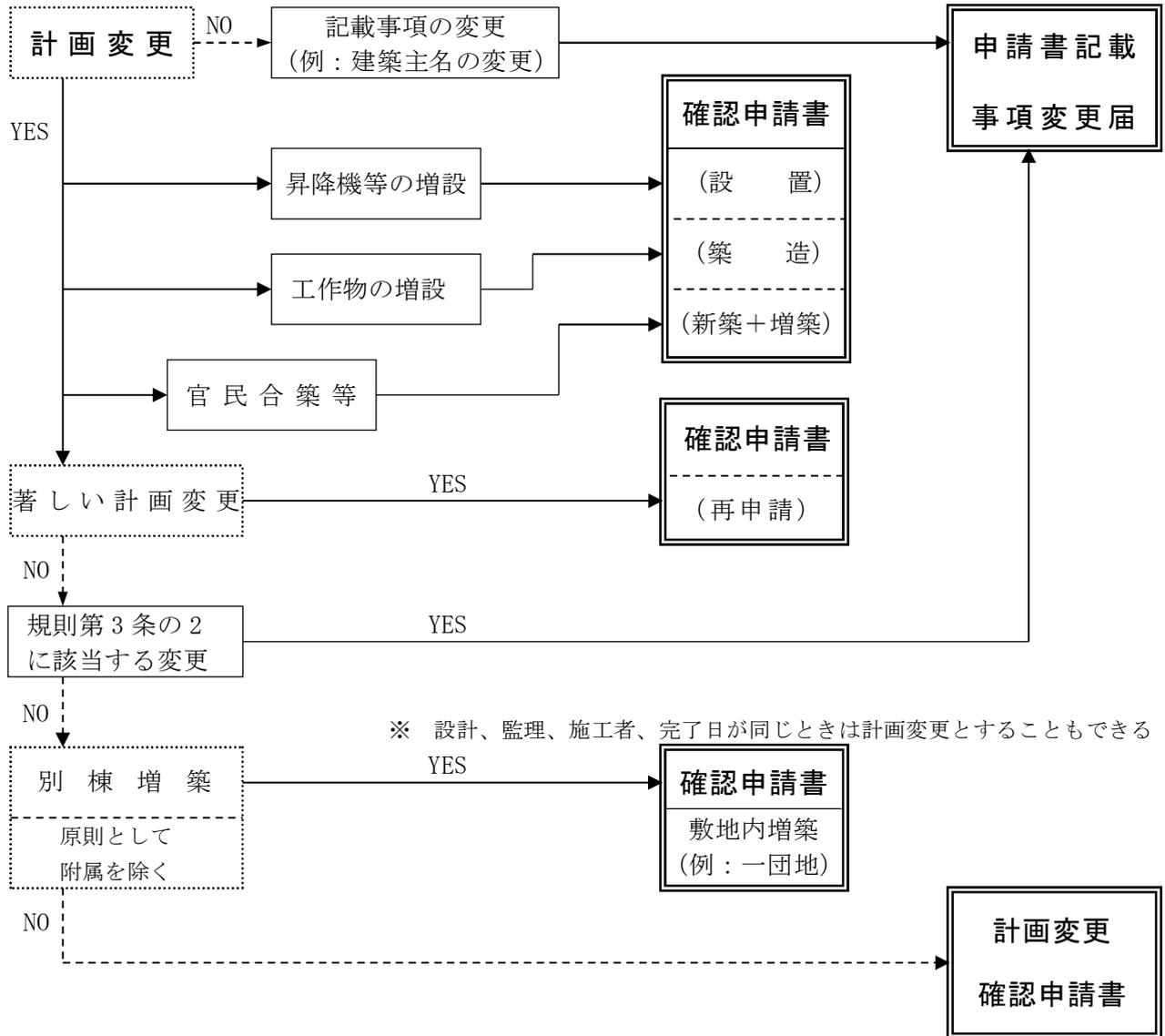
() 建築士事務所 () 知事登録第 ()

事務所名 _____

当該申請に係るがけは、愛知県建築基準条例第8条に適合し安全上支障がないと判断します。

1 建築主名		
2 申請敷地	名古屋市 区	
3 がけの安全上支障がない措置 (該当するがけに関する安全上の措置欄に○印を記入)		
(1) 愛知県建築基準条例第8条 (本文)		
	がけの上端又は下端と申請する建築物との間が、がけの高さの2倍以上離れている	
(2) 愛知県建築基準条例第8条ただし書 (平成12年 愛知県告示第899号)		
① 堅固な地盤によるがけ		
	がけの地盤が硬岩盤等である	第1項第一号
	切土によるがけが土質に応じた勾配以下で安全であることを確認した	第1項第二号
	土質試験等に基づく地盤の安定計算を行い、がけが安全であることを確認した	第1項第三号
② 擁壁等により保護 (有害な沈下、はらみ出し、ひび割れ等がないことを確認した擁壁等に限る)		
	建築基準法施行令 (以下「令」という。) 第142条の規定に適合する擁壁である 宅地造成等規制法 検査済証番号 () 交付年月日 (年 月 日) 建築基準法 検査済証番号 () 交付年月日 (年 月 日)	第2項第一号ア
	がけの高さが5m以下であり、擁壁がRC造又は間知石練積み造等である	第2項第一号イ
	擁壁に加わる荷重及び外力に対してそれが支持する地盤の安全性を確認した	第2項第一号ウ
	地すべり防止施設 (地すべり等防止法) が施工されており、安全である	第2項第一号エ
	急傾斜地崩壊防止施設 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律) が施工されており、安全である	第2項第一号オ
③ 建築物等による安全措置		
i がけ上に建築物を建築する場合		
	基礎をRC造の布基礎等とし、がけの下端から30度より下方に当該基礎底部 (基礎杭含む) を設ける	第2項第二号
ii がけ下に建築物を建築する場合		
	土砂災害特別警戒区域内において居室を有する建築物を建築する場合、令第80条の3の規定に適合する構造の建築物である	第2項第三号ア
	基礎及び主要構造部をRC造等の構造とし、かつ、がけ崩れのおそれがある部分は開口部を有しない外壁とする建築物である	第2項第三号イ(ア)
	がけと建築物の間がけ崩れを防止する施設を設ける	第2項第三号イ(イ)
	令第80条の3の規定に準ずる構造の建築物である	第2項第三号イ(イ)
iii がけに建築物を建築する場合		
	基礎をRC造の布基礎等とし、がけの下端から30度より下方に当該基礎底部 (基礎杭含む) を設け、かつ、がけ面を安全に保護等する	第2項第四号

- 備考 1 本調書は、愛知県建築基準条例第8条の規定に適合する旨を簡潔に明示するものである
 2 本調書のがけとは、高さが2mを超え、かつ、勾配が30度を超える傾斜地
 3 3-(2) ①~③により安全上支障がないとする場合は、その根拠として配置図に当該措置等の位置の明示、がけ付近の断面図のほか、必要に応じて当該措置等に関する設計図書又は検討資料を添付すること



○中間検査を指定する件

建築物に関する中間検査の特定工程等の指定

名古屋市告示第57号
平成21年2月20日

改正 平成24年2月8日告示第77号
改正 平成27年2月3日告示第47号
改正 平成30年2月27日告示第110号
改正 令和3年3月1日告示第94号
改正 令和6年10月18日告示第496号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

1 中間検査を行う区域
名古屋市全域

2 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模
次に掲げる建築物で新築するもの

- (1) 住宅（住宅以外の用途を兼ねる建築物にあっては、住宅の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1以上であるものに限る。）又は共同住宅の用途に供する建築物で、地階を除く階数が2以上であり、かつ、床面積の合計が50平方メートルを超えるもの
- (2) 法別表第1（い）欄（1）項から（4）項までに掲げる用途（共同住宅を除く。）に供する特殊建築物で、階数が3以上であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの

3 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表のとおりとする。ただし、階数が3以上である共同住宅については、特定工程にあっては法第7条の3第1項第1号の政令で定める工程に該当する工程を、特定工程後の工程にあっては同条第6項の政令で定める特定工程後の工程に該当する工程を除く。

なお、特定工程及び特定工程後の工程は、建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。

主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
ア 木造（オに係るものを除く。）	屋根ふき工事及び構造耐力上主要な軸組（枠組壁工法の場合は、耐力壁）の工事	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事及び内装工事

イ	鉄骨造（オに係るものを除く。）	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事
ウ	鉄筋コンクリート造（オに係るものを除く。）	鉄筋コンクリート造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋（プレキャストコンクリート部材にあつては、接合部）の工事	特定工程の配筋（プレキャストコンクリート部材にあつては、接合部）を覆うコンクリートを打設する工事
エ	鉄骨鉄筋コンクリート造（オに係るものを除く。）	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打設する工事
オ	工場生産による一体型又は組立式のもの	構造耐力上主要な軸組を構成する各部材を接続する接合部の工事	構造耐力上主要な軸組を構成する各部材を接続する接合部を覆う工事

4 適用の除外

次に掲げる建築物については、この告示の規定は、適用しない。

- (1) 法第7条の3第1項第1号に掲げる工程に該当する工程を含む工事に係る建築物
- (2) 第2項第1号に規定する住宅又は共同住宅の附属建築物で、住居の用に供さないもの
- (3) 法第18条第3項又は第4項の規定による確認済証の交付を受けて建築する建築物
- (4) 法第68条の10第1項に規定する型式適合認定を受けた建築物の部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条の2の11第1号に掲げるものに限る。）を有する住宅又は共同住宅
- (5) 法第85条の規定の適用を受ける建築物
- (6) 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第5条第1項の規定により建設住宅性能評価の申請をした者の当該申請に係る建築物

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成19年名古屋市告示第236号は、平成21年3月31日限り廃止する。ただし、平成21年4月1日前に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請がされたものについては、なお、従前の例による。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。（期間の変更）

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物については、なお従前の例による。

附 則
この告示は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

1 個人住宅程度の場合

①事前準備

*法定中間検査時の指示事項の確認

②現場検査（主な検査項目及び検査内容の一例を下記に掲載）

*検査箇所の把握

＜法定中間検査を受けた建築物の検査項目及び検査内容の一例＞

道 路	形態、幅員、位置等を確認（私道や道路後退のある場合は周辺の道路境界等も確認）
敷 地	敷地境界、敷地分割線、越境・未除却建築物の有無、延長敷地の接道幅等を確認
配 置	外壁後退距離、斜線制限（平面上の距離、軒の出：立面図と目視で比較）等を確認
地 盤 面	平均地盤面の確認、高低差による斜線緩和
外 観 ・ 外 構	開口部の位置・大きさ、外壁の仕上げ材、換気口（火気使用、軒裏、小屋裏など） 網入りガラス（玄関戸に注意） ブロック塀等の構造、道路斜線緩和の後退距離、道路後退
内 部	間取りの変更の有無、火気使用室の内装制限、階段の手すり、シックハウス換気設 備・建築材料、住宅用火災警報器 3階の場合：所定の防火性能、非常用出入口の確認

2 上記以外の場合

①完了検査申請書受付時

*第四面（工事監理）のチェック

②検査前の準備

*検査ポイントを図面等で確認…防火区画（面積、高層、竪穴、異種用途）、階段、避難、緩和規定適用箇所等の有無・位置を確認する。

③現場検査

*現場に到着したら確認申請書によって全体の概況（地域、用途、構造、高さ、道路、敷地、延焼線、区画線、採光面、進入口面等）を把握し、併せて変更箇所の有無等のほか、計画変更手続きを要する設計変更があるかを確認する。

*屋上に上がり、塔屋から順次、検査しながら下階に降りる。また、工事完了検査時期が適正で、仮使用認定が必要な工事部分がないかを確認する。（主な検査項目及び検査内容の一例を下記に掲載）

*全部の検査が終了したら、検査の是正事項がある場合は工事監理者にその旨を伝え、是正が完了した場合は、すみやかに報告するよう指示する。

④省エネ適合判定に係る完了検査

*省エネ基準工事監理報告書により確認を行うが、必要に応じ、工事監理者が確認した書類の検査及び所定の性能を有していることを証明する書類の検査を行う。

さらに、目視による施工後の現場確認が可能な項目に関し、現場検査（設備機器に記載の型番と納入仕様書の型番の照合等）を行う。

<主な検査項目及び検査内容の一例>

屋上・E V 機 械 室	
<ul style="list-style-type: none"> ・避雷針…アンテナ類が保護角内にあることを確認する。 ・斜線制限…道路、隣地側の建築物の形状を見る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防火設備…延焼部分にある換気ガラリには防火設備（FD）があるか確認する。 ・堅穴区画…防火設備等に換気ガラリがないか注意する。
階 段	
<ul style="list-style-type: none"> ・床面積…屋外階段の手すり上部のあきを見る。 ・幅…最小のところ幅を見る。 ・内装…区画免除の場合、下地とも不燃材料であるか確認する。 ・堅穴区画…遮炎、遮煙性能を有する防火設備であるか見る。（防火防煙シャッター） ・歩行距離…距離、直通性があるか見る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難階段…2 m以内に換気口がないか注意する。（屋外避難階段の場合） ・非常用照明…蓄電池での点灯を点検する。 ・手すりの高さ…踊り場の手すりの高さを測る。 ・手すりの設置…階段に手すりが設置されているか確認する。 <p>※1階では鉄骨階段の下部を使用した場合、防火区画がされているか確認する。</p>
廊 下 ・ バ ル コ ニ ー	
<ul style="list-style-type: none"> ・床面積…手すり上部の開放性を見る。 ・幅…最小のところを測る。 ・堅穴区画…E V区画の場合、E V扉等の区画の有無を確認する。 ・タラップ…避難タラップの有無を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用進入口…手すり上部が1 m以上あるか測る。 ・非常用照明…開放廊下で採光がとれない部分に設置されているか確認する。 ・手すり高さ…高さ1.1m以上、手すり子の内法間隔が11cm以下であるかを測る。（足かかりに注意）
居 室 そ の 他	
<ul style="list-style-type: none"> ・採光…二室採光では間口の1/2以上がふすまであるかを見る。 ・換気…ガスコンロと排気フードの下端が1 m以下であるかを見る。 ・内装…壁装材料である場合、シールの貼付があるかを見る。 ・防火設備…相じゃくりがとれているか見る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・界壁…準耐火構造以上かつ遮音性能を有する構造かを見る。 ・排煙…つり下げの手動装置の場合、床から1.8 m以下にあるかを見る。 ・非常用進入口…引き違い窓は開いた状態で幅を測る。（有効開口で確認）
<ul style="list-style-type: none"> ・面積区画…外壁で90cm以内の部分は防火設備であるかを見る。 ・異種用途区画…車庫が150㎡以上の場合、区画状況を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用照明…各部分で有無を確認し、1階で避難経路となる部分にも設置されているかを見る。 ・道路突出…外開き窓が突出しないかを注意する。
敷 地	

<ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界…杭等で明確になっているかを確認する。 ・道路部分後退…2項道路による後退があるかを見る。 ・建蔽率…申請以外の附属建築物、未除却建築物があるかを見る。 ・後退距離…日影、斜線制限等による後退寸法を測る。また、立面形状が申請と相違ないか確認する。 ・床面積…車庫部分の大きさを見る。 ・地盤面…建築物周囲の地盤高の状況を見る。 ・敷地内通路…非常用進入口が設置される面は、4 m以上あるか測る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・看板…防火地域で3 mを超えるものは、不燃材料であるかを見る。 ・ブロック塀…高さが1.2mを超える場合、3.4 m以内ごとに控え壁があるか見る。 ・道路突出…排気フード等の道路突出に注意する。 ・車庫出入口…愛知県建築基準条例に適合しているか注意する。 ・開口部…延焼のおそれのある部分に注意する。 ・避雷設備…受雷部の保護角内に建築物等が入っているかを確認する。 ・浄化槽の設置位置、放流状況
--	---

確認申請下見 事務処理表〔建築審査課 建築審査担当〕

	事務処理内容
確認申請 (下見時)〔建築審査担当〕	<p>(1) 確認申請必要書類のチェック</p> <p>①OCR票 ②確認申請書正本 ③確認申請書副本 ④建築計画概要書 ⑤建築工事届 ⑥防火対象物工事計画届(確認申請書第一面～第六面の写し添付) ⑦浄化槽調書(設置通知書及び7条検査依頼証明書の添付) ⑧構造図・構造計算書 ⑨その他書類(工場調書・小荷物専用昇降機調書・不適合建築物に関する報告書・構造計算に関する概要書・必要壁量の計算書・建築物に関する報告書・がけに関する調書・各種念書等・増築時の既設仮使用認定申請書の有無 その他)</p> <p>(注1) ①～⑤は原則必須、⑥は「専用住宅等」以外、⑦～⑧は該当分、⑨は任意でチェック (注2) 工作物(看板等)の確認申請必要書類は①～③</p>
	<p>(2) 下見審査</p> <p>①事前合議のチェック(協議事項については申請者に注意喚起) (建築審査課備付の合議先一覧表を参照すること) ②確認申請書正本・副本チェック(正副照合・記載内容・添付図面・用途地域・接道等) ③OCR票記載の概略チェック(特にOCR票のピンク塗りつぶし部分は必ずチェック) ④申請手数料チェック票の記入及びチェック ⑤申請手数料納付書チェック (未納付の場合は手数料額を教示) ⑥構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の関与が必要な建築物であれば構造審査担当、設備審査担当に合議する。</p>
	<p>(3) 事務処理及び書類等交付・返却</p> <p>①OCR票の処理(表面:該当区の記載及び「中間検査対象」の明示) (6条区分、計画通知、消防通知の記載) ②確認申請書正本・副本の処理(「中間検査対象」、「正」・「副」及びそれぞれ複数冊となる場合には、その明示(例:「1/3」)) ③建築確認申請受理書 ④申請手数料チェック票と確認申請必要書類一式を渡し、審査総括担当受付窓口で受付手続きをするよう指示</p>

計画変更確認申請下見 事務処理表〔建築審査課 建築審査担当〕

	事務処理内容
計画変更確認申請	<p>(1) 計画変更に関する相談対応</p> <p>① 計画変更確認申請又は再確認申請の要・不要の判断 (第3編 I-8p.191「計画変更確認申請等の取扱い判定フロー」を参照) ② 計画変更確認申請手数料算定方法の教示(計画変更確認申請手数料額算定表) ② 申請書記載事項変更届による変更手続き指示(必要に応じて) (第1編 IV-2 p.24「申請書記載事項変更の届出」を参照)</p>

(下見時)	<p>(2) 計画変更確認申請必要書類のチェック</p> <p>① 本体（元確認）の確認番号の把握</p> <p>② 必要書類のチェックは確認申請と同様（建築工事届不要）</p>
事務処理内容	
計画変更確認申請(下見時) [建築審査担当]	<p>(3) 下見審査</p> <p>① 事前合議のチェック（原則として確認申請と同様だが、一部省略可）</p> <p>② 申請手数料チェック票の記入及びチェック</p> <p>③ 手数料額を教示し納付書による納付を指示</p>
	<p>(4) 事務処理及び書類等交付・返却</p> <p>① OCR票（表面）の処理 （該当区の押印・元番号の記入 法6条区分・計画通知・消防通知の記載） （注）計画変更確認申請は中間検査の対象外とする。 （シール貼付-黒：計画変更）</p> <p>② 計画変更確認申請書正本の処理 （「計画変更確認申請書（建築物）」部分を赤枠で囲い、黒シールを貼付）</p> <p>② 防火対象物工事計画届に添付された計画変更確認申請書第一面の写しも赤枠で囲う</p> <p>③ 申請手数料チェック票と確認申請必要書類一式とを併せて渡し、審査総括担当受付窓口で受付手続きをするよう指示</p>

確認申請受付 事務処理表 [建築審査課審査総括担当]

事務処理内容	
確認申請(受付時) [審査総括担当]	<p>(1) 申請書類一式のチェック</p> <p>① 申請手数料チェック票 [申請手数料額及び下見の経由チェック]</p> <p>② OCR票</p> <p>(注) シール貼付済 [黒：計画変更 黄：FD申請]</p> <p>③ 確認申請書正本 ⇒ [申請手数料を納付済通知書で確認] [「確認済証交付のお知らせ」ハガキ又は用紙（あて先が本人以外は委任状添付要）を確認]</p> <p>④ 確認申請書副本</p> <p>⑤ 建築計画概要書</p> <p>⑥ 建築工事届</p> <p>⑦ 防火対象物工事計画届（専用住宅を除く）⇒ [確認申請書第一面～第六面の写し添付]</p> <p>(注) 計画変更確認申請の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正本の「計画変更確認申請書」が赤枠で囲まれ、黒シールが貼付されている。 ・ 計画変更確認申請書第一面の写しが防火対象物工事計画届に添付してあることを確認して消防局予防部規制課に送付する。 ・ OCR票に黒シールが貼付されている。
	<p>(2) 確認番号決定及び書類等交付・返却</p> <p>① 「確認番号バーコード綴り」と「確認申請受付票」の番号一致を確認する。</p> <p>② OCR票の確認番号欄に決定した確認番号を鉛筆で記し、「確認番号バーコード」を正本に貼付し、その他は後で貼付する。（繁忙時）</p> <p>③ 「建築確認申請受理書（給水申込み用）」の審査担当者印の確認・確認番号記入・受付印</p> <p>④ 「確認申請受付票」に受付印</p> <p>⑤ 「確認申請受付票」を申請者に交付する。</p>

確認申請書に添付する構造耐力関係の図書（細則第3条第1項第五号）

1 構造耐力規定に関する既存不適格調書、耐震診断等報告書

増築等にかかる既存建築物に対する構造耐力規定（法第20条）の緩和規定（法第86条の7、令第137条の2、令第137条の12、令第137条の16）を適用する場合に添付する。

<p. 201, 209>

2 用途変更における構造耐力関係報告書

用途変更の確認申請をする場合に添付する。

< p. 211 >

中間検査・完了検査申請書に添付する構造耐力関係の書類（規則第4条第六号）

1 工事監理状況報告書（中間検査・完了検査申請書第四面構造関係）

中間検査・完了検査申請書第四面「工事監理の状況」の構造関係の報告書の参考書式。構造計算書の添付が必要な建築物の場合に添付する。本書式を添付した場合は第四面の構造関係の記入を省略することができる。

<p. 213～>

2 鉄骨工事施工状況報告書（鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の場合）

構造計算書の添付が必要な建築物の場合に添付する。なお、法第68条の25の規定に基づく認定を受けた工場を用いる場合は、大臣認定書、別添、指定書の写しを添付することにより、省略することができる。

<p. 219>

<参考> 検査時構造提出書類一覧

<p. 221>

構造耐力規定に関する既存不適格調書

名古屋市建築主事 様

建築主 氏名
 調査者 住所
 (設計者) 資格 () 建築士 () 登録第 号
 事務所名
 氏名
 電話 - -

増築等に係る既存建築物に対する構造耐力規定(法第20条)の緩和規定(法第86条の7・令第137条の2・令第137条の12・令第137条の16)適用にあたり報告します。

1. 増築等に係る部分の概要<共通>

増築等に係る部分の床面積の合計(a)		㎡	基準時以降に増築等を行った部分の面積(b)	㎡
基準時における延べ面積(A)		㎡	(c)= A/2:	㎡ (d)= A/20:
増 改 築	該当する適用区分にレ	<input type="checkbox"/> 以下の適用区分における範囲外のもの	<input type="checkbox"/> 構造一体 →	<input type="checkbox"/> 適用区分1(令第137条の2第一号イ)
			<input type="checkbox"/> EXP.J等で分離 →	<input type="checkbox"/> 適用区分2(令第137条の2第一号ロ)
		<input type="checkbox"/> 基準時の1/20(50㎡超の場合50㎡)超で、1/2以下 ... d, 50㎡ < a+b ≤ c	<input type="checkbox"/> 構造一体 →	<input type="checkbox"/> 適用区分3(令第137条の2第二号イ)
			<input type="checkbox"/> EXP.J等で分離 →	<input type="checkbox"/> 適用区分4(令第137条の2第二号ロ)
		<input type="checkbox"/> 法20条第1項第四号建築物で基礎を補強 →	<input type="checkbox"/> 適用区分1又は2への基準に適合するもの →	↑適用区分1又は2へ(令第137条の2第二号ハ)
	<input type="checkbox"/> 基準時の1/20以下かつ50㎡以下 ... a+b ≤ d, 50㎡	<input type="checkbox"/> 構造耐力上の危険性が增大しないもの →	<input type="checkbox"/> 適用区分1〜4の基準のいずれかに適合するもの →	<input type="checkbox"/> 適用区分5(令第137条の2第三号イ)
		<input type="checkbox"/> 適用区分1〜4の基準のいずれかに適合するもの →		↑適用区分1〜4のいずれかへ(令第137条の2第三号ロ)
接続部	<input type="checkbox"/> EXP.J等既設に影響を与えない →	<input type="checkbox"/> 増築部の基礎とは干渉しないことを確認	<input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 大規模の修繕・大規模の模様替	<input type="checkbox"/> 構造耐力上の危険性が增大しない(令第137条の12第1項)		調査者所見・2〜5のみ記入	
<input type="checkbox"/> 移転	<input type="checkbox"/> 同一敷地内におけるもの(令第137条の16)		調査者所見・2〜5のみ記入	
	<input type="checkbox"/> 認定を受けたもの(令第137条の16)		調査者所見・2〜5のみ記入	
調査者(設計者)所見 ()				

2. 既存不適格建築物の概要<共通>

既存不適格となっている部分、規定、基準時		(部分)	(規定)	(基準時)
※記入欄が不足する場合は別紙添付				
建物名称等	名称			
	所有者(管理者)			
	所在地			
	用途	竣工年月		
	設計者			
	施工者			
建物履歴 ※1	増築、改築、用途変更	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(年 増・改・修・模・用・除	㎡)
	修繕・模様替、除却	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(年 増・改・修・模・用・除	㎡)
	火災等被災歴	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(年被災)
構造概要	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()			
階				合計
床面積(㎡)				

3. 設計当時の図書等の有無 <共通>

意匠図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	構造図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
構造計算書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	地質調査資料	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
確認申請書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	確認番号	

4. 新築又は増築等の時期を示す書類<共通> ※2

<input type="checkbox"/> 検査済証	<input type="checkbox"/> 確認済証	<input type="checkbox"/> 検査済証等処理経過の証明書	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書
<input type="checkbox"/> その他()			

5. 基準時以前の建築基準関係規定の適合<共通> ※3、※4

<input type="checkbox"/> 基準時以前の建築基準関係規定に適合することを確認した	
確認方法 (概要)	<input type="checkbox"/> 現地調査 <input type="checkbox"/> 図面(意匠図・構造図・施工図)と現地の照合 <input type="checkbox"/> その他()

6. 構造耐力規定の緩和条件<増改築>

(注)1.増改築に係る部分以外の部分が適用区分1~5のいずれか及び各適用区分内のすべて({ 部分はいずれか)の項目に該当すること
 (注)2.該当部分が無い場合は線を引くこと

<input type="checkbox"/> 適用区分1 (令第137条の2第一号イ)	構造一体				
<構造耐力上主要な部分>					
<input type="checkbox"/> (1) 耐久性等関係規定に適合 →7-1へ <input type="checkbox"/> (2) 令第3章第8節の規定に適合					
いずれかを選択☆ <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none;"> <input type="checkbox"/> 令第81条第1項 <input type="checkbox"/> 令第81条第2項第二号イ </td> <td style="border: none;"> <input type="checkbox"/> 令第81条第2項第一号イ <input type="checkbox"/> 令第81条第3項 </td> <td style="border: none;"> <input type="checkbox"/> 令第81条第2項第一号ロ ☆同等以上の計算方法を含む </td> </tr> </table>		<input type="checkbox"/> 令第81条第1項 <input type="checkbox"/> 令第81条第2項第二号イ	<input type="checkbox"/> 令第81条第2項第一号イ <input type="checkbox"/> 令第81条第3項	<input type="checkbox"/> 令第81条第2項第一号ロ ☆同等以上の計算方法を含む	
<input type="checkbox"/> 令第81条第1項 <input type="checkbox"/> 令第81条第2項第二号イ	<input type="checkbox"/> 令第81条第2項第一号イ <input type="checkbox"/> 令第81条第3項	<input type="checkbox"/> 令第81条第2項第一号ロ ☆同等以上の計算方法を含む			
<建築設備・屋根ふき材等>					
<input type="checkbox"/> (3) 建築設備(屋上突出の水槽・煙突、給排水管、昇降機等)は、平17国交告566号第1第一号の各規定に適合 <input type="checkbox"/> (4) 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭46建告109号の規定に適合* <small>*法20条第1項第一号の構造計算による安全確認の場合 又は令第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算により安全を確認した場合を除く</small> <input type="checkbox"/> (5) 特定天井は、平17国交告566号第1第二号ロの規定に適合* <small>*法20条第1項第一号に規定する構造計算 又は令第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算により安全を確認した場合を除く</small> いずれかを選択 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 平25国交告771号第3の規定に適合</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 令第39条第3項に基づく認定を受けたもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;"><input type="checkbox"/> 増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しており、落下防止措置が講じられているもの</td> </tr> </table>		<input type="checkbox"/> 平25国交告771号第3の規定に適合	<input type="checkbox"/> 令第39条第3項に基づく認定を受けたもの	<input type="checkbox"/> 増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しており、落下防止措置が講じられているもの	
<input type="checkbox"/> 平25国交告771号第3の規定に適合	<input type="checkbox"/> 令第39条第3項に基づく認定を受けたもの				
<input type="checkbox"/> 増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しており、落下防止措置が講じられているもの					

<input type="checkbox"/> 適用区分2 (令第137条の2第一号ロ)	EXP.J等で分離								
<構造耐力上主要な部分>									
<input type="checkbox"/> (1) 耐久性等関係規定に適合 →7-1へ <input type="checkbox"/> (2) 以下①~③のいずれかで安全を確認									
<input type="checkbox"/> ① 令第3章第8節の規定に適合(平17国交告566第2第一号イ) <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none;"> <input type="checkbox"/> 令第81条第1項 <input type="checkbox"/> 令第81条第2項第二号イ </td> <td style="border: none;"> <input type="checkbox"/> 令第81条第2項第一号イ <input type="checkbox"/> 令第81条第3項 </td> <td style="border: none;"> <input type="checkbox"/> 令第81条第2項第一号ロ ☆同等以上の計算方法を含む </td> </tr> </table>		<input type="checkbox"/> 令第81条第1項 <input type="checkbox"/> 令第81条第2項第二号イ	<input type="checkbox"/> 令第81条第2項第一号イ <input type="checkbox"/> 令第81条第3項	<input type="checkbox"/> 令第81条第2項第一号ロ ☆同等以上の計算方法を含む					
<input type="checkbox"/> 令第81条第1項 <input type="checkbox"/> 令第81条第2項第二号イ	<input type="checkbox"/> 令第81条第2項第一号イ <input type="checkbox"/> 令第81条第3項	<input type="checkbox"/> 令第81条第2項第一号ロ ☆同等以上の計算方法を含む							
<input type="checkbox"/> ② 「法20条第1項第二号~四号建築物の場合」(平17国交告566第2第一号ロ) <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none;">地震時: <input type="checkbox"/> 令第3章第8節の規定に適合</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">地震時以外: <input type="checkbox"/> 令第82条第一号~第三号における構造計算により構造耐力上の安全を確認</td> </tr> </table>		地震時: <input type="checkbox"/> 令第3章第8節の規定に適合	地震時以外: <input type="checkbox"/> 令第82条第一号~第三号における構造計算により構造耐力上の安全を確認						
地震時: <input type="checkbox"/> 令第3章第8節の規定に適合									
地震時以外: <input type="checkbox"/> 令第82条第一号~第三号における構造計算により構造耐力上の安全を確認									
<input type="checkbox"/> ③ 以下の方法で安全を確認(平17国交告566第2第一号ハ) <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none;"> 地震時: <input type="checkbox"/> 耐震診断によって安全な構造であることを確認 <small>(平17国交告566第2第一号ハ(平18国交告185号→平18国交告184号 別添))</small> </td> <td style="border: none; text-align: right;">→7-2へ</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> いずれかを選択 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 新耐震基準に適合することを確認 <small>(平17国交告566第2第一号ハ(平18国交告185号→平18国交告184号 別添第1ただし書→国住指第2275号別添(第2274号))</small></td> <td style="border: none; text-align: right;">→7-3へ</td> </tr> </table> </td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">地震時以外: <input type="checkbox"/> 令第82条第一号~第三号における構造計算により構造耐力上の安全を確認</td> </tr> </table>		地震時: <input type="checkbox"/> 耐震診断によって安全な構造であることを確認 <small>(平17国交告566第2第一号ハ(平18国交告185号→平18国交告184号 別添))</small>	→7-2へ	いずれかを選択 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 新耐震基準に適合することを確認 <small>(平17国交告566第2第一号ハ(平18国交告185号→平18国交告184号 別添第1ただし書→国住指第2275号別添(第2274号))</small></td> <td style="border: none; text-align: right;">→7-3へ</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 新耐震基準に適合することを確認 <small>(平17国交告566第2第一号ハ(平18国交告185号→平18国交告184号 別添第1ただし書→国住指第2275号別添(第2274号))</small>	→7-3へ		地震時以外: <input type="checkbox"/> 令第82条第一号~第三号における構造計算により構造耐力上の安全を確認	
地震時: <input type="checkbox"/> 耐震診断によって安全な構造であることを確認 <small>(平17国交告566第2第一号ハ(平18国交告185号→平18国交告184号 別添))</small>	→7-2へ								
いずれかを選択 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 新耐震基準に適合することを確認 <small>(平17国交告566第2第一号ハ(平18国交告185号→平18国交告184号 別添第1ただし書→国住指第2275号別添(第2274号))</small></td> <td style="border: none; text-align: right;">→7-3へ</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 新耐震基準に適合することを確認 <small>(平17国交告566第2第一号ハ(平18国交告185号→平18国交告184号 別添第1ただし書→国住指第2275号別添(第2274号))</small>	→7-3へ							
<input type="checkbox"/> 新耐震基準に適合することを確認 <small>(平17国交告566第2第一号ハ(平18国交告185号→平18国交告184号 別添第1ただし書→国住指第2275号別添(第2274号))</small>	→7-3へ								
地震時以外: <input type="checkbox"/> 令第82条第一号~第三号における構造計算により構造耐力上の安全を確認									
<建築設備・屋根ふき材等>									
<input type="checkbox"/> (3) 建築設備(屋上突出の水槽・煙突、給排水管、昇降機等)は、平17国交告566号第1第一号の各規定に適合 <input type="checkbox"/> (4) 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭46建告109号の規定に適合* <small>*法20条第1項第一号の構造計算による安全確認の場合 又は令第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算により安全を確認した場合を除く</small> <input type="checkbox"/> (5) 特定天井は、平17国交告566号第1第二号ロの規定に適合* <small>*法20条第1項第一号に規定する構造計算 又は令第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算により安全を確認した場合を除く</small> いずれかを選択 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 平25国交告771号第3の規定に適合</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 令第39条第3項に基づく認定を受けたもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;"><input type="checkbox"/> 増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しており、落下防止措置が講じられているもの</td> </tr> </table>		<input type="checkbox"/> 平25国交告771号第3の規定に適合	<input type="checkbox"/> 令第39条第3項に基づく認定を受けたもの	<input type="checkbox"/> 増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しており、落下防止措置が講じられているもの					
<input type="checkbox"/> 平25国交告771号第3の規定に適合	<input type="checkbox"/> 令第39条第3項に基づく認定を受けたもの								
<input type="checkbox"/> 増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しており、落下防止措置が講じられているもの									

適用区分3 (令第137条の2第二号イ) 基準時の1/20(50㎡超の場合50㎡)超で、1/2以下【構造一体】又は【EXP.J等で分離】

<構造耐力上主要な部分>

(1) 耐久性等関係規定に適合 →7-1-へ

(2) 地震に対して、以下のいずれかで安全を確認

【構造一体】の場合

① 令第3章第8節の規定に適合(平17国交告566第3第一号ロ(1))

いずれかを選択☆

<時刻歴応答解析> 令第81条第1項 <ルート3> 令第81条第2項第一号イ <限界耐力計算> 令第81条第2項第一号ロ
 <ルート2> 令第81条第2項第二号イ <ルート1> 令第81条第3項 ☆同等以上の計算方法を含む

② 「法20条第1項第四号建築物で木造の場合」(平17国交告566第3第一号ロ(2))

いずれかを選択

令第42条、第43条、第46条第1項から第3項まで及び第4項(表3に係る部分を除く)※に適合
 令第42条(土台及び基礎)最下階の柱の下部に土台があり、基礎に緊結されている
 令第43条(柱の小径)柱の小径が基準値以内、通し柱が適正に配置されている等
 令第46条(構造耐力上必要な軸組等)壁又は筋かいを入れた軸組が釣合いよく配置され、隅角に火打材があり、小屋組に振れ止めがある等
 〃 階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える場合は壁量計算及び壁率比(1/4分割)等により安全を確認
 平13国交告1540第1から第10までの規定に適合(枠組壁工法又は木質プレハブ工法の場合)

③ 建築物の内部に床を増設するなどの増築がある場合

いずれかを選択

③-1 「既存の架構を構成する部材(間柱、小梁その他これらに類するものを除く)の追加、変更が無い場合」
 又は、
 ③-2 「既存の架構を構成する部材の変更があるが、強度及び耐力が上昇する場合」※5(平17国交告566第3第一号ニ)
 は以下による安全確認とすることができる

耐震診断によって安全な構造であることを確認 →7-2-へ
 (平17国交告566第3第一号ニ(平18国交告185号→平18国交告184号 別添))
 新耐震基準に適合することを確認 →7-3-へ
 (平17国交告566第3第一号ニ(平18国交告185号→平18国交告184号 別添第1ただし書→国住指第2275号別添(第2274号))

【EXP.J等で分離】の場合

上記(2)ー①～③のいずれかを選択

④ 「EXP.J その他相互に応力を伝えない構造方法で2以上の独立部分とする場合」(平17国交告566第3第一号ホ、へ)

は以下による安全確認とすることができる

耐震診断によって安全な構造であることを確認 →7-2-へ
 (平17国交告566第3第一号ホ、へ(平18国交告185号→平18国交告184号 別添))
 新耐震基準に適合することを確認 →7-3-へ
 (平17国交告566第3第一号ホ、へ(平18国交告185号→平18国交告184号 別添第1ただし書→国住指第2275号別添(第2274号))

(3) 地震時以外に対して、以下のいずれかで安全を確認

【構造一体】の場合

㊦ 令第3章第8節の規定に適合(平17国交告566第3第一号ハ(1)) ※(2)①と同じ個所に✓をしてください。

いずれかを選択☆

<時刻歴応答解析> 令第81条第1項 <ルート3> 令第81条第2項第一号イ <限界耐力計算> 令第81条第2項第一号ロ
 <ルート2> 令第81条第2項第二号イ <ルート1> 令第81条第3項 ☆同等以上の計算方法を含む

㊧ 「法20条第1項第四号建築物で木造の場合」(平17国交告566第3第一号ハ(2))

いずれかを選択

令第46条第4項(表2に係る部分を除く)に適合*
 * 階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える場合は壁量計算及び壁率比(1/4分割)等により安全を確認
 平13国交告1540第1から第10までの規定に適合(枠組壁工法又は木質プレハブ工法の場合)

【EXP.J等で分離】の場合

上記(3)ー㊦、㊧のいずれかを選択

㊨ 「EXP.J その他相互に応力を伝えない構造方法で2以上の独立部分とする場合」(平17国交告566第3第一号ホ、へ)

は以下による安全確認とすることができる

令第82条第一号～第三号における構造計算により構造耐力上の安全を確認

<建築設備・屋根ふき材等>

(4) 建築設備(屋上突出の水槽・煙突、給排水管、昇降機等)は、平17国交告566号第1第一号の各規定に適合

(5) 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭46建告109号の規定に適合*
*法20条第1項第一号の構造計算による安全確認の場合又は令第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算により安全を確認した場合を除く

(6) 特定天井は、平17国交告566号第1第二号ロの規定に適合*
*法20条第1項第一号に規定する構造計算 又は令第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算により安全を確認した場合を除く

平25国交告771号第3の規定に適合 令第39条第3項に基づく認定を受けたもの
 増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しており、落下防止措置が講じられているもの

<input type="checkbox"/> 適用区分4 (令第137条の2第二号ロ)	基準時の1/20(50㎡超の場合50㎡)超で、1/2以下【法20条第1項第四号建築物に限る】
<input type="checkbox"/> (1) 令第3章第1節から第7節の2まで(第36条及び第38条第2項から第4項までを除く)の規定に適合 <input type="checkbox"/> (2) 基礎の補強について平17国交告566第4の規定に適合	

<input type="checkbox"/> 適用区分5 (令第137条の2第三号イ)	基準時の1/20以下かつ50㎡以下
<input type="checkbox"/> 構造耐力上の危険性が增大しない 接続方法{ <input type="checkbox"/> EXP.J等 <input type="checkbox"/> その他() 調査者(設計者)所見 ()	

7. 安全確認の方法<増改築>

7-1 耐久性等関係規定の確認		
確認方法	<input type="checkbox"/> 現地調査	<input type="checkbox"/> 図面(意匠図・構造図・施工図)と現地の照合
		<input type="checkbox"/> その他()

7-2 耐震診断によって安全を確認 ※6	
<input type="checkbox"/> 平17国交告566第2第一号ハ又は第3第一号ニ、ホ、ヘにより、平18国交告185に定める規定(平18国交告184別添)によって安全な構造であることを確認した	

7-3 新耐震基準への適合性によって安全を確認 ※6		
<input type="checkbox"/> 国住指第2275号(平成24年9月27日)「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に係る認定について(技術的助言)」によって安全を確認した		
確認方法	<input type="checkbox"/> 現地調査	<input type="checkbox"/> 図面(意匠図・構造図・施工図)と現地の照合
	<input type="checkbox"/> 構造計算書の確認	<input type="checkbox"/> その他()

8. 総合所見<増改築>

--

<添付図書>

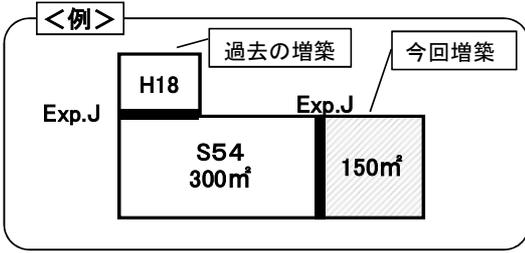
- ※1 既往工事の履歴がある場合は、既存建築物の平面図及び配置図に各既往工事に係る建築物の部分が分かるように示すこと。
 - ※2 建築年が明記された公的証明書を添付すること。確認済証(写)、検査済証(写)又は同証明書、登記事項証明書、他
 - ※3 既存建築物の構造図(建築当時のもの)を添付すること。
 - ※4 既存建築物において構造耐力上主要な部分の変更又は荷重の増減等がある場合はその検討書(当時の構造計算書の抜粋等を含む)を添付すること。
 - ※5 既存の架構を構成する部材の変更がある場合は、強度及び耐力が上昇することの検討書を添付すること。
 - ※6 耐震診断によって建物の安全性を確認した場合は、第三者機関による耐震診断の評価書(写)等を添付すること。
- その他必要と認め指示したものを添付すること。

<注意事項>

- ※7 増改築に係る部分以外の部分の屋根瓦が、増改築に係る部分の屋根ふき材と構造上分離しているものに限り、軒およびけらばから二枚通りまでが一枚ごとに、その他の部分のうちむねにあつては一枚おきごとに、銅線、鉄線、くぎ等で下地に緊結され、またはこれと同等以上の効力を有する方法ではがれ落ちないようにふかれているものについては昭46建告109号第1第三号を満たす必要はない。

構造耐力規定に関する既存不適格調書<記入例>

名古屋市建築主事 様



建築主 氏名 〇〇 〇〇
 調査者 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇〇
 (設計者) 資格 ()建築士()登録第 号
 事務所名 (株)〇〇設計
 氏名 〇〇 〇〇
 電話 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

増築等に係る既存建築物に対する構造耐力規定(法第20条)の緩和規定(法第86条の7・令第137条の2・令第137条の12・令第137条の16)適用にあたり報告します。

1. 増築等に係る部分の概要<共通>

増築等に係る部分の床面積の合計(a)	150 m ²	基準時以降に増築等を行った部分の面積(b)	50 m ²
基準時における延べ面積(A)	300 m ²	(c)= A/2: 150 m ² (d)= A/20: 15 m ²	
増築の場合 該当する適用区分にレ	<input checked="" type="checkbox"/> 以下の適用区分における範囲外のもの <input type="checkbox"/> 基準時の1/20 (50m ² 超の場合50m ² 超で、1/2以下... d, 50m ² <a+b≤c	<input type="checkbox"/> 構造一体 → <input checked="" type="checkbox"/> EXP.J等で分離 →	<input type="checkbox"/> 適用区分1 (令第137条の2第一号イ) <input checked="" type="checkbox"/> 適用区分2 (令第137条の2第一号ロ)
	<input type="checkbox"/> 基準時の1/20以下かつ50m ² 以下... a+b≤d, 50m ²	<input type="checkbox"/> 構造一体 → <input type="checkbox"/> EXP.J等で分離 → <input type="checkbox"/> 法20条第1項第四号建築物で基礎を補強 → <input type="checkbox"/> 適用区分1又は2の基準に適合するもの →	<input type="checkbox"/> 適用区分3 (令第137条の2第二号イ) <input type="checkbox"/> 適用区分4 (令第137条の2第二号ロ) <input type="checkbox"/> ↑適用区分1又は2へ (令第137条の2第二号ハ)
		<input type="checkbox"/> 構造耐力上の危険性が增大しないもの → <input type="checkbox"/> 適用区分1~4の基準のいずれかに適合するもの →	<input type="checkbox"/> 適用区分5 (令第137条の2第三号イ) <input type="checkbox"/> ↑適用区分1~4のいずれかへ (令第137条の2第三号ロ)
	接続部 <input checked="" type="checkbox"/> EXP.J等既設に影響を与えない → <input checked="" type="checkbox"/> 増築部の基礎とは干渉しないことを確認 <input type="checkbox"/> その他		
<input type="checkbox"/> 大規模の修繕・大規模の模様替 <input type="checkbox"/> 移転	<input type="checkbox"/> 構造耐力上の危険性が增大しない(令第137条の12第1項) <input type="checkbox"/> 同一敷地内におけるもの(令第137条の16) <input type="checkbox"/> 認定を受けたもの(令第137条の16)	調査者所見・2~5のみ記入 調査者所見・2~5のみ記入 調査者所見・2~5のみ記入	
調査者(設計者)所見 ()			

2. 既存不適格建築物の概要<共通>

既存不適格となっている部分、規定、基準時	(部分) 建築物全体 (構造計算)	(規定) 法第20条	(基準時) 昭和56年6月1日	
※記入欄が不足する場合は別紙添付				
建物名称等	名称	〇〇〇〇		
	所有者(管理者)	〇〇 〇〇		
	所在地	〇〇市〇〇町〇-〇〇		
	用途	〇〇〇〇	竣工年月	昭和54年10月
	設計者	(株)〇〇設計 〇〇 〇〇		
	施工者	(株)〇〇建設 代表取締役 〇〇 〇〇		
建物履歴 ※1	増築、改築、用途変更	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (平成18年増)改・修・模・用・除 50 m ² (年増・改・修・模・用・除 m ²)		
	修繕・模様替、除却	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (年被災)		
火災等被災歴	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (年被災)			
構造概要	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input checked="" type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()			
階	1F	2F	3F	合計
床面積(m ²)	150	100	100	350

増築の場合

「大規模修繕・模様替」・「移転」の場合

3. 設計当時の図書等の有無 <共通>

意匠図	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	構造図	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
構造計算書	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	地質調査資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
確認申請書	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	確認番号	第〇〇-〇〇号、第〇〇-〇〇号(増築)	

4. 新築又は増築等の時期を示す書類<共通> ※2

<input checked="" type="checkbox"/> 検査済証	<input type="checkbox"/> 確認済証	<input type="checkbox"/> 検査済証等処理経過の証明書	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書
<input type="checkbox"/> その他()			

5. 基準時以前の建築基準関係規定の適合<共通> ※3、※4

<input checked="" type="checkbox"/> 基準時以前の建築基準関係規定に適合することを確認した	
確認方法(概要)	<input checked="" type="checkbox"/> 現地調査 <input checked="" type="checkbox"/> 図面(意匠図・構造図・施工図)と現地の照合 <input type="checkbox"/> その他()

6. 構造耐力規定の緩和条件<増改築>

※以下の項目は、既存不適格の緩和を受ける既設の部分について記載してください。

(注)1.増改築に係る部分以外の部分が適用区分1~5のいずれか及び各適用区分内のすべて(部分はいずれか)の項目に該当すること
 (注)2.該当部分が無い場合は線を引くこと

<input type="checkbox"/> 適用区分1 (令第137条の2第一号イ)	構造一体
<構造耐力上主要な部分> <input type="checkbox"/> (1) 耐久性等関係規定に適合 →7-1へ <input type="checkbox"/> (2) 令第3章第8節の規定に適合 ※現行法の構造計算による安全確認 ① 時刻歴応答解析 <ルート3> <限界耐力計算> <input type="checkbox"/> 令第81条第1項 <input type="checkbox"/> 令第81条第2項第一号イ <input type="checkbox"/> 令第81条第2項第一号ロ ② <ルート2> <ルート1> <input type="checkbox"/> 令第81条第2項第二号イ <input type="checkbox"/> 令第81条第3項 ☆同等以上の計算方法を含む <建築設備・屋根ふき材等> <input type="checkbox"/> (3) 建築設備(屋上突出の水槽・煙突、給排水管、昇降機等)は、平17国交告566号第1第一号の各規定に適合 <input type="checkbox"/> (4) 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭46建告109号の規定に適合* *法20条第1項第一号の構造計算による安全確認の場合 又は令第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算により安全を確認した場合を除く <input type="checkbox"/> (5) 特定天井は、平17国交告566号第1第二号ロの規定に適合* *法20条第1項第一号に規定する構造計算 又は令第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算により安全を確認した場合を除く ① 平25国交告771号第3の規定に適合 <input type="checkbox"/> 令第39条第3項に基づく認定を受けたもの <input type="checkbox"/> 増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しており、落下防止措置が講じられているもの	

<input checked="" type="checkbox"/> 適用区分2 (令第137条の2第一号ロ)	EXP.J等で分離
<構造耐力上主要な部分> <input checked="" type="checkbox"/> (1) 耐久性等関係規定に適合 →7-1へ <input checked="" type="checkbox"/> (2) 以下①~③のいずれかで安全を確認 ※現行法の構造計算による安全確認 ① 令第3章第8節の規定に適合(平17国交告566第2第一号イ) ① 時刻歴応答解析 <ルート3> <限界耐力計算> <input type="checkbox"/> 令第81条第1項 <input type="checkbox"/> 令第81条第2項第一号イ <input type="checkbox"/> 令第81条第2項第一号ロ ② <ルート2> <ルート1> <input type="checkbox"/> 令第81条第2項第二号イ <input type="checkbox"/> 令第81条第3項 ☆同等以上の計算方法を含む ② 「法20条第1項第二号~四号建築物の場合」(平17国交告566第2第一号ロ) 地震時: <input type="checkbox"/> 令第3章第8節の規定に適合 地震時以外: <input type="checkbox"/> 令第82条第一号~第三号における構造計算により構造耐力上の安全を確認 ※「いずれかを選択」は、 いずれかをチェック <input checked="" type="checkbox"/> ③ 以下の方法で安全を確認(平17国交告566第2第一号ハ) ※その他の項目は、 該当する全てにチェック 地震時: <input checked="" type="checkbox"/> 耐震診断によって安全な構造であることを確認 →7-2へ (平17国交告566第2第一号ハ(平18国交告185号→平18国交告184号 別添)) <input type="checkbox"/> 新耐震基準に適合することを確認 →7-3へ (平17国交告566第2第一号ハ(平18国交告185号→平18国交告184号 別添第1ただし書→国住指第2275号別添(第2274号)) 地震時以外: <input checked="" type="checkbox"/> 令第82条第一号~第三号における構造計算により構造耐力上の安全を確認 ※該当項目が無い場合は線を引くこと <建築設備・屋根ふき材等> <input type="checkbox"/> (3) 建築設備(屋上突出の水槽・煙突、給排水管、昇降機等)は、平17国交告566号第1第一号の各規定に適合 <input checked="" type="checkbox"/> (4) 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭46建告109号の規定に適合* *法20条第1項第一号の構造計算による安全確認の場合 又は令第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算により安全を確認した場合を除く <input type="checkbox"/> (5) 特定天井は、平17国交告566号第1第二号ロの規定に適合* *法20条第1項第一号に規定する構造計算 又は令第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算により安全を確認した場合を除く ① 平25国交告771号第3の規定に適合 <input type="checkbox"/> 令第39条第3項に基づく認定を受けたもの <input type="checkbox"/> 増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しており、落下防止措置が講じられているもの	

(1)~(5)の該当部分は全てチェック

適用区分3 (令第137条の2第二号イ) 基準時の1/20(50㎡超の場合50㎡)超で、1/2以下 【構造一体】又は【EXP.J等で分離】

<構造耐力上主要な部分>

(1) 耐久性等関係規定に適合 →7-1~

(2) 地震に対して、以下のいずれかで安全を確認

【構造一体】の場合

① 令第3章第8節の規定に適合(平17国交告566第3第一号ロ(1)) ※現行法の構造計算による安全確認

いづれかを選択☆

<時刻歴応答解析> 令第81条第1項
 <ルート3> 令第81条第2項第一号イ
 <限界耐力計算> 令第81条第2項第一号ロ
 <ルート2> 令第81条第2項第二号イ
 <ルート1> 令第81条第3項

☆同等以上の計算方法を含む

※『令38条における基礎の形状・寸法等』『令47条及びH12告示1460号における継手、仕口の金物補強』は対象外

② 「法20条第1項第四号建築物で木造の場合」(平17国交告566第3第一号ロ(2))

いづれかを選択

令第42条、第43条、第46条第1項から第3項まで及び第4項(表3に係る部分を除く)*に適合
 令第42条(土台及び基礎)最下階の柱の下部に土台があり、基礎に緊結されている
 令第43条(柱の小径)柱の小径が基準値以内、通し柱が適正に配置されている等
 令第46条(構造耐力上必要な軸組等)壁又は筋かいを入れた軸組が鈎合いよく配置され、隅角に火打材があり、小屋組に振れ止めがある等
 〃 階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える場合は壁量計算及び壁率比(1/4分割)等により安全を確認
 平13国交告1540第1から第10までの規定に適合(枠組壁工法又は木質プレハブ工法の場合)

③ 建築物の内部に床を増設するなどの増築がある場合

いづれかを選択

③-1 「既存の架橋を構成する部材(間柱、小梁その他これらに類するものを除く)の追加、変更が無い場合」
 又は
 ③-2 「既存の架橋を構成する部材の変更があるが、強度及び耐力が上昇する場合」※5(平17国交告566第3第一号ニ)

は以下による安全確認とすることができる

いづれかを選択

耐震診断によって安全な構造であることを確認 →7-2~
 (平17国交告566第3第一号ニ(平18国交告185号→平18国交告184号 別添))
 新耐震基準に適合することを確認 →7-3~
 (平17国交告566第3第一号ニ(平18国交告185号→平18国交告184号 別添第1ただし書→国住指第2275号別添(第2274号))

【EXP.J等で分離】の場合

上記(2)-①~③のいずれかを選択

④ 「EXP.J その他相互に応力を伝えない構造方法で2以上の独立部分とする場合」(平17国交告566第3第一号ホ、へ)

は以下による安全確認とすることができる

いづれかを選択

耐震診断によって安全な構造であることを確認 →7-2~
 (平17国交告566第3第一号ホ、へ(平18国交告185号→平18国交告184号 別添))
 新耐震基準に適合することを確認 →7-3~
 (平17国交告566第3第一号ホ、へ(平18国交告185号→平18国交告184号 別添第1ただし書→国住指第2275号別添(第2274号))

(3) 地震時以外に対して、以下のいずれかで安全を確認

【構造一体】の場合

⊖ 令第3章第8節の規定に適合(平17国交告566第3第一号ハ(1)) ※(2)①と同じ個所に✓をしてください。 ※現行法の構造計算による安全確認

いづれかを選択☆

<時刻歴応答解析> 令第81条第1項
 <ルート3> 令第81条第2項第一号イ
 <限界耐力計算> 令第81条第2項第一号ロ
 <ルート2> 令第81条第2項第二号イ
 <ルート1> 令第81条第3項

☆同等以上の計算方法を含む

⊖ 「法20条第1項第四号建築物で木造の場合」(平17国交告566第3第一号ハ(2))

いづれかを選択

令第46条第4項(表2に係る部分を除く)に適合*
 * 階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える場合は壁量計算及び壁率比(1/4分割)等により安全を確認
 平13国交告1540第1から第10までの規定に適合(枠組壁工法又は木質プレハブ工法の場合)

【EXP.J等で分離】の場合

上記(3)-⊖、⊖のいずれかを選択

⊕ 「EXP.J その他相互に応力を伝えない構造方法で2以上の独立部分とする場合」(平17国交告566第3第一号ホ、へ)

は以下による安全確認とすることができる

いづれかを選択

令第82条第一号~第三号における構造計算により構造耐力上の安全を確認

<建築設備・屋根ふき材等>

(4) 建築設備(屋上突出の水槽・煙突、給排水管、昇降機等)は、平17国交告566号第1第一号の各規定に適合

(5) 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭46建告109号の規定に適合*
*法20条第1項第一号の構造計算による安全確認の場合又は令第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算により安全を確認した場合を除く

(6) 特定天井は、平17国交告566号第1第二号ロの規定に適合*
*法20条第1項第一号に規定する構造計算 又は令第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算により安全を確認した場合を除く

いづれかを選択

平25国交告771号第3の規定に適合
 令第39条第3項に基づく認定を受けたもの
 増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しており、落下防止措置が講じられているもの

※既存基礎がべた基礎や布基礎の場合に適用可(玉石基礎、その他の独立基礎等は適用不可)

<input type="checkbox"/> 適用区分4 (令第137条の2第二号ロ)	基準時の1/20(50㎡超の場合50㎡)超で、1/2以下【法20条第1項第四号建築物に限る】
<input type="checkbox"/> (1) 令第3章第1節から第7節の2まで(第36条及び第38条第2項から第4項までを除く)の規定に適合 <input type="checkbox"/> (2) 基礎の補強について平17国交告566第4の規定に適合	
※令38条の異種基礎の併用、平12建告1347号は適用除外ですが、基礎の補強の規定に適合する必要があります。	
<input type="checkbox"/> 適用区分5 (令第137条の2第三号イ)	基準時の1/20以下かつ50㎡以下
<input type="checkbox"/> 構造耐力上の危険性が増大しない 接続方法{ <input type="checkbox"/> EXP.J等 <input type="checkbox"/> その他() 調査者(設計者)所見 ()	

7. 安全確認の方法<増改築>

7-1 耐久性等関係規定の確認	
確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 現地調査 <input checked="" type="checkbox"/> 図面(意匠図・構造図・施工図)と現地の照合 <input type="checkbox"/> その他()

7-2 耐震診断によって安全を確認 ※6	
<input checked="" type="checkbox"/> 平17国交告566第2第一号ハ又は第3第一号ニ、ホ、ヘにより、平18国交告185に定める規定(平18国交告184別添)によって安全な構造であることを確認した	

7-3 新耐震基準への適合性によって安全を確認 ※6	
<input type="checkbox"/> 国住指第2275号(平成24年9月27日)「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に係る認定について(技術的助言)」によって安全を確認した	
確認方法	<input type="checkbox"/> 現地調査 <input type="checkbox"/> 構造計算書の確認 <input type="checkbox"/> 図面(意匠図・構造図・施工図)と現地の照合 <input type="checkbox"/> その他()

8. 総合所見<増改築>

<p>現地調査の結果、既存の図面どおりに施工されており、施工状態も良好であった。また、耐震診断により地震に対して安全であることを確認した。その他、法適合性について上記のとおり現地調査及び既存図面により確認した。</p>

<添付図書>

- ※1 既往工事の履歴がある場合は、既存建築物の平面図及び配置図に各既往工事に係る建築物の部分分かるように示すこと。
 - ※2 建築年が明記された公的証明書を添付すること。確認済証(写)、検査済証(写)又は同証明書、登記事項証明書、他
 - ※3 既存建築物の構造図(建築当時のもの)を添付すること。
 - ※4 既存建築物において構造耐力上主要な部分の変更又は荷重の増減等がある場合はその検討書(当時の構造計算書の抜粋等を含む)を添付すること。
 - ※5 既存の架構を構成する部材の変更がある場合は、強度及び耐力が上昇することの検討書を添付すること。
 - ※6 耐震診断によって建物の安全性を確認した場合は、第三者機関による耐震診断の評価書(写)等を添付すること。
- その他必要と認め指示したものを添付すること。

<注意事項>

- ※7 増改築に係る部分以外の部分の屋根瓦が、増改築に係る部分の屋根ふき材と構造上分離しているものに限り、軒およびけらばから二枚通りまで一枚ごとに、その他の部分のうちむねにあつては一枚おきごとに、銅線、鉄線、くぎ等で下地に緊結され、またはこれと同等以上の効力を有する方法ではがれ落ちないようにふかれているものについては昭46建告109号第1第三号を満たす必要はない。

年 月 日

耐震診断等報告書

(宛先) 名古屋市建築主事 様

建築主 氏名

報告者 住所
(設計者) 資格 () 建築士 () 登録第 号
氏名
電話

増築に係る既存不適格部分の建築部分について、新耐震基準の適合性・耐震診断により、地震に対して構造耐力上安全であることを調査・確認しましたので結果を報告します。

1. 対象建築物の概要

建物名称等	名称				
	所在地				
構造種別	<input type="checkbox"/> 木造	<input type="checkbox"/> 鉄骨造	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造	<input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造	<input type="checkbox"/> その他()
階数	地上 階	地下 階	延べ面積	㎡	
架構形式	X方向	<input type="checkbox"/> ラーメン	<input type="checkbox"/> 耐力壁(筋交等)	<input type="checkbox"/> その他()	
	Y方向	<input type="checkbox"/> ラーメン	<input type="checkbox"/> 耐力壁(筋交等)	<input type="checkbox"/> その他()	
使用材料	コンクリート	Fc=	N/mm ²		
	鉄筋	SD	SR	鋼材	
基礎形式	<input type="checkbox"/> 直接基礎(独立基礎・べた基礎・布基礎)		<input type="checkbox"/> 杭基礎(既成杭・場所打ち杭)		<input type="checkbox"/> その他()

2. 耐震診断等の方法

(財) 日本建築防災協会による			
<input type="checkbox"/>	「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」	→ <input type="checkbox"/> 方法1	<input type="checkbox"/> 方法2 → 3-1へ
<input type="checkbox"/>	「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「精密診断法」	→ <input type="checkbox"/> 精密診断法1	<input type="checkbox"/> 精密診断法2 → 3-4へ
<input type="checkbox"/>	既存鉄骨造建築物の耐震診断指針		→ 3-2へ
<input type="checkbox"/>	既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準		→ 3-3へ
<input type="checkbox"/>	既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準		→ 3-4へ
<input type="checkbox"/>	公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目 (昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定)		→ 3-4へ
<input type="checkbox"/>	(一財) 建築保全センターによる 「官庁施設の総合耐震診断基準・改修基準及び同解説」		→ 3-4へ
<input type="checkbox"/>	屋内運動場等の耐震性能診断基準		→ 3-4へ
(一社) プレハブ建築協会による		昭和56年6月以降のもので	
<input type="checkbox"/>	木質系工業化住宅の耐震診断法	→ <input type="checkbox"/> 旧38条認定基準に適合	→ 3-4へ
<input type="checkbox"/>	鉄鋼系工業化住宅の耐震診断法	→ <input type="checkbox"/> 旧38条認定または工業化住宅性能認定基準に適合	→ 3-4へ
<input type="checkbox"/>	コンクリート系工業化住宅の耐震診断法	→ <input type="checkbox"/> 旧38条認定基準に適合	→ 3-4へ
<input type="checkbox"/>	平18国交告184(別添) 建築物の耐震診断の指針に定める方法		→ 3-4へ
<input type="checkbox"/>	その他の方法 ()		→ 3-4へ
<input type="checkbox"/>	昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(新耐震基準)に適合		→ 4へ
耐震診断(改修)の方針			

※耐震診断(改修)の方針は、概要を箇条書きで記入のこと。

3. 耐震診断の結果（新耐震基準への適合性確認による場合以外）

<input type="checkbox"/> 3-1 日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」									
木造の建築物等(木造の建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分)									
方向	階	P (kN)	E	D	$Pd=P \times E \times D$	必要耐力 Q_r (kN)	耐震指標 $I_w=Pd/Q_r$		
X	2						≥ 1.0		
	1						≥ 1.0		
Y	2						≥ 1.0		
	1						≥ 1.0		
<input type="checkbox"/> 3-2 日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」									
方向	階	E_0	F_{es}	Z	R_t	$I_s=E_0/F_{es}ZR_t$	q値		
X	3					≥ 0.6	≥ 1.0		
	2					≥ 0.6	≥ 1.0		
	1					≥ 0.6	≥ 1.0		
Y	3					≥ 0.6	≥ 1.0		
	2					≥ 0.6	≥ 1.0		
	1					≥ 0.6	≥ 1.0		
<input type="checkbox"/> 3-3 日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」									
<input type="checkbox"/> 第1次診断法									
方向	階	C_w	C_c	C_{sc}	E_0	S_D	T	I_s	I_{so}
X	3							≥ 0.8	
	2							≥ 0.8	
	1							≥ 0.8	
Y	3							≥ 0.8	
	2							≥ 0.8	
	1							≥ 0.8	
<input type="checkbox"/> 第2次診断法 ※第3次診断まで行う場合は3-4 その他の診断法による									
方向	階	E_0	S_D	T	$C_{TU} \cdot S_D$	I_s	I_{so}		
X	3				≥ 0.3		≥ 0.6		
	2				≥ 0.3		≥ 0.6		
	1				≥ 0.3		≥ 0.6		
Y	3				≥ 0.3		≥ 0.6		
	2				≥ 0.3		≥ 0.6		
	1				≥ 0.3		≥ 0.6		
<input type="checkbox"/> 3-4 その他の診断法 別紙による（診断結果を示すもの）									

※劣化状況（劣化度低減係数、経年指標、診断法の劣化に関する適用範囲等）、形状指標については採用値等の根拠となる資料を添付すること。

※耐震補強を行う場合は補強後の数値を記入し、補強計画図を添付すること。

※診断に用いた図面、その他必要と認め指示したものを添付すること。

4. 劣化状況等の現地調査結果（新耐震基準への適合性確認による場合）

調査位置	調査内容	調査方法	原因、影響、対策についての考察
<input type="checkbox"/> 床	<input type="checkbox"/> ひびわれ		
<input type="checkbox"/> 大梁	<input type="checkbox"/> 腐食状況		
<input type="checkbox"/> 壁	<input type="checkbox"/> 傾斜、たわみ、座屈等の変形		
<input type="checkbox"/> 柱	<input type="checkbox"/> 柱梁接合部・溶接部の確認		
<input type="checkbox"/> 基礎	<input type="checkbox"/> 亀裂		
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 不同沈下		
()	<input type="checkbox"/> その他 ()		

※全景(全周)及び劣化状況の写真(部位・状況を記入)を添付すること。

5. 報告者（設計者）の所見

※耐震改修・補修等も含めて設計者の判断を記入すること。

用途変更における構造耐力関係報告書

設計者 住所
資格 ()建築士()登録第 号
事務所名
氏名
電話 - -

本用途変更を行う建築物について、建築当時は構造関係規定に適法であったこと、及び、その状態が現在まで維持されていることを調査・確認しました。

また、用途変更により建築物の構造上の危険性は増大しないことを確認しましたので報告します。

1. 建築物の概要

建築物名称等	名称							
	所有者(管理者)							
	所在地							
	用途(建設当時)						竣工年月	
	設計者(建設当時)							
	施工者(建設当時)							
建築物履歴 ※1	増築、改築、用途変更	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	(年	増・改・修・模・用・除	m ²)	
	修繕・模様替、除却			(年	増・改・修・模・用・除	m ²)	
	火災等被災歴	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	(年	被災)	
構造概要	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()							
階							合計	
床面積(m ²)								

2. 設計図書等の有無

意匠図	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	構造図	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
構造計算書	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	施工図・竣工図	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
確認申請書	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 不明	確認番号	
確認済証	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 不明	検査済証	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明

3. 新築又は増築等の時期を示す書類 ※2

<input type="checkbox"/> 検査済証	<input type="checkbox"/> 確認済証	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書
<input type="checkbox"/> その他()		

4. 建築基準関係規定への適合

<input type="checkbox"/> 建築当時の構造関係規定に適合していること、及び、その状態が現在まで維持されていることを確認した	
確認方法	<input type="checkbox"/> 現地調査
	<input type="checkbox"/> 図面(意匠図・構造図・施工図)と現地の照合 ※3
	<input type="checkbox"/> その他()

5. 本用途変更により既存建築物の危険性が增大しないことの確認

(荷重)

<input type="checkbox"/> 固定荷重+積載荷重の値が用途変更前後で増えないことを確認した ※4
<input type="checkbox"/> 用途変更部分は土間コンクリートであり、基礎への影響がないことを確認した ※5
<input type="checkbox"/> その他の確認方法()

(構造耐力上主要な部分等の変更)

<input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/> 有(変更内容) ※6

6. 総合所見

※ 記入欄が不足する場合は、別紙添付

<添付図書>

- ※1 既往工事の履歴がある場合は、既存建築物の平面図及び配置図に各既往工事に係る建築物の部分が分かるように示すこと
- ※2 建築年が明記された公的証明書:確認済証(写)、検査済証(写)、登記事項証明書又はその他証明書等
- ※3 図面と現地を照合する際に用いた建築当時の図面(写)を添付すること
- ※4 荷重比較表(固定荷重+積載荷重を用途変更前後で比較したもの)、及び荷重比較の根拠となる資料(建築当時の設計荷重が確認できる計算書の抜粋、意匠図面等)を添付すること
- ※5 根拠となる資料を添付すること
- ※6 建築物の危険性が增大しないことを示す検討書を添付すること
- ※ 設計図書には用途変更する範囲を明確にすること

その他必要と認め指示したものを添付すること

工事監理状況報告書
(鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造 構造関係)

名古屋市長 様
確認年月日・番号
計画変更年月日・番号
建築主
建築場所

上記、建築物の構造に関する工事監理の状況について次のとおり報告します。

工事監理者
工事施工者

・建築確認図書と照合した結果、変更は、ありませぬ あります ※変更がある場合は、名古屋市の構造担当者に確認のうえ、次の手続きが必要です。
・変更については、計画変更済 記載事項変更済 今回の中間検査・完了検査時の書類と併せて軽微な変更報告書を添付します。

Table with 7 columns: 確認項目, 照合内容等, 照合方法等, 照合結果(最終確認日), 不適の場合の建築主への報告構造設計者への確認事項等, 別添報告書類. Rows include items like 建築確認済の表示等, 工事現場の危害の防止, 敷地の衛生及び安全, etc.

確認項目	照合内容等	照合方法等	照合結果 (最終確認口)	不適の場合の建築主への報告 構造設計者への確認事項等	別添報告書類
9 躯体工事 (鉄筋・コンクリート 工事に関する部分)	鉄筋の種類、規格、品質	<input type="checkbox"/> 品質管理記録と照合 <input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合	適 不適 ()		<input type="checkbox"/> ミルシート ※高強度筋の場合
	(全体)	コールドジョイント、ジャンカ、かぶり不足等の 施工不良がないこと 型枠内清掃状況の確認 設備配管等の配置確認及び部材の断面欠損の検討	<input type="checkbox"/> 自主検査記録の確認 <input type="checkbox"/> 自主検査記録の確認 <input type="checkbox"/> 自主検査記録の確認	適 不適 ()	
	各部鉄筋の継手・定着・余長・圧接状況の確認 継手種類 <input type="checkbox"/> 重ね <input type="checkbox"/> 圧接 <input type="checkbox"/> 溶接 <input type="checkbox"/> 機械 検査方法 <input type="checkbox"/> 引張 <input type="checkbox"/> 超音波 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 品質管理記録確認 <input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合	適 不適 ()	<input type="checkbox"/> 継手状況写真	
	躯体コンクリートの種類・規格・品質の検査状況 <input type="checkbox"/> JIS認証工場 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 品質管理記録確認 <input type="checkbox"/> 配合計画書等確認 確認を行った試験結果 <input type="checkbox"/> 4週圧縮強度試験 <input type="checkbox"/> 塩化物量試験 <input type="checkbox"/> アルカリ骨材反応試験	適 不適 ()	<input type="checkbox"/> 4週強度報告	
	(柱)	位置、形状、寸法 主筋、帯筋等の種類、径、本数、位置、XY方向、間隔 最下階の主筋の定着、止まり筋の状況 梁との仕口部帯筋、補強筋の確認 最上階柱頭鉄筋の止まり高さ、主筋出隅フック	<input type="checkbox"/> 品質管理記録と照合 <input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合 <input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合 <input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合 <input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合	適 不適 ()	<input type="checkbox"/> 配筋写真
	(壁)	耐震壁及び雑壁の位置、形状、壁厚、寸法 縦・横筋の径、ピッチ、位置 縦・横筋の定着、継手長さ 壁交差部、開口部補強筋 スリットの位置、形状及び配筋確認	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合 <input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合 <input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合 <input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合 <input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合	適 不適 ()	<input type="checkbox"/> 配筋写真
	(梁)	位置、形状、寸法 主筋、あばら筋等の種類、径、本数、位置、間隔 主筋の定着方法、長さ 貫通口の位置、補強状況 <input type="checkbox"/> 補強筋は既製品使用	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合 <input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合 <input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合 <input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合 <input type="checkbox"/> 位置大きさ、補強確認	適 不適 ()	<input type="checkbox"/> 配筋写真 <input type="checkbox"/> 貫通補強写真
	(床)	床版厚さと支持条件、寸法、位置 主筋・配力筋の径、方向、位置、ピッチ 上筋の位置確保の状況 隅部・開口部・設備配管への補強 <input type="checkbox"/> 仮設開口等あり	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合 <input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合 <input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合 <input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合 <input type="checkbox"/> 位置大きさ、補強確認	適 不適 ()	<input type="checkbox"/> 配筋写真
	(階段)	階段の位置、形状、寸法 階段主筋等の径、本数、位置	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合 <input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合	適 不適 ()	<input type="checkbox"/> 配筋写真
	10 鉄骨工事	「鉄骨造建築物品質適正化取扱い要領・同解説」による以下の報告書類で提出するものにチェックしてください。			
	<input type="checkbox"/> 鉄骨製作工場認定書、別添、指定書(写) 一□の場合、以下の(★)の報告書類の添付は不要です	<input type="checkbox"/> 「鉄骨造建築物品質適正化取扱い要領・同解説」に基づく品質管理の確認 <input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合			
	<input type="checkbox"/> 超音波探傷試験結果報告書(現場溶接) <input type="checkbox"/> 超音波探傷試験状況写真	<input type="checkbox"/> 鉄骨工事施工状況報告書 : (★) <input type="checkbox"/> SS材、SM材以外のミルシート(写) : (★) <input type="checkbox"/> 柱脚、アンカーボルト、認定材料等のミルシート(写)二次部材は不要 <input type="checkbox"/> 鋼材の流通経路を示した書類(写) : (★) <input type="checkbox"/> 超音波探傷試験結果報告書(工場溶接) : <input type="checkbox"/> 5F以上又は3000㎡超で第三者検査の場合は契約書(写) : (★) <input type="checkbox"/> 超音波探傷試験状況写真 : (★)			
	現場写真 <input type="checkbox"/> 鉄骨製作工場名の表示板設置状況 の近景・遠景写真 <input type="checkbox"/> 建方状況写真 <input type="checkbox"/> 柱・梁仕口状況写真 <input type="checkbox"/> 梁・柱継手状況、デッキPL接続状況写真 <input type="checkbox"/> 柱脚・ブレース端部状況写真 <input type="checkbox"/> 工事監理者の各検査状況写真	鉄骨工場写真 <input type="checkbox"/> 鉄骨工場における梁ウェブ補強写真 : (★) <input type="checkbox"/> 鉄骨工場における柱ダイヤフラム取付状況写真 : (★)			
11 特定天井	天井面構成部材の種類・規格・形状・位置・寸法 吊り材の種類・規格・形状・位置・寸法 斜め部材の種類・規格・形状・位置・寸法 接合部の種類・規格・形状・位置・寸法・接合状況 クリアランスの寸法・状況 あと施工アンカーの強度検査の結果・サンプル数 天井材の防錆措置の状況	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合 <input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合 <input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合 <input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合 <input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合 <input type="checkbox"/> 関係図書と報告書照合 <input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 ()		<input type="checkbox"/> 天井ふところ 内部全景写真 <input type="checkbox"/> 吊り材長さ 計測状況写真 <input type="checkbox"/> クリアランス 計測状況写真
12 特殊な工法等	特別な材料や特殊な工法については、提出書類を名古屋市の構造担当者と別途打合せのうえ添付してください。				
13 その他					
(注意事項)	<ul style="list-style-type: none"> 照合したものは口内にすべてチェックしてください。照合結果欄にはできる限り日付を記入してください。 該当する報告書類は、口内にチェックし添付してください。 今回、軽微な変更報告書を添付する場合は、変更内容がわかるように、「13その他」欄へ明記してください。 1〜12までに記入できない事項の監理報告、構造設計者に意見を聞いた事項等がある場合は「13その他」欄へ明記してください。 本報告書は中間検査・完了検査申請書第四面の構造関係について報告するものです。第四面に重複して記入する必要はありません。 				

工事監理状況報告書

— 木造枠組壁工法 構造関係 —

名古屋市建築主事 様

年 月 日

確認年月日・番号	年 月 日 第	—	号
(計画変更年月日・番号)	年 月 日 第	—	号
建築主			
建築場所	区		

上記、建築物の構造に関する工事監理の状況について次のとおり報告します。

工事監理者	担当者/連絡先	/電話番号
工事施工者	担当者/連絡先	/電話番号

・建築確認図書と照合した結果、変更は、 ありません あります ※変更がある場合は、名古屋市の構造担当者に確認のうえ、次の手続きが必要です。
 ・変更については、 計画変更済 記載事項変更届済 今回の中間検査・完了検査時の書類と併せて軽微な変更報告書を添付します。

確認項目	照合内容等	照合方法等	照合結果 (最終確認日)	不適の場合の建築主への報告 構造設計者への確認事項等	別添報告書類
1	建築確認済の表示等	<input type="checkbox"/> 現場確認	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 { }		
2	工事現場の 危害の防止	仮囲い、根切り・山留め工事等に対する危害防止 落下物に対する防護措置等	<input type="checkbox"/> 現場確認	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 { }	
3	敷地の衛生 及び安全	敷地の高低差、がけ・土留め・擁壁等の状況	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 { }	
4	建築物の外観・ 形状・寸法	柱・梁・壁・床版等の位置	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 { }	
		建物の通り芯等主要寸法(柱間、階高等)の確認	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合		
		EXPJの位置、離隔寸法の確認	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合		
5	地盤・基礎 (6・7・8 共通)	支持地盤の位置、種類、支持力等	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 { }	<input type="checkbox"/> 調査報告書
		支持地盤の土質の確認	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合		
		確認以降の地盤調査(載荷試験等) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ----->	<input type="checkbox"/> 立会確認記録の確認 <input type="checkbox"/> 構造設計者への確認		
6	地盤改良	地盤改良の種類・品質管理 (改良体の配合計画・試験方法等) <input type="checkbox"/> 深層改良 <input type="checkbox"/> 浅層改良 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 施工計画書確認 <input type="checkbox"/> 品質管理記録と照合	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 { }	<input type="checkbox"/> 施工報告書 <input type="checkbox"/> 施工写真 <input type="checkbox"/> 改良体試験報告
7	杭工事	杭工法の種類と仕様、杭径、長さ、本数、位置 <input type="checkbox"/> 既製杭 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合 <input type="checkbox"/> 品質管理記録と照合 <input type="checkbox"/> 自主検査記録の確認 <input type="checkbox"/> 関係図書とミルト照合	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 { }	<input type="checkbox"/> 施工報告書 <input type="checkbox"/> 施工写真 <input type="checkbox"/> ミルシート ※高強度筋の場合 <input type="checkbox"/> 配筋写真
		杭の偏心の有無、補強等 許容範囲外の芯ずれ等 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ----->	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合 <input type="checkbox"/> 構造設計者への確認		
		杭継手の仕様・品質	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合 <input type="checkbox"/> 品質管理記録と照合		
		杭頭の処理及び補強	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合		
8	基礎工事	根入れ深さ、基礎フーチングの位置、形状、寸法	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 { }	<input type="checkbox"/> ミルシート ※高強度筋の場合 <input type="checkbox"/> 配筋写真
		鉄筋の種類、規格、品質	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合		
		ベース筋等の径、本数、位置、間隔	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合		
		柱・地中梁の位置、形状、寸法	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合		
		地中梁の断面寸法、主筋径、本数、位置	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合		
		あばら筋の径、位置、間隔、形状	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合		
		偏心による補強等の確認	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合		
		偏心の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ----->	<input type="checkbox"/> 構造設計者への確認		
		各部鉄筋のコンクリートのかぶり厚さ	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合		
		各部鉄筋の継手・定着・圧接状況の確認 継手種類 <input type="checkbox"/> 重ね <input type="checkbox"/> 圧接 <input type="checkbox"/> 溶接 <input type="checkbox"/> 機械 検査方法 <input type="checkbox"/> 引張 <input type="checkbox"/> 超音波 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 品質管理記録確認 <input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合		
基礎工事躯体コンクリートの種類・規格・品質の 検査状況 <input type="checkbox"/> JIS認証工場 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 配合計画書等確認 <input type="checkbox"/> 品質管理記録確認 確認を行った試験結果 <input type="checkbox"/> 4週圧縮強度試験 <input type="checkbox"/> 塩化物量試験 <input type="checkbox"/> アルカリ骨材反応性試験 { }				

確認項目	照合内容等	照合方法等	照合結果 (最終確認日)	不適の場合の建築主への報告 構造設計者への確認事項等	別添報告書類	
9	木工事 (材料)	使用材料の品質確認	<input type="checkbox"/> 品質管理記録と照合 <input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適		
	(土台)	基礎との緊結状況(アンカーボルトの材質、形状、寸法及び配置) 部材の寸法	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合 <input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	<input type="checkbox"/> 状況写真	
	(床構面)	床根太等の寸法、大きさ	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適		<input type="checkbox"/> 状況写真
		床根太間隔、支点間距離	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合			
		転び止め	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合			
		床開口部の補強	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合			
		耐力壁直下の床根太補強	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合			
		床材の厚さ	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合			
		床の枠組と床材の緊結、釘の間隔と種類	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合			
	床版の各部材相互及び床版の枠組材と土台または頭つなぎとの緊結	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合				
	(耐力壁等)	耐力壁の配置、寸法	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適		<input type="checkbox"/> 状況写真
		耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合			
		耐力壁線相互の距離、耐力壁線に囲まれた部分の水平投影面積	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合			
		耐力壁のたて枠相互の間隔	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合			
		耐力壁の隅角部及び交差部の補強	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合			
		頭つなぎ	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合			
屋外に面する耐力壁のたて枠と直下の床の枠組みとの緊結		<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合				
壁の枠組と壁材との緊結、釘の間隔と種類		<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合				
引き抜き金物の配置、種類		<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合				
耐力壁線に設ける開口部の幅		<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合				
幅900ミリ以上の開口部上部のまぐさ受け	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合					
各部分の緊結	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合					
(根太等の横架材)	構造耐力上支障のある欠みがないこと	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適		<input type="checkbox"/> 状況写真	
(小屋組)	垂木及び天井根太の寸法	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適		<input type="checkbox"/> 状況写真	
	垂木つなぎの配置	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合				
	振れ止めの取付方法等	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合				
	垂木又はトラス頭つなぎ及び上枠との緊結	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合				
	各部材相互の緊結	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合				
	屋根下張り材の厚さ、釘の間隔と種類	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合				
屋根等に設ける開口部補強	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合					
(防腐処理等)	床下換気孔の位置、寸法	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適			
	防腐措置・金物等のさび止め処置	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合				
	防蟻措置	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合				
	準耐火仕様のチェック(準耐火建築物の場合)	<input type="checkbox"/> 関係図書と現場照合				
10	その他					
(注意事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・照合したものは口内にすべてチェックしてください。照合結果欄にはできる限り日付を記入してください。 ・該当する報告書類は、口内にチェックし添付してください。 ・今回、軽微な変更報告書を添付する場合は、変更内容がわかるように、『10その他』欄へ明記してください。 ・1～8までに記入できない事項の監理報告、構造設計者に意見を聞いた事項等がある場合は『10その他』欄へ明記してください。 ・本報告書は中間検査・完了検査申請書第四面の構造関係について報告するものです。第四面に重複して記入する必要はありません。 					

鉄骨工事施工状況報告書

年 月 日

名古屋市建築主事 様

建築主 住所
氏名

電話

工事監理者	() 建築士 () 登録 第 号 〒 住所	氏名	電話
	() 建築士事務所 () 知事登録 第 号		
工事施工者	〒 住所	氏名	電話

建築物及び鉄骨工事の概要	建築工事の名称	確認済証交付年月日及び番号		年 月 日				
	建築場所							
	主要用途	建築面積	m ²	延べ面積	m ²			
	階数	地上 階/地下 階	軒の高さ	m	最大スパン	m		
	構造種別	S造 SRC造 ()	架構形式	ラーメン プレース ()				
	確認に擁した図書と設計図書との照合結果等	照合結果 (相違あり 相違なし) 照合結果に相違があった場合、設計図書が訂正されたことの確認 (確認済 未確認)						
	確認済証交付後の変更事項							
	主要部材の使用部位及び鋼種	部位	鋼材種別	重量	高力ボルトの種類	J I S 型 (F T、) ・径 (M) トルシア型 (F T、) ・径 (M) (S T、) ・径 (M) (S T、) ・径 (M)		
					高力ボルトの種類	接合方法 摩擦、引張 摩擦面の処理 1. 母材： 2. スプラインPL：		
	溶接継目の部位の種類及び品質条件	工場溶接	部位	鋼材種別	品質条件等	現場溶接	部位	鋼材種別
				(突合せ ・ すみ肉) (突合せ ・ すみ肉) (突合せ ・ すみ肉) (突合せ ・ すみ肉)			(突合せ ・ すみ肉) (突合せ ・ すみ肉) (突合せ ・ すみ肉) (突合せ ・ すみ肉)	
鉄骨製作工場の名称等の現場表示板の設置期間			年 月 日 から 年 月 日 まで					

工事関係者の住所及び氏名	設計者	() 建築士 () 登録 第 号 〒 住所	氏名	電話
	構造担当者	() 建築士事務所 () 知事登録 第 号 〒 住所	氏名	電話
	検査機関 (検査員)	検査機関の名称 代表者名	住所 (検査員氏名)	電話 資格 ()
	鉄骨製作場	〒 住所 名称	代表者名	電話
		大臣認定年月日	年 月 日	認定番号

鉄骨製作工場及び工事現場における試験、検査等の結果						
試験、検査等の項目		試験、検査等の方法 (記号を○又は□で囲むこと。)		検査年月日		
				工事施工者	工事監理者	検査機関
工場製作における試験、検査等の実施状況	鉄骨製作工場の決定	a 書類審査	b 工場実地調査			
	要領書・工作図の審査	a 設計図書との照合	b 図書審査承認			
	溶接方法の承認	a 要領書審査	b 承認試験			
	溶接技能者の承認	a 資格証の承認	b 技量確認試験			
	使用鋼材等の品質確認	a ミルシートの確認	b 立会い検査			
	使用材料・製品の検査 (HTB・スタッドボルト等)	a ミルシートの確認	b 材料試験			
		c 立会い検査	d ()			
	現寸検査等	a 立会い検査				
	切断後の鋼材品質確認	a 立会い検査	b 確認試験			
	組立て検査	a 開先形状	b ルート間隔	c 目違い		
	d 裏当て・エンドタブ	e 組立て溶接				
製品の社内検査実施状況の確認	a 製品の社内検査報告書確認					
	b () c ()					
鉄骨製品の受入れ検査	a 溶接部外観検査(溶接部の精度・表面欠陥)					
	b 超音波探傷検査 c 補正措置					
	d 部材表面検査 e 寸法検査					
	f 取合部検査 g () h ()					
現場施工における試験、検査等の実施状況	RC部との接合(柱脚等)	a 設計図書との照合				
	アンカーボルトの埋込み等	a 設計図書との照合				
	建方、建方精度	a 建方精度	b 建入れ直し			
		c 倒壊防止精度	d 仮締めボルト			
	トルシア型HTB受入れ検査	a 規格品証明書	b 導入張力確認試験			
	摩擦接合面の確認	a 目視	b ()			
	食違い、肌すき検査	a 目視	b ()			
	高力ボルト本締め検査	a 目視	b ()			
	共廻り、締忘れ検査	a 目視	b ()			
	要領書、加工図の承認	a 設計図書との照合				
	溶接方法の承認	a 要領書	b 承認試験			
	溶接技能者の承認	a 資格証	b 技量確認試験			
	溶接作業条件の承認	a 要領書				
開先形状、ルート間隔、目違い、隙間	a 目視	b 溶接ゲージ				
	c () d ()					
仮付け溶接、裏当て、エンドタブ	a 目視	b 溶接ゲージ				
	c () d ()					
溶接部の検査	a 外観検査	b 内部欠陥検査				
所見	工場製作について		現場施工について			
			内部欠陥検査の方法			
			検査率			
		その他所見				

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 「所見」欄は、試験、検査等の結果、不合格のあった場合に、当該項目及びその後の措置並びに再検査年月日及び再検査の結果の合否について記入すること。
 - 3 次に掲げる図書等を添付すること。
 - (1) 鋼材の品質を証明し、かつ、流通経路を示す書類の写し
 - (2) 鉄骨製作に関する試験、検査等の実施状況を示す写真
 - (3) 鉄骨製作に関する受入れ検査を第三者に委託した場合の契約書の写し
 - (4) 建築現場における鉄骨製作工場の名称の現場表示板が設置されたことを確認できる写真(遠景・近景)

検査時構造提出書類一覧(チェックリストとして利用し、提出書類に添付してください。)

- ・完了検査申請時に、提出が必要な構造関係の書類を主な構造種類別に一覧にしたものです。(建築物・工作物対象)
- ・中間検査がある場合は、中間検査申請時に検査を行う特定工程までの部分を提出し、完了検査申請時に、中間検査で提出した工程以降の部分を提出してください。
- ・法第6条第1項第三号の建築物は除きます(ただし、建築基準法施行規則第4条第1項第二号に掲げる工事写真の添付が必要です)。

項目	提出書類		RC造	S造	SRC造	W造	
	<input type="checkbox"/> 工事監理状況報告書 ※構造種別に応じた様式を使用		●	●	●	●	
I) 地盤	<input type="checkbox"/> ①地盤調査報告書 ※確認以降に調査をした場合		○	○	○	○	
	<input type="checkbox"/> ②杭の施工報告書 ※杭芯ずれの報告が含まれていること		○	○	○	○	
	<input type="checkbox"/> ③平板載荷試験等の結果		○	○	○	○	
	<input type="checkbox"/> ④地盤改良施工報告書及び一軸圧縮試験等		○	○	○	○	
II) 工事写真	<input type="checkbox"/> ①工事監理者の立会い状況		●	●	●	●	
	② 配筋写真	基礎 <input type="checkbox"/> 杭 <input type="checkbox"/> 杭頭補強 <input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> 地中梁 (各部分で1ヶ所程度)	●	●	●	●	
		各階 <input type="checkbox"/> 柱 <input type="checkbox"/> 梁 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 壁 (各階で各部分1ヶ所程度)	●	○	●	△	
		任意階 <input type="checkbox"/> 片持床 <input type="checkbox"/> 階段 (各部分で1ヶ所程度)	○	○	○	△	
		補強 <input type="checkbox"/> 梁スリーブ補強 <input type="checkbox"/> 壁開口補強 (各部分で1ヶ所程度)	○	○	○	○	
		接合 <input type="checkbox"/> 継手 <input type="checkbox"/> 定着 <input type="checkbox"/> 主筋圧接 (各部分で1ヶ所程度)	●	●	●	●	
		スリット <input type="checkbox"/> スリット施工状況 (1ヶ所程度)	○	△	○	△	
	③ 鉄骨写真	工場	<input type="checkbox"/> 鉄骨工場における溶接部仮付け状態	△	●※1	●※1	△
			<input type="checkbox"/> 柱ダイアフラム取付状況	△	○※1	○※1	△
		現場	<input type="checkbox"/> 鉄骨製作工場名の表示板設置状況写真(遠景・近景)	△	●	●	△
			<input type="checkbox"/> 柱脚部柱型(アンカーボルトセット時)	△	●	●	△
			<input type="checkbox"/> 建方完了時の柱脚部おさまり <input type="checkbox"/> 建方完了時 全景	△	●	●	△
<input type="checkbox"/> 柱梁仕口 <input type="checkbox"/> 継手 <input type="checkbox"/> 壁ブレース端部 <input type="checkbox"/> 梁ウェブ補強			△	●	●	△	
検査	<input type="checkbox"/> 超音波探傷検査実施状況	△	●※2	●※2	△		
④木造	<input type="checkbox"/> 軸組 <input type="checkbox"/> 耐力壁 <input type="checkbox"/> 小屋組 <input type="checkbox"/> 床組 <input type="checkbox"/> 仕口その他の接合部		△	△	△	●	
⑤特定天井	<input type="checkbox"/> 天井ふところ内部の全景 <input type="checkbox"/> 吊り材の長さ計測状況		○	○	○	○	
	<input type="checkbox"/> 吊り天井と壁等とのクリアランス計測状況		○	○	○	○	
III) 鉄骨造建築物 品質適正化等 (工作物は不要)	<input type="checkbox"/> ①鉄骨製作工場国土交通大臣認定書、別添、指定書の写し		△	●	●	△	
	<input type="checkbox"/> ②鉄骨工事施工状況報告書		△	●※1	●※1	△	
	<input type="checkbox"/> ③鉄骨流通経路を示した書類の写し ※SN材・BCR材・BCP材・STKN材・TMCP材のみ		△	●※1	●※1	△	
	<input type="checkbox"/> ④鋼材規格証明書(ミルシート)の写し ※SN材・BCR材・BCP材・STKN材・TMCP材のみ		△	●※1	●※1	△	
	<input type="checkbox"/> ⑤超音波探傷検査結果(現場・工場)の写し		△	●※2	●※2	△	
	<input type="checkbox"/> ⑥超音波探傷検査における第三者機関との契約書の写し(5階以上又は3,000㎡超)		△	●※1	●※1	△	
IV) 構造材料	<input type="checkbox"/> ①コンクリートの四週圧縮強度試験結果(工作物は不要) ※以下の場合には第三者機関による試験結果、その他の場合は第三者又は自社による試験結果 ・普通コンクリートの設計基準強度が36N/mm ² を超えるとき ・軽量コンクリートの設計基準強度が22.5 N/mm ² を超えるとき		●	●	●	●	
	<input type="checkbox"/> ②PC鋼線、PC鋼棒の規格証明書		○	○	○	○	
	<input type="checkbox"/> ③上記以外の認定材料等特殊な材料の規格証明書の写し又は材料試験結果書の写し ※認定柱脚、高強度鉄筋等		○	○	○	○	
	<input type="checkbox"/> ④アンカーボルトの規格証明書の写し(伸び能力のあるアンカーボルト(ABR・ABM))		△	○	○	△	

●:原則提出が必要 ○:該当する場合に提出が必要

※1 III)①の鉄骨製作工場国土交通大臣認定書、別添、指定書の写しを添付することで提出を省略することができます。

※2 III)①の鉄骨製作工場国土交通大臣認定書、別添、指定書の写しを添付することで**工場溶接に係る書類**の提出を省略することができます。

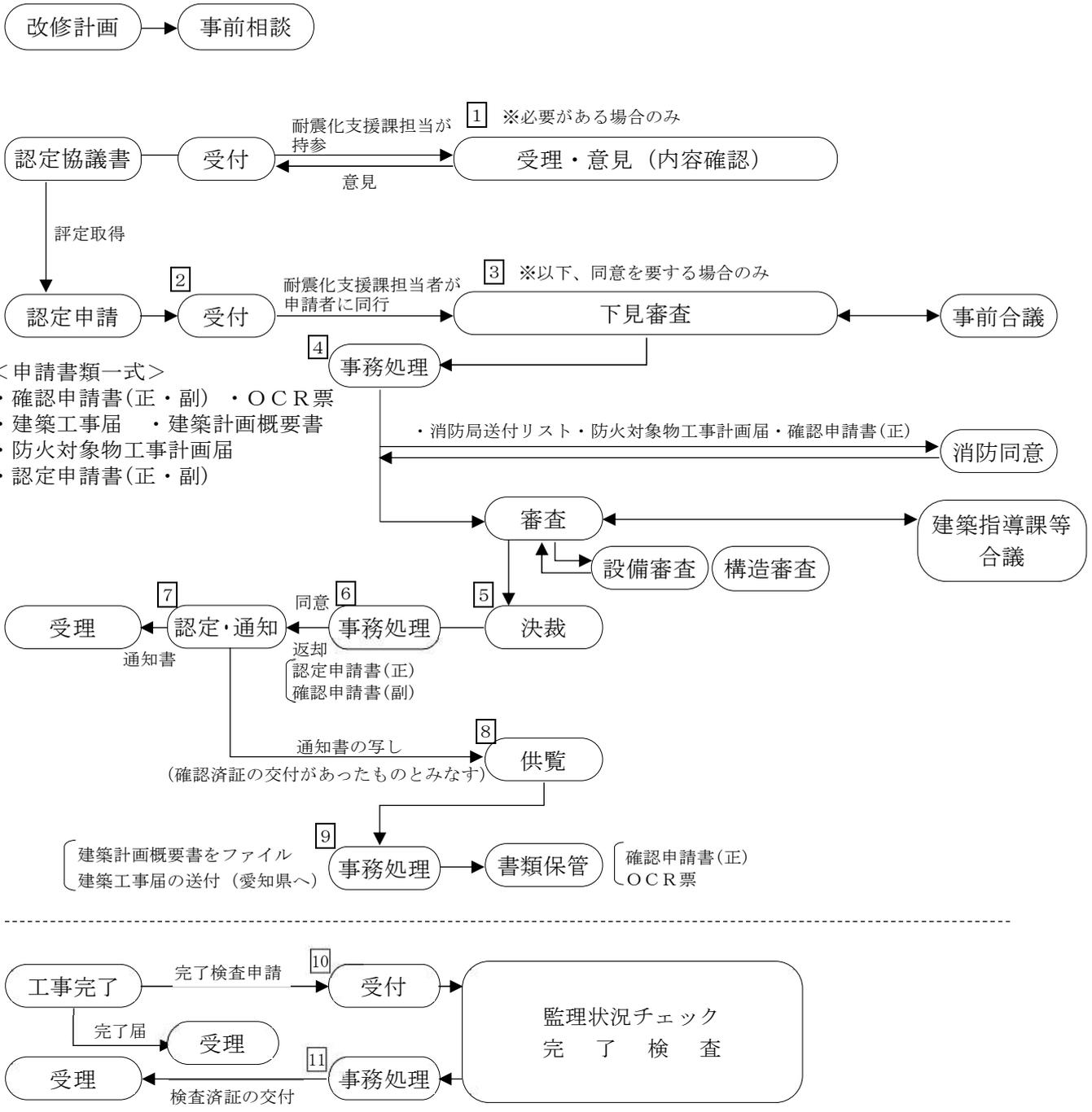
(注意) 上記表の内容で記載のないものに関しても、特に必要と認められる場合には追加提出を求めることがあります。

(鉄筋の圧接継手等の検査報告、特殊な工法の施工報告書等)

混構造の場合には提出書類が異なりますので、構造審査担当にご相談ください。

[耐震改修促進法第 17 条]耐震改修の計画の認定について

※原則として、同意を要する場合の流れである。



〔説明〕

1 受理・意見（建築審査担当・設備審査担当・構造審査担当）

「耐震改修促進法」、「名古屋市建築物耐震改修計画認定事務処理要綱」、「建築基準法」及び関係法令等を指針とする。特に、建築基準法に基づく確認申請の必要性の有無や日影規制に関する許可の有無に注意をする。

また、「消防法」の規定について消防局と事前に協議しなければならない。

建築基準法及び関係法令（確認申請の有無や既存不適格の内容）について、意見を求められたときは、建築審査課長まで回議の上、認定協議書に意見を付して耐震化支援室に送付する。

2 受付（耐震化支援室）

建築基準法第6条第1項の規定により建築確認申請が必要なものは、建築審査課に必要書類を提出し、耐震改修計画について建築主事に同意を求める。

3 下見審査（建築審査担当・設備審査担当・構造審査担当）

認定申請書（正）、確認申請書（正（認定申請書（正）第一面の写しを添付）、副）、OCR票、建築計画概要書、建築工事届（県への送付）、防火対象物工事計画届（認定申請書（正）第一面の写しを添付）により、関連法令等必要な合議の有無等をチェックする。

4 事務処理（審査総括担当）

申請手数料は徴収しない。

確認申請書（正・副）に「耐震改修法による」旨を付記する。

確認申請書（正・副）、OCR票、防火対象物工事計画届、認定申請書（正）に番号シール貼付。

「確認済証交付のお知らせ」ハガキ又は用紙は不要。

OCR票の確認決裁欄を「同意」に訂正し、記載変更等の欄に「建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条に基づく建築主事同意」と記入する。

建築計画概要書第一面の右肩に「耐震改修法による」旨を付記する。

建築工事届第一面の受付経由機関記載欄に「耐震改修法による」旨を付記する。

システム入力の際、審査メモ欄に「建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条に基づく同意」と入力する。

消防局へ確認申請書（正（認定申請書（正）第一面の写しを添付））及び防火対象物工事計画届（認定申請書（正）第一面の写しを添付）を送付し、消防長の同意を求める。

翌朝出力される、確認申請管理簿の確認済証交付欄に斜線を入れる。

5 決裁（建築審査担当・設備審査担当・構造審査担当）

耐震改修の計画について、耐震関係規定以外の既存不適格の程度が増大しないことを確認し、決裁後、認定申請書（正）の同意欄に、同意番号、建築主事名を記入、建築主事公印を押印する。

6 事務処理（審査総括担当）

OCR票の記載変更等欄に「同意日」と日付（日付印押印）を記入する。

認定申請書（正）同意欄に日付印を押印する。確認申請書（正）、OCR票、建築計画概要書、建築工事届を建築審査担当へ。

耐震化支援課建築物耐震担当に電話連絡し、認定申請書（正）と確認申請書（副）を、耐震化支援室担当者に返却する。この時、認定後に確認申請書（副）の確認年月日欄に認定日の記入を依頼する。

確認済証は発行しない。

7 認定・通知（耐震化支援室）

認定通知書の写しを建築主事（建築審査担当）に送付し、認定した旨を通知する。これをもって、確認済証の交付があったものとみなす。

8 供覧（建築審査担当）

認定通知書の写しの送付を受けた後、確認申請書（正）に認定通知書の写しを綴り、OCR票・建築計画概要書・建築工事届とともに建築審査課長まで供覧に付す。

9 事務処理(審査総括担当)

供覧後、OCR票の確認済証交付年月日欄、確認申請書(正)の確認年月日欄、及び、建築工事届の確認済証交付年月日欄に認定日を日付印で押印し、システム入力する。

建築計画概要書をファイルし、建築工事届を愛知県へ送付する。確認申請書(正)・OCR票を建築審査担当者に渡す。

10 受付(審査総括担当)

通常の完了検査申請と同様の処理を行う。完了検査手数料は徴収する。

11 事務処理(審査総括担当)

検査に合格した場合は、検査済証を交付する。

*検査済証の「4. 検査を行った建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要の【2. 申請主要棟の工事種別】」の欄は「増築(耐震認定によるもの)」と記載して発行する。

1 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書
(完了検査申請書の第三面別紙として添付)

建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適合性判定）後に建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更を行った場合に完了検査申請書に添付して提出する。（性能評価書等で省エネ適合性判定を省略する場合を含む。）

2 省エネ基準工事監理報告書（完了検査申請書の第四面別紙として添付）

完了検査申請書に添付して提出する。（仕様基準、性能評価書等で省エネ適合性判定を省略する場合も含む。）

3 軽微変更該当証明書

省エネ適合性判定後の軽微な変更のうち、再計算が必要なものについては、申請者はあらかじめ所管行政庁等に証明を求め、完了検査申請時に、軽微な変更説明書に添付して提出する。